中医協 総-1-6 2 1 . 5 . 2 0

平成20年度診療報酬改定結果検証に係る調査 後期高齢者にふさわしい医療の実施状況調査2 - 後期高齢者終末期相談支援料に係る調査 -報告書

I	ž	査の概要	[
	1.	調査目的	!
	2.	調査対象	:
	3.	調査方法	!
	(1) 施設調査	!
	(2) 事例調査	!
	(3) 意識調査	
	4.	調查 項目	2
	(1) 施設調査	
	(2) 事例調査	2
	(3) 意識調査	:
п	ä	査結果の概要	
-		施設調査	
)回収の状況	
)回答施設の属性	
) 終末期の診療方針等の話し合いの実施状況	
) 終末期の診療方針等の話し合い結果をとりまとめた文書の提供状況	
)後期高齢者終末期相談支援料の算定状況	
) 後期高齢者終末期相談支援料について	
		事例調査	
	(1) 回収の状況	. 1:
) 回答事例の属性	
	(3) 話し合いの状況	. 11
	(4) 話し合い後の患者・家族の状況	26
	3.	意義調査	2.
)	
) 回答者の属性	
)終末期の治療方針等についての話し合いに関する意識	
) 終末期の治療方針等についての話し合い等に対する費用の支払いに関する意識	
		± L 14	3

I 調査の概要

1. 調査目

本調査は、医療機関における終末期の診療方針等に関する話し合いの実施状況や話し合いの結果をとりまとめた文書の提供状況、後期高齢者終末期相談支援料の算定状況を 把握するとともに、終末期の診療方針等に関する話し合いの実施、話し合いの結果をと りまとめた文書の提供、後期高齢者終末期相談支援料等に関する一般国民の意識の調査 を行うことを目的とした。

2. 調査対象

本調査は、全国の保険医療機関を対象とした「施設調査!及び「事例調査! : ・・般 国民を対象とした「意識調査」から構成される。

施設調査及び事例調査は、全国の病院から無作為に抽出した 1,700 施設と、全国の在 宅療養支援診療所から無作為に抽出した 850 施設、その他に内科系の診療科目 (四科・ 呼吸器科・消化器科・循環器科・気管食道科) を標榜する一般診療所 850 施設の計 3,400 施設を対象とした。

意識調査は、民間調査会社に登録するパネル 2,000 名(年齢による層化無作為抽出)を対象とした。

3. 調査方法

(1) 施設調査

- ・自記式調査票の郵送発送、郵送回収
- ・調査実施時期は11月

(2) 事例調査

- ・施設調査の対象施設に対して、平成20年4月1日から9月30日に終末期の診療方 針等の話し合いを実施した事例それぞれについて、担当職種に回答を求めた。
- ・調査実施時期は11月(施設調査と同時)

(3) 意識調査

- 自記式調査票の郵送発送、郵送回収
- ・調査実施時期は11月

資料1	施設調査における自由回答意見	33
資料2	意識調査における自由回答意見	50
900 A: 100		120

4. 調査項目

本調査では、施設調査で医療機関における終末期の診療方針等に関する話し合いの実施状況や、その話し合いの結果をとりまとめた文書の提供状況、後期高齢者終末期相談 支援料の算定状況に関連する項目を、事例調査で医療機関における終末期の診療方針等 に関する話し合いの具体的な実施状況に関連する項目を、意識調査において終末期の診 療方針等に関する話し合いの実施、話し合いの結果をとりまとめた文書の提供、後期高 齢者終末期相談支援料等に関する意識に関連する項目を調査した。

詳細は以下の通りである。

(1) 施設調査

)ル設調金	
医分	д
	・施設福別、病床敷、開設者、診療科目
施設属性項目	・在宅療養支援診療所(病院)の届出状況
	- 終末期医療の職員研修の実施状況
	・終末期の診療方針等に関する話し合いの実施状況
	・話し合いを実施していない理由
	- 話し合いを実施した患者数(75歳以上・75歳未満)
	・話し合いを実施するうえでの困難
	・話し合いの結果をとりまとめた文書の提供状況
	・文書を提供していない理由
	・文書を提供した患者数(75歳以上・75歳未満)
	・文書を提供するうえでの困難
調査項目	・後期高齢者終末期相談支援料の算定状況
	・後期高齢者終末期相談支援料の算定患者数
	・話し合いの結果、診療方針等が「不明」「未定」であった患者数
	・退院時に算定した患者の退院先
	・初回の話し合い時から死亡時までの期間
	・文書の変更回数
	・後期高齢者終末期相談支援料に関する考え方
	・「美末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」の認知状況
	・後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件の改善すべき点

(2) 事例調査

•	./ 111	7.8.				
	EK.	分	p i			
	李例爾	性項目	- 記入者の職種 ・患者の年齢、性別、主傷病 ・話し合い時の療養状況 - 後期高齢者終末期相談支援料の算定状が	R		
	Ħŧ	項目	・話し合いを実施した日付 ・話し合いに参加した職種等 ・話し合いの内容 ・話し合い他の患者、家族の様子 ・話し合いが患者、家族の様子			

(3) 意識調査

(3) 本体同主	· ·
医牙	A *
	- 年齡、性別
[- 医療、介護関係の仕事への就業経験の有無
属性項目	・病気やけがによる入院経験の有無
	・大切な人を亡くした経験の有無
	・終末期の話し合いへの参加経験の有無
	・医療従事者と終末期の診療方針等に関する話し合いを実施意向
	・話し合いを行いたい内容
	・話し合いの結果をとりまとめた文書の提供希望
	・話し合いを行いたくない理由
	・文書の提供を希望する環由
	- 文書の提供を希望しない理由
舞壶项目	・話し合いの実施、文書の提供等に対して、公的医療保険から報酬が支払 われることへの考え
	・報酬が支払われることが好ましいと考える理由
	・報酬が支払われることが好ましいと考えない連由
	・後期高齢者終末期相談支援料における75歳以上という年齢区分に対 する考え
	・後期高齢者終末期相談支援料に対する考え

- 3 -

② 一般診療所

一般診療所の開設者は「個人」42.5%が最も多く、次いで「医療法人」41.4%となっていた。施設種別をみると、「無床診療所」86.0%、「有床診療所」13.4%であった。 有床診療所の病床数は1施設当たり平均13.3床であった。

主たる診療科目は「内科」57.7%が最も多く、次いで「消化器科」3.0%、「外科」「整形外科」2.3%であった。

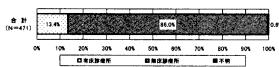
また、在宅療養支援病院は214 施設(一般診療所の45.4%)であった。

終末期に関する研修の実施状況をみると、在宅療養支援診療所、その他の診療所で「実施していない」がそれぞれ 88.3%、95.7%であった。

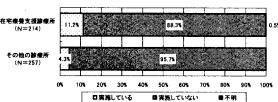
國表 1-5 開設者



图表 1-6 施設程別



図表 1-7 美末期に関する研修の実施状況



Ⅱ 調査結果の概要

1. 施設調査

(1) 回収の状況

國表 1-1 國収状況

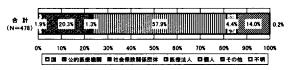
海拔4	换	旁邊療	有効療化療	自 株 李
#	腱	1,700 梓	478 件	28.1%
股 **	療所	1,700件	471 件	27.7%

(2) 回答施設の属性

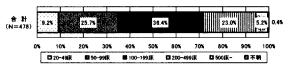
① 病院

利院の開設者は「医療法人」57.9%が最も多く、次いで「公的医療機関」20.3%となっていた。病床数は1施設当たり平均181.7 床であった。病床規模の構成をみると「100~199 床」36.4%が最も多く、次いで「50~99 床」25.7%であった。 終末期に関する研修の実施状況をみると、「実施していない」90.0%であった。 なお、在宅療養支援病院は7施設(病院の1.5%)であった。

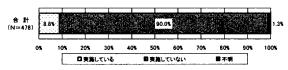
图表 1-2 開設者



図表 1-3 病床規模



図表 1-4 終末期に関する研修の実施状況

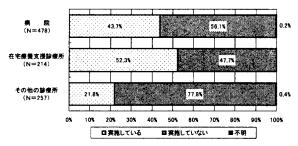


-4-

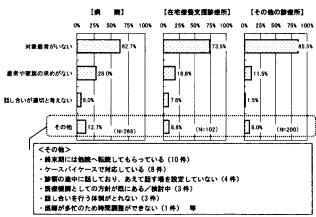
(3) 終末期の診療方針等の話し合いの実施状況

終末期の診療方針等の話し合いの実施状況をみると、「実施している」が病院、在 宅療養支援診療所、その他の診療所でそれぞれ 43.7%、52.3%、21.8%であった。な お、「実施していない」施設の実施していない理由についてみると、「対象患者がいな い」との回答が病院、在宅療養支援診療所、その他の診療所でそれぞれ 62.7%、73.5%、 85.5%であった。

図表 1-8 終末期の診療方針等の話し合いの実施状況



図表 1-9 義末期の診療方針等の話し合いを実施しない理由<複数回答>



終末期の診療方針等の話し合いを「実施している」施設が平成 20 年 4 月~9 月までの 6 カ月間に話し合いを実施した 1 施設当たり平均患者数 (75 歳未満・75 歳以上)をみると、病院 (8.1 人・15.2 人)、在宅療養支援診療所 (1.2 人・4.0 人)、その他の診療所 (0.2 人・1.9 人) であった

図表 1-10 平成20年4月~9月までに話し合いを実施した患者数

[75歳未満]

施設程類	施設數	平均值	最大值	最小值	標準備差
病 院	170件	8.1 人	180人	0人	21.8
在宅療養支援診療所	109 件	1.2 人	54 人	0人	5.3
その他の診療所	52 件	0.2 人	1人	0人	0.4

【75歳以上】

施設程類	施設數	平均值	最大值	最小值	標準偏差
– 競	170 件	15.2 人	164人	0人	20.5
在宅療養支援診療所	109 (4	4.0 人	52 人	0人	7.5
その他の診療所	52 件	1.9 人	12人	0人	2.5

なお、話し合いをするうえで困難に感じていることとしては「家族の意見にばらつきがある」「本人の意思確認ができないケースが多い」「本人や家族に医療側の意見が理解されているか不明な場合がある」などであった。

- ・家族の意見にばらつきがある (46件)
- ・本人の意思確認ができないケースが多い(25件)
- ・本人や家族に医療側の意見が理解されているか不明な場合がある(24件)
- ・家族の希望と本人の状態像にギャップがある場合の対応(10 件)
- 医療側と患者の家族との間が疎遠な場合の対応 (6件)
- ・回復の見込みがないことを納得してもらうこと(6 件)
- ・家族が告知を拒否する場合の対応(4件)
- ・どの時期を終末期とするかは医師によって異なること(4 件)
- ・患者によっては精神的なダメージが大きいこと(3件) 等

- 7 -

終末期の診療力針等の話し合い結果をとりまとめた文書を「提供している」施設が 平成 20 年 4 月~ 9 月までの 6 カ月間に文書を提供した 1 施設当たり平均患者数 (75 議末満・75 歳以上)をみると、病院 (6.1 人・11.8 人)、在宅嫌養支援診療所 (0.8 人・ 4.8 人)、その他の診療所 (0.2 人・3.4 人) であった。

図表 1-13 平成 2 0年 4 月~ 9 月までに文書を提供した患者数

【75歳未満】

施設種類	施設数	平均值	最大值	最小值	標準傷差
病 陡	53件	6.1 人	50人	0人	10.8
在宅療養支援診療所	21件	0.8 人	9人	0人	2.0
その他の診療所	9 🙌	0.2 人	2人	0.人	0.7

【75歳以上】

施設權類	施設數	平均值	最大值	最小值	標準備差
瘌 院	53 件	11.8 人	87人	0人	16.8
在宅療養支援診療所	21 件	4.8 人	52 人	0人	12.0
その他の診療所	9 🙌	3.4 人	12人	0人	4.1

また、文書を提供するうえで困難に感じていることとしては「患者や家族が医療用語を理解することが困難であり、共有できていない」「家族の意見に不一致がある場合の対応」などであった。

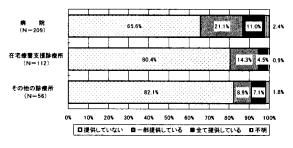
- ・患者や家族が医療用語を理解することが困難であり、共有できていない(10件)
- ・家族の意見に不一致がある場合の対応(6件)
- ・全て患者に伝えるべきか迷う(5 件)
- ・文書を作成する時間的余裕がない(4件)
- ・話し合いの際に同意した内容と、文章提供時の希望が異なる場合があり、頻回の変更が必要になること(3件)
- ・全ての内容を文章化するのは難しい/どこまで詳細に記述するべきか迷う(3件) 等

(4)終末期の診療方針等の話し合い結果をとりまとめた文書の提供状況

終末期の診療力針等の話し合いを「実施している」施設による話し合い結果をとりまとめた文書の提供状況をみると、「提供していない」との回答が病院、在宅療養支援診療所、その他の診療所でそれぞれ 65.6%、80.4%、82.1%であった。

また、提供していない理由としては、「これまで患者・家族から文書提供の要望がなかったから」が最も多く、病院、在宅療養支援診療所、その他の診療所でそれぞれ60.6%、61.1%、50.0%であった。

図表 1-11 話し合い結果をとりまとめた文書の提供状況



図表 1-12 話し合い結果をとりまとめた文書を提供しない理由<複数回答>

	* *	在 宅 療 養 支援診療所	その他の
	(N=137)	(N=90)	(N=46)
これまで患者・家族から文書提供の要望 がなかったから	60.6%	61.1%	50.0%
話し合いの際の言葉のニュアンスを文書 で伝えることは難しいから	43.1%	47.8%	43.5%
文書化を意識することで効果的な話し合 いができなくなるから	7.3%	21.1%	8.7%
その他	16.8%	16.7%	30.4%

- 8 -

(5) 後期高齢者終末期相談支援料の算定状況

退院時

入院中の患者

平成20年4月~9月までの6カ月間に75歳以上の患者1名以上に文書を提供した 施設は、病院44施設(病院の92%)、在宅療養支援診療所10施設(在宅療養支援診 境所の47%)、その他の診療所7施設(その他の診療所の2.7%)であった。

これらの施設のうち、平成 20 年4月~9月までに後期高齢者終末期相談支援料を 算定した施設は病院9施設、在宅療養支援診療所1施設、その他の診療所0施設であった。

図表 1-14 平成 2 0 年 4 月~ 9 月までの後期高齢者終末期相談支援料の算定状況等

	# R	在 宅 療 養 支援診療所	その他の 夢 療 所
	(N=44)	(N=10)	(N=7)
9月までも算定しておらず、10月以降 も算定の可能性はない	31件 (70.5%)	8 4 (80.0%)	6 # (85.7%)
9月までは算定していないが、10月以 降に算定する可能性がある	2件(4.5%)	1件 (10.0%)	0件(0.0%)
算定した	9件 (20.5%)	1 # (10.0%)	0 件 (0.0%)
無回答	2 # (4.5%)	0 #4 (0.0%)	1件 (14.3%)

[病 院] 4-6月 7~9月 合計 館 6人 0人 平均 館 0.67人 0.00人

0人

0人

最大值 2人 0. 最小值 0人 0人 死 亡 時 合計值 49 人 4人 平均值 5.44 人 0.44 人 最大值 21 人 2人 最小值 0人 0人 入陸中以外の患者(死亡時) 合計値 3人 0人 平均值 0.33 人 0.00 人 最大值 2人 0 A

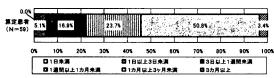
【在宅療養支援診療所】

			在七项类)	4、江戸本川」	
4~6月 7 八酸中の患者 選 膜 時 0人 死 亡 時 0人 人 日本	7~9月				
入院中の患者	退	腱	時	0人	0人
	死	t	P	0人	0人
入院中以外の患者(死亡時〉			2人	1人

最小值

なお、死亡時に算定した患者について初回話し合いから死亡までの期間をみると 「1カ月以上3カ月未満」50.8%が最も多く、次いで「1週間以上1カ月未満」23.7% であった。

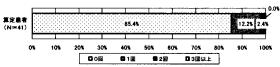
図表 1-15 死亡時に算定した患者の初回話し合いから死亡までの期間



※回答のあった算定患者 59 人(病院・一般診療所 8 施設)についての集計

また、算定した患者に提供した文書等の変更回数をみると「0回」85.4%が最も多 くなっていた。

図表 1-16 算定患者の文書等の変更図数

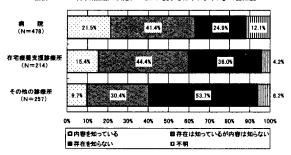


※翻答のあった算定患者 41 人 (病院・一般診療所 8 施設) についての集計

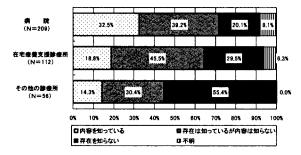
- 11 -

さらに、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」(平成 19年5月 21日 医政局発第0521011 号)の認知度についてみると、「内容を知っている」との回答は、 病院、在宅療養支援診療所、その他の診療所でそれぞれ 21.5%、15.4%、9.7%であっ た。また、話し合いを実施している施設のみでみると、「内容を知っている」との回 答は、それぞれ 32.5%、18.8%、14.3%であった。

図表 1-18 「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」の認知度



図表 1-19 「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」の認知度 ; 話し合いを実施している施設のみ



(6) 後期高齢者終末期相談支援料について

後期高齢者終末期相談支援料についての意見としては、話し合いを実施している病 院では「75歳以上に限定せず実施すべきである」55.5%が最も多く、次いで「終末期 に限らず病状の急変や診療方針の変更等の話し合いを評価すべき」49.3%であった。 また、話し合いを実施している在宅療養支援診療所では「75 歳以上に限定せず実施す べきである」40.2%が最も多く、次いで「もともと診療報酬によって評価する性質の ものではない」38.4%であった。話し合いを実施しているその他の診療所では「もと もと診療報酬によって評価する性質のものではない」39.3%が最も多く、次いで「75 歳以上に限定せず実施すべきである」28.6%であった。

図表 1-17 後期高齢者終末期相談支援料に関する考えく複数回答>;話し合いの実施の有無別

	•	M	在 电 療 養 支 掛 夢 療 所		+ თ ა	性の
	夹 英	非实施	* *	非实施	突 論	非实施
	N=209	N=288	N=112	N=102	N=56	N ⇒102
診療機関で評価することは妥当である	40.2%	25.7%	23.2%	27.5%	21.4%	31.5%
終末期の話し合いを診療機関で評価することは妥当だが、 話し合いの結果の文書提供を算定要件とすべきでない	29.7%	17.5%	33.0%	25.5%	14.3%	16.59
75 歳以上に限定せず実施すべきである	55.5%	37.3%	40.2%	36.3%	28.6%	35.59
終末期に限らず病状の急変や診療方針の変更等の話し合い を評価すべき	49.3%	26.1%	31.3%	25.5%	17.9%	22.09
後期高齢者終末期相談支援料の点徴(200 点)が高すぎる	0.0%	0.0%	1.8%	0.0%	0.0%	0.59
後期高齢者終末期相談支援料の点数(200点)が低すぎる	23.4%	16.4%	15.2%	26.5%	7.1%	14.09
診療機関で評価するのは時期尚単である	5.3%	7.1%	6.3%	8.8%	10.7%	8.09
もともと診療機関によって評価する性質のものではない	22.0%	21.6%	38.4%	33.3%	39.3%	21.59
後期高齢者能末期相談支援料を知らない	1.9%	10.8%	8.0%	14.7%	25.0%	21.59
その他	11.0%	5.2%	8.0%	3.9%	12.5%	5.09

後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件に関して改善すべきところとしては、 「あえて報酬化する必要はないのではないか」「国民のコンセンサスを十分得る必要 がある」「話し合いは何回も行うのに、1回のみの点数算定しかできないのはおかし い」「退院時、死亡時の算定ではなく、話し合いを実施した時に算定すべき」「点数設 定が低すぎる」などであった。

- 12 -

- ・あえて報酬化する必要はないのではないか(24 件)
- ・国民のコンセンサスを十分得る必要がある(12 件)
- ・話し合いは何回も行うのに、1回のみの点数算定しかできないのはおかしい(10件)
- ・退院時、死亡時の算定ではなく、話し合いを実施した時に算定すべき(10件) ・点敷設定が低すぎる(8件)
- ・文書化することで契約のようになってしまう(6件)
- ・変更が多いため、一体に文書化する必要はないのではないか(6件)
- ・後期高齢者に歴史する必要はない(5 件)
- ・患者の配知症の程度によっては、両意を得ることが困難である(5件)
- ・通常の診察の際に話し合いを行っており、「連続1時間以上」の要件は不要ではないか
- ・終末期の定義自体が不十分である(2件)
- 家族の範囲を明確にすべき(1件)

2. 事例調査

(1) 回収の状況

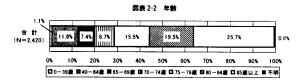
関表 2-1 回収の状況

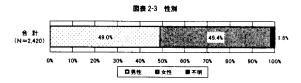
施設推頻	事 例 某
痢 陕	2,213件 (136施股分)
一般診療所	207件(70施設分)
台 計	2,420件 (206施設分)

(2) 回答事例の属性

事例翻査の回答者は、看護師 64.8%、医師 9.3%、その他 25.5%であった。 話し合いを行った患者の平均年齢は 78.9 歳であり、「85 歳以上」が 35.7%と最も多くなっていた。また、75 歳以上は 70.7%であった。

また、性別については「男性」49.0%、「女性」49.4%であった。



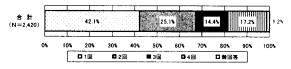


- 15 -

(3) 話し合いの状況

平成 20 年 4 月から 9 月までの 6 カ月間の話し合いの回数をみると、「1 回」 42.1% が最も多く、次いで「2 回」 25.1%であった。

國表 2-6 平成 2 0年 4月~9月の話し合いの函数



話し合い1回当たりの平均時間をみると、1回目 28.6 分、2回目 22.7 分、3回目 21.1 分、4回目 21.8 分であった。また、後期高齢者終末期相談診療料の算定患者のみでみると、1回目 53.6 分、2回目 31.5 分、3回目 30.8 分、4回目 18.3 分であった。

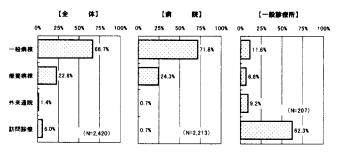
図表 2-7 1回当たりの話し合いの時間

			事例数	平均值
全 体	1 @) B	2,052 件	28.6 分
	2 🖻	1 角	1,164 件	22.7 5)
	3 🛭	1 2	643 4 4	21.1 分
	4 15	1 8	347件	21.8 分
算定患者のみ	1 @	1 13	57 4 +	53.6 分
	2 9	1 8	10 🙌	31.5 分
	3 @	1 8	6 / 	30.8 🛠
	4 @	1 8	3件	18.3 5

話し合い時の療養状況についてみると、病院では「一般病棟」71.8%が最も多く、次いで「療養病棟」24.3%であった。一般診療所では「訪問診療」62.3%が最も多く、「一般病棟」11.6%であった。

なお、後期高齢者終末期相談支援料の算定患者 57 人は 75 歳以上の患者全体の 3.3% であった。

図表 2-4 話し合い時の療養状況<複數回答>



患者の主傷病をみると、「その他の悪性新生物」11.2%が最も多く、次いで「肺炎」 9.5%、「気管、気管支及び肺の悪性新生物」7.9%であった。

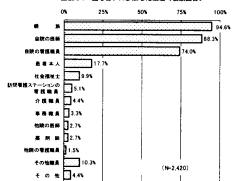
図表 2-5 主傷病

疾病名	事例数	割合	累積割合
その他の悪性新生物	272件	11.2%	11.29
肺炎	230 件	9.5%	20.79
気管、気管支及び肺の悪性新生物	190 #	7.9%	28.69
聯搜書	168 梓	6.9%	35.59
胃の悪性新生物	155 件	6.4%	41.99
肝及び肝内胆管の悪性新生物	131件	5.4%	47.49
その他の心疾患	104件	4.3%	51.79
腎不全	72 件	3.0%	54.69
脳内出血	65 件	2.7%	57,39
復購S状結腸移行部及び直腸の悪性新生物	63 件	2.6%	59.99
その他	797 4 4	32.9%	92.99
集回答	173 件	7.1%	100.09
合 計	2,420 件	100.0%	

- 16 -

話し合いに参加した職種をみると、「親族」94.6%が最も多く、次いで「自院の医師」 88.3%、「自院の看護職員」74.0%、「患者本人」17.7%であった。

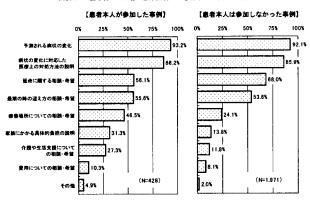
図表 2-8 話し合いに参加した職種<複数回答>



話し合いの内容についてみると、患者本人が参加した事例では「予測される病状の 変化193.2%が最も多く、次いで「病状変化に対応した医療上の対処方法の説明」86.2%、 「延命に関する相談・希望」56.1%であった。

患者本人が参加しなかった事例でも同様の傾向にあり、「予測される病状の変化」 92.1%が最も多く、次いで「病状変化に対応した医療上の対処方法の説明」85.9%、「延 命に関する相談・希望」68.0%であった。

図表 2-9 話し合いの内容<複数回答>;患者本人の参加の有無別



- 19 -

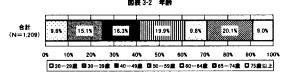
3. 東雄期査

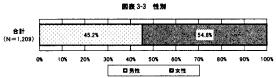
(1) 回収の状況

	國表 3-1 回収の状況	l
免进数	有效區収數	田 収 率
2,000 件	1,209 件	60.5 %

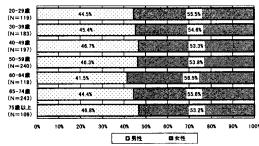
(2) 回答者の属性

回答者の平均年齢は 52.9 歳であり、「65 歳以上」が 29.1%であった。 また、性別については「男性」45.2%、「女性」54.8%であった。





図表 3-4 年齢階層別にみた性別の状況

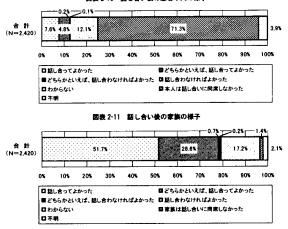


(4) 話し合い後の患者・家族の状況

話し合い後の患者・家族の状況をみると、患者本人は「本人は話し合いに同席しな かった」71.3%と最も多かった。また、家族は「話し合ってよかった」51.7%が最も 多く、次いで「どちらかといえば、話し合ってよかった」26.6%であった。

また、話し合いが患者・家族に与えた影響は、「不安が軽減されたようだった」46.3% が最も多く、次いで「患者にとってよりよい(自分らしい)決定に生かされたようだ った」30.9%、「医療提供者への信頼が深まったようだった」24.5%であった。

図表 2-10 話し合い後の患者本人の様子



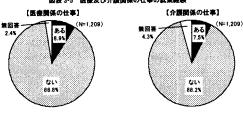
園表 2-12 話し合いが患者・家族へもたらした影響<複数回答>

	事例數	割合
不安が軽減されたようだった	1,121件	46.3%
患者にとってよりよい(自分らしい)決定に生かされたようだった	748 件	30.9%
医療提供者への信頼が深まったようだった	594件	24.5%
患者と家族の間で思いが共有されたようだった	366 件	15.1%
家族の悲しみが深まったようだった	169件	7.0%
迷いや混乱が生じたようだった	116件	4.8%
医療提供者への不信感をもったようだった	26 件	1.1%
患者の元気がなくなったようだった	18 件	0.7%
その他	132件	5.5%
特になし	473件	19.5%
裁 敦	2,420件	100.0%

- 20 -

医療関係の仕事の就業経験については「ある」8.9%、介護関係の仕事の就業経験に ついては「ある」7.5%であった。

図表 3-5 医療及び介護関係の仕事の就業経験



過去5年間の本人又は家族の入院経験については、「家族が入院した」45.8%が最も 多く、次いで「入院したものはいない」30.6%であった。

図表 3-6 過去 5年間での本人又は家族の入院経験

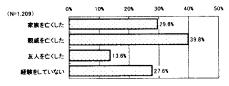


*

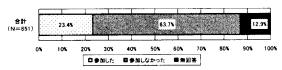
過去5年間で身近な大切な人を亡くした経験については、「親戚を亡くした」39.8%が最も多く、次いで「家族を亡くした」29.6%であった。

さらに、「家族を亡くした」「親戚を亡くした」「女人を亡くした」のいずれかに回答した者に終末期の話し合いの参加状況を尋ねたところ、「参加しなかった」63.7%、「参加した」23.4%であった

図表 3-7 過去 5 年間での身近な大切な人を亡くした経験



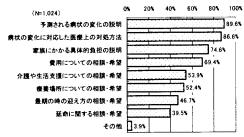
図表 3-8 終末期の話し合いの参加状況



- 23 -

さらに、話し合いたい内容をみると、「予測される病状の変化の説明」89.6%が最も 多く、次いで「病状の変化に対応した医療上の対処方法」86.6%、「家族にかかる具体 的負担の説明」74.6%であった。年齢階層別にみると、「予測される病状の変化の説明」 との回答が65歳未満では89.7%~95.8%であるのに対して、65~74歳82.9%、75歳 以上78.2%となっていた。

図表 3-11 話し合いたい内容<複数回答>



図表 3-12 年齢階層別にみた話し合いたい内容<複数回答>

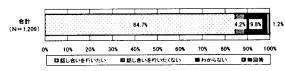
	20-29 🗮	30-39 🗮	40-49歳	50-59歳	60-64 🗮	65-74歳	75 歳-
	(N=96)	(N=167)	(N=169)	(N=203)	(N=100)	(N=211)	(N=78)
予測される病状の変化の説明	95.8%	95.8%	92.9%	89.7%	90.0%	82.9%	78.2%
病状の変化に対応した医療上の対処方法	86.5%	87.4%	87.6%	89.7%	88.0%	83.4%	82.1%
家族にかかる具体的負担の説明	77.1%	79.6%	79.3%	75.9%	68.0%	72.0%	62.8%
費用についての相談・希望	79.2%	77.8%	75.7%	71,4%	68.0%	58.8%	51.3%
介護や生活支援についての相談・希望	45.8%	49.7%	50.3%	55.7%	63.0%	56.9%	56.4%
療養場所についての相談・希望	44.8%	49.7%	52.1%	51.7%	56.0%	51.2%	69.2%
最期の時の迎え方の相談・希望	55.2%	49.7%	51.5%	49.8%	46.0%	35.5%	42.3%
延命に関する相談・希望	52.1%	44.3%	45.6%	42.9%	36.0%	25.1%	34.6%
その他	3.1%	3.6%	3.0%	4.4%	1.0%	6.6%	2.6%

(3) 終末期の治療方針等についての話し合いに関する意識

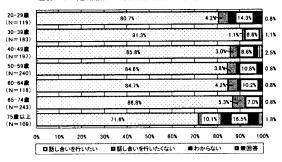
終末期の治療方針等についての話し合いの実施意向については、「話し合いを行いたい」84.7%となっていた。

年齢階層別に実施意向をみると、「話し合いを行いたい」との回答が、20~29 歳80.7%、30~39 歳91.3%、40~49 歳85.8%、50~59 歳84.6%、60~64 歳84.7%、65~74 歳86.8%、75 歳以上71.6%であった。

図表 3-9 終末期の治療方針等の話し合いの実施意向



図表 3-10 年齢階層別にみた終末期の治療方針等の話し合いの実施意向



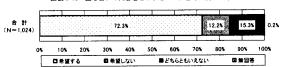
- 24 -

終末期の治療方針等について「話し合いを行いたい」と回答した者に、話し合いの 内容をとりまとめた文書等の提供の希望を尋ねたところ、「希望する」72.3%、「希望 しない」12.2%であった。

希望する理由については、「説明を受けたことについて、後で確認したいから」68.9% が最も多く、次いで「参加できない家族も含めて、家族全員で、話し合いの内容を共有したいから」66.2%であった。

また、希望しない理由については、「文書等の作成を前提とすると、十分な話し合いが行われなくなる恐れがあるから」36.0%が最も多く、次いで「文書等に残すと、気持ちや状況がかわった場合に、変更できないような気がするから」「文書等には、通り一遍のことが書かれるばかりではないかと考えるから」28.8%であった。

図表 3-13 話し合いの内容をとりまとめた文書等の提供の希望



図表 3-14 文書等の提供を希望する理由<複数回答>

	#	數	割合
説明を受けたことについて、後で確認したいから		510	68.9%
参加できない家族も含めて、家族全員で、話し合いの内容を共有したいから		490	66.2%
話し合った方針を、後で確認したいから		415	56.1%
医療側にも、合意した内容を共有してほしいから		382	51.6%
その他		28	3.8%
裁 数		740	100.0%

図表 3-15 文書等の提供を希望しない現由<複数回答>

	#	數	# 1	A
文書等の作成を前提とすると、十分な話し合いが行われなくなる恐れがあるから		45	36.	01
文書等に残すと、気持ちや状況がかわった場合に、変更できないような気がするから		36	28.	81
文書等には、通り一道のことが書かれるばかりではないかと考えるから		36	28.	8
文書等に残すと、病状や今後のことなどが不安になりそうだから		34	27.	2
医師、看護師、その他の医療従事者との関係がギクシャクするかもしれないから	1	18	14.	4
文書等の作成は、延命措置の中止などの意思決定を迫られるような気がするから		8	6.	4
その他]	29	23.	2
8 9		125	100.	Ó

< その他>
・医師を復輔したいから (3 件) /話し合いだけで十分だから (3 件) ¹

また、終末期の治療方針等について「話し合いを行いたくない」と回答した者に、 その理由を尋ねたところ、「病状や今後のことを知るのがこわいから」「家族に心配を かけるから」39.2%が最も多く、次いで「話し合う必要性を感じないから」29.4%で あった。

図表 3-16 新し合いを希望しない理由く維助回答>

	#	歌	割:	A
病状や今後のことを知るのがこわいから		20	39.	2%
家族に心配をかけるから		20	39.	2%
話し合う必要性を感じないから		15	29.	44
意思や希望を聞かれても、自分では決められないと思うから		14	27.	51
話し合いの結果、自分が望まない方針に決まってしまうかもしれないから		12	23.	59
自分の意見がうまく伝えられないと思うから		9	17.	69
医師や看護師、その他の医療従事者の説明を十分に理解できないと思うから		6	11.	89
治療方針を相談できる人、相談したい人が他にいるから	i	4	7.	81
その他		10	19.	61
* *	·	51	39.	23

くその他>

・自然に任せたいから(2 件) ・自分のことは自分で決めたいから(2 件) 等

- 27 -

「好ましい」と回答した者について、後期高齢者終末期相談支援料の年齢区分につ いての意識を尋ねたところ、「年齢区分は必要ない」69.2%が最も多く、次いで「75 歳以上という年齢区分が妥当」17.2%であった。

図表 3-19 後期高齢者終末期相談支援料における年齢区分に関する意識

	全体							
	*	20-29 歳	30-39 🗮	40-49 🗮	50-59 歳	60-64 🗪	65-74 🗮	75 歳-
	(N=412)	(N=34)	(N=48)	(N=80)	(N=81)	(N=40)	(N=86)	(N=43)
齢区分は必要ない	69.2%	76.5%	79.2%	65.0%	71.6%	70.0%	72.1%	48.8%
5歳以上という年齢区分が妥当	17.2%	2.9%	12.5%	21.3%	13.6%	15.0%	18.6%	32.6%
の年齢区分を設けるべき	3.9%	8.8%	4.2%	6.3%	2.5%	5.0%	1.2%	2.3%
からない	5.1%	8.8%	2.1%	2.5%	7.4%	7.5%	3.5%	7.0%

「好ましい」と考える理由については、「医療行為(医師の仕事)であり当然のご とだと思うから」、「医療機関に時間や労力の負担がかかるため、報酬がなければ成り 立たないから」、「医療機関が責任をもって仕事をしてくれると思うから」などが挙げ られた。

- ・医療行為(医師の仕事)であり当然のことだと思うから(165件)
- ・医療機関に時間や労力の負担がかかるため、報酬がなければ成り立たないから(75件)
- ・医療機関が責任をもって仕事をしてくれると思うから (70 件)
- ・患者側が遠慮せずに十分な質問や話し合いができると思うから(16 件)

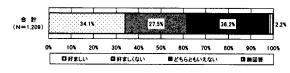
一方で「好ましくない」と考える理由については、「相談は診療に含まれていると 思うから」、「高齢者の経済的負担を軽くしたい」、「相談で費用が発生することが納得 できない」などが挙げられた。

- ・相談は診療に含まれていると思うから(129 件)
- ・高齢者の経済的負担を軽くしたい (50件)
- ・相談で費用が発生することが納得できない(21 件)
- ・相談は医療行為ではないと思うから(21件) 等

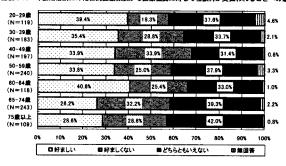
(4) 終末期の治療方針等についての話し合い等に対する費用の支払いに関する意識

終末期の治療方針等についての話し合い等に対する公的医療保険から医療機関へ の費用の支払についての意識をみると、「どちらともいえない」36.2%、「好ましい」 34.1%、「好ましくない」27.5%であった。

図表 3-17 公的医療保険から医療機関に対して相談料が支払われることへの意識



図表 3-18 年齢階層別にみた公的医療保険から医療機関に対して相談料が支払われることへの意識



- 28 -

また、後期高齢者終末期相談支援料に関する考えとしては、肯定的意見として「終 末期の相談支援料は良い制度だから、普及させていくべきだ」、「納得できる結果が出 るなら良い制度である」、「十分な相談ができる体制を整えてほしい(医療従事者の育 成など)」などが挙げられた。また、否定的な意見としては「終末期の相談支援料は 不要な制度だ」、「相談は通常の診療に含まれているはずだ」、「今以上に医療費の支出 を増やしたくない」などが挙げられた。

- ・終末期の相談支援料は良い制度だから、普及させていくべきだ(153 件)
- ・納得できる結果が出るなら良い制度である(37件)
- ・十分な相談ができる体制を整えてほしい(医療従事者の育成など)(17 件)
- ・医療機関や医師で差がないようにしてほしい(17件)
- ・患者側が安心感を持って過ごすために必要である(8件)

<否定的意思>

- ・終末期の相談支援料は不要な制度だ(83件)
- ・相談は通常の診療に含まれているはずだ (83 件)
- ・今以上に医療費の支出を増やしたくない(45件)
- ・医療機関の営利目的に悪用される(16件)
- 医療機関への優遇措置としか思えない(5件)

くその他意思>

- · 年齢区分は不要である (259 件)
- ・費用の額によって黄杏が分かれる(52 件)
- ・医師不足や医療従事者の忙しさのため十分な相談ができるのか疑問だ(22 件)
- ・観身に相談に乗ってもらえるのか不安がある(22 件)
- 形式的な相談に終わらないか心配(22件)
- ・お金のある人とない人との間に差が生まれそうだ(14件)
- ・「後期高齢者」という名称に不満だ(7件)
- ・国民への説明が不十分である(5件)

4. まとめ

本調査では、施設調査及び事例調査において、医療機関における終末期の診療方針等 に関する話し合いの実施状況や話し合いの結果をとりまとめた文書の提供状況、後期高 齢者終末期相談支援料の算定状況を把握した。また、意識調査において、終末期の診療 方針等に関する話し合いの実施、話し合いの結果をとりまとめた文書の提供、後期高齢 者終末期相談支援料等に関する一般国民の意識を調査した。

補院の43.7%、在宅療養支援診療所の52.3%、その他の診療所の21.8%が終末期小診療力針等に関する患者/家族との話し合いを行っていた(図表1-8)。話し合いを実施するうえで困難なこととしては、「家族の意見にばらつきがある」「本人の意思確認ができないケースが多い」などが挙げられた。話し合いには、家族94.6%、自院の医師88.3%、自院の看護職員74.0%などが参加していたが、本人の参加は17.7%であった(図表2-8)。

話し合いの内容は、「予測される病状の変化」「病状の変化に対応した医療上の対処方法の説明」「延命に関する希望」などが多かった。話し合い後の患者・家族の様子については、患者本人は話し合いに参加していない場合が多いものの、家族は「話し合ってよかった」との回答が51.7%であった(図表2-10、2-11)。話し合いが患者・家族へもたらした影響についても「不安が軽減されたようだった」「患者にとってよりよい(自分らしい)決定に生かされたようだった」「医療提供者への信頼が深まったようだった」といった肯定的な内容が多くみられた。

話し合いを行っている施設のうち、全ての話し合いについてその結果をとりまとめた 文書等を提供している施設は、病院 11.0%、在宅療養支援診療所 4.5%、その他の診療 所 7.1%にすぎなかった (図表 1-11)。文書等を提供しない理由としては、「これまで患 者・家族から文書提供の要望がなかったから」「話し合いの際の言葉のニュアンスを文 書で伝えることは難しいから」というものが多く挙げられた (図表 1-12)。また、文書 等を提供するうえで困難なこととしては、「患者や家族が医療用語を理解することが限 難であり、共有できていない」「家族の意見に不一致がある場合の対応」「全て患者に伝 えるべきか迷う」などが挙げられた。

なお、後期高齢者終末期相談支援料を算定していた施設は、病院9施設、在宅療養支援診療所1施設のみであった。また、後期高齢者終末期相談支援料については、「75歳以上に限定せず実施すべきである」「終末期に限らず病状の急変や診療方針の変更等の話し合いを評価すべき」「もともと診療機能によって評価する性質のものではない」などの回答が多かった(図表1-17)。また、「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」(平成19年5月21日医政局発第052101号)の認知度は低く、話し合いを実施している施設で「内容を知っている」との同答は、病院、在宅療養支援診療所、その他の診療所でそれぞれ32.5%、18.8%、14.3%であった(図表1-19)。

一般国民の意識では、終末期の診療方針等の話し合いの実施希望は高く(図表 3-9)、 話し合いの内容をとりまとめた文書等の提供希望も高かった(図表 3-13)。話し合いた い内容としては、「予測される病状の変化の説明」「病状の変化に対応した医療上の対処

- 31 -

資料1 施設調査における主な自由回答意見

	患者や家族の個々の希望に合わせて、丁寧に話し合いを進めていくことは大切だが難しい。ま
1	た時間もかかる。
	本人の意思確認ができないケースがほとんどである限り、推測するしかないこと、家族がどう
2	いう選択肢があるかわからず、説明するのが大変であること。
3	24 時間体制で対応などができない。
4	患者の思い、家族の考えなどの調整 .
5	家族の意見がバラバラ。
6	・在宅での看取りが、家庭の都合で困難。
	・理解が全体に伝わらない。
7	急変時の対策が困難。
8	理解力の不足。
	・家族間での統一見解が得られない場合。
9	・病状の変化や経済的に家族の対応が変化する。
	・医療側の説明が十分に理解されているか不明であることが多い。
10	「高齢者の場合、臨死状態とは言いがたい時(ゆっくり終末期をむかえる)時に必要しない。又
	(急変もありうるので) 認知症もあることも多い、理解力も低い。
11	家族が告知を強く拒否する場合、本人が不信感を持ち、関わりが困難になるケース。
12	介護者の理解職が貧しく、くり返し説明が必要 (主な介護者以外の) 家族全員の治療方針が
12	統一しておらず、状態悪化する度に家族会議がひらかれるなど、治療が中断してしまう。
13	回復の見込みがないことを納得していただくこと。
14	家人(患者の)の考えが一致しない時。
15	1. 具体的な日付までは不明な為、経過をみているうちに変更になることがあること。2. 身近な
10	親族と話し合いができても、違い親族がきて、話し合いの内容が変更となることがある。
16	本人 (患者) の理解を得られることが難しい。認知症、難聴などの合併を有する人が多く、又
10	がん末期の場合、本人に告知することもありません。
	当院は、重症心身障害児施設であり、患者自身に対する話し合いは困難である(言語の理解が
17	困難)。話し合いは専ら保護者・家族に対するものとなる。保護者等は一般的に話し合いに理
	解を示している(数は全く少ないが)
18	家族の理解力が乏しい場合(今回2人は問題なし)。
19	本人が認知症のため、意思確認が困難。
20	疾患や状態に対する理解が家族、本人では困難な事が多い。何時間、何回説明しても困難な力
20	も非常に多い。
	本人の意思の確認はほとんどの例で不可能であり、家族も、同居している人と、遠方に住み、
21	終末期のみ帰ってくる人では意見が異なる事が多い。話し合いを誰と行い、誰の意向を尊重す

方法」「家族にかかる具体的負担の説明」などが多かった(図表3-11)。また、文書等の 提供を希望する理由としては、「説明を受けたことについて、後で確認したいから」「参 加できない家族も含めて、家族全員で、話し合いの内容を共有したいから」などが多く みられた(図表3-14)。

終末期の診療方針等の話し合い等に対する公的医療保険から医療機関への費用の支払いについての意識としては、「好ましい」「好ましくない」「どちらともいえない」との回答がそれぞれ 34.1%、27.5%、36.2%と拮抗していた(図表 3-17)。なお、「好ましい」と回答した者の 69.2%は後期高齢者終末期相談支援料の年齢区分について「必要ない」との意向を示していた(図表 3-19)。

- 32 -

	間9 終末期の診療方針等に関する話し合いを実施する上で困難と感じていること
22	しいてあげれば時間の調整。
23	家族の来院が困難の場合、延命の有無等の確認が難しい。
	・家族の中で意見が違う場合(ベインコントロールや、最後の看取り方など)。
24	・定期的にメンバーがまとまって時間をとるのが難しい(特に医師)。
	精神的に弱い患者さんに説明すると体調が悪くなることが多いので、患者さんによってある程
25	度わけて行っている。
_	終末期の方向性は本人の意向より家族の事情に左右されることが多く、両者の意見を合わせる
26	のが困難である。
_	当院は本人の意思確認が困難なものが大半。基準では家族の意思での代用は不可と解釈され
27	5 · · · 9
28	家族全員の意見の統一。
	もし急変した場合に、どのような処置をどこまで行うのかということが患者さんの家族全員に
29	伝えるのが難しい (家族によって意見が違う場合があるため)。
	患者の責任者(家族、親族)内で意見がくい違う事があり、対応が困難な場合がある→延命権
30	置を希望しないといったり、転院を希望したりで、意見が統一されていない事がある。
31	患者本人の意見をしっかり把握する事。
200	終末期であることを本人に話すのは、本人の精神的ダメージが大きいので主として家族とのみ
32	話し合いをしている。
	医師・看護師間での感覚のギャップを充足しながら連携につなげるのに労力を費やすことがあ
33	S.,
	・病状に対する理解が難しい場合において今後の生活の場所を検討していくにあたって、繰り
34	返しの説明が必要である点。
34	本人の意向は自宅退院であるが、看護・介護の問題で病院で最後を迎えられることとなる。
	光 。
	当院では終末期に限らず入院時に、当院で対応できない場合の緊急搬送先の希望の有無や、
	変時の対応の確認、終末期になった場合、当院でどの程度まで対応できるかの話を全ての入
	患者に対して実施していますが、たいていの場合、終末期の治療法等の話をすると、怒り出
	ことがほとんどです。我々、医療従事者が、一般的に認められている医学的知見に基づき回
	を見込むことが難しいと判断したとしても、患者様や家族等が、そのことに対して、心の準
35	というか現実を受け止められないケースがほとんどです。終末期の診療方針の話し合いを実
33	するうえで、終末期という現実を受け入れる心の準備が、本人や家族にできていない場合が
	番困難であり、話し合いにならないケースが多いことです。また、キーパーソンになる家族
	話し合う機会は多いのですが、日ごろ病院に訪れない、身内・親族が多く、死期が切迫して
	る状態になって、初めて病院を訪れ、これまでの話し合いの経過を無視し、合意内容を一か
	構築し直すことが多く、そういった切迫した状況では、時間が足りないのが現実で、困難を
	めています。

	同9 義末期の診療方針等に関する話し合いを実施する上で困難と感じていること
36	入院のとき、当院の医療の程度(治療可能な範囲)を説明しているが、家族の理解要求の変化
L	や、家族間での対立などにより、転院となる時、困難な事がある。
37	家族の希望する治療と患者の状態との落差。
38	家族の統一した意見が得られない。
39	終末期の定義が不明確。特に癌再発患者に関しては常時終末期をも想定して診療を行っている。
40	本人、配偶者、家族との終末期に対する考えが異なることが多い。訪問看護しと医師との死生
L	観の相違も、多々存在することもあり、方針決定が定まらないことがある。
41	本人の死後の事(遺言、財産分与)まで持ち込まれた場合、話し合いがスムーズに行かず進行
	に困った。
	・患者に告知を希望しない家族が多いため、対応に苦慮する。
42	・終末期を在宅で迎えることが、まだ少ないために、患者本人との思いのくい違いが見られる
L	ことがある(外泊的場合も同じような状況がある)。
	・家族の間で意見がわかれる。
43	・家族、医療者間で日時の設定。
	・理解力が不充分な場合のフォロー。
	・希望にあった治療が、自病院でできないとき。
44	10 月以降現在まで患者様本人の同席は2例あったが、なかなか同席が難しい。
	・入院時に終末期を迎えることになった場合を想定し、お話をしているが、突然なことでご家
45	族様はキョトーンとされ、考えが伴わないことがある。
	・度々の話し合いで家族間で考えがくい違う場合は困ります。
46	・化学療法の効果が期待できない場合、治療中止等、家族の納得が得られない。
	・患者の意志が十分わからない場合(せん妄等)に本当は何を望んでいるのかわからない。
	・患者本人と家族の意向がくい違っている
47	・患者・家族・医療スタッフとも死生観をきちんと持っていない。
	・医療スタッフと患者・家族との状態把握について認識に差がある。
	・本人や家族がまだ決意できない時は何度も話し合いを行わなければならない。動揺も大きく
Ш	不安を助長させてしまう可能性も大きいことから早い時期からの説明が必要。
	当院は高齢者の認知症専門病院であり、入院時に家族と終末期の対応や診療について説明し、
48	一応方針を話し合っている。この時はまだ終末期ではないので具体的な方針は決めかねないと
	いう問題がある。もちろん、終末期になった場合には改めて話し合い方針を決定している。
	・経口摂取ができなくなり、栄養補給の方法として、胃瘻増設をした場合の療養の場が制限さ
49	れ、選択肢が限定される(家庭でも特養でも受け入れなくなる傾向)。
	・核家族・家長制の崩壊で、在宅で療養できない。
50	重度の意識障害等の症状により、患者本人が終末期の話し合いに参加が困難な場合がほとんど
لــــــا	であり、家族の意向を反映せざるをえない状況である。

- 35 -

	問9 義末期の診療方針等に関する話し合いを実施する上で困難と感じていること
	入院時、家族は最後の迎え方を畳の上でと希望する場合が多いが、入院が長くなるにつれ、自
72	宅での最後が不安になって、帰ることを思いとどまってしまう(自宅でのサービス等の説明を
	しても)。
73	家族が死に対して慣れていないので、最後の終末時にパニックになることがあり、そのあたり
13	を前もって話し合っても理解することが困難に思えます。
	往診にての終末期医療(いわゆる看取り)は、本人にも家族にも主治医にも、又、私の診療所
74	に通院されている他の患者様にも大きく影響し、負担が大き過ぎるように思います(家族や我々
	が体をこわしたり、他の患者様をお待たせしたりと)。
75	家族の理解が得られない場合がある。特に家族内で意見の一致が無い時は難しい。
76	家族の思いが十分引き出せない様な医師のインフォームドコンセントのしかた(患者や家族が
	選択出来る選択時間が少なすぎる。結局、先生にお任せします、の言葉になってしまう)。
77	抽象的な表現で希望を伝えてこられるケースが多い。 ①先生に判断をお任せする。 ②何も
<u> </u>	しないで苦しまないようにして欲しい。
78	家族に偏った考えの人が居ると説明に困難を感じる事がある(医療者、宗教など)。
79	家族間の意見の一致をみない時、理解を得られない時。
80	本人へ告知されていない。 身寄りがない、家族が非協力的である。 独居である等。
	家族に連絡すると仕事中や多忙であり、連絡がとりにくい事が多い。 親族が遠縁であったり
81	して、決定権が乏しく、最終的には色々な思いがある様子でした(キーバーソンが決定してい
	ない場合)。
82	ご家族が認知症で、ご理解が難しい場合。 家族が多く、家族間で意見の相違がある場合など
83	身体的状況から、余命を日単位と判断するケースにおいて、ご家族が気管内挿管、人口呼吸装
	着を希望された場合に、医学的視点・QOL・倫理的に困難と感じる。
84	①家族によって考え方が異なるため、それをまとめていく事が難しい場合がある。 ②急激な
	病変の悪化の場合、意見の統一が難しい。
85	入所施設により、終末期に対する対応が異なり、家族の希望通りにいかない場合がある。
86	家族にいろいろと今後の治療方針を相談しても、どうしてほしいとも意見も無く、感心がない
	場合。
87	家庭内で意見がまとまらないこと。 患者家族の医療行政や環境、病気に対する無知。
88	診療時間内に実施困難。 施設基準施設でない場合、保険点数算定できない。
	医療を提供する側と患者家族の間で終末期医療に対する考え方にギャップを感じる。 そして、
89	理解してもらうことが困難な場合が多い。 在宅へと促しても、患者家族の状況、例えば、年
	齢・仕事等が障害となり、スムーズにいかない場合が多い。
90	直接一緒に住んで生活している身内の方と遠方の親戚の方とで考えが異なり、診療方針がまと
	まらないことがある。

	間9 終末期の診療方針等に関する話し合いを実施する上で困難と感じていること
51	ターミナル期として他院より紹介転入の場合に病状理解の相違があり、紹介状との違い、患者
31	様・御家族それぞれに精神的面を考慮しつつ受け止め方を知る時。
	患者本人に延命等に関する意志がある場合には、家族、本人との話し合いは容易に行うことが
52	できるが、本人に意志がない場合には(不明、またはまだ考えていない場合)、本人を外して
	家族とだけの話し合いになること。
53	普段から患者と家族の関係が疎遠の場合、全く身寄りがいない患者の場合に話し合いの場を記
	けることすら困難を感じることがある。
54	最後の時、どこで病院又は自宅で迎えるのか、親族も大変迷う場合がある。状態急変時も、自
	宅で処置を行うと決定していても、いざその場合、病院へ搬送を希望する。
55	延命処置を施行するかどうか等。家人(本人)に、どこまでの医療を希望されるかどうかなど
	र न ,
56	時間が足りない。
57	家族間の意見の統一がむすかしい。
58	ろくにつきあいのない違い親戚が、病状や治療経過もしらないくせに口をはさむこと。
59	その保険点数まで言い出しにくい。今までどおり、ふつうに「こうしましょうか」と提案して
	いるだけ。了承は得ながら。カルテには記入する。
60	家族との話し合いができているのにたまに来る遠方の親戚が騒ぎ出すこと(この様な状況で何
	故病院に入院させないのか?)。
61	安楽死、尊厳死、自然死の区別がついていない家族に対し説明が必要な時。
62	家人、親類で各々意見が異なる。
63	文書に表現することは難しい面がある。
64	老々介護や家族の介護が乏しい場合では終末期を自宅では困難なことが多い。
65	本人と家族の意見、思い、考え方が違う時。
	患者は在宅を希望するが、家族の受入れが困難。
66	・老々介護
	・医療的処置がある(気管内吸引・IVH ホート管理等)
_	・夜間の負担増
67	急変時に家族が動揺されるのは当然である。診療(往診)毎に治療方針を説明し、信頼感を領
	くことが大事。
68	家族全員の意見が、同一ではない。
69	患者の家族間の意見の相違や、終末期医療に対する認識のズレなど調整や説明の困難な場合。
70	在宅で行うか、病院に入院するかについて、家族の介護力のある高齢者では在宅を望まれるが
	老々介護の場合など在宅で終末期医療を行うことが難しい。

- 36 -

	同 9 終末期の診療方針等に関する話し合いを実施する上で困難と感じていること
91	終末期ケアに対して十分な対応が出来ていない。 Dr、Nsのみの対応で病院として組織的に 出来ているとはいえない。 そんな中で、このような話し合いをするのは、気がひける、申し 訳ないと思っているので、積極的に話をもっていけない。 まずは、終末期ケアが十分出来る 体制を作らなければならない(対応出来る職員の確保システム化等)。
92	人が死ぬということのイメージをご家族と共有できないことが時々あること。
93	本人同意を得ることとなっているが、病状や認知症などの理由で困難となる事例が多い。
94	1) 家族の介護力が乏しい。 2) 住環境不良
95	一般的病状説明の中で、終末期の説明を同時に行っている。
96	高齢者で自分の終末期を冷静に見つめ、方針をあらかじめ定められる人は少ない。当院では、 独自にアドバンス・ディレクティブを作成し、適当な患者さんに勧めてみるが、実際にそれを 作成する人は殆どいない。
97	個別にそれぞれ方針が異なるので、車前の話し合いはその都度必要。
98	当院は医師の一人のみで経営している僻地診療所である。看護師etcはいません。この地区で看取るPtは非常に多いのが現実ですが、算定又は、24hr体制にも関わらず、国の定めた人数とも足りないため、請求できていない。
99	人院先の問題、医療崩壊、DPCのため病院への入院は困難。介護力不足の家族(核家族化、 仕事の問題など)と話し合いをしても困りはてることも多い。
100	治療が奏功しない旨を伝えることが、治療放棄ととられる可能性があり、話し合いに非常に気 をつかいます。
101	話を出来る方がいない場合がある(身内がいない、老々介護時)。
102	患者・家族への告知が行われていなく、更に生活の妨げとなる症状が既に出現している場合。 患者・家族が症状・病気に対する認識が甘い場合。 家族が患者の望まない延命を希望する 場合。 家族が患者の介護を放棄している場合。
103	家族間での意見の相違がある。 家族のキーパーソンの方が高齢のため、理解しにくい。 家 族がいないため、後見人の場合困難。 現在元気な方に話し合いをする事に難しさを感じた。
104	地方には低所得者が多く、払えない人も多い。
105	自己決定不能例の家族間意志統一、代表医師表示者適定に関しては、死後相続など民事上の問題もあり、気を使う。
106	現在は、ご家族・主治医・看護師で話し合う事が多いです。今後は多職種にて話し合う方向に、 ルール化を推進していきたいと思っています。多職種の時間調整が職しいと感じています。
107	相手に話しても、寝たきりに近い状況の場合、(見た目) 重症でないとやはり「全て(気管挿管、人口呼吸、心臓マッサージ) してください」「病院に運んでください」と言われる。その後で胃ろう、気切、人口呼吸器(意識が戻らない時) にうへんということになってしまう→後 方病院(老人病院) に3ヶ月以内に転院。

	同9 終末期の診療方針等に関する話し合いを実施する上で困難と感じていること
	後期高齢者の家族においては、積極的治療を望む人は少なく、自然のままで良いといわれると、
108	一度に、時間に渡る話し合いを続けることは非常に困難と感じた。また、本人を交えての話し
	合いは、高齢者の場合は難しい。
109	患者の同意を得ることは難しい。患者及び家族・脊護師が終末期における診療が針を充分に話
109	し合うことが難しい。 連続して工時間以上に獲り、話し合いを行うことは難しい。
	当院に人院してくる時には、患者本人の意思の確認がとれないものが始どである。また、意志
110	表示ができるとしても、終末期医療の内容を理解できないと思われるものばかりであり、終末
110	期医療(春取り)で殆どの場合、ご家族と話すものが殆どである。また、家族間での春取りの
	方法にかなりの差があり、後日間期となることも多い。
111	家族の介護に対する協力の有無。
112	病院での脊取りを希望される患者の場合、転送(人院)の見極めが困難(早めのタイミングで
	ないといけない)
	医療に対する知識が少ないため、理解できているか迷うことがある(本人、家族を含め)。 末
113	期状態の時(帰省者により、治療の変更を求められ、家族間のコミュニケーションがとりにく
	くなる)方針の忘れ。
	同居している親族との話し合いで在宅でこのまま悪化しても看取ると決めていても、いざ状態
114	が悪くなり、いつか分からなくなってから、他に住んでいる親族から入院させてはとのクレー
	ムがつき、同居の親族に迷いが生じる場合が多々ある。
115	家族との話し合いがスムーズ(理解)にできない場合が多い。
116	ご家族間の意志の統一がはかられていないので、こちらの考えが押し付けにとられる事もある。
117	患者さん本人、家族が高齢でなかなか理解を得にくいケースがある。
118	24 時間(休日・夜間・深夜・日常診療中)対応が困難。
119	遠くに住む縁者を称する人だが、後から現れ、話がひっくり返る事がある。
120	突然に見舞いに来るお客の親と話し合いの意見が違ってしまい、家族が困ってしまう場合もあ
	3.
	高齢者であり、ご家族は出来るだけ苦しまないで最後を迎えてほしいとの思いの方が多く、特
121	に困難と感じるケースはありません。工家族もおまかせします、という方が多いです。もっと
	早い時期に本人の意思確認が必要と思います。
122	終末期においては、患者の意思というよりは家族の介護に対する取組み方とその姿勢並びにそ
	の協力体制を構築することができるかという点に困難さを感じている
123	治療方針に対する患者及び家族間の相違。
124	患者本人と家族での希望の相違。また、家族間でも希望がまとまらない。頭での理解に精神面
	がついていかない内に、病態が進行するというケースあり、
125	医師会病院等と連携で実施しております。
126	時間の都合がつきにくい。

- 39 -

	間 12 終末期の診療方針等に関する話し合いに関する文書等提供を行う上で困難と感じていること
3	「何もしない」場合の中味にズレが生じる場合があり、ニュアンスを話し合いの場に参加して
	いない人に伝えるのは難しい。文章にしても、受け取り方の差が生じることもある。
2	患者さんとの話し合いが希たい人間関係になるから。
3	内容の説明に充分時間をかけているが、理解が不充分と思われる場合がある。
4	全てを完全に記す時間的余裕がない。
5	文書まで提供しても、理解していない家族がほとんどであり、説明は本当に困難。
6	話し合いの時間を作るのが、やっとで文書を渡した時には家族等が内容を把握していないケースもある。
7	患者本人に病気のことが言えない場合がある。
8	医療についての情報の共有化。
9	文書提供はDr.により違いがある。倫理委員会等での規定にそって今後実施する必要がある。
	こちらが伝えようとする内容を基礎知識のない方々に文書化して伝えるのは困難。長い話し合
10	いの中で信頼関係を構築することの方が在宅看取りには有効で、交付する文書は確認メモ程度
	としている。そろそろ文書に点数を与えるような手法から脱却してほしい。
11	家族間の意思統一が崩れたりした場合
	本人への精神的負担を考慮し、なるべく話の中で伝えている。文章では伝わりにくい部分があ
12	り、かえって見放していると捉えられかねない。
	患者の急変時や医師が忙しい場合は、書面で渡す余裕がなく口頭だけになることがある。それ
13	を後から記入することは困難である。
14	結果について、訂正も求められる事。
15	患者に死期をあえて意識させる必要が、医療者の側にありうるのか疑問。
	具体的内容を全て記載することが難しい。要点のみになる傾向。医療用語の理解ができず、共
16	有できないと感じる。
	話し合いのときには、家族も納得され、同意をいただいているが、方針を決定していく時期・
17	タイミングが困難なこともある。又、その後に同意された内容と異なった希望があり、頼回に
	方針を変更したり、病状説明をしたりしている。
	一度説明が済んだ内容について、御家族様が十分理解できないとき、又、書面では本人にいえ
18	ない部分は書けない。
	本人、家人を含め、コンセンサスが与えられなかったり、家人の中での意見がまとまらないと
19	か、その時での考え方、意見が変わることです。
20	余りこまごま書くと混乱する。どこまで書いたらいいのか迷う。
21	時間の制約。
	「お金をいただきますよ」という意思表示になるのが、大病院では納得してもらえるだろうが
22	田舎の個人診療所では、金もうけしているように誤解されるのが嫌です。
23	症状の急激な変化があった時、その家族や周辺での意見の不一致がある。
24	全てについて御本人に伝えるのが良いのかが判断が難しい。
25	終末期の医療ニーズが話し合いの結論と文書提供時の説明に対する反応が異なる場合がある。

	間 9 終末期の診療方針等に関する話し合いを実施する上で困難と感じていること
	家族の方に患者が終末期にある事を理解してもらうのが、困難である。いつまでも元気だと
127	っている。治療をすれば必ず助かる、と死を受け入れられない家族がいらっしゃること。
128	話し合い時点と実際の終末期時点で意見(家族の)が変わる時。
	本人への告知について、老人ホームにある為、認知症の方へどう伝えるかが思慮深く、検討
129	なくてはならないと思います。 認知症における治療の拒否もあるので、ご家族への同意・
129	- 諾は絶対的な効力があるものとして対応しても、本人の意志(認知症患者の尊厳)はどうし
	らいいのでしょうか。
130	意志練誦のできる患者が少ないため、本人からの意志を聴取することがほとんど不可である
131	本人には話し合いが出来ない(認知症を伴うため)し、理解してもらえない。
132	患者・家族、又、患者家族共に認知症である場合、また、年齢による認識力の低下がある場
133	告知に関して本人と家族間で意見が違う場合に対応に困ることがある。
	①患者は本当は在宅でと思っていても、介護が家族に負担がかかるのでと本音を言わない。
134	患者・家族の思いに「ずれ」がある時。 ③二人暮らしである時、家族も無関心な時があり
	話し合い実施が困難。
	医師・看護師の話し合いにおけるコミュニケーション能力により、患者・家族の説明内容の
135	解、受け入れなどに違いがあること。また、在宅もしくはホスピス、その他施設に転院する
	期を考え、適切なタイミングで話し合いを実施することが難しいこと。
136	医師の説明を患者と家族が良く理解できない場合が多い。
137	家族間で意見が合わない。
138	24 時間の医療行為を希望された時には、管理が出来ないため、困難と思う。
139	患者自身に正直にどこまで話をするか、医療サイドと家族サイドでの隔たりがある。
140	時間的な余裕がない。 家族の返答がなかなか得られない (方針が決定できない)。
	①家族内での診療方針に対する意見の相違があり、個々に話し合いを要求されること。 ②
141	末期にあることを理解できず、治療継続を希望するとき、時間を要する。
142	人さまざま。 考え方は時により変化する。 経済的問題が関連してくるなど。
	医療者に対する家族のストレスや不満 (説明が不十分だったり、対応への不満) 、誤解 (治
143	- - に対しての理解不足〉等、適切に対応しなければならない点。

- 40 -

	間 12 終末期の診療方針等に関する話し合いに関する文書等提供を行う上で困難と感じていること
26	本人へ告知されていない場合。 身寄りがない、家族が非協力的である等。
27	話し合いに参加していない家族が文書を見て、その内容を話し合いに参加した方と同じように
	理解するは困難と思う(全ての内容を文書化するのは難しい)。
28	告知等で、患者本人とご家族の間で意見の相違がある場合。
29	話し合いの内容を記載してお渡ししているが、内容の全てを記載できているわけではない為、
2.5	詳細が伝わっているかが心配である。
30	ブライバシー
	時間的に説明ある上で、診療時間内は無理。時間をとって説明するも、家族の都合もあり、極
31	めて収入もなく、振り回されることがある(家族が忙しいので、日曜日にしてくれと要求する
	ことも) 。
32	患者様家族に理解して頂ける言葉使い、説明の詳細を理解頂いているか。
33	変化ある病状に家族が理解できない場合。
34	本人の意志と家族の意志の尊重の兼ね合いが難しい。
35	患者・家族、又、患者家族共に認知症である場合、また、年齢による認識力の低下がある場合。
36	病状についての説明が違う場合、一家族が病状を「本人に言わないで下さい」と言われる時、
50	家族に再度説明されることがある。
37	全ての話し合いについての記入は困難。 主要な方針のみ記入。

間 22 後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件等について改善すべき点

必要に応じて対応したこと全てに対してそれ相応の対価があってしかるべきと考える (それは 家族に対しても同様と考える)。

- 2 特に後期高齢者に限って算定する必要はないと思う。
- 3 診療報酬算定の凍結は無くすべき。
- 4 広く国民の理解を得る事が大切であると考える。

終末期相談は臨床医にとって当然の業務行為であり、手法は医師患者関係それぞれにおいて 様々であるので、これを文書化することで報酬を与えるという発想自体がいやしいと思う。5分 ルールといい、ゲーム感覚のるルールはもうやめましょう。なんだか悲しいです。当院は文書 交付なくても在宅死100%です。

誰であろうと終末期にあたり今後をどう考えるか家族と医療スタッフが真剣に話し合いをする 事は当然で、それに点数を付ける事も問題ないでしょう。但し、75 歳以上に限定する事は国民 に誤解を招くことになっていますので、改善が必要であり、国としてももっと丁寧な説明が求 められます。

- 43 -

間 22 後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件等について改善すべき点

- 家族とのカンファレンスや、ケアマネとの調整会議等、エネルギーを使う事になるので、点数 での評価は必要。
- 9 国民的・臨床的合意が十分に形成されているとはいい難い現状での実施はすべきでない。
- 10 定型的な文面を強制すべきでない。

後期高齢者というよりは、癌の末期の方々について、どこで、どのように最後をむかえるかということには、なじむ方法だと思いますが、後期高齢者をひとくくりにしてしまうと、それぞれ人によって死生観が適いますし、世代よっても、その人の生まれ育った環境によっても死生観が多種多様であるので、難しいのではないかと思います。

- 12 日本においては、診療報酬の算定に不適と考えます。
- 点数化されることにより更なる体制の充実が必要となったり、「医師が看機師と共同して連続1 時間以上の話し合いをする"という算定の原則を考えると、200 点という診療機關は低すぎます。 せめて1000 点の点数設定をしていただきたいところです。また、算定日についても、話し合い をもった病院以外で死亡するケースも考えられる為、実施日の算定が望ましいと考えます。
- ・終末期を含めムンテラにて緊急時の対応を話し合う為、1 人に1回となんてことは出来ないと 思います。
- ・連続して1時間以上話し合うより、必要に応じ日々時間を取り内容や受入れなど家族への理解と同意をしていただくことが大切と考えます。
- 評価があるなしにかかわらず、常に家族との話し合いが行われてコミュニケーションがとれて いることが大切だと思うので点数化には反対です。むしろ包括病様での看取り加算のようなも のは考えられないでしょうか。
- 16 医師の裁量内の事であるので、点数化するのはおかしい。
- 重度の意識障害等の病状により、患者本人が話し合いに参加できない場合もある。その場合に 17 おいても、本人の病前の意志を十分に尊重できる親族との話し合いでも算定を可能にしてはど うか。

病状説明については見舞いに来たついでのように話を聞きたいとナース室に申し出る家族、それぞれ個別に別の方が来る、又は 2~3 日して様子はどうかと頻繁に対応を申し出る等あり、看護師の方である程度調整しないと、医師は病状説明、同じ内容を何度も話すことになってしまう。患者、家族の権利が大きくなりすぎる傾向がみられる。又、病気を知らない人に理解するまで説明することは、とても大変。いろいろな労力を考慮し、入院中、何回かの算定はみとめて頂きたいと考える。

- 19 より議論を深めて、世間から受け入れられることが重要である。
- *期ではどのような形でも、家族との話し合いは必ず存在する。あたりまえのことでもっと全体の点数で評価すべきこと。

特に連続して、1時間以上に渡り、話し合いを行ったうえで患者の十分な理解を得て文書提供した場合、患者1人につき1回算定となっていますが、日常の診療において話し合いを行って終 末期医療及びケアの方針決定がなされ、文書の提要を行った場合も相談支援料を算定可とすべきである。

間 22 後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件等について改善すべき点

当院は精神科で、施設では対応できなくなった重度の認知症患者の入院が多いのですが、患者の意志の確認が不可能な状況で、意志表示も無く、患者機の意志が推定出来ないケースがほとんどです。そこで、家族等の判断が必要となってきますが、検家族化し、親子・兄弟でも、日頃の付き合いが薄くなりがちな社会では、家族間で「患者機の意志」についての判断がパラパラであり、顕惑の作業が困難を極めます。また、「無末期医療に関するガイドライン」によると、「家族等」とは、知的な意味での複談ではなく、患者様が信頼を寄せている人も含まれておりますが、非考高齢で認知機能が低下した方に、そういう存在の方を確認する方法がないのが実際のところです。日頃より、親族・夕内で、新し合っておいて頂ければ、と思いますが、現実には「死」についての話は、「縁起でも無い、まだ元気なのに不護慎」等、タブー限される傾向が強いのが実情で、苦慮するところで、社会全体で善末期について、当たり前のように話ができるように、停発を行っていく必要を感じます。

また、「終末期」と言う言葉のとらえ方が、患者様や家族等にパラツキがあるのも問題です。ガイドラインによる「広鏡の検末期」と成院値が判断し話を始めると、ほとんどの家族が「狭義の終末期」と受け取り、問題が発生してしまいます。高齢化が急速に進んでいるわが頃において、終末期医療に関する問題は、回避することの出来ない重要な問題であり、我々、医療従事者が、学生時代から考察を保めることも大事ですが、国民全体が、推にでも我が身に降りかかる事実として、日常的に話し合えるようになるべきだと思われます。

会回の「後期高齢者終末期相談支援料」では75歳以上の患者様が対象ですが、確かに高齢者は「終末期」と呼ばれる状態になる確率が高く、その事実を現実のものとして受け入れ、準備をしておくべきなのでしょうが、年齢で区分するには個人差がありすぎると思われます。年齢に関係なく、否応なしに、その時は、差にでも平等に訪れることですから、練引きせずに、国民全員が、どのような疾患であれ、安心した療養生活を送ることができるように、医師・医療関係機関から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて話し合いを行い、十分に理解するための相談・支護を評価する方が、よりよいものになると思われます。

投々医療従事者が、回復の見込みがなく、死期が迫っており「延命治療が目立つ・そのような過剰な医療 は無意味・患者の QOL をより重視し、延命治療の差し控えや中止を考慮するべき」と感じたとしても、人 の価値観は千差万別・十人十色であり、患者様や家族等がそう感じるとは限りません。たしかに、それら の治療の中止は患者様の死につながるものであるだけに、当然、慎重にお応するべきですが、その前に患 者様や家族等が「死期が迫っている・回復の見込みが無い」と言う事実を受け入れるための心のケアも重 要視してほしいところです。準値のできていない状態で、禁未期の治療法の話など、できないのではない かと思われますし、いくら話し合っても合意率見とてこないと思われます。そういった事実を受け入 れるには、時間も必要ですし、サポートが必要です。終末期にさしかかり、「死」が身近になってると、 本人もそうですが、家族も不安や無機感といった精神的に不安定な状態となり、「心のケア」が必要とな ってきます。そうした精神科領域で自然的に行われている取り組みも含めた総合的な評価にして頂きたい と思います。

- 44 -

間 22 後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件等について改善すべき点

- 200 点は低すぎると思います。その行為には Dr.、Ns.、SW 等、相当な時間と労力を使うことか ら、その点を考慮して頂きたい (連続して 1 時間以上は無理)。ただでさえ医師は不足してい て時間がとれない。
- 23 もともと診療報酬によるものでもなく、支援料として算定するのであれば、点数は低すぎる。
- 24 算定等に当たり、一定の共通書式等を配布してほしいです。
- 25 余りに現場を知らない人の教えることに思われる。
- 26 **身寄りがなく、特養に入所中の方、特に、認知症が進んでいて自分で意思表示ができない方へ** の対応が難しい。
- 27 本質的に後期高齢者という呼称に疑問を感じています。後期とは何ぞや。
- 医師を中心とした複数の専門職種から構成され医療ケアチームによって行うこととしては、あ 28 まりにも点数が低すぎる。又同じ時間を要して対応しているのに年齢(75歳)で制限するのは おかしい。
- 29 算定しようとは思わない。
- 30 1.終末期相談について正しく伝え社会的に理解してもらう活動が必要(医療費削減と誤解されたままである)。
- 31 後期の制度自体無理があります。とりあえず以前の保険に戻して再度 10 年ほどかけて考え直すべき。

高齢化社会における医療費の増大を避けるためにも、後期高齢者終末期の不必要な延命治療行

- 32 支援料の点数算定などは必要なし。相談支援は医師として当然の事だと思う。
- 為は避けるべきであると思います。このことにおいて事前の家族との話し合いは不可欠であり、 支援料として評価されることは納得できるが、話し合いの事実がなかったり、家族が満足する 内容ではないのに全て支援料として請求されることがあってはいけないと思います。よって必ず話し合い結果の文書提出は今後も算定要件として扱うべきだと思います。
- 34 現状では算定しないので、特になし。
- 医薬をサービス薬とするのなら、その評価の判断の元になる点数がその内容からみて低すぎる (全ての医療行為において)。 医療スタッフの善意に頼りすぎている。
- 算定が退院時、死亡時というのは納得ができない。相談支援相談を行う度に算定できるべきで 36 ある。患者の自発的な意思の尊重をし理解が得られない場合、意思が確認できない場合は、算 定対象とならないとあるが、その判断は非常に困難である。
- 37 カルテへの記入方法、書類等の書き方 (どこまで書けば良いのか) 等をもっと具体的にして欲 しい。
- 後期高齢者に限定する理由が分かりません。終末期相談は、若い人ほど回数を重ね、医師も看 護師も時間をかけ、手をかけて行っていますから・・・。
- 39 文書での交付が必要であれば、規格用紙があると良い。
- 終末期の診療方針についての話し合い(ご本人・ご家族・医療者)は、当然なされるべきだが、 40 それ自体が点数化される事にはなじまないと考えます。
- 41 この点数はいらない。 その分、初診料、再診料にまわすべきだ。

	問 22 後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件等について改善すべき点
42	文書提供をしない(算定要件としない)。 話し合いの時間制限を受けない(1時間)
	終末期の定義自体が不十分であり、それを評価することは不適切。 しかも病状は変化するも
43	のであり、1度だけの相談というのは実際問題としてあり得ない。 患者の意思と家族の希望は
	一致しないことが多いため、文書化自体無意味のような気がする。
44	元来行われていた事を規制(届出等を要す)すべきではない。 また、カルテ記載されている
71	ものはコピーでもよく、文書化すべき必要はない。
45	国民のコンセンサスを十分得る必要があります。
	このような話し合いは、病状の悪化に応じて何度も繰り返すものです。 度の点数評価で「と
46	」りました」という●●●的文書をつくることは、感情の面で納得できません。 診療報酬の經
	かくした項目ではなく、全体の値上げで評価すべきです。
47	Dr サイドが、診療報酬を得るためだけの行為にならないように、患者にとって無駄なぜ命治療
	が行われないことが、教いとなるようにお願いします。
48	今まで普通に医者と患者との信頼関係がこの算定にて崩壊される気がする。今後も算定しない。
49	早急に廃止すべし!!
50	地方の開業医も疲弊している。こんな点数なら、終末期医療に関わりたくない。
51	終末期支援に関する議論が不上分と感じます。
52	相談支援料、廃止すべし。
53	何を根拠に点数を決めたかを明示すべき。内容か、時間か、思いつきのみで決めたとしか思え
	ない。どれだけ時間がかかるのか、全く理解されていないのでは。
54	やめるべきである。
55	当方は、養養老人ホーム内に設置している医務室であるが、後期高齢者医療制度に係わる説明
	会が実施されておらず、詳細が不明である。
56	思者の人間性を否定している。しない方が良い。
	終末期に限らず、医師又は、スタッフと患者・家族との面談については、正当に評価すべきで
57	ある。休日や時間外も含めて、入れ替わり立ち替わり家族が病状説明を求めてきて、何度も同じてものないには関する。
50	じことのために時間をとられることも稀ではない。
58	特にない。よく、考えられた制度とは思うが、実情にそぐわない点が多々ある。
59	話し合いという時間や手間を考えると診療報酬で評価するのは当然と思えるが、その分を患者
-	にも請求することを考えると、他の診療行為とは違う違和感を覚える。
	まずは廃止すべき。ドクターフィーも含めて、医師に対しての報酬を増やすべき。時間要件な
60	どの現場の状況を分からずに決定することや、診療機関に誘導して、はしごをはずす、これまでのありまけい similar にてはました。アルギリ とはなる スカドリスカー スカー
	でのやり方はいい加減にしてほしい。アンケートにかかる時間もきちんと評価してほしい。普 通は割礼ぐらいあるべきと考える。
61	
111	看護師主体で、看護記録に添付する等、一般診療所的では無いと考える。

- 47 -

	間 22 後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件等について改善すべき点		
74	終末期では、必ず話し合が持たれるべきであり、それに関して診療機働が発生するのはおかしい。		
	終末期において、患者及び家族に対し、その方針を話さない医師はまず存在しないと思われま		
75	す。文書として提供すると契約のようになり、人としての関わりが薄くなると感じます。自分		
	の死に方を文書にして提供され、納得できる患者は少ないと思います。		
76	"相談支援料"なるものは、算定要件が困難であり、もともと管理料に含まれていて当然のも		
Ľ	のではないでしょうか。		
77	実際に点数の算定は難しい。		
	和談支援料として特別に設ける必要があるのでしょうか、診療報酬に含むものではないでしょ		
78	うか(治療を行う上で、説明するのは当然のことと思いますが)。看・介護のケアの評価を取		
	り入れてほしいと思います。		
79	算定要件が患者の同意及び看護師同席である点。		
80	終末期についての話し合いは必要であるが、国民の理解が低い。今回の点数化は、医療費削減		
- 00	と悪く取られた。		
81	廃止でもいいのではないか(これによって、病院側には"都合の良い患者追い出し"として患		
.,,	者家族に思われかねないから)。		
82	患者が認知症や脳血管障害の場合、同意を得られているのか理解の程度が確認しずらい為、算		
	定がしにくいのではないか。		
83	算定製件について時間の決まりについて、様々なケースがありうるため、もう少し自由度が高		
	くてもいいのではないでしょうか。		
84	文書は直接面談している場合、不要である。こんなことは点数があってもなくても当然してい		
	る。馬鹿にされているような気がする。		
	・相族時間や参加人数、又年齢にしばられるものではなく、医師と家族の2者であっても内容		
	記載があればその都度評価してほしい。		
85	・状態によっては何回も話し合いをしているので、上回に限らず、算定できるように		
	・話し合いの場を設定する労力も大きいので、そう考えると、難定点数は低すぎる。たしえば		
L.	3000 点なら~		
86	後期高齢者に限定しない。		
	当院から退院される方の 1/4 は死亡退院です。 医師をはじめ医療従事者と患者・家族の関係は		
87	大概良好とみております。終末期と限らず、病状説明の時は殆ど文書で確認し、常態化してお		
	ります。相談支援料は不要ですので、入院料を上げて下さい。		
88	終末期相談支援は毎日毎日が該当する訳で、特定の時に限って設定するのでは、一回より治療		
	費が高額となる訳で請求しがたい。		

	問 22 後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件等について改善すべき点
	この点数は、後期高齢者の方のみに必要なものではなく、むしろ一般の方に対してもあるべき
62	京数です。また、退院時・死亡時の算定ではなく、相談・支援をした時に算定すべきであるし
	また、何回も支援する必要があるにも関わらず、1回のみ 200 点はとても低すぎる点数だと思い
	ます。
63	単なる文書化より、患者および家族とのコミュニケーションをとる方が、治療上有益で医事紛
69	争なども避けられると思いますが・・・。
64	結構手間がかかるうえ点数が低く(この支援料に限らず全般的に)、意思に余計な負担がかか
04	るだけでメリットは少ない。
	終末期における話し合いは、後期高齢者に限らず、全ての患者(特に入院患者)を対象にして
	行うべきだと思う。そして終末期に限定せず、どの様な治療、どの様な医療を受けたいかを考
	え、話し合う一連の流れの中に終末期を取り入れるべきだと思う。また、算定する時期も、死
	亡時、退院時一回のみでなく、数回に分けて話し合いをした時点で、それぞれ算定できるよう
65	にして欲しい。その為、――回の算定点数を低くしても良いと思う。 私達の病院では、終末期
	相談支援科について真剣に取り組み話し合い、考え・意見をぶつけあって一つのマニュアルを
	作り上げました。夜間の緊急時や家族がすぐに駆けつけられない時等に、家族が終末をどのよ
	うに受け止めているかが、よく分かり、迷うことなく対処が出来るようになったと好評で算定
	出来なくなった今でも、続けて活しております。
66	①意議障害・認知病等の患者が多いと思われるので、ご家族の方針、了解でも良いかと思いま
00	す。 ②1 時間以上の設定は、内容や疾病の有無によるものと思います。又は、理解力。
	本人の確認をとれない場合にどうするか。 家族の範囲をどこまでとするか (キーパーソンや
67	息子さんに話してもその要求、内容が他の家族によって変更されることも多い)。 終末期医
01	療についての相談は、家族の看取りの気持ちの変化により、要求も変わってくるので、一律文
	妻にして確認することに無理はないか。
68	現在の混乱、問題点は上記の問題ではなく、制度の決定過程の不始末、社会的・国民的な議論
90	の不足、何よりも丁寧な広報活動の不足にあると思います。
	全般的にですが、医療裁判では、「説明不足」の罪となります。報酬においても理解がえられ
39	ない説明であれば「説明不足」であり、そういう意味では、後期高齢者医療制度全体を説明す
	べき立場の人は「有罪」と思います。したがって、支援料も算定困難です。
	医療は患者・家族との信頼のもとに行われるべきであり、点数で算定すべきでないと考えてい
0	ます。まして 200 点は低すぎであり、無い方が治療している側からすれば、満足感が得られま
	t.
71	死亡時以外でも算定すべき。
	後期高齢者のみに条件設定する事なく、小児または一般にも算定要件を拡大すべきであり、ま
2	た、1時間以上の話し合の条件は、チーム医療の中で各種スタッフの人件費を考慮すると、点髪
	として評価が任ませる

- 48 -

として評価が低すぎる。 73 当該支援料を知らないので、よくわかりません。

	間8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
	診療費が支払われることが好ましいと考える理由
1	相談・文書作成は十分であり、また、これまであまり行われていないこと、普及のためには必
	要では。
2	本人が費用がかからないから。
3	医療介護等について、高度な知識、医療行為等について報酬を支払う事は必然の事と思うから
,	(但し、あまり高額な範囲でないように)。
	医療に(心的医療)対して費用が発生するのは当然と思います。また、費用の発生により、息
4	者の強い要望をかなえることができると思います。ボランティアの仕事ではないので、正当と
	考えます。
5	保険料を支払っているから。
6	医療の1つとして、全ての人(患者)に行うべきだから。また、その行為に対しては、診療費
	が支払われるべきだから。
7	相談に費やした時間に対して当然です。
8	当然の報酬と思われ、また金銭を得ている以上責任を持って仕事をしてくれると信するからて
	す。逆に何もしないのに費用が発生したとする医療機関がないことを祈ります。
9	個人的に治療方針を受けるのだから、当然だと思う。
0	普段、内科などで医者にかかって薬がない時でも、料金が発生するので同じ考え方だと思う。
1	患者側から遠慮なく十分な質問、話し合いができると思うから。
.2	話し合いに応じてくれたから。
	医療機関側は、その患者に対して費やした時間、労働力、提供した医学的見解などに対して、
3	診療報酬とみなして受け取る権利があると思うため。また、そうしたシステムにすることによ
	って、医療機関側のモチベーションも変わると思うため。
4	今の病院の経営状況は悪化の一途をたどっているため。医療はボランティアではないし、診療
•	費が支払われた方が医療従事者側も責任を持って取り組むと思う。
	医者によって悪用されるかもしれない点については不安ですが、今まで頑張ってきた方々に充
5	分な最後を迎えてもらうのは、今までお世話になってきた私たちにとってあたり前だと思いま
э	す。私たち自身、義母の最後を知らされず、もっと色々したかった心残りがあり、もっと前に
	経過説明されていれば良かったと思うから。
6	労力に対する対価は当然。
7	診療費が支払われない場合、時間的な負担もあり、病院の経営は大丈夫?と思ってしまいます
9	相数の内容、観身になってくれるか、事務的すぎないかにもよるが、責任が明確になるのでは
	患者のメンタルケアを行っていると思われるし、それに対する費用が支払われることは当然だ
9	と思われるから。
_	それなりの時間と労力が発生すると思うので、相談料の支払いがないと手を抜かれそうだから
) į	真剣に取組んでいただきたいです。

 図像のではいるのでは、	。とに行っ
21 医師や看護師は専門職であり、患者が相談する時は相手がプロであるという認識のもでいる。それに対して程酬があるのは当然だと考えます。 22 医療・ボランティア的に行うことも否定はしないが、診療の一部としてきちんと話しった方が良く、遠慮がなく明確にした方が後々後悔がないと思うから。 23 きちんと相談に応じていただければ、支払われるのは当然と思います。 24 医療機関でもそれだけ時間がかかっているから、やむを得ない。 25 医療機関にも軽費がかかることと、相談には患者の立場に立って考えて、共に良き人すためへの費用(相談料)です。 26 全責任を持って最後まで見届けてもらいたいから。 27 医師、看護師等、大人数の医療従事者の意見を知りたい。	一合いが合
21 ている。それに対して報酬があるのは当然だと考えます。 22 医療+ボランティア的に行うことも否定はしないが、診療の一部としてきちんと話しった方が良く、遠慮がなく明確にした方が後々後悔がないと思うから。 23 きちんと相談に応じていただければ、支払われるのは当然と思います。 24 医療機関でもそれだけ時間がかかっているから、やむを得ない。 25 医療機関にも軽費がかかることと、相談には患者の立場に立って考えて、共に良き人すためへの費用(相談料)です。 26 全責任を持って最後まで見届けてもらいたいから。 27 医師、看護師等、大人数の医療従事者の意見を知りたい。	一合いが合
22	
22 った方が良く、遠慮がなく明確にした方が後々後悔がないと思うから。 23 きちんと相談に応じていただければ、支払われるのは当然と思います。 24 医療機関でもそれだけ時間がかかっているから、やむを得ない。 25 医療機関にも軽費がかかることと、相談には患者の立場に立って考えて、共に良き人すためへの費用(相談料)です。 26 全責任を持って最後まで見届けてもらいたいから。 27 医師、看護師等、大人数の医療従事者の意見を知りたい。	
った方が良く、遠慮がなく明確にした方が後々後悔がないと思うから。 さちんと相談に応じていただければ、支払われるのは当然と思います。 24 医療機関でもそれだけ時間がかかっているから、やむを得ない。 医療機関にも軽費がかかることと、相談には患者の立場に立って考えて、共に良き人 すためへの費用 (相談料)です。 26 全責任を持って最後まで見届けてもらいたいから。 27 医師、看護師等、大人数の医療従事者の意見を知りたい。	(生を過ご
左線機関でもそれだけ時間がかかっているから、やむを得ない。 佐線機関にも軽費がかかることと、相談には患者の立場に立って考えて、共に良き人すためへの費用(相談料)です。 全責任を持って最後まで見届けてもらいたいから。 医師、看護師等、大人数の医療従事者の意見を知りたい。	生を過ご
25 医療機関にも軽費がかかることと、相談には患者の立場に立って考えて、共に良き人すためへの費用(相談料)です。 26 全責任を持って最後まで見届けてもらいたいから。 27 医師、看護師等、大人数の医療従事者の意見を知りたい。	、生を過ご
25 すためへの費用(相談料)です。 26 全責任を持って最後まで見届けてもらいたいから。 27 医師、看護師等、大人敷の医療従事者の意見を知りたい。	(生を過ご
すためへの費用 (相談料) です。 26 全責任を持って最後まで見届けてもらいたいから。 27 医師、看護師等、大人数の医療従事者の意見を知りたい。	
27 医師、看護師等、大人数の医療従事者の意見を知りたい。	
the state of the s	
専門の知識や多くの患者と接した貴重な体験にもとづいての治療方針ですので、当然	名診療費は
28 支払うべきだと思いますし、患者としても信頼し、心おだやかに過ごせた感謝の気持	わも含め、
支払いは当然だと思います。	
29 終末期の医療行為として、国に援助があってもいいと思うから。	
30 診療費の金額にもよるが、その時点での責任がお互い明確になるから。	
31 相談することが義務になるので、医者に遺慮しないですむ。	
32 患者にとってそれが有意義なものなら、診療費を払わない理由はないと思う。	
療養型病床削減、理由に収入減あります。現状として行き場のない末期癌患者・家族	失は大変な
33 心労を余儀なくされています。最後まで本人、家族が「生命の自立」するには、医療	泉者側へ相
応の報酬がなければ、安心、安全のセレモニーはないと思います。	
34 重要なことを相談するのに対価が支払われるのは当然。	
治る見込みがない状況になった患者自身も、その家族もパニックに陥り、その後の気	付応など全
てにおいてどうして良いかわからないと思います。その相談に応じてくださる医師や	や看護師の
35 方が忙しいなか、話を聞いてくださりアドバイスを下さるのはありがたいことだと見	思うからで
† .	
36 相談も診療の一環だと思うから。	
37 貴重な時間を使って話し合いをするのですから、時給のつもりで支払うべきだと思っ	う 。
医療行為上当然の情報開示であり、顧客である患者とのサービスの提供、ニーズのも	ヒアリング
は医療行為のうちに含まれるべき。	
39 医師も仕事だからしょうがないと思います。	
40 相談料が支払われることによって、納得いく話し合いがしやすくなると思うから。	
治療方針等、文書で提供することは治療の一環だと思うので、診療費を支払うことに	は当然では
The second secon	は当然では
治療方針等、文書で提供することは治療の一環だと思うので、診療費を支払うこと1	=

- 51 -

	間8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
65	診療費が支払われることが好ましいと考える理由 1人でも多くの人が医療に関心を持つようになるから…。
66	こちらが負担しないですむから。
67	無料でと言うわけにはいかないから。
68	ないがしろにされないと思うから。
69	働いたことの、働いていただいた結果のものと思います。
70	時間を使って親身に裁明、話し合い等をしてもらったことに対しての診療費は当然と思われる。
71	文書を作成する費用。医師等に文書内容に記された制限を課すから。
72	表まりにも高額は困るが、ある程度真剣な取り組みを期待するので。
12	終末期という重いときを冷静に考えるのには相当エネルギーを使わなければならないから、そ
73	於木別という里いとさを位置に考えるいには位当エネルギーを CA/なり (10はなりなどがら、 Cの割礼。
74	それが職務の一部であれば、当然のことと思います。
75	支払われれば、医療者も責任を持ってくれるから。
-10	無料での相談は時間を掛けての話し合いをもちにくいのでは。また、医師や看護師の精神的等
76	の負担は多大なものだと思うので、そのことに対等な相談料が発生するのは当然だと考える。
77	時間をきにすることなく、十分な相談が気兼ねなくできる。
	相談料がいくらかかるのかわからないので何ともいえないが、医療機関にとって「利益になら
78	ない」相談より、実際に料金が支払われた方が相談に対する受け入れ体制がしっかりすると思
	うから。
79	患者自身のための話し合いなので、受ける者負担でやるのが妥当だと思います。
80	当人が特別なことをしてもらったわけだから。
	相談する時間をひとりじめするのだから、他の患者さんを待たせることになり、この時間は診
81	断と同じだと思う。
	患者、並びにその家族と話し合い合意を得るということは、医療従事者にとって大変精神的負
82	担が大きいと思う。その苦労に報いるのは当然と思っています。
83	相談したのだから支払は当然だと思う・・・が所得の低い人には大変かもしれない。
	私の両親を二人入院させた時にいろいろと相談したので、それなりの料金は支払いたいと思っ
84	たからです。
85	医療機関に対して時間と労力をかけるため。
	医療従事者が貴重な時間を費やす場合は、金銭的な報酬を支払うのは当然のことと思う。そし
86	て受け取る側はそれに対応した十分な時間(患者や家族が望む話し合い)を持つべきだと思う。
87	必要である。
88	話し合いも相談料も本人にとっては治療と同一と考えられる。
	社会人として当たり前だと思うから。相談料が無料になるのはうれしいが、支払える間はでき
89	るだけのことはしたいです。
90	相談も医療の内に含まれると考えるから。

	問8 医節等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
	診療費が支払われることが好ましいと考える理由
	今の世の中、無料でってことはありません。そうすると他に負担がかかりますから、有料化す
43	ることは仕方ありません。
44	健康管理の (本人) アドバイス料として。
	外 (その他) の医療機関に紹介状を書いてもらっても有料の時代です。患者のために時間を割
45	き、相談したり、色々な方法を考えたり大変だと思います。報酬があった方がお互いいいと思
	います。サービスでやってしまうとおろそかになってしまいそうです。
	診療費が支払われていると、相談するのもしやすいと思うし、支払いがなければ相談しようと
46	思っても、わざわざ時間を作ってもらいにくいから。
	診療費が支払われれば、それなりにより良い相談が受けられると思うから。十分な話し合いと
47	文書等の提供を受けたいため。
	自分の病状を性格に説明を受けることにより、自分で納得し判断できれば、それは診療の一環
48	と考えてよいのではないかと思う。
	自分のためにどうしたら一番いいのか、と話し合ってくださることはありがたいです。時間も
49	かかることです。支払われてありがたいと思います。
F0	話し合いをすることによって、医師や看護師、その他の医療従事者のそれに関わる時間や文書
50	作成等の費用が大きいと思うので。
51	報酬として。
	診療費が支払われないよりは、診療費が支払われた方がいいと思います。このアンケートで知
52	りましたが、少しでも救われた感があると思うので…。
53	医療活動の一部と思う。対価は必要。
54	相談をしたのですから、その分の診療費は払うべき仕事としてきちんとやって欲しい。
55	終末期の治療方針を決めた以上、診療費を支払うことは当然である。
F.C.	終末期の認定看護師や医師と十分に話し合い、文書作成があれば相談料が支払われてもおかし
56	くないと思います。診験してお金を支払うのと同じだと思います。
57	話をして診療時間を使っていないので、あたり前だと思う。
58	治療の一環で診療費を支払うのは当然と思う。
59	診療と、費やされる時間の当然の報酬と思うから。
60	治す治療と同じレベルと考えているから。
61	その方が責任を持って親身でしっかりした相談とか得ることができるから。
CO	一部負担金がどの程度になるかにもよるが、「十分な話し合い」と「信頼できる文書の作成」
62	を行った医療機関がそれに対する報酬を受け取ることは当然だと思うので。
	話し合いの時の時間、及び知識、助言に対する対価として診療費が払われている方が遠慮せず
	患者が色々な不安や相談ができると思うからと、医師、看護師の方達もこの話し合いはボラン
63	ティアではなく、きちんと診療費を頂いている仕事なのだと位置付けできた方が責任が生まれ
	て、より仕事がしやすいからです。
64	少しでも金銭面が楽になるのがいいと思う。

- 52 -

	图8	医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
		診療費が支払われることが好ましいと考える理由
91	診断割	*でもお金がかかるし、医師も仕事の一つとして費用がかかるのは致し方ないかと思いま
<u>. </u>	す。	
92	なんと	
ļ		R険は生きているみんなが必要なのであったほうが良いと思う。私は自分の体に気をつけ
93		Eすが、今のところ人の迷惑をかけていません。診療費は支払われて当然。でもあまり高
	かった	こら国から面倒見てもらうかもしれないと考えています。
94	費用=	=責任と思うから。
95	人様	ご迷惑をかけたらお金を払うのは当然。
96	余命	(病態生理的に限界)を自覚したいから。
97	相談	こ要する時間に対して、それなりの報酬が支払われるのか当然であると思う。
98	家族の	D負担を少しでも減らせるのなら、診療費を少しでも支払ってもらえるのは好ましいです
99	大事	よ医療行為だから。
100	話しる	合いも文書提供も診療の一環と考えるから。
101	個々	こ異なった病状に熱心に対応してくださることに対して、相応の診療費を支払うのは当然
101	と考:	たます。
102	文書	作成、相談等に費やす時間も当然労働時間にあたると思うし、報酬がなければ内容も親身
102	になっ	った答えが出てこないのではないでしょうか。
103	十分	こ時をかけて病人のためにしっかり何度も説明相談していただくのだから、支払するのは
103	当た	9前。
	この	舌し合いに医療機関の方々が真剣に向かい合っていただけることを強く希望します。その
104	ため	こも医療機関がこの話し合いに割かれる時間、エネルギーに対し相当の相談料を支払われ
	るこ	とは当然のことと思う。
105	診断	昔の一部と考えられるので、診療費として支払うのは当然。
106	診療の	カー部と考えられるから。
107	治療	費用の一部として。
108	話し	合いも大事な診療だと思います。大切な時間を使ってきちんと話しをするために費用はか
100	かる	と思う。患者も自分の意志を言うことができる。ただし年収の少ない人は?
109	家族	の負担を減らしたいので、ぜひ公的医療保険より支払うようにしていただきたい。年齢を
109	限定	しないで欲しい。
110	文書	という書類を必要とするから。
111	相談	料を支払うのは仕方がないと思う。治療費の一部と思う。
112	医療	行為の一環として当然。
	診療	費 (相談料) がどれだけの金額になるかわからないが、公的医療保険での補助があれば幅
113		担が軽減されるため。

- 54 -

	問8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、 診療費が支払われることが好ましいと考える理由
	終末期患者と医療側との間で十分な話し合いをすることは当たり前のことであり、本来は費用
114	がかかることに反対であるが、その方が双方にとってより詳しい十分な話し合いを持てるので
	あれば賛成である。
	その話し合い、文書作成には準備・時間がかかる重要な仕事であり、その料金は当然発生する
115	ものだから
116	相談料をもらうことからプロとしての自覚が必要と考える。
117	意志や看護師等にとっては仕事の一環なので。
	十分な話し合い等して納得できたなら、していただいたことに対して相談料を支払うことにな
118	るのは当然だと思う。
119	家族にかかる経済的負担を軽減。
	加算が取れない業務に関してしっかりやってもらえるとは思えないので、費用がついた方が良
120	いと思います。
	10 年前に夫をガンで亡くした時に受けた説明は通り一遍でした。十分な話し合いが持てること
121	は本人にしても家族にしてもとても大切なことです。診療費が支払われることにより十分に納
	得のできる話し合いができるのなら、是非そうしたいと思います。
122	医療の一環なのだから公的医療保険から支払われるのは当然である。
123	親身の相談を期待するから。
124	医療機関が真剣に取り組むと思うから。
125	報酬が発生するのであれば医療行為と同様に保険が通用されるべきだと思うから。
126	正当な医療行為の一つだと思うから。
127	医師や看護師の労力に対して支払われるのは当然だと思う。患者も文書等の提供を求めるのだ
127	から一部負担はやむを得ないことだと思う。
128	業務の一つとして意識してもらう方が良い。
129	何でもお金がいるから。
130	診療と同じように時間も必要ですので、
131	診療費は当然かかるのですから支払するのは当然です
	今現在そのような制度になっているなら受け入れるということと「自分が」と考えた場合、移
132	旅費を支払うことでより積極的に医師・看護師に質問できる、文書の提供を求めることができ
	るかもしれないと考えます。
	相談をするということは、医療機関にとってエネルギーを要することであるので、本来なら当
133	事者が負担すべき性格である相談料を、公の機関が支払ってくれるというのはありがたいと思
L_	5.
134	話し合い、文書提供に報酬が支払われるべきである。
135	必要な行為に必要な費用が支払われるから。
136	保険が効くのでかまわない。

- 55 -

	間8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し	合いと文書等の提供に対して、
	診療費が支払われることが好ましいと考える理由	
158	8 支払いがある以上責任を感じられる。	
	相談料、文書代は当然診療費の一部とし支払うべきと考え	ます。医療機関も相互の時間と費用
159	9 がかかっているから。	
160	0 終末期の治療は当然医療行為と考えられるので報酬が支払	われるのは自然だと思う。
161	1 医療行為の…環であると思う。	
_	相談料が払えない人もいると思う。またいくら治らないか	らといってもその後の話し合いによ
162	2 り家族を含め本人の気持ちが違うと思う。また支払われな	いことで医療格差が起こると思う。
	そもそも支払われないのだったら最初から導入すべきでな	۱۱ ₀
163	3 診療として医療従事者が受け止めて欲しいから。	
	自分にとって大切なテーマを責任ある医療者に(中立立場	の方)自分の思い(希望)を相談で
164	4 きありがたいです。お願いするのですから当然のことと思っ	っています(1回限りの制限は少ない
	1回僅か 2000 円は安くて申し訳ない)。	
165	5 医師、看護師は患者のために時間を使っているから。	
166	6 時間報酬は当たり前です。	
167	7 終末期、死を目の前にしてお金のことを考えたくない。医	療に格差を付けて欲しくない。
168	8 相談に時間などもかかるため。文書作成も大変だと思う。	
169	9 保険から支払われるとなればお互いにゆっくり話し合える	から。
170	0 医療行為の一部と考えるから。	
171	1 金銭を支払うことによりよりきちんとした対応をしてもら	いたいから。
172	2 多数の人に手数をかけているからお支払いするのが当然で	す。
173	3 治療の一環だから支払うのは当たり前。	
174	4 相互援助(助け合い)	
	金額にもよりますが自分が納得できる説明には時間が必要	かと思います。そのためには無料は
175	5 いけません。	
176	6 当然経費を払うべき。	
177	7 少しでも診療費の負担を家族に負わせたくないため。	
178	8 それ相応の相談と文書の提供があれば支払われても構わな	いと思います。仕事ですから。
179	9 費用が発生するのは当然だ。	
180	10 当然のことで理由など必要ないと思います。	
	仕事には当然報酬があるものです。ましてこのような重い	意味のあることが無料でしてもらえ
181	RI るとは思えません。	
182	12 相談した場合の報酬として当然だと思う。	
183	3 今現在介護保険料などの税金を支払っているので。	
184	4 診療費の負担ができない人でも話し合いができるようにし	てあげたいため.

	間8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、	
	診療費が支払われることが好ましいと考える理由	
137	直接的医療行為でなくても医療関係者の時間を拘束することや、将来の方針決定の一貫と考	Ż
131	れば費用の支払いは合理的。ただし、だらだらと毎日のように行うなら支払は好ましくない	
138	医療行為の一環であるから。でもそんなに多くの金を払うほどではないと思う。	
	患者の病状の説明、医療上の対処法方法について話し合ったり、その結果をまとめて患者お	£
139	び家族に提供することは診療(医療)の一部として考えれるから。	
	なぜ支払が発生されるのか理由がわからない。あくまでも選択肢の1つであるのにそれがな	ぜ
140	有料となるのか?	
141	治療方針に関わる話し合いであれ、金額は別としても治療費を支払うことは当然と思います	
	無料というのが患者にとって一番いいと思うが、具体的な説明や文書にすることは時間もか	'n.
142	ると思いますので、支払われて当然だと思います。金額は多額だと困りますが。	
143	医療機関も仕事としての義務感を持った方が、責任もはっきりすると思われるから。	
	説明にかける時間・人員を病院側かきちんと確保するようになると思うから。混む病院では	診
	察さえ5分程度で終わってしまうことが多いのに、無報酬となればきちんとした説明を受け	Ь
144	れるかどうかわからない。ただし一般にあまり周知されていないので患者の当然の権利であ	る
	ことをきちんと知らしめて欲しい。	
	医療の信頼を取り戻すためにも、正しい文書を残すことは将来の医療の進歩に大きく貢献す	る。
145	文書の作成には労力と日数が必要であり相談料は必須。	
146	話し合いの時間・労力など使用させてもらっているから。	
147	終末期の話し合いも治療の一貫であると思うから。	
	相談(話し合い)にかかる時間に対する報酬は当然のこと。治療と同じ扱いで良い。相談料	15
148	しにすると真剣に話し合いに臨んでもらえない気がするし、医師・看護師にも専門知識を夢	なえ
	てもらうためには、ただ働きではいけないと思う。	
149	医療行為の一部である。	
	重大な内容を相手に伝える場合、責任を持って方向性、具体性をしっかり伝えるための準備	を
150	要するから。	
	現在も電話にて病院などに相談すると保険点数として加算されているので、同じく加算して	: 6
151	良いのではないでしょうか(同じことだと思っていました)。	
152	自分の負担が軽減されるので。	
153	いろいろ相談にのってもらえると思うから。	
154	医療従事者の貴重な時間を費やすのだから当然支払うべきと思う。	
	話し合いにはそれ相当のスキルを持った人が、それ相当の時間を使うのだから費用が発生す	っる
155	のは当然で、それに対する支払も当然行われるべき。	
	相談料という形で報酬があった方が、医療機関側も手が抜けないという意識が働くと思うか	16
156	病気を知らされた人の立場になり、その人のためにどうしてあげるのが満足できるのか、一	-緒
	に考えるということは想像以上に大変だと思われるから。	
157		

- 56 -

	图 8	医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
		診療費が支払われることが好ましいと考える理由
	医師	>看護師も決められた範囲で行動しています。患者との会話も相手が納得するように話を
85	すれば	ぜそれなりの時間を費やします。また会話も医療行為の環と考えていますのでそれに対
	するラ	を払いも当然だと思います。
86	医療相	機関への一つの報酬と思うから。ただし文書などの質と報酬のレベルは考慮要。
87	専門的	りな相談だから。
88	家族	よどに金の負担が少なくなるから。
89	医療の	つ一部と考えている。
	終末	明の治療方針についての文書などは医師や看護師さんとの連絡で続くのですから書類だと
90	思い	ます。相談料は当然だと思います。
	時間を	とかけて責任を持って話し合いに参加して欲しいと思う。そのためには相談料が支払われ
91	ても	良いのではないかと思う。
92	診断	などと同様の書類だと思うから。相談や書類作成の時間給として必要だと思うから。
93	業務。	と責任と考えるとこの方法しかないかなあと思うので。
	医師、	看護師の多忙の中に設ける相談であるが故に患者あるいは家族との話し合いには相当な
94	時間2	が必要と思う。
95	医療	者側に時間的な負担をかけるのですから相応する診療費が支払われるのは当然だと思う。
96	プロ	としての相談なので報酬は当然あるべき。
97	相談	を文書に残すことはとても良いことだと思うから。
	医者	D仕事は大変だからそれぐらいあっても良いと思う。そんな問題より政治家の無駄遣いる
198	何と	かするべきだと思う。
199	相談	こは時間がかかります。また文書作成にも人件費がかかりますから。
	説明、	話し合い共に時間を要する。これも治療の一部であると思います。これを自費ですると
200	なる。	と相談できない方が増すのではないかと。そのようなことになってはいけないので公的の
	険で.	支払うべき。
	本心	ではすべてがお金という事態になるようで好ましくはないのですが、医師がそのことで呼
201	間を見	反るし診療費なしでは親身になって相談に乗らないのでは…との懸念があるため。
	医師	や看護師さんが相談料を支払うことによって良いアドバイスがもらえる。支払わないとも
202	れ作	業 的に終わってしまうのではないかなと思います。
203	手側:	がかかるから。
204	お礼	として。
	時間	を費やしているので支払われるべきであると思う(忙しいのに時間を費やしてくれている
205	から	
	そう	した話し合い、文書の作成は時間もかかるし負担もかかる。診療費が支払われるのは当刻
206	と思	う。そのことでこうした対応は十分に慎重に患者に理解できる仕方で行って欲しい。カリ
	ンヤ	リング同様技術を磨いて欲しい

	間8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し会いと文章等の提供に対して
	診療費が支払われることが好ましいと考える理由
207	何回も繰り返し相談した結果の文章、意志が変化した時などの取りやめなど時間をかけた相談
	ならそれだけの報酬は支払うべきだと思う。
208	相談に応じることや臨終に関することは医師の本分に当たると思う。当然支払われるべき。
209	健康診断などをした場合の診断書の代金と同じなのではないかと考えるので。
210	医療行為の範囲内と考える。
211	内容がその支払いに対価価値があればいいと思う。バラツキはダメ!
212	よりよい治療方針を相談するのが好ましいと思います。時間がかかると思いますので支払いは
212	当然です。
213	自分の考え方や治療方針の方法、轉厳死などについて話し合いができるのであれば、診療費が
213	支払われることと患者も一部負担も妥当と思うが相談料があまり高い設定にしないで欲しい。
214	適切な診断とし患者、医師双方の了知した内容があることを期待する。
215	患者の経済の負担が少しでも軽くなればと思うから…。
216	作成するために費用がかかるから。
217	診療費の支払いが助かります。
218	そのような行為は当然だと思っていたから。
219	責任とプライドを持って接して頂きたいためです。また患者として当然のマナーだと考えます。
220	病院の経費資金不足と言われている中、親身になって治療方法などの話し合いが行われること
220	は病院側の時間と手数がかなり負担になると思われる。よって患者の負担も当然と思われる。
221	診療としての話し合いは大切であると思うので、それに対応した相談料としての支出は当然だ
221	と考える。
222	医療側に相当の対価を支払うことは妥当と考える。
223	そのために教育を受けてきた専門家であり一番いい道を作ってくれると思うので。
224	生きている間は患者であるから相談すれば一部負担金を支払うのは当然だと思う。
225	時間を使って話をするのだから。
200	医療者のボランティア的精神に任せて医療機関によって差があってはいけないからきちんと仕
226	事の一環として定め、十分な時間を費やして欲しい。
227	今後医療機関の発展のため協力します。
	相談も医療行為の1つだと思うから。特に終末期の場合は十分な時間をかけてじっくり話し合
228	いたいと思うので。
229	意思の専門的な説明、解明などに経費として支払われることは当然と考える。
	医療機関が話し合い、文書などの提供を行うことに対価が発生することは通常の考えだと思い
230	ます。その時患者が支払うことは可能だとも思いますが、公的医療から支払うことの方がなお
	好ましいと考えます。
231	医師側も診療費をもらった方が真剣に取り組める。
000	話し合う時間は仕事中とはいってもその時間を作るために他の仕事を調整して(残業したりし
232	て)いると思われるから。

- 59 -

	間8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
ŀ	診療費が支払われることが好ましいと考える理由
	重い病気には皆めったにかからないとは思うが、かかる可能性は誰にでもあるので、支払われ
256	る金はもらい、安心したい(重い病気は費用が高いので、出費が多くなるので)。 誰でも重い
1	務気になりたくてなるのではないから。
257	医療関係者の職務であり、充実した保障された内容を受ける為にも当然です。
	患者が診断書を求める時、経費を負担する。患者が病状の変化等を医師等と話し合い、その後
258	にその内容等を取りまとめ、文書等の提供を受ける場合は、経費を負担するのはやむを得ない
	と思う。但し、文書等の提供を受けない話し合いの場合は、経費の負担を求めるべきではない。
259	請求される金額を払えるか不安。また、家族の負担を考えるとお願いしたい。
260	受け取ることによって責任を任せられる。
261	仕事としてキチンとした対応なり、システムを作って欲しいから。
262	文章に残すことは時間と労力を要するから対価を得るのは当然だと思う。
263	医療行為の一貫として当然医療費は発生すると考える。
264	その時間を診療に当てられるので、経費とみなしても良いのでは?
265	それも医療従事者の仕事の一つであり、それに対しての報酬は当然であるべき。
	医療に携わる方々に受ける側が赤ひげ先生的なことばかりを望むのは良くないと思います。衣
266	料は高度な専門職です。死を安らかに迎えさせる為の相談に対しては支払われるのが好ましい
	と思います。
267	診療の一部であると考える。
268	治療方針について話し合い、更に文書等の提供を希望するということは、診察内容というか、
200	意志や看護師達の内容に入るから、治療費の一部に入るように思えます。
269	有料の方がより責任感のある具体的な相談ができると思われるから。
270	相談に対して、時間を取られる。相談料を支払うことによってきちんと医療者側にも統一した
	責任、義務、配慮を望むから。
271	相談も治療の一つだから当然だと思う。
	現在の医療機関は、人手不足等で、無償で話し合いや相談をするのは困難と思われる。また、
272	医療関係者により、内容にも大きな違いがありそうなので、医療機関側に報酬があることによ
	り患者自身が納得できる話し合い等ができるのであれば相談料が発生しても仕方ないと思う。
273	医師や看護師等に責任を感じてないから。
274	自己負担の金額を抑えられる。
275	・先生から記載していただくから。
	・真剣に病気に取組んでいただけることと信じられるから。
276	治療方針の相談も治療の一環と考えられるから。
277	支払われないとちゃんと話し合いをしてくれないと思う。
278	相談も診療の一部として考えられるので。
279	診療費は医師に対する正当な報酬だと考えます。
280	生活が苦しい。

	間8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
	診療費が支払われることが好ましいと考える理由
233	現在は高齢者時代と言われ医療充実のために医療スタッフ確保のために支払われることはやむ
233	を得ないと思います。
234	プロからの適切なアドバイスに対してそれに見合った報酬は支払われるべきだと思います。弁
234	護士も相談料をもらい受けるのと同じかと思います。
235	医療行為の範囲内で両方に責任感を持たせるため。
236	そこまでが治療だと思うので相談料を払うのは妥当である。高額なら支払うのはどうかと思うが…。
237	支払われることによって医師側は丁寧な対応をしてくれそうだから。
238	治る希望のある患者よりも気遣いや精神的負担がありそうなので。
239	医療の一環とみて相談料は支払われるのが妥当と思う。
240	診療費を支払ったことのお互いの責任を果たすため。
241	総合治療の一環であると考えられる。
242	終末期医療に貢献すると思います。
040	タダ (無料) というわけにはいかないだろう。仕事なのだから仕方がない。金額が問題。安い
243	にこしたことないが。
244	軽い病気ならともかく、重病の場合は、患者自身の負担も相当な額が必要と予想されるので、
244	相談料がいくらか支払われることは好ましいことである。
	医療を受ける患者やその家族にとって心理的、社会的支援を診療費の中でみることは本来の医
245	療にもともと含まれているものと考えるから。生物学的、医学的な診断・治療だけでは、治る
	見込みのない患者、終末期を迎える患者とその家族については何の助けにもならないから。
	きちんと報酬が支払われることで、いくら治らなくても自分の最期に責任を持って対処しても
246	らえるから。十分な話し合い等には医師にとっても仕事として時間を多く費やすからそれに見
	合った報酬はもらえないといけない。
247	自分ではどうしようもないので、相談が必要と思います。家族の為にも…。
248	診療相談も医療費の一部である。医師・看護師にも真剣に考えてもらいたいから。
249	責任を持って話し合い、治療を受けられる為には、相談料を支払うべきであると思います。十
243	分納得のいく話し合いであれば当然支払っていかなければならないと思います。
250	時間をかけて話し合いをし、文書等を作成して頂くのに、時間と労力が必要です。それに対す
200	る診療費は支払いたい。
251	治療の一部と考えています。
252	医療側の仕事だから、説明に時間かかるし、仕事に対する (報酬?) 請求は当然だと思う。
	カウンセリングであり、仕事の一環である以上報酬は支払われるべき。報酬がないと、相談を
253	する医師の方がぞんざいになる可能性もあるから。無料で行うのは多忙な医師の更なる負担に
	なってしまう。
254	病気によっては費用がかかると思いますので、必要だと思います。
255	ボランティアではできることではないと思います。

- 60 -

	間8	医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
		診療費が支払われることが好ましいと考える理由
281	1	② (医師・看護師)より責任を持った納得いく回答に受けることに対して、当然それなり
<u> </u>		大学の支払いは好ましいと思う。
282	話しる	か、文書等の提供で仕事金を支払うのは当然です。
283		こくわかりませんが、何となく必要と感じる。
284	治療力	5針を検討し、患者に示すことも医師の業務の一つではないかと思われる。
285	1	Dことで一生懸命にして頂いた方には、その費用は支払うべきです。きっと死を前にして は最善を尽くすと思われるので(と信じて)。
-		
286		射はその人の最期の生きざまで、もっとも大切な時であり、それを処方される医療関係も このものですので、相談料の支払いは当然と思います。
287	労力が	・ 発生しているので、当然と思います。
288	診療事	を支払った方が医師も時間を取りやすく親身になって話を聞いてくれそうだから。
289	医療修	Bも患者側も話し合いを行うことが当たり前のこととして実施されるようになる。
290	終わり	が見えてるとはいえ、命に関わってくることなので、仕方ないと思います。
	医師と	:看護師、医療従事者が、患者との間で、十分な話し合いと文書等の提供を行った為、次
291	官と外	f力、病院内の業務効率上、負担になっている為、診療費の(採算上は)支払いは必要だ
	ろうと	思います。
292	医療権	関と患者双方にそれぞれ責任を感じることができる。
293	見込み	がないからと見捨てていいとは思えないから。
294	自身のいる))為の支援であり、一部負担は当然と考える(現行保険制度の一部負担と同じ…と考えて
		。) のは当然だと思う。文書等の提供をお願いしたのだから、相談料として一部支払うのは
295		さ思う。
296	話し台	いをすることも大切な診療だから。
297	時間と	労力がかかると思われるので。
298	費用を	気にせず十分な相談を受けることができると知っていると、少しでも安心し、気持ちの
298	負担も	少なくなる。何度でも納得のいくまで利用することができる。
299	親身に	なって考えて頂き、より良い方法が発見できることはありがたいことで、それに対する
299	診療製	は当然だと思います。
	最近核	家族化が進み、夫婦二人の生活が増えている。頼れるのは治療してくれる医師や看護師
300	だけと	なると、その方達との"絆"を信頼関係をベストのものにしていきたいと思う。その為
	には、	潤滑油としての診療費は必要だと思う。 子供がいても、迷惑をかけず一生をまっとうし
		考えるのは親の切ない順望だと思う。
301		看護師、医療従事者も相談を受ければそれなりに時間を費やして資料を探したりするで
		から、それなりの相談料は支払うべきだと思います。
302		低い年金なので家族に負担をかけたくない。
303	労働制	間内の報酬と思うから。

	間8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
	診療費が支払われることが好ましいと考える理由
304	本人の希望通りの意志を認めてもらった感謝の印としていいと思う。
305	今後のこのようなことを国全体として進めていく為に、このような行為を医療機関の好意に頼
303	るのではなく業務の一部とする為、仕事に対して報酬が支払われるのは当然だから
306	相談も診療の一部と考えられるから。
307	患者と医者、当然だと思う。
308	最良の方法での治療を選択できる為には、診療費は当然だと思います
309	精神的にも金銭的にも大変な時だと思うので、負担してくれたら、助かると思う。
310	もし、公的医療保険から医療機関に対して相談料が支払われないなら、医療機関は金銭面から
310	考えて、重大な決定を正しくやれない場合もあるのでは、と、心配する。
311	医療従事者に対する当然の報酬だと思うから。
312	患者も一部負担するのも当然だと思うから。
313	保険から出るのであれば、そんなに高くはないだろうし、何よりも相談がしやすいのではない
3,5	でしょうか。
314	費用なしで相談が行われることは考えられない。
315	のちに残る家族に少しでも負担を軽くしたい。
316	専門家のお話は医療と同じと考えるから。
317	診療報酬、仕事として当然のことと思う。
318	手をわずらわせるので、当然と思う。
319	治療方針について十分な話し合いが必要だと思うから。
320	根手に気兼ねなく話ができる。例えば時間を気にせず等。
321	病状の変化に伴う医療上の処置法の確立と責任をとってもらう為。治療の一環とする。
322	年金生活者にとって大変ありがたい。
323	間2で答えた事項を心おきなく詳細に話し合いたいので、相談料を負担しても良い。
324	少しは自分で払ってもいいと思う(81 才)。
325	適切な相談に対し、報酬はあるべき
326	診療の一つと考える。
327	プロとしての意識を持って欲しい。
328	対等でありたい。
329	医療のサービスが十分に行うことができると思う。親身になった返答が返ってくる。
330	医療行為の一つであると思うから
331	医師の役務に対する正当な支払いは必要だと思うので。
332	医者には家族同様騒後まで見ていて欲しいがら、
333	一部負担を支払うことによって安心して相談できる。
334	通常、文書等の提供は診療対象外のものであっ、したかって相談料として事前に取り決つ(1): く必要がある。

- 63 -

	間8	医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して、
		診療費が支払われることが好ましいと考える理由
362	色々だ	c専門家の方々の意見等を聞く為には、診察費が支払われるのがいいと思う。
363	納得し	た説明をしてくれれば良いと思う。
364		cついても時間対費用というものがあると思う。タダで話し合いが行われるようなことが 【一どこかにそのしわ命せが行くと思う。
365		、ここかにてのしわずでかり、このう。 で割く以上、費用が発生するのは当然だと思う。
366		: 耐へ以上、 黄州が光生する904x日がたこので。 , ヒマもかかることに対して支払いが発生するのは当然であると考える為。
367	1111111	診療と同様だと思うので。
368		む込みがないとしても終末期をどのように過ごすのか指針になると思うから。
369		り仕事であるから。
370	何事。	こおいても無料ということは、責任が薄れると思う.
371)ことだと思うから。
372	良くも	s悪くも"必要なことだから"ではないかと思う。
373	相当な	は時間を要するから。
374	支払ね	のれることは、当り前です。
375	明確に	C治療方針等納得するまで聞くのも医療の中の診療になると思う
376	診療し	てもらったら払うのが当然だと思います。
	医療制	機関にとって相談や文書作成に時間を費やす=他の患者の診療ができないということにた
	るので	7、相談料をもらえないと時間をかけてもらえなくなるかもしれません。 病院もボランラ
377	177	?はなく、経営していかなければいけません。過大な料金を取られるのは困りますが、そ
	れなり)の金額でしたら、妥当なものだと思います。
	現在の	D医療はフィーがないと個別のサービスとなり差が拡大する。医療はサービスであるが、
378	業務と	: して規定して最低補償して必要を考えるから。
379	相談	こかかる時間を拘束するのだから支払うのは当然です。
380	相談和	Hはただのサービスではない。
381	診療の)一部だと考えられる為、当然の医療行為と思う。
382	相談*	łが支払われることで安心して話し合いに望めるから

	問8 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の接供に対して、 診療費が支払われることが好ましいと考える理由
335	患者本人も大変だけど、医療従事者達も働いてもらわないといけないのだから支払いは当然だ
	と思います。
336	自分もいつ重い病になるかわからない為、家族に負担をかけたくない。
337	自分が納得できる説明を受けられるのであれば、支払いに値すると思う。
338	制負担くらいならそんなに金額も高くないと思うし、十分な相談・話し合いができれば良いと思う。
339	相談自体が医療自体と考える為、診療費は支払われるのが当然。
340	患者に対しての医療の一部だと思うので、診療費が支払われるのは当たり前のことである。
341	診療費を支払うのは義務だと思うから…。
	医療機関の担当者に多忙の中、時間を割いて専門的知識から患者の立場にたって相談しても
342	ったことに対して、当然ではないかと思います。
343	専門的立場からの話であり、それは当然費用がかかるから。
344	高い保険料を支払っているのだから、当たり前のことだと思う。
	診断の場合は、間診と同じだと思います。患者が納得いく話を聞ければ、医師を信頼して病
345	に対しての不安感が薄れるように思います。
	医師と大事な話、納得できるまで説明していただくのに時間を作ってもらうので、診療費を
346	払うのは当たり前だと思います。
347	医療機関にも負担をかける。支払われた方がより相談にのってもらえそう。
0.40	一般の診療に比べ、文書の回答の方が、医師に負担がかかると思いますし、患者も文書の内
348	を大切に考えられると思います。
349	医師・看護師の方々も時間を作り、仕事で話し合っていることだから。
350	診療費が支払われることは、終末期医療にかかわる医療従事者の責任ある仕事として当然で
350	ると思います。
351	治る見込みがないのに家族に負担をかける。その上にまた費用がかかるのは辛いです。
352	「無料サービス」ではなく、費用負担は必要でも納得できる話し合いをしたいから。
353	仕事の対価として当然だから。
354	医療機関にとってもメリットとなり、十分なケアを受けられることになるから。
355	診療費が支払われることによって、信用できると思うから。
356	診療の…部として十分な話し合いと文書等の提供を受けたいから。
357	診療費により、より内容を充実したものにできる為。
358	相談料を支払うことで、より良い医療行為が受けやすくなるので、高齢化が進む日本では公
358	な支援が行われることが望ましい
359	文書にするならば、医師や看護師の仕事がとても増える(負担)ので、当然の支払いと思う
360	患者が真に必要な情報を的確かつ文章にすることは、医療従事者の責任であり義務と思う。
Jt it	療従事者は患者に満足する説明ができたのならそれは正当な代価が払われるべきだと思う。

- 64 -

	間 10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して
	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
ı	保険料に含まれているのではないか。
2	あらゆる診療費が高すぎる。
	相談はお金の支払いの有無で行われるものではないと思うので、相互の心と心の通い合いがあ
3	って行われるものと希望したいから…。
4	相談料まで支払いすることはないと思うからです。
_	医療従事者が相談を受け、患者や家族に安心を与えるのは当然と考える。医療費の上昇に繋が
5	る相談料は認めたくない。
6	高い治療費も払うのに相談料も払うなんて、2 重取りのような気がする。
7	治療の一環と考える。
	病気や怪我で入院した際に、説明を受けるのは当然だと思う。いくら後期高齢者終末期相談だ
8	としても同じだと思う。何でも診療費がかかるのはおかしいと思う。
	説明を受けたり、話し合うことはあたり前のことであるし、それと文書に現したことについて
9	支援料が支払われるということは、どのように表現してよいかわからないが、感覚的に不可思
	織としか思えない。
10	支払い能力がない。
11	あくまでも相談であって、診療ではないし、自分の身体が話し合いの通りに変化するとは限り
11	ないから。
12	医者が患者に病状等を伝えるのは当然のことで義務であり、特別なことではない。それに対し
12	ての支払いは不当である。
13	患者と医療従事者が色々と話し合うのは当然のことだからです。
14	文書の提供を受け、相談料として負担金をとられるのは少しおかしい気がします。相談のみに
14	無料で良いと思う。文書の提供は今でも有料なので仕方ないが、もう少し安くても良いのでは
	全ての治療において、患者が希望しない治療はするべきではない。医師は方針を患者とするの
15	はあたり前。終末期の相談だけ相談料が支払われるのはおかしい。日本の医師は患者の希望を
	聞かなすぎ。
16	医療機関が患者の相談に応じ、話し合うのは当然だと思う。
	医師と患者の間の相談や話し合いに対してお金が支払われることは、お互い信頼関係等の上不
17	要と思われる。かつ必要以上の医療保険金の支出が必要となり、医療全般に影響を与えると思
	pha,
18	診療行為の一部だと思うから。
19	治療の一部として、相談料を改めて支払いたくない。
20	患者の負担が多くなると、医者としては相談されてあたり前だと思う。
21	病気で入院して退院する時、治療費の明細書を見たとき、これは何にかかった費用?と思われ
21	るお金がついている。これ以上負担できない。

	間 10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して
	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
	医師と患者本人が話し合いを持つことは大変重要であるとは思います。しかしながら、その行
23	為に対し、診療費を支払えと言うことについては疑問を感じます。人間の生死の最後まで金で
	済ませるということに対し、私は納得できません。
24	医は仁術、人助けの分野だから、俗物にならないで欲しい。
25	医師によっては必要以上にその処置をすることで、費用請求しかねないのではないか不安であ
23	ర .
26	相談であり、診療ではないから。
27	治る見込みのないことでの話し合いで、診療費が発生することが納得いかない。
28	医療費、入院に伴う家族的負担は大きい。医療従事者が患者、家族から相談を受け、解決して
20	いくことは「医療の本質」でもあるから、一部負担をすることは好ましくない。
	治療費だけでも家計に大きな負担を与えるのに加え、この不景気の時期にはなおさらのことで
29	ある。治る見込みのない病気ならば、尚一層治療費がかさむのだから、少しでも負担を軽減し
	たいと思うのは当然である。
30	相談と言うか、治療を行う上でのステップなので、治療ではないという考えで診療費は発生し
30	tev.
31	お金が全て絡むのは、好ましくない(それまでに治療費をとっているから)。
32	患者のためにはならない医療関係者の金儲けだけ。全て現在は病院など金儲け主義ばかりと思
32	います。
33	相談ぐらいで診療費を支払うのは好ましくないと思う。診療しながらの相談なら別だが。
34	診療の一環なので、無料(サービス)とすべき。元々が高額なお金を払っているから。
35	通院に交通費等が必要な為、タクシー。
36	生きる見込みのないのに、必要はない。
37	払いたくない。
	人の病気を発見し、それに伴った判断をし治療するのが医師の務めであり、診療費が払われる
38	のはおかしいと思う。また、支払いするとなれば、患者の負担も多少なりとも変わってくると
	思う。
39	医療機関は当然のこととして文書を提出していると思うので、相談料の負担とか支払いたくな
39	V v₀
40	治療方針について話し合ったり、家族と話し合う為に文書の提供をお願いして、どうして診療
10	費が必要か、その制度は廃止して欲しい。
41	相談に費用が発生するのに理解できない。
42	相談料とは医療費とは違う項目だと思うから。「診断書」などと同じ扱いになると思う。
43	相談料は診療費には含まれないと思うから。
	仕事だから。

- 67 -

	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
72	後期高齢者保険、介護保険料、月2回の通院費用、薬代等で高額になる。
73	医療行為とは考えられないから。
	私は高校教師、後に大学教員であったが、教員は問顧ある生徒やその保護者といくら時間外に
74	相談、面談しても何も支払われない。そのくらいのサービスは給料のうちである。医療関係な
	って同じことではないか。
75	医療に関しての相談や話し合いなのだから診療後の相談であるがゆえに、診療の時の支払です
70	分だと思われるから。
76	重い病気の時は治療費がかかるのに、その上にまた負担が大変だと思う。
77	話し合い後に文書等の提供を受けることは医療行為の一つなので、別に相談料として診療費と
"	支払う必要はない。
78	相談料として別に診療費が発生するものか疑問です。今までは含まれていませんでしたか?だ
76	探費とは別と考えられるのですか?
79	終末期の病状の人に対して負担を課すのはどうかと・・・。
80	医療相談も医療行為と同じであると考えれるので、特別に費用が発生するのはおかしいように
6U	思います(医療行為に伴うもので、何かの診療項目に含まれるもの)。
81	診療費を支払うことで、医療機関及び関係者に正常な医療行為が失われるような気がします。
	医療費の支出で大変なのに、教えていただくことくらい国が支払って下さってもいいのではな
82	いか。親切という気持はないのでしょうか。何でも金で支払えというのでしょうか。国はもっ
	と真剣に底辺まで考えるべきだ。
83	相談料はおかしい。治療方針や今後の生活の話し合いで料金を請求するのはおかしくはないた
03	ろうか。
84	自分の終末期の医療方針について話し合いし、文書に提供を行うことは当然のことと考え、そ
01	の分として診療費が支払われるのはおかしい。
85	診療の一部で区別する必要はないと思います。
86	治療費と相談料は別もの!!医師の義務(相談)そこに診療費がかかるのは営利目的の他なり
00	ない。
87	医師はきちんと説明する義務があると思う。
88	診療費がかかるのでは、やめようかと思ったりするかもしれない。死と直面しなければならな
00	いのに、相談するためにお金がかかるのかと思うと悲しい。
89	自分のことは最後まで自分で決めたいため。家族に負担をかけたくない。
90	医者の義務として、診療費の払えない方にでも相談にのることが望ましいと考える。医療保護
90	は相談以外の治療に使って欲しい。
٥.	病気で一番大変な時に相談するだけで診療費なんて。そうでなくてもいろいろと費用が大変な
91	ので無料にすべきと思います。
92	治る見込みがないのだから国が負担すべき。
93	経済的負担が大きい。

	間 10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して
	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
	本人の終末期を決めるのは本人であると思う。そのために必要な医療的な情報等提供すべきこ
45	とは当然のことだと思うので、そのために診療費を支払うのはおかしいと思う。また、情報を
	提示しなかった場合に支払われないのもおかしいと思う。
46	実際治療をしない者が、書類を書いていただくだけで料金を取られるのはおかしいから。
47	なんで相談で金を支払わなきゃいけないのか理解できない。
48	医師が説明や相談をすることは当然なことだと思います。
49	支払われることを事前に知らせてから進めて欲しい。
50	患者として知る権利があると思うと共に、基本業務として説明があるべきと思う。
51	相談料として特別に支払われることは好ましくない。こういったこと全て含めて終末期医療と
31	すべきだと思う。
52	患者が医師に相談するのは当然。
53	医療機関として当たり前だと思うから(相談が)。
54	経済的負担が増すのは好ましくないと思う。
55	入院の中のことなので診療の一部だと思うので。
56	これまで支払われた診療費の総まとめの段階にきていることであり、家族にもボチボチ負担を
30	かけたくない時期だから。
57	お年寄りが多くなるのだから診療費が増え、行き詰るように思う。病院や医師がもうけすぎで
31	はないかと思う。
58	話し合いなどはどのような場合でもきっちりするべきことなので、病気の度合いに限らず無償
	でするべき。
59	相談内容を書面にしただけで、診療費がかかる根拠がまったくわからない。
60	治療方針等についての話し合いは、診療・治療の一環であって別途支払われるべきものでない
	と思う。
61	人生最後の過ごし方を決定するのにお金がいるのは嫌な気がするから。
62	病気に対しての「医療費」の中に今回の診療費は含めるべき。
63	医療機関としては医療内容等記録として文書化することが当然であり、医療の一部である。し
	たがって相談料が加算されることが納得できない。
64	説明することに診療費が別に発生するのでは相談することもままならない。医師との信頼も揺
	らぐと思う。
65	普通のことに報酬が生まれるのは不思議。
66	診療費の負担を軽くしたいので。
67	治療そのものとは関係ないと思うから。
68	相談は医療行為でないため。
69	支払う保険料が上がりそう(現役世代の負担が増えそう)。
70	仕事の一つとしてとらえたいから。
71	現在診療費が三割負担で、病院に行く今も1ヶ月3万位かかる。

- 68 -

	間 10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して
	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
94	相談料がかかってしまったら、相談しようという気持ちが薄れそうなので。
	今の時代、生活が苦しい老人がたくさんいる中で、相談するのにお金がかかると、したくても
95	できない人も出てくる気がします。
96	ただでさえ点滴・注射・おむつ・検査・差額ベッド・回診等に経費がかかるのにかなわんです。
97	負担を少しでも少なくしたいから。
98	家族に負担をかけたくないから。
	治療の経過やその後のことの話し合いは医療の一部であるが、そのことと書面にしたからとし
99	ても相談支援料を支払うのはいかがなものか。
	診療費も高くその他の費用もかかる中、それ以上の出費はしたくない。一般診療費の中で補わ
100	れるべきと考えます。一番つらい時期にお金のかかることに反対です。もっと安心できる医療
	になって欲しいと常に思っています。
101	医療側の当然の義務であり、患者側の当然の権利と考えます。
102	相談料だけ取られるのはちょっとおかしいかなと思う。
103	ケース by ケースと考えますが・・・治る見込みがないとなると・・・。
104	収入の少ない年齢者がこのようなことに診療費を支払うのは無理。
105	相談に料金が発生するのがわからない。
106	患者の負担が増え、保険料の値上げになると思う。
107	公費が使えるのでしたらサービスしたらいいんじゃないかと思います。
108	通常の医療・業務の一端として施されるべきことだから。
100	今までの利用の続きであって、改めて後期高齢者終末期相談支援料を科すのはおかしいと考え
109	5.
110	話し合い、文書提供で <u>相談料</u> を取られることも知らなかった。
	今年の4月に母が亡くなりましたが、2年に渡っての入院でたまたま自営業の母だったので金銭
111	的なものには苦労しませんでしたが、自分に置き換えた時、医療費・生活費・その他に・・・など
	と考えると相談したくても我慢するようなことになるだろうなと思います。
112	何でも金しだい。相談するのも金で解決。金がすべての世の中。
	医療機関に支払われることは好ましくない。高い医療費を支払った上にまた支払う。経済的に
113	楽な人ばかりではないと思う。若い時一生懸命に働いてきて年を取ってからは国ももう少し考
	えて欲しい。高齢者のために。
	毎回の治療代や診療代はもちろん仕方ないと思うし本来は文章の提供代なども仕方ないのかも
114	しれないが、気持ち的にはあまりいい気はしないです。
115	病気になった時にそのような相談は医療機関の義務である。
110	治療の見通しや死ぬ場所の選択についての相談は医師の当然の仕事であり、診療報酬がなくと
116	もなされることだと考えるから。
117	そこまで通常の医師として (医療行為) 説明なのでは。
118	医療費がまたかかるから。

	問 10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して
	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
	命の相談が料金によって行われることに抵抗がある。料金の支払いができない人はどうしたら
119	良いのでしょうか。医者の人間性はどうなるのでしょうか。
	診療内でのことなので別料金を支払うのはおかしいと思う。すべて当たり前のこととして行っ
120	て欲しいから。
	なぜ今になって診嫌費として支払わなければならないのか納得がいかない、医師、看護師の方々
121	は患者の病気に対しての説明、治療などの説明は当たり前のことであると思う。それとも診療
	費を支払うことで今以上に良い提案をしてくれるのか?気持ち良く対応してくれるのか?
100	十分な理解をえるために必要な話し合いが費用別途になると支払いのことを考えて話し合いを
122	拵てないケースも出てくるのでは?
	勤務中の仕事と思います。大事な相談のため個人の問題と思いますが、心配することもありえ
123	るので「重の支払いのような気持ちになると思います。この件は公にはできませんが。
124	治療の一つではないかと思うから。
125	医療機関として文書作成及び相談は当然のことだと思うので。
126	そんなことで支払われるのはおかしい。医療機関として当然と思うので、
127	人院時には毎日一度は主治医と話してます (私の経験から)。それで良いのではないか
128	高齢者からの医療費の負担は切ないです。
	その後のことについて話し合うことは大事だと思うし、支払料が支払われればきちんとその時
100	間が作られると思うのですが、今現在医者が診察の最後にどうでもいいことを言って指導料を
129	取っていることを考えると(もちろんそうでない方もいるんですが)形式だけになりそうだか
	ъ.
130	最後の時を迎えるまで病院へ通院するとなると医療費なども多額に支払うことになる。その医
130	療費で十分だしただでさえ高い医療費だと思っているから。
131	あくまで相談であり治療ではないから。
132	病状の報告だから別に支払われる必要などいらない。
133	相談も治療のしつだと思うから。
134	相談に乗るのも医療のうちだから。
135	診療費は払っているのでまた別に相談費として払う必要がないと思う。
136	診療の一つに考え特に診療費が別に支払う必要はないと思う。
137	診療費には当たらないと思うため、
138	治療の一部として考えているから。
139	相談をすることに費用がかかること、海面に残すことに日ヨガかかることは人との信頼が薄れ
L139	てしまうし、すべてにお金が絡むことは終末期を迎えた人間の尊厳を失う。
140	相談料として支払われることには進和感がある。本来医療行為そのものに話し合いも含まれる
140	ものと思う。
141	保険料を払っているので支払う必要なし
	MANUTE OF THE PROPERTY OF THE

- 71 -

	間 10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して
	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
	「相談料」と別にとるのではなく、その時の診療費として、治療とまとめて欲しい。「相談料」
165	をとられるなら相談しない人もいるのでは?
	相談をしたことでどうして診療費を払わないといけないのか、相談をしただけで払わないとい
166	けないのですか。相談するだけなのに医者は患者のことを考えてくれるなら払う必要はないで
	U £ ð.,
167	1. 終末指導相談を求めるかどうか当人の意思次第。2. 年齢差別は妥当ではない。
168	直感で思った。
169	医者の仕事に含まれると思うから。
	"話し合い"だけで何も治療を受けたわけではない。 医師らの"時間"を拘束したというので
	は、全くの時間給で、医師の威厳がないように感じる。"先生様"だから、信頼し、相談する
170	んじゃないんですか!!それにお金をとられたら、何だかありがたみが減り、相談の内容につ
	いても利己的に進めたんじゃないかと疑ってしまう。
171	親身になって患者のことを考えるのではなく、ただ、金儲けの為に行うような気がするので。
172	不適切な処理が多く行われそうだから。架空の書類が多く作成されそう。
173	医療費に含まれるべきである。
	重い病気にかかっている、それだけで心の重荷であるのに、そこにブラス診療費とは、更に心
174	の重荷になる。もっと思いやりといたわりを、
	全て保険料の範囲以内での支払いにして欲しい。高齢者がお金の心配をしなくてもよい制度で
175	あって欲しい。
176	診療の範囲だと思う。
177	これ以上出費は出したくない。
178	当然の義務だと思うから、支払がないから、そのような内容について話せないというのは変!
	終末期であっても常に医師と相談しながら治療をしていくべきで、文章にまとめたにしても、
179	相談料を支払う必要はないと思います。
	私は文書は必要としないので、料金を払うことは嫌ですね。文書が必要であるならば、手間が
180	かかるわけですから文書費は当り前ですね。
181	診療費を支払うということは年金生活者にとってとても負担だと思います。
182	相談は一般的治療の内のはず。特別に枠を設けるのはおかしい。
183	医療診療の一貫だと思うから。
	医療費を支払っているのだから、それとは別に請求されるのはとっても事務的で変です。患者
184	の気持ちを考えていない。何で見込みがないのにお金を払うのか?
185	医療関係に診療費を支払うのはいいが、患者の一部負担はやめて欲しい。
	患者との話し合いというのは、診療費が支払われるから行うものではなく、行われるのが当り
186	前のことだと思うからです。
187	賃金の2重取りになる。
188	The state of the s

	問10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して 診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
	自分の病気について医師などと相談またそれを形に残すことは患者として当然の権利だと思う
142	のでそこに相談料が発生することは好ましくないと思う。
- 1	個人が自分の状況を詳しく知りたいのは当然のことで、担当医が個人に詳しく説明をしたから
	個人が自力の個人によって人間のためのは当然のことで、 によりの個人からそうまでして金を順といって別途料金を取ることなどはもっての他である。終末期の個人からそうまでして金を順
143	るようなことを考えているのか。
144	費用などが重なるため。
	相談料としての診療費は必要がない。医療機関の説明、相談は義務と思う。
\rightarrow	別に支払いでなし治療費に入れると良い。
-	診療し先が見えるようになってきたら今後のことを家族に説明するのは当たり前でお金を取る
147	のはおかしいと思います。
148	生活費などがいるのであっていけないです。
149	診察での相談と思うので特別に名目を作って出す必要はないと思う。
	自身のことで後々確認したいことなど出て来るので大半の人間は同じだと思うので、それに
150	いて相談料を取るというのは良心的ではないと思うから。
151	診療機働に含まれていると思う。余分な支払いになる。
-	医療従事者に相談し文書を提供してもらうことは患者に対しての義務であると思う。当たり
152	のことなので診療費を支払うということは好ましくないと思う!
153	別枠でいくら支払われるのか知りませんが、それも治療費の内だと思うのですが。
-	商品を買ったり何かのサービスを受ける時説明を聞くのは当然のことで、医療に関してのみ
154	し合いが相談料としてお金に結び付くのは好ましくないと思うから。
155	単純に支払いたくない。お金がない。
156	相談をしたことが文書になって相談料を取るのは変。サービスで良いのではないか。
	患者が一部を負担するのがおかしい。医療費だけでもお金がかかるのに、そこにまた上乗せ
157	るのが嫌ですね。患者に負担がなければ診療費が支払われることは好ましい。
158	医師、脊護師は患者の相談を聞くことは当然である。
	なぜ説明をしただけでお金が払われるのか意味がわからない。医師には説明義務があると思
159	から義務を果たしただけで支払うのはおかしいのでは?
160	全額公的医療保険が出るというのは公的費用を使いすぎるのではないかと思われます。
	病気に関する相談は診療という中の流れの一郎であると考えるので、相談料としての診療費
161	支払われるのはどうかと思う。
	- 台嬢費、その他の費を考えますと最後までお金というのは心がむなしくなります。先生方の
	時間をすべてお金を出さないと温かい最後が迎えられない時代はあまりにも切ないです。心
162	かい方達にという思いの中に反対にお金のない人はどうなのかという感情もまた嫌に思いま
	4.
163	ただでさえ負担になる医療費に加えてさらに重い負担になると思うから。
164	公的という税金というイメージがある。税金なら他に必要なことで使用して欲しい。

- 72 -

	問 10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して
	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
189	診察の結果、詳しく説明をして下さい。それに対して料金を払わなければというのはどうかと
109	思います。
190	診療もしていないのに説明を聞いただけなのにお金を払うのはおかしい。
191	出費があるから。
192	後6支払するかわからないけれど、病気の延長だと思います。その都度支払が大変です。年金 生活者には…。
193	何依医療費が医者に支払われるのか?医師としての仕事と思いますので、支払いは好ましくない
194	相談、話し合い、が難しくなる。
195	人院その他でお金がかかるのに相談しただけでまたお金が必要なのは困ります。
196	治る見込みがないのに相談料を取るのはおかしい。
197	そのようなことは当然なことであり、「診療費が支払われる」のは必要だと思います。
198	相談料をとることは、医師としておかしい。
199	診療費は、治療全てについて支払われるべきである。※どちらとも言えない。
	重い病気になりしかも治る見込みがないとなると本人はとても不安になります。色々相談して
200	アドバイスを受けたいと思うのはみんな同じだと思います。医療従事者はそこまでも仕事かと
	思います。診療費が支払われるのはいかがなものでしょう。
	治療方針の話し合いは通常の診療の中でおこなわれることであって、別に相談料を支払う必要
201	はない。
202	相談は医療行為の一部であり、医療保険に含まれている。
203	業務の一環であり、相談料が特別に払われるのはおかしい。
	とにかく、診療費を取ることばかり考えています。私達後期高齢者は子供の扶養者であるにも
204	かかわらず、医療保険を支払うようになりました。このような診療費を取ることばかり考えて
	いることに腹が立ちます。
205	相談料として診療費の一部負担はおかしい。
200	医療機関 (医師、医療従事者) は、患者の終末治療について本人および家族等と相談すること
206	は義務だと思います。そのことについて、医療費が払われることは言語道断だと思う。
207	費用が払えない(高額の場合)場合があると困るから。
208	本当は十分に話し合いをしたいと思っていてもこの先のことを考えると、やめておこうと思う
200	人も居ると思う。みんな平等に最期の過ごし方を考えることができたらいいと思う。
209	相談だけでは支払いたくないと思う。
210	相談の内容や、結果により、診療費に差が出るかもしれない。
211	終末期に於いて何故話し合い、文書作成にて金額が必要かわからない。終末期に於いて、話し
211	合いするのは普通では!医療費は別の部分に使用した方が良い。
212	何故お金がいるのですか?相談が診療費必要?
213	病気になれば治療方法やその後のことは医者の当り前の行為であると思うし、文書の提供を包
213	けた時、何故診療費がいるのかわからない。

 診療を支げた以上は説明と文書は付き物ですから。 214 それも含め、治療(医療)だと思うから。 216 診療を受けた以上は説明と文書は付き物ですから。 217 診療治療の範囲と考えます。 218 治療のの範囲と考えます。 218 治療の方針も立てられないし、方法も選択できないはず。相談だけに項目を立てるのは理解できない。 219 負担が多くなるのは不安。 220 そこまでするのが医師や看護師の役割と考えるから。 221 話し合いで文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。 222 年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 下ドベイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 226 相談も患者にとっては自分の構状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に徴収するのではないかと思う。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診嫌費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 229 持えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 240 このようなことは無料で処理されるべき。 251 金額はどのくらいかかるのかわかかりませんが、皆平等に継でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 231 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。「内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 232 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 233 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 234 えたい。 235 それも治療の一環と考えます。あて費用がかかるのはおかしいのでは。 236 お房乗の報酬がなくても、医師や腎臓師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変をと思う。 237 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。 治療で医療機関の当然あるべき変をと思う。 238 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。 治療ををともつのはわかるが、相談では、お屋のでは、お屋のでは、お屋のでは、お屋のでは、お屋のでは、 お屋のでは、 ままない まない まない まない まない まない まない まな	$\overline{}$	製10 写版等しの数字数の注意子がについてのしいとなり、
 214 それも含め、治療(医療)だと思うから。 215 診療を受けた以上は説明と文書は付き物ですから。 216 企概ない人(患者)も思るのに、医者は才真似になると思ってどうでも良いことを文書にする。全く税金のムダ。 217 診療治療の範囲と考えます。 218 治療の方針も立てられないし、方法も選択できないはず。相談だけに項目を立てるのは理解できない。 219 負担が多くなるのは不安。 220 そこまでするのが医師や看護師の役割と考えるから。 221 話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。 222 年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 下ドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 226 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 229 会社とびくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に整でも相談した方が良いと思います。 231 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 234 ため、治療費等の機関がなくても、医師や腎臓師は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 237 お局死んでしまりのに、お金を払う意味がわからない。他療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払うの関係がなくても、医師や腎臓師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 237 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。他療でお金を払うのはわかるが、相談でようを経りますが必要なない。 	}	間 10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して 致事業が支払われることが終末しくないと考える理点
216 診療を受けた以上は説明と文書は付き物ですから。 216 必要ない人(患者)も居るのに、医者は才真似になると思ってどうでも良いことを文書にする。全く税金のムダ。 217 診療治療の範囲と考えます。 確かに話し合いにも時間が必要ですが、これも治療の一環であってそもそも話し合わなければ治療の方針も立てられないし、方法も選択できないはず。相談だけに項目を立てるのは理解できない。 219 負担が多くなるのは不安。 220 そこまでするのが医師や着種師の役割と考えるから。 221 話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。 222 年金暮らしていて、少しでもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 網談も患者にとっては自分の病状を把壁するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に確収するのは対ましくない。医師ものる義務があると思う(相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 ・・一分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 金額はどのくらいかあるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えない。 231 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしいのでは。 232 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 「内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えない。 233 を持ち含め、一般と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 234 お房をの希臘がなくても、医師や脊護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師やを嬢機関の当然あるべき変だと思う。 235 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 ◆後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を支払っていると	214	
216 必要ない人(患者)も思るのに、医者は才真似になると思ってどうでも良いことを文書にする。全く税金のムダ。 217 診療治療の範囲と考えます。 確かに話し合いにも時間が必要ですが、これも治療の一環であってそもそも話し合わなければ治療の方針も立てられないし、方法も選択できないはず。相談だけに項目を立てるのは理解できない。 219 負担が多くなるのは不安。 220 そこまでするのが医師や看護師の役割と考えるから。 221 話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。 222 年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に憧取するのは対ましくない。医師ものる義務があると思う (相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 238 お金がないから。 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 239 このようなことは無料で処理されるべき。 全額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 231 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 234 それも治療の一種と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の種種がなくても、医師や胃護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を欠払っていると	215	
218 全く税金のムダ。 217 診療治療の範囲と考えます。 確かに話し合いにも時間が必要ですが、これも治療の一環であってそもそも話し合わなければ治療の方針も立てられないし、方法も選択できないはず。相談だけに項目を立てるのは理解できない。 219 負担が多くなるのは不安。 220 そこまでするのが医師や看護師の役割と考えるから。 221 話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。 222 年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う (相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 238 お金がないから。 4 分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 239 このようなことは無料で処理されるべき。 240 全額はどのくらいかかるのかわかりませんが、哲平等に誰でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 241 報も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 242 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 243 それも治療の一種と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは、診療費等の種欄がなくても、医師や青護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 246 おの治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を支払っていると	-	
確かに話し合いにも時間が必要ですが、これも治療の一環であってそもそも話し合わなければ 治療の方針も立てられないし、方法も選択できないはず。相談だけに項目を立てるのは理解できない。 219 負担が多くなるのは不安。 220 そこまでするのが医師や看護師の役割と考えるから。 221 話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。 (年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。 222 下バイスは診療の範囲ではないと考えられる。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 下バイスは診療の範囲ではないと考えられる。 相談も患者にとっては自分の病状を把鍵するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているがら、診察代と別に僕収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う (相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 229 考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 231 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 232 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 234 たい。 235 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 236 診療費等の報酬がなくても、医師や予護師側は患者の為に観身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変たと思う。 237 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を支払っていると	216	
218 治療の方針も立てられないし、方法も選択できないはず。相談だけに項目を立てるのは理解できない。 219 負担が多くなるのは不安。 220 そこまでするのが医師や着種師の役割と考えるから。 221 話し合いや文書等の歴供等は、治療、医療の一環だと考えます。 222 年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 4 一般も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に懐収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う (相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 ・ 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 全額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えない。 234 たい。 235 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の報酬がなくても、医師や胃護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変たと思う。 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を欠払っていると	217	診療治療の範囲と考えます。
きない。 219 負担が多くなるのは不安。 220 そこまでするのが医師や看護師の役割と考えるから。 221 話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。 222 年金暮らしでいて、少してもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 名談等の治療費に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の構状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う (相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な現明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 241 会観はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に種でも相談した方が良いと思います。 242 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 243 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 力容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 244 えたい。 256 合作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 ・特の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると 257 でお金を払う必要があるのか。		確かに話し合いにも時間が必要ですが、これも治療の一葉であってそもそも話し合わなければ
 219 負担が多くなるのは不安。 220 そこまでするのが医師や習趣師の役割と考えるから。 221 話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。 222 年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともか人がえているから、診察代と別に徹取するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う(相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 234 たれも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 235 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 236 診療費等の報酬がなくても、医師や腎臓師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 237 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 238 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 237 でお金を払う必要があるのか。 	218	治療の方針も立てられないし、方法も選択できないはす。相談だけに項目を立てるのは理解で
220 そこまでするのが医師や習録師の役割と考えるから。 221 話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。 222 年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療性に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえている から、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う (和籔内容によ るが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと 考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。 それれには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考 えたい。 244 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考 えたい。 35 解費等の報酬がなくても、医師や腎臓師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要な ら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談 でお金を払う必要があるのか。 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると 238	1	きない。
221 話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一機だと考えます。 222 年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う (相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 全額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。 242 和談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えない。 244 おも治療の一種と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の種欄がなくても、医師や看護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 256 お陽死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない、治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を支払っていると	219	負担が多くなるのは不安。
222 年金暮らしでいて、少しでもお金の貴担は大変だから。 223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に憧取するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う (相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 全額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。 241 それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 246 それも治療の一種と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 256 管理費等の種層がなくても、医師や看護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 257 お陽死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない、治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。	220	そこまでするのが医師や看護師の役割と考えるから。
223 こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。 224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う (相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 全額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 76客やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えない。 246 それも治療の一種と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 256 を作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 257 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 258 特別を行いてしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。	221	話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。
224 アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。 225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の病状を把鍵するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う (相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な現明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無軽で処理されるべき。 全額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 234 えたい。 235 それも治療の一療と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 236 6年成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変たと思う。 237 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 238 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると	222	年金暮らしでいて、少しでもお金の負担は大変だから。
225 病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。 相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う(相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 ・ 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 全机には支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 236 おも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の報酬がなくても、医師や腎臓師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 ・ 存扱の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を支払っていると	223	こういう相談は無料で、ボランティア精神で行うべきだと思います。
相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要、診察の一部ともかんがえているから、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う(相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に継でも相談した方が良いと思います。 241 社談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 252 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 253 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 254 おも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の報酬がなくても、医師や腎臓師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を支払っていると	224	アドバイスは診療の範囲ではないと考えられる。
226 から、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う(相談内容によるが…)。 227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 234 されも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 256 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 257 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 258 特定費等の報酬がなくても、医師や胃糖が関し患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき変だと思う。 237 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 248 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を支払っていると	225	病院等の治療費に含まれているのではないかと思う。
227 病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 229 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと 考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に難でも相談した方が良いと思います。 それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 234 内容やポリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 235 それも治療の一機と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の機働がなくても、医師や胃護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要な ら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 237 結局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると		相談も患者にとっては自分の病状を把握するのにとても重要。診察の一部ともかんがえている
227 病気の治療の上での相談とか結し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。 228 お金がないから。 229 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に難でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 "なすべき責任"と考えたい。 234 方をボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 235 それも治療の一機と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の機働がなくても、医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 236 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払うの場かあるのか。 ・分核の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると	226	から、診察代と別に徴収するのは好ましくない。医師ものる義務があると思う(相談内容によ
228 お金がないから。 229 十分な限明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に難でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 231 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 234 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 235 それも治療の一療と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 236 診療費等の機働がなくても、医師や腎護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 237 結局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 ~後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると		るが···)。
229 十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 234 お協・一種と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の報酬がなくても、医師や看護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 237 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を支払っていると	227	病気の治療の上での相談とか話し合いだと思うので、診療費として支払うのはどうかと思います。
239 考えます。 230	228	お金がないから。
考えます。 230 このようなことは無料で処理されるべき。 231 全額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。 それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 244 内容やポリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 255 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の権値がなくても、医師や育護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 237 結局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診察費を支払っていると	220	十分な説明や理解を得ることは重要で、その為には文書にすることもわかりやすく良いことと
231 全額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。 それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 235 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の報酬がなくても、医師や再談師側は患者の為に複身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 ~後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると	22.5	考えます。
231 それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 内容やポリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 235 それも治療の一冊と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の報酬がなくても、医師や育護師側は患者の為に複身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 238 今後の治療が針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると	230	このようなことは無料で処理されるべき。
それには支払われることは好ましくない。 232 相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。 233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 234 内容やポリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 235 それも治療の一機と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の報酬がなくても、医師や看護師側は患者の為に視身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 237 結局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると	231	金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。
233 それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。 234 内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考えたい。 235 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 236 診療費等の報酬がなくても、医師や育護師側は患者の為に複身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 237 結局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 238 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると		それには支払われることは好ましくない。
234	232	相談も含め、診療費に含めて良いと思うので、わざわざ相談料は取る必要はない。
234 えたい。 235 それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の報酬がなくても、医師や育護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 お陽死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 238 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると	233	それも仕事の一つなのに、別途相談料が取られるのはおかしい。
235 それも治療の一種と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。 診療費等の報酬がなくても、医師や育護師側は患者の為に複身に相談をし、結果文章が必要なら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 結局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると	234	内容やボリュームなどがわからないと判断できない。ただし医療機関の"なすべき責任"と考
236 診療養等の報酬がなくても、医師や育護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要な ら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 結局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない、治療でお金を払うのはわかるが、相談 でお金を払う必要があるのか。 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると		えたい。
236 6件成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。 お局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談 でお金を払う必要があるのか。 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると	235	それも治療の一環と考えます。あえて費用がかかるのはおかしいのでは。
237 結局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談でお金を払う必要があるのか。 ~後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると	236	診療費等の報酬がなくても、医師や看護師側は患者の為に親身に相談をし、結果文章が必要な
237 でお金を払う必要があるのか。 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると		ら作成してくれても良いことだと思う。医師や医療機関の当然あるべき姿だと思う。
でお金を払う必要があるのか。 今後の治療方針など話し合うことは当たり前のことで、それも含めて診療費を支払っていると 238	237	結局死んでしまうのに、お金を払う意味がわからない。治療でお金を払うのはわかるが、相談
238		でお金を払う必要があるのか。
単っているから	238	
160 2 CV - 2 N - O -		思っているから。

76	

	間 10 医師等との終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供に対して
	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
266	診察費が発生することで相談を必要と思ってない人まで終末期へ向けての話し合いを行う医療
200	機関も出てくるのではないかと思われる。
267	患者の相談にのるのは医師の義務だから。それに対しての報酬を支払うのはおかしい。
268	診察料の中に含まれていると思うから。
269	高齢者のため。
270	医師として話を説明するのは当然のことだと思います。
271	サービスとしてやって欲しいから。
272	患者の負担が大きくなるから。
273	相談で金銭が発生することに納得がいかない。
274	相談料は医療機関の診察費に含和しているのではないですか…。税金の無駄使いだと思います
275	少ない国民年金の中で医療費や相談料を支払うことに?
276	医療行為のみに支払うべき。
	医療従事者がそういった相談にのることは立場として当然だと思うし、どこまでが診療費を支
277	払うべきなのか、という範囲が決めにくい。個人レベルで異なるように思う。たいした相談に
	のっていない人が支払いを受けるケースが多そう。
278	医師等の時間を割いてもらうことに対しては、ありがたいと思うが、命の問題等に関して、該
-	明でお金が終むことはやや不謹慎のように感じるから。
279	話し合いをするのに、お金を取られるのはおかしいと思ったから。
280	税金の負担が増える。
281	相談料は患者の負担が大きいと思うから。
282	終末期治療の話し合いは当り前のことだと考えていたので、それに対して相談料が医療機関に
	支払われるというのは、違うような気がしました。
283	別で相談料がかかるより、治療費の中に含む方がいいと思います。
284	治る人にもっと負担してあげたい。治らない人には「心の安らぎと痛みの和らぐ治療を」←そ
	ういう施設を作るのにお金を使って欲しい。
285	意志や看護師が患者と話し合うことは当り前で、それに対して診療費を支払う必要はないと思
	います。
286	終末期を安心して迎える為には年齢は関係なく無料で相談できることは当然だと思います。誰
_	でも体験することです。優しさが必要だと思います。
287	医師は大変な仕事ですが、診療費をもらいすぎている感じがします。話し合いは 0 円、文章の
	作成には支払っても良いと思います。
288	説明(口頭)内容を文書にするのも、仕事の一部であり、別途診療費がかかるのは納得がいか
	ない。文書が手間ならば文書でなくテープなど工夫する方法もある。

	診療費が支払われることが好ましくないと考える理由
239	書面にするだけで診療費を払う必要はないと思う。病気治療でないから。
240	そこまでが治療の一環だと言えるから。
24 i	相談なんだからお金は取らないで欲しい。
242	相談料としてとらなくても良いと思う。
243	診療費が支払われると、人員等の増し方が多くなると思われるから。
244	国民年金しかなく、ほとんど収入ない家庭で治る見込みもない者にとって、治療費が支払えない、そして相談もしたくないです。
245	病状説明や治療方針は話し合って当然のこと。文書作成などの必要純費は仕方がないが、相談 料を別にとられるのは疑問です。
246	相談で診療費がとられるのはおかしいのでは。
247	医師の説明の格差がある為。
248	従事者の負担が多く、相談で金額を取られるのは少し変。思いやりの医療を。
	ムンテラの一種じゃないんですか?いちいちお金をとられていたら、おちおち相談にもいけな
249	くなりそうです。
250	家族と話し合うだけで十分だと考えています。
251	説明・話し合いは医師と患者が人として向き合い、その記録が渡される。これを診療費とする
231	のは、医師は患者を病気をかかえる物体とみているかのように思われる。
252	末期の患者に何から何まで金次第との思いを持たれるから。
253	すでに高額な診察費を使っているので、相談料がどれくらいの値段によるがあまり高いのはと うかと思う。
254	人生の終わりに相談料まで支払うことはない。
255	医療保険は患者に使用されるべき。
256	なるべく負担のかからない制度にされないか、住みやすい社会に。
257	相談料を支払う事態への具体的な理由がわからないから。
258	利用しない人もいるので使いたい人が負担するべき。
	医師・看護師として相談にのることは当たり前だと思う。お金がかかるから相談にのるという
259	のは人間としてどうかと思う。
	相談して文書にしてもらうということが余計なことのように感じてしまう。治療費や医療費を
260	払っているので、話し合いにお金を払うとなると医療機関の冷たさを感じ、悲しくなってしまう
261	診療費請求に重心がかかりそう。
262	①話し合い自体が医療行為ではないのか特に終末として区別する理由がわからない。
263	②文書料は納得できる。
264	重い病気で診療費を払っているのでその一貫ついて扱うべきだと思います。
_	末期の患者さんへの負担がこれ以上重くなるのは好ましくないと思う。高齢者に自分を置き接

- 76 -

	問 17 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
1	賛成です。末期の相談をしっかりと普及させていくために、支援料は必要と思います。
2	賛成します。
3	医療介護等について、高度な知識、医療行為等について報酬を支払う事は必然の事と思うから
L	(但し、あまり高額な範囲でないように)。
4	高齢者相談は、安心という意味から必要あると思います。
5	・全ての人への(年齢区分なく)相談費用をもらうべきだと思います。・相談が幸せに時をす
Ľ	ごすため、最も重要な医療だと思えるからです。
6	たしかに存続意義はある。
7	後期高齢者保険を 75 才以上に限定すること自体に反対。
8	75 才以上の区分は不必要。すべての重病、治る見込みのない患者に適応すべき。
9	医師や看護師、医療従事者、患者、患者家族に話し合うだけの時間があるとは思えない。
10	相談支援料は支払うべきです。
11	必要経費と思います。
12	その時の状況にならなければなんとも言えないが、少ない金額なら仕方ないと思う(1 万円以
	内)。但しできることなら、それぞれの状況に応じて支援料を支払うのも方法かも?
13	健康保険、医療費の負担は年金生活者にとっては大変なものだと思うので、75 才以上の方の重
	荷にならなければと願う。
14	75 才以上でも不幸にも重い病気や治る見込みがない状況におちいる場合があるので、あえて 75
ļ	才以上と年齢制限をつける意味がわからない。
15	相談支援料(200点)は妥当な線であると思う。
	相談はお金の支払いの有無で行われるものではないと思うので、相互の心と心の通い合いがあ
16	って行われるものと希望したいから…。心の通いあった診療は、お金で行われるものではない
	と思う。
17	高齢者末期相談支援料について読ませていただいたのですが、多額の医療費がかかった場合、
	相談料まで支払うことができるでしょうか。
	末期となった患者本人が、その後の治療や過ごし方について自分の意思で選択すべきであるが、
18	それについて相談料は必要でないと思う。医療従事者が相談を受け、患者や家族に安心を与え
	るのは当然と考える。医療費の上昇に繋がる相談料は認めたくない。
19	75歳以上を限定にしているのは良くないと思う。やるなら全員を対象とすべきだと思う。
20	考えたことがないから、本当のところよくわからない。難しい。
	後期高齢者終末期相談支援料、この相談支援料については知らなかった。この紙面で知って良
21	かったと思います。終末期医療であれば、年齢区分をする必要はないと思うし、200点の報酬も
_	妥当と思う。ただ、高齢者が多くなる現未来に保険制度の運営が成り立つのかとも思います。
	医療従事者が患者や家族に対し、話し合いを行い治療していくことは当然の仕事だと思います。
22	その内容を文書等に記録していくことも当然であると考えます。従って、相談料を徴収するの
	は疑問が残ります。

	間11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	200 点がどの程度の金額になるのかわからないですが、高齢者の方にとってわずかの金額であっ
23	ても大変と思う人もいるだろう。金のある人とない人での差が生じるのは、考慮する必要があ
	ర
	算定されるべきだと思う。患者も医療機関側も文書にすることによって、誤解を後々生じさせ
24	ることも最少にできるし、算定することによってより正当な話し合い、文書作成を行う とい
	う意識を高めることに繋がると思う。
	自分や家族が終末期と診断されたなら、幾された時間を有意義に使うために利用してみたいと
25	は思う。しかし、75歳以上と限定するのはどうかと思う。同じ終末期の75歳と74歳で受ける
	対応が違うのは遺憾である。もっと柔軟性が欲しい。
	医者によって悪用されるかもしれない点については不安ですが、今まで頑張ってきた方々に充
26	分な最後を迎えてもらうのは、今までお世話になってきた私たちにとってあたり前だと思いま
	す。私たち自身、義母の最後を知らされず、もっと色々したかった心残りがあり、もっと前に
	経過説明されていれば良かったと思うから。
27	どのように生活、すごすのかを理解することにより、家族も本人も安心するところがあるので、
	有料でもみんなにとって必要かとも思います。医師、看護師の方もやりやすくなると思うし、
	重い病等で終末をむかえることにあるのは高齢は多いとは思うが、若い人にもあると思うので、
28	特に年齢で決めるべきではないと思う。相談にはそれなりの手間暇が要るだろうと思うので、
	支援料を導入するのはやぶさかではないが、200点は多すぎると考える。
29	・真面目な話し合い(主旨通りの)に対価必要。・ただし、200点とはいくら(¥)。・75 オ
	以下でも必要ではないか。
	診療報酬の点数 200 点はいくらになるかわかりませんが、病人に負担になりすぎないように、
30	また、医療機関の経営が苦しくならないようにお願いします。また、年齢は 75 才以上でなく、
	若くとも必要だと思います。
31	何らかの区別は必要。国民への説明に気をつけるべきでした。
32	何も後期高齢者に限定することはないと思う。また、いまだに「後期~」という名称を用いる
	のも疑問に思う。
	病気の内容等は専門知識が必要ですが、一般的に私たちは解りません。知る権利があると思い
33	ます。そのことに支援料が支払われるのは納得いかない!」高い保険料等を支払っているにもか
	かわらず、更に請求されるのはやはり納得いかない!!
34	75 歳以上の理由が知りたい。終末期について、相談できるのはよい制度だと思う。
35	医療費の負担があるため、無料(個人負担)でやるべきです。高齢者は年金以外の収入はほど
	k 8tsv.
36	年令で終末期を決めるのはおかしいと思う。90歳でも元気な人はいるし、50歳で亡くなる人も
.,,,,	いる。差別ではないだろうか

- 79 -

	問 1) 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
50	しつの医療機関だけではなく、セカンドオピニオンの様に別の医療機関も支援料の算定を可にし
53	て欲しい。
54	終末期ではないが、重い病気の人にも適用されたら良いと思う。75歳以上に限らず、終末期の
	病気の人にも適用される制度も必要だと思う。
	終末期相談に関しての主旨については全面的に賛成である。話し合いを持つこと、自分の病気
	や治療法を理解すること、家族もそれを知ること。それを文書にまとめることも必要なことだ
55	と思うし、しっかり自分の行く末を見つめることができる大切なことだとは思うが、それにな
	ぜ公的支援料が払われるかわからない。とてもあたり前なことなので、支援料は不要だり思わ
	れる。
56	全く不要な制度だと思う。そこまで含めての医療だと思う。
	自分がそういう状況になったら、やはり全てのことを知りたいと思います。なので、支援料は
57	必要なのかもしれない。
58	年齢は75才以上と限らなくても良いと思う。
	治る見込みがなくなった時は家で静かにすごしたい。全て本当のことを言ってもらいたい。少
59	しでも子供達に負担をかけたくないので、相談料とか取らないで欲しいと思います。
60	わかりません。
	末期患者と医師や看護師との縁は最後まで切れるものでないと思いますので、文書等の提供か
61	ある、ないにかかわらず、支援料は支払われるべきだと思います。
	このような支援があることを知らなかったので、高齢者がいる家庭としては参考にさせても向
62	いたいと思う。
	収入は年金だけで、年令を重ねていくほど生活にかかる費用は増えてきます。年金が上がれば
63	支援料もお支払いできるのではないでしょうか。
	相談そのものは、医療行為の1つだから料金がかかるのは当然だと思う。しかし、平均寿命ア
	ップのため(?)と思われても仕方がない今の延命措置はかえって問題だと思う。本人の意識
64	がなくなった状態の時にどうするかを削もって決めておくことが大事ではないか。このことの
	アンケート調査をしてはどうか。
65	支援料は …回のみと書いてあるが、転院した場合はどうなのか。
	どうして対象者を決めてするのでしょうか。あまりにも寂しすぎます。年令関係なく、精一杯
66	の治療を願います。
	説明文を読み理解できましたが、何故凍結されたのでしょうか。お互いに負担はあっても、そ
67	れは仕方がないことだと思うし、それによって救われる人も多いと思えるのですが。
	医師と患者本人が話し合いを持つことは大変重要であるとは思います。しかしながら、その行
	為に対し、診療費を支払えと言うことについては疑問を感じます。人間の生死の最後まで金で
68	済ませるということに対し、私は納得できません。「回限りとはいえ、設定については反対し
	‡ 4'.
	17 m / 1 m / A M / 1 M / 1 ア / 1 m / 1 d / 2 m / 2 d / 1 m / 1 m / 2 m / 2 d / 2 m / 2 d / 2 m / 2 d / 2
69	どのくらいの金額が掛かるのかわからないのですが、高額な相談料になるようなら、支援はあ

	間!! 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	人間は年をとっていてもいなくても、必ず死に直面する時がきます。それが突然の場合は、オ
37	人も周囲も冷静になることが難しくどうしたいのか、どうすれば一番本人の生き方に沿ったや
31	り方なのか決定するのが難しいと思います。終末期を迎える前に話し合いを充分に行い、それ
	に対して正しい評価がされることを望みます。
38	医師が判断した場合、医師や看護士、その他の医療従事者が共同し、患者とその家族と共に記
30	察内容を含む終末期における療養について、十分な理解を得る為十分に話し合いたい。
	終末期に75歳以上という年齢が切られていることに疑問を感じます。若くてもきちんと相談
39	きるのであれば、支援料が発生しても良いと思うし、またそうあるべきなのではないでしょう
	<i>か</i> ?
40	支援料の金額や、相談内容等、当事者となってみないとわからないことが多すぎて、アンケー
40	トに答えようがない。
41	相談支援料が一回限りで200点と言うことは、どのくらいの金額かもわからないし、荷る見込
41	みのない患者は見放されている感じもします。
42	すべての年令において、終末期相談ということが診察、治療の一部分という位置づけになって
42	(当然となること)、特別に相談料を支払わなくても良い形になればいいと思います。
43	全く意味のないものである。
	私は3年前に母を87才で、そして今年2月に父を92才で亡くしました。2人共延命治療をし
	せんでした。弟と相談してそう決めたのですが、あれで良かったのだろうかと長い間悩みまし
44	た。私自身は自分の延命治療を望みませんが、75 才以上の人の延命治療を関が望んでいない。
	うに受け取れるので心が寒くなりました。高齢者の数が多くなったとはいえ、今さら何で…と
	いう感じです。
45	200 点がいくらになるか知らないけれど、相談したい人がいれば、ある程度お金は払うのも仕
45	がないと思う。
-16	ある程度の支援料を支払ってでも、専門の医療従事者と十分に話し合いを行いたいと思う。
	病気についてやはり医師や看護師に相談するからには、医療費の一部と考えて支払われなけれ
47	ば医者なんかやってられないことに繋がりかねないと思います。
48	75 歳以上とした理由がわからない。また結局医師に決定を迫られるのではないか。
	この8月に母が末期ガンで亡くなりました。自宅で最後を迎え、静かに息を引き取りました。
	最後まで本人は癌と知らせず逝きました。本人を交えてというのは、その人その人によると思
49	います。難しいことはわかりませんが、お金をもらうというのも何かよくわからないですが、
	治療によっては高額なお金がかかるので、ケース by ケースだと思います。
50	年齢区分は必要ないと思います。
	若い人でも終末をむかえるひと、治らない病気の人などたくさんの人が終末をむかえます。「
51	本中全ての人に向けた制度ではないからやめたほうがいい。説明不足です。
	その時と場合によって違うかもしれないので確実なことは言えませんが、その本人であった場
53	合、聞きたくないこともあると思います。

- 80 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	相談支援を家族・スタッフと共に行ったから「次へ進んでください」という公的証明書のよう
70	な内容と思います。「次」が整備されてないのに、報酬、支払いをあらわにするのはおかしい
	と思います。
	高齢者でない者の場合は相談できないのか…。相談料としてお金の問題が生じるのはどうなが
71	か…。事務的な話し合いで、気持ちがこもっていないような気がするのではないか…と不満や
	不安を感じる気がする。
	75 才以上という年令に限定することはおかしいと思う。高齢者でも元気な方もいれば、若年*
72	の方でも利弱な方もいますので、後期高齢者だけが全て終末期をむかえるとも思えません。ク
-	ースパイケースで患者が希望した場合には、医師や看護師は親身に相談にのってくれるのが本
	当の医療ではないのでしょうか。
73	この程度の金額ならどちらでも。
74	間 10 で理想を書いたが(医は仁術、人助けの分野だから、俗物にならないで欲しい)、相談
	援料はやむを得ないでしょう。
75	相談、話し合いは、あくまでも治療の延長上にあるべきものだと思うので、改めてそのためが。
	費用が生じるのは納得できない。
76	どうして高齢者だけなのか?終末期の患者にとっては必要なことだと思う。200 点=2000 円?
	安すぎでは?
77	相談支援料の支払いはやむを得ないと思うが、なぜ75 才以上を対象とするのか不明。
78	- 末期を迎えるにあたり、医療関係者と相談をし、苦痛を軽減し、自己を受け入れられる覚悟を - マネスのいしでしない。- しかし思っ
	できるのはとても良いことだと思う。
79	まだ実際のところ難しく、そうすぐ結論が出る問題ではない気がいたします。本人が少しでもためになる様なことであればいいと思います。
80	よくわかりません。
	医者として相談されたことに対しては、答えるのは当然だと思う。何でも料金を払わなければ
81	ならない社会に不満を感じます。
82	お年寄りからお金取りすぎでは。
	年齢的にも妥当だし、診察をうける際も先生等に病状を説明するのも、言葉をかえして話すの
83	も初診料として支払っている状態なので、問題も意義もありません。
84	高齢者の金銭負担を増やすべきではないと思う。
	金額が負担にならなそうなので仕方ないのでは…。ただ、他の医療費もかかった上なので、な
85	るべく少額!!
	治る見込みのない状況は、今まで医師から家族または本人に伝えていたように思います。それ
86	でいいと思います。75 才以上の方から何故料金などとるのでしょう…?
87	地方自治体が支払うぶんには特に間顕ないが、個人的負担は好ましくない。

L.,	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	医師が患者に対し、治療方針を説明するのはあたり前のことなのだから、わざわざ「後期高齢
	者終末期相談支援料」を設ける必要がないと思う。そんなことを設けなくても治療方針や見込
89	まれる変化、過ごし方等の相談には病院が対応すべき。年齢も決めるべきではないと思う。支
	援料を負担しなければならないとするならば、公的保険の適用をさせるべきで、患者負担額は
	できるだけ安くすべき。「そんなに高い負担額なら、文書は結構です」と患者がいうことのな
	いような負担額にしてください。
90	後期高齢者だけを対象にするのは、おかしいと思う。文書にしてあれば話し合いに参加できな
30	かった家族も理解できていいと思う。
91	私は年齢はあまり関係ないと思う。健康管理をよく考えて実行している高齢者は元気だから。
92	家族との打合せであって、患者との希望になければ支払いは必要はないと思います。医者の強
32	い希望が患者を支援してくならば良いと思う。
93	支援料について、支払うことについて反対です。
94	医療行為上当然の情報開示であり、顧客である患者とのサービスの提供、ニーズのヒアリング
94	は医療行為のうちに含まれるべき。
	たとえ重い病気、治る見込みがないとしても、死に至るまでの間どのようにすごし、少しでも
95	長い時間家族と共にいたいと思うは自然です。私も病気の経験者ですので、文書にしておかな
95	いと本人も体調がよくないので忘れたり、記憶違いが生じてくることを知っています。なるべ
i	く痛みの少ない治療法など、手をつくしてあたってほしいと思います。
96	より良い治療を…とも思ったけど、上記と同じ理由で制度自体いらないと思う。料金が発生す
96	ると、そこからまた差別とか出てくると思うし、また新しい問題がでてくると思うから。
97	支援料が一回限りであれば、話し合いは何度行っても良いとのことなので、よろしいのではな
31	いでしょうか。
	2年前に父を亡くし、先生に詳しい説明を受けて死に対する覚悟ができました。目前にそのよう
98	な話があるということは良いことだと思います。相談支援料を払っても良いと思うし、払わな
	くても良いと思うとこもあり、ハッキリいってわかりません。
99	年寄りを抱えていたから、目に見えないお金が出ました(中元、歳暮、看護婦への差し入れな
99	ど)。大半の人がそうだと思います。もういい加減にしてくれという気がする。
	後期高齢者医療保険料を日々支払っているので、できればそこから患者側から支払う診療料を
100	まかなってほしいです、といいながらも病院で診察や治療を受けた場合、すべて請求されるま
L	まに全額払ってきているので、そういう取り決めになれば払わざるを得ない。
101	患者と家族が医師のアドバイスを受け、納得のいく治療が受けやすくなると思う。医師に遠慮
101	なく言いたいこと、聞きたいことが話し合えると思う。
102	大変良いことと思う。
	患者に対して、医師は数も少なく忙しい為、話し合うのは大変だと思う。なので、基本はアン
103	ケートや文通のような物でやり取りした方がいいと思う。もし話し合いの必要がある患者があ
	れば、行うといった形がいいと思う。

- 83 -

間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見

	P. 11 B. ATRICE D. P. 27 T. P. 12 T. P. 2 T. P
121	しっかりした制度をつくり、確実に実行された方が周囲、本人にとってもよいと思う。
	後期高齢者 (75 才以上) に限定するべきではないと思います。年齢に関係なく、いつそのよう
122	な状況になるかわからないのに…。そのような状況になった場合、みんなが制度を利用できる
	と良いと思います。
123	相談は何度でもしたいが、支援料が必要である理由が納得できない。
104	75 才以上という年齢に限定されることに違和感を持った。年齢区分にこだわることなく、末期
124	患者のケアを十分行って欲しい。その結果の支援料は良いと思う。
125	後期高齢者に限る必要はないと思います。なぜ後期高齢者だけなのか疑問です。
126	何のためかわからない。
127	後期高齢者 75 才以上の方を区分するのはおかしいと思う。年齢に関係ないと思う。
	悪用されることはないか。経済的に苦しい人に影響が出ないか少し心配です。費用は必要だと
128	思いますが…。
129	相談支援料が支払われなければいけないこと自体がわからない。
	相談料は医療費の一部だと思います。特別に支払うのはどうかな?75 才以上という区切りも必
130	要ないと思います。
131	収入があまりない方には支援してあげた方がいいと思います。
132	いらないと思う。
133	このような制度を初めて知りました。文書等に記録してもらうことは良いことだと思う。200 点
	くらいでしたら良いと思います。
	とても良い制度だと思います。話し合うことにより理解もできるし、それを文書に残しておく
134	ことは重要で、保障をしてくれるのは望ましいからです。
	人の病気を発見し、それに伴った判断をし治療するのが医師の務めであり、診療費が払われる
135	のはおかしいと思う。また、支払いするとなれば、患者の負担も多少なりとも変わってくると
135	思う。そんな支払いがなければ、医師は適切な指導ができないのかと逆に何のために支払われ
	ているのか疑問です。
136	厚生省の説明が不充分、国民に不安を与えることは避けて欲しい。
	後期高齢者だけに、なぜこの様な制度ができたのか私には理解できません。75 才以上、以下と
137	区分すること自体おかしいのではないでしょうか。
138	支援料の200点がいくらの料金になるのかわからない?年齢区分は必要ないと思う。
	実際に相談したことがなく、その時にならないとわからないのですが、高齢になった親の介護
139	のことを考えると話し合うのはいいことだと思います。どんだけ金額がかかるかわからないの
	は不安ですが、無理な延命はさけたいと思うので。
140	支援料の支払い有無とかよりも、本人に対して正しい相談をきちんと受けることができるよう
140	にして欲しい。75歳以上とか後期高齢者とか区分はしない方が良いと思う。
	医師の患者や家族に対する態度や対応によって違ってくると思う。説明を聞いて腹が立ったり
141	悔しい思いをしたことが多々あったので。

	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
104	後期高齢者になって死を持っている人には必要がない上に、同じく関係者の金儲けのみと思います。無駄。
105	相談支援料が必要なのは仕方ないと思います。もっと元気な診療に掛からなくてもいい著人を。
106	健康管理するのに良いと思う。
107	子供と後期高齢者にはどんな時でも医療費負担はない方向で対策してほしいので、望ましくないです。
108	よくわかりません(充分に理解できません)。
109	支援するのはいいと思うが、年齢を 75歳以上と決めず、定年をむかえこれから仕事がない方も いつ病気になるかわからないので、末期の方で家族も収入がない方には支援するべきだと思う。
110	終末期相談とは、後期高齢者だけのことではないと思います。年齢が若くても病によっては当 然終末期をむかえることだってありえる訳ですから、年齢にこだわらなかった方が良かったよ うに思います。
111	高齢者の負担になるのはどうかと思う。
112	後期高齢者終末期という呼び方に納得がいかない。相談支援料支払いをするのはいいが、75 才 になっていなくても終末期の人はたくさんいるはずで、年齢を決め付けるのはどうかと思う。
113	こういう制度が新設されたことをしりませんでした。でも怡廉の希望などを話し合いで決定して文書にしたら、支援料が発生するというのはどうかと思います。あと、とるにしても点数 200 点の設定は高いような気もします。
114	"後期高齢者"と言う名称は賛成しかねるが、病気になり医療を受ける場合は国民すべて平等 でいいと思う。老人になったからといって、医療費を下げる必要はないと思う。相談を受けた 場合、その間は治療時間と同じだから支払われてもいいのではないだろうか。
115	自分のことで、この先のことをなかなか考えられません。医師や看護師、その他の医療従事者 の方が自分の意志や家族と共に話し合いがなされ、急変した場合の希望等、大切なことだと思 います。私は75歳は妥当だと思っています。
116	患者にとっても家族にとっても、これからの対処方を知っておくべきだと思う。
117	剤院存練の為には相談料を支払うのも仕方ないと思う反面、末期の患者に十分な理解を得られるのかという疑問も残り、ケースパイケースだと思う。
118	75 才以上が対象とあるが、年齢区分は不要で、75 歳以下にもこの制度はあるのか不明。全年齢 に終末期がある。
119	患者が病気で死亡するのは、これまでにもあったことで、そのことについては医師から説明が あった。何も文書にして残す必要があるのかは疑問だ。難しいことを書かれても、言われても、 素人(患者と家族)には理解できないだろう。患者は医師に全てを委ねているべきで、委ねら れないなら信じられる医師を選べば良い。結果に対して苦情を持ち出すのは無責任すぎる。
120	75 才というとピンときませんが、おばあちゃんや、おじいちゃんのことを考えてみたら、この 年くらいなので相談できることはとてもいいと思っています。とても不安が多くあると思うの で、相談ができるという、1 つの言葉でもあると違うと思います。

- 84 -

	問!! 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	医療機関が提供したことに対する報酬を受け取れることも、後期高齢者が過度な金銭的負担を
142	負わないようにすることも大事だと思うので、双方が満たされる支援料が支払われるべきであ
	ర
	後期高齢者の部分にのみ反対です。後期でなくても、前期でも良いと思います。さらに年齢に
143	よる区分は必要ないと思います。病に対する専門家の医師や看護師から情報が欲しいと思う。
	今私は88歳で、夫や子供達のことを考えると、この制度はあっても良いと思います。
144	若い世代にも重病な人はいるのに、年齢制限をかけてしまうのはどうなのか?と思います。
	75 才以上に区切るのは好ましくない(なぜ 75 才以上を後期高齢者としたのか、理解できない、
145	高齢者といっても個人差がおおきい)。医師不足の現状では、無理。何度でも内容を変更した
	りすることは無理。
146	高齢になると体の痛いところが増えて、幾人もの医者にかかります。医療費が払っていけない
140	からです。
147	よくわからないですが、支援するだけでなぜお金が発生するのか…。助かる見込みがないのに
141	お金を支払うなんて馬鹿馬鹿しい。
148	凍結措置のままで良いと思います。
	75 才以上になった高齢者が、自分で判断できる状態だといいのですが、認知症等の疾患のある
149	方だと自分の判断しにくい状態の方は家族や親族がするのでしょうか?相談支援料の負担がど
	のくらいなのか、年金生活者にとっては負担が大きいのは厳しいと思われます。
	老人の行き場がない状態。入院しても状態が良い方向になっていなくて、入院期間が長くなれ
150	ば退院しなくてはならない。国の方針。家では介護無理な場合多く、話し合ってもなかなか難
	しい。これからの高齢社会が続くと思うので心配です。
	十分な話し合いを行い、それを文章で提供することで、より日常の生活を少しでも過ごしやす
151	くできることがあると思うので、良いと思います。ただ、支援料が発生することで、患者の負
	担も増えるので、全て良いとは首い切れないと思います。
152	相談料を払った後の相談を親身になってくれるか心配。回数を重ねる度に嫌がられたり、面倒
	くさいと対応されるかなと思う。
153	不勉強にて、しらなかった。
154	終末期であっても診療内容を家族、及び介護者がよく理解し、少しでも安らかに過ごすことが
	できるためにも必要なこと、医師看護師とのコミュニケーションが大切だと思う。
155	今まで特に考えたことがなかったし、内容もよく知らなかった。参考の部分を読んだだけです
	が、あってもいいと思います。
156	私の時代にもこの制度があるとしたら、話し合いや文書にして欲しい気持ちはあるものの、相
	数料の負担が大きいと考えるかもしれません。
	文章は美しく感じられますが、その中にあるもの、奥深いものが感じられます。生を受けて生
157	きてきた方々は皆美しく、楽しく生きぬき、旅立ちたいと思います。この制度はなにか不安を
	感じます。
158	年齢区分は必要ないと思うし、低所得の方を優先する形が好ましい。

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	者年で治る見込みのない病を患い、かつ延命するくらいしか医療方法がない者は相談できない
159	のか。患者に身寄りがなく、事前に弁護士等を通じて自らの終末に関する文書を用意していた。
	場合、患者の意識はないとして、この話し合いなし文書は効果ありか?
160	全ての人に無料が望ましいと思う。
	- 高齢者=親ということは、その家族は同居、別居、いろいろな形の家族があるが、どのあたり
	までを家族というのか。それによって相続、財産などの問題も発生しかねない。また、だれの
161	意思をもって「患者・家族」の「くくり」をするのか、結構プライベートな問題を公的医療を
	使うのは無理があると思う。
162	前向きで良いと思います。
163	相談料は診療費には含まれないと思うから。
164	医師や看護師が充分な治療をしてくれたことに対するものだから、支払うのは当然だと思う。
165	病人の気持ちと医師などが十分話し合えれば支援料をだしても良いと思います。
	医師と患者との信賴関係が、「金」の関係になるような気がします。終末期は「運命」と割り
166	切って全て医師への信頼にゆだねて終わりたい。相談もお金でなく、信頼によりなされるもの
	であって欲しい。
	人生長年生きていれば、どのようになって行くのか先生及び患者及び家族もわかっていること
167	だし、誠意をもってお互いが話し合いをし文書等にまとめて提供することは、希望者に限り提
	出して頂いて、支援料の件も 言患者やその家族にいう必要はあると思います。文書頂かなく
\perp	ても請求される可能性あり。
168	重い病気など、治る見込みがない状況となった患者とか、年齢に差別つけることなく、医者が
	患者の相談にのることは、それが仕事であってあたり前のことだと思います。
	年齢で区別するのはおかしいと思う。74歳以下の方でも、ターミナルの方もいる。74歳 II ケー
169	月だった場合、生年月日で区別するのはおかしいと思う。年齢で区別するのではなく、あくま
	でも自分の意思であると思う。自分の最期は自分で決めたいと思うと思う(認知症でない場合
-	は。認知症の場合は仕方ないが…)。
170	治る見込みがない病気になっていて、ただでさえ金がかかるのに、なんでまた相談や文書で金 ***********************************
<u> </u>	を取るのかがわからない。
171	医師や看護師が説明や相談をすることは当然なことだし、治療費や検査費など支払うのだから。 支援料を支払うことはおかしいと思います。いろいろな面で高齢者の方々の負担が多く、何の
1	文仮付金又担うことはおかしいと思います。 いついつは面に面離せいカベルは悪か多く、同心 ために政治家がいるのでしょうか。 先のことを考えると寒気がします。
\vdash	後期高齢者の方だけでなく、終末期相談支援料を必要とする方は大勢いると思うので、限定す
172	安州南町省の方だりでなく、総本州市級文俊を生む安とする方は人がいるとおりので、地元するのはおかしいのでは…。
-	治る見込みのない病気は高齢者だけとは決して限らないので、年齢制限をする時点でおかしい
173	一定の知込みのない情報は、簡単名だけどは次して、限らないので、平衡制度をする時点でおかないと思います。しかも患者が亡くなるまでに莫大なお金を必要とするのは看護するほうなのに、
1	一相談料と称して医療機関にお金が支払われるのはどう考えてもおかしいです。
174	後期高齢者終末期相談支援料の導入は良いことだと思うか、年齢区分は必要ないと思います。
175	安納面側をおから できない まった できない はい という という という という という という という という という とい
L.,3	LIMBORUM GURA MA 184. CHA 10

- 87 -

	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	業務的に適当に行われては困るが、回数を制限し一通りの文書を作成することは医療の一環と
193	して行うべきだ。ただいろいろな人間がいるので「何度行っても良い」とすると支援料が出て
	も患者によっては担当する医師が参ってしまうケースもあるかと思う。
194	まだまだ身近に感じられない。
	・廉い病気、治る見込みがない状況となった場合、年令で線引きするのはなぜなのか理解でき
	ない。命の重さは若年でも高齢でも変わりはない。年令で練引きすることにより"切捨て"の
195	感が否めない。・0~74歳までの診療では治療方針の説明・相談を行ってもらっても相談料は請
	求していないのに、後期高齢者保険になるとコスト請求するのは納得いかない。"老人いじめ"
	ではないか。ほとんどの老人は年金生活であると思うので経済負担は大きくすべきではない。
196	支援料の額が問題なのだと思う。
197	仕方ないと思う。財源を考えると何でも無料というわけにはいかないから。
	家族の病状によっては医師や看護師に世話になりたいので、相談料など支払っても良いと思う。
198	父 87 才、母 67 才で亡くしているのでいろいろ説明を聞いた方が自分が安心できるような気が
	する。
199	難しい質問です。その時になってみないと具体的な気持ちはわかりかねると思います。
200	75 歳以上という年齢区分ではなく、年齢制限は(例えば 60 歳以上とか)決めない方が良いかな?
201	良い制度だと思う。年齢制限をしなくても良いと思う、
202	病院に入院していればそれだけでいいと思います。
	終末期は医療機関はともかく、本人と家族には神聖な時期と思われる。支援料は本人のこれま
203	での介護保険料、本人負担料の総決算と考えるべき。主旨は結構だ。
	これからますます高齢者が多くなり、若い人の保険料負担が大きくなり大変になると思う。こ
204	のような相談は必要なんだけど、それがお金が払われないとできないとは悲しいことです。
205	金額にもよると思うのですが、あまりにも高額な場合はどうかと思う。
206	相談内容を書面にしただけで、診療費がかかる根拠がまったくわからない。
207	よくわかりません
208	患者の十分な理解がなくても相談料を支払うのはおかしいと思う。
209	定年(60歳)まで引き下げるべきだと思う。
210	7月1日より凍結となっていますが廃案とすべきです。
	医者や看護師の義務として教えたり相談にのるのは当たり前と思う。金を取るのはおかしい。
211	文書や相談をして相手患者や家族は納得しなかったら・・・。医者によってレベルや知識も違うと
	思うので金を取るのはヘン、おかしい、嫌だ、当然。
	患者側はよけいな出費は避けたい思うが、医療の立場では相談料を受け取ることで患者や家族
212	に時間を設けることができると思う。
	末期を向かえている人達を相談料が支払われることで、特別な対応による診療となれば家族も
213	納得して支援できるが、医療はお医者さんに頼るしかないので、生活の格差で対応が変わるこ
	とになるような気がします。
214	後々残る遺族も納得できるものと思う。

	間 !! 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
176	術気の治療と同じと考えてよろしいのではないでしょうか?
177	後期高齢者の場合は、支援料はとる必要はないと思います。無料でいいです。
178	医師等の医療従事者が、終末期診療方針等について患者本人や家族等に説明し、とりまとめの
	文書を残すのはあたり前のこと。診療報酬は不必要と思う。
179	ややこしくてさっぱりわからない。
	老後に関しては、様々な不安がつきまとうものであり、実のある相談が必要である。それに対
180	して医療機関が充分に対応できるようにするためには、必要な制度だと思う。ただ料金を具体
	的に示せると良い。
181	わからない。
	医学的根拠に基づいているから、1回でも充分だと思う。常々家族と話し合っていれば患者さん
182	も納得の上だと思う。延命治療のみのやり方は良くないと思う。人間である以上、植物人間に
	はなりたくないと思います。
	相談料として特別に支払われることは好ましくない。こういったこと全て含めて終末期医療と
183	すべきだと思う。相談支援はすべきだが、それに料金がかかってくるのは反対。なぜ特別にこ
	ういう項目を設けるのかわからない。
184	75 才以上でなくても良いと思う。
185	当然支払われるべき。
	後期高齢者終末期相談が実施されること自体は良いことだとおもいますが、現在でも高齢者医
186	療の負担は大きくなるばかりです。ここで新たに支援料という名目で医療費が使われることに
	は反対です。従来の医療行為の一環として相談は実施されるべきだと思います。
187	逆に支援料を決定することによって高齢者の生活を圧迫することにならないか心配です。何と
167	か70歳以上からお金を取っていこうとしているように思えてならないのですが…。
	相談し、文章化されて書類として提供をうければ、料金が発生するのは理解できないことはな
188	いが、料金が発生することによって相談したくてもできなくなる人が出てくるのでは?そうい
	う人たちほど、相談が必要な人たちだと思います。
	終末期の治療方法、延命についての意思を患者の意識があるうちに確認しておくことは大切で
	す。一方、後日"言った?昔わなかった?"ということで裁判になる事例もあるでしょう。そ
189	の点からみると、医師側にも文書化しておく必要性があるのではないかと思います。このこと
	を考えると (文書化) 相談支援料として、患者側(保険)に一方的な負担となくことに若干の
	疑問があります。
	対高齢者に"後期"などと区別することが気に食わない。人間の終末は年齢に関係なくやって
190	くる。その時の終末期ケアがきちんとできる医療従事者の育成と、体制準備をして欲しい。ま
	た、それに対する対価は当然あって良いと思う。
191	少ない年金生活者だから。
	話し合った内容など確認しながら日常生活への支障など考えるので、文書などは希望します。
192	診療報酬改定とか言われても保険料を支払っているので、たとえ一部負担でも払いたくないで
	す。医療機関になぜ?相談料を支払わせるのか。

- 88 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	現在重視されている問診等も医療行為の一部であると思うとともに、医療相談にあたると思う
215	ので相談料として別当算定するのは納得できない。
216	よくわからない
	医師等の負担を考慮すれば、ある程度の費用を負担するのはやむを得ないと思うが、料金の妥
217	当性(高すぎる)が問題と思う。
	終末期の対応としては考えなくてはならないことだが、本人に医師が確認できない場合、結局
	周りの人の意見でその人の死に方が決まってしまうと思う。特に文書にまでしてしまうと。た
218	だ、医療ミスだとかで裁判にされるリスクも多い医療関係者を守る意味でも必要かと思う。た
	だ点数や年齢など見直す点も多いと思う。
219	75歳と限定することに疑問があるが、すべてに適用するかとしても難しい問題である。
220	良いことだと思う。
	終末期相談支援料の案はいいことだと思いますが、年令で終末と考えるのは好ましくないと思
221	います。人間である以上終末はあるので、その時々で良いと思う。
222	75歳以上という年齢制限の意味がわからない。個人によって状況は実に様々であると思う。
	十分な説明・相談は本来医師のやるべき仕事の範囲だと思います。文書にする必要はないと考
	えます。予算を使えるのであれば医師や医療従事者に必要な「教育」を行って、どこの病院に
223	かかっても一定の説明相談が行える体制作りをしていただきたい。様々な治療法の院がもっと
	連携して患者にあたることも必要と思います。
224	医療保険からは相談料など払わずに、もっと医療費を安くした方がいいと思う。
	医師と患者と家族が終末期について話し合い、それを文書にすることはとてもいいことだと思
225	います。ただそれは後期高齢者だけではなく若年者にも当てはまる人がいると思います。本人
	が希望する治療(痛みの緩和など)を希望する病院で診てもらえるといいと思います。
226	終末期相談支援料がなぜ後期高齢者にのみ設けられたのか納得いかない。
227	別にいいと思う。
	私の兄姉は75歳以上です。医療相談料はいらないと思います。紙一枚でもお金がかかります。
228	家族みんな泣いています。私はまだ5年あります。その後75才になります。相談料はなくし7
	ください。
229	高齢者だけでなく、すべての終末期の患者さんに適用すべきではないでしょうか。
230	重い病気で治る見込みがない、すべての人間に対して平等に接して欲しい。
	200 点がどのくらいの金額になるのかわかりませんが、できるだけ負担を軽くしていただきたい
231	です。
220	その時に一部負担ができるかどうか不安です。医師や看護師、その他の医療従事者に対して公
232	的医療保険から支払われることに関しては、当たり前のことだと思います。
	年令に関係なく人として尊厳を守って欲しい。何でも枠組みを作ることに納得できない(支援
233	料も)。
234	治療にあたっては当然の事柄であると思う。
235	吃は評価できる制度だと思う。

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
236	無料で良いと思います。
237	話し合いを文書に残すことはとても良いことだと思う。その場合、後期高齢者終末相談支援料
237	も良いが、自己負担(患者負担)も増やすべきだと思う。
	年齢でくくるのは良くないと思う(例えば 74 才ですと上記対象にはならないということです
238	し)。重い病気、治る見込みのない状況は0才でも起こることだと思いますし、今も0才の子
238	がそういう重い病気で苦しい思いをしている親もいると思うので、年齢でくくらず0才~対象
	にしたほうが良いと思います。
239	終末期相談は大変重要な医療行為であるために、年齢を問わずに丁寧に行って欲しい。相談料
239	の支払いは必要だと思う。
240	やはり年齢区分は必要ないと思う。
	治る見込みがない患者さんの不安は年齢には関係ないと思いますが、すべての患者というのは
	不可能と思いますので、高齢者といわれる 65 歳位の人からにすればある程度納得もいくかと思
241	われます。患った時は本当に人様のアドバイス、いたわりが最良の薬ともなり感謝の気持ちと
241	気力が沸いてくるものと思います。それは病を経験した人にしかわからないことでもあるので
	難しい問題だと思います。相談料を支払うことにより、より良い充実したものにして欲しいと
	思います。
242	本人及び家族が賛成される場合、支援の必要ありと思います。
	おかしいと思う。特に75才以上の高齢の人から。なぜという思いしかない。医者はどこまでも
243	名目をつけてお金をむしり取りたいのかと思う。残される家族からも取るべきでない。仕事の
	一環として相談料なんて取るべきではないと思う。ひどすぎる。
	いろいろな人の死に出会ってきましたが、このような制度ができたことを初めて知りました。
244	今まではすべて口頭だったように思いますが、お医者様に負担をかける以上費用はかかっても
	仕方ないと思います。ただその説明があまりに理解できにくい専門的なことであればやっかい
	で面倒なことだなぁーと思いました。
245	若く働ける時代に中小企業だったため給料が少なく、それにより苦労を重ね、少しの不動産収
ļ	入により診療費が三割になり、後期高齢者医療費も高く大変困っております。
	4月に夫を亡くした者として、私自身、終末期はこうして欲しいという希望は元気な時に身内の
246	者に伝えておいて、いざその時には知らない方が幸せなのではないか?と思えるようになりま
	した。ですから文書等にする必要はないのではないかと思います。
247	支援料支払はすべきだと思う。患者のことを一番知っていらっしゃる医師、看護師にきちんと
	相談させていただき、自分の考え(願い)も話して納得して終わりたいため。
248	本アンケートでこの制度があることを初めて知りました。まさに画期的なすばらしい制度であ
	ると思う。それが現在凍結措置が講じられている由、なぜですか。ぜひ実現を強く望みます。
249	診断書としての内容のものであるから、料金の支払はすべきと考えます。
250	本人または家族が相談を求めるのであれば、相談料を支払うことに問題ないと思う。ただし金
	額はできるだけ安い方がいい。
251	終末期の相談は当然のことであり相談料は納得いかない。

- 91 -

	間11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見		
272	本人の意思が反映された医療を望みます。夫の時はすべてが妻である私が決めることになり家		
212	族とも話し合いましたが、本人に聞くことはできませんでした。		
273	問題点があるかもしれないけど、最後は専門の方にいろいろ教えていただきたいので、お互い		
213	に良い気持で迎えられるのであれば料金が発生するのもやむを得ないと思う。		
274	十分な相談にのってくれるか不安です。200 点は高額とは思いませんが。		
	この支援料が新設されたこと自体を知りませんでした。我々の世代が年金受給される頃、さら		
275	にこの支援料の対象となる頃、年金での生活では不安を感じているので少しでも支援料が出る		
	ことに期待します。		
276	相談料はムダ。何でもお金にするな。		
077	おかしい・・・。なんで 75 歳なのか。終末期患者やその家族は何歳であってもたくさんの悩みを		
277	抱えているのだから 75 歳の線引きは大反対。全終末期患者を対象とするならば良い。		
278	私の不勉強で今まで知りませんでした。が、相談支援料は1回のみ支払い、その後の話し合い		
	は何度でも行えるというのなら、より一層妥当な案ではないでしょうか。		
279	相談支援料が発生することに対して疑問。		
280	よく理解できません		
281	年齢制限の必要はない。成人していれば自分の意志と責任を持って終末期のあり方を病院に伝		
201	え相談していい。		
282	全面的に賛成です。		
283	75 才以上でなくても死期はやってくるので、年齢で区別するのは好ましくない。		
284	十分な話し合い等して納得できたなら、していただいたことに対して相談料を支払うことにな		
264	るのは当然だと思う。ただし十分な話し合いが行われ納得ができたらということが最低条件。		
285	本人・家族・医師等の間で病状の変化、過ごし方がお互いに納得できるようなものであれば相		
200	談支援料に支払は納得できる。		
286	過度的にはこれでも仕方ないが、将来的には年齢区分をなくしていって欲しい。		
287	人生の終末期に医師と病状とか生活支援の話し合いが十分にできるのなら、支援料を払っても		
401	良いと思う。		
288	相談支援料がどのくらいの費用になるのかわかりませんが、その料金にもよります。		
289	支払は適切と思う。		
290	収入も限られた高齢者の多い中で、終末期を知らされた患者にもっとやさしい国であって欲し		
230	い。無料にすべきと思います。		
291	本当は支援料はなしの方がいいと思うが、なんでも金がいるので仕方ないがお金で書かせるの		
271	はいかがかな?国が支払うべきです。		
292	75 才以上ではなく、定年を迎えた60 才以上の方がいい。		
	「治る見込みがない」と悲観的になっている時に、相談できるのは少しでも心の教いになるの		
293	で良いことだと思います。凍結せず進めていくべきでは?医師不足といわれる中で、観身に相		

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
252	患者と医師が相談し合うことは大切なので支援料は必要である。しかも何回も話し合えること
252	が良い。
253	相談を十分にしたいので支援料を支払っても良いと思う。
254	医者に相談すると、すべてが費用として支払わなければいけないような状態になりつつあると
	思う。
255	話し合いを行い、その内容を文書等にまとめて提供することを診療報酬として別に扱うのはお
	かしい。
256	75 才以上とは・・・どうなんでしょう。年齢で区切るのは?病気になって・・・年収の少ない人とか
200	のことも考えていただきたい。
257	あまり良い制度とは思わない。
258	75 才になれば自分で判断がつかなくなるし、見てくれる子どもに負担がかかるなら話し合いな
	んていらないと思います。
259	相談支援料の内容についてはよくわかりませんが、現在凍結されているとのことですが解除さ
2.00	れた方が良いのではないでしょうか。なぜ凍結されているのですか?
260	支援料は無料とすべきと思います。高齢者にとって暖かい心遣いと思います。
261	75 才以上(終末期)のお年寄りに対してでも、延命等の説明するのは医者としても義務だと思
	いますがどうでしょうか?
262	むずかしいですね。
263	文面のみの解釈ならばいいと思うが、支援料だけを見ると側面的な、すべての病院が同じレベ
	ルでやるかは不明瞭な感じがする。お金が絡むと良くない気がする。
264	年齢区分は必要ないと思う。相談をする人の年齢は75才以上とは限らない。
265	料金がかかることに驚きましたが、どのくらいの料金を負担することになるのか具体的な金都
	がわからないので何とも・・・。高額でなければいいなと希望します。
266	同制度について知識がなかったので、現段階ではっきりとは答えにくいのですが、廃止できる
	のが望ましいと思います。
267	終末期相談支援は医療行為の中に含まれるもので、相談のみで支援料を支払うのはどうかと思
	vst,
268	後期高齢者の終末期の話し合いはとても必要なことだと思います。本人の意思を尊重すること
	がとても大切だと思います。そこに料金を請求するのは問題があると思います。
269	病状の変化や過ごし方にまで相談料を払うというのは納得いかない。治療費の一環としてとら ・・・・・・
	えて欲しい。
270	- 患者一人につき一回限りであれば良いとは思うが、75 才以上を対象にするということについて
	は疑問が残るが・・・。
	話し合いが1回1時間程度で終了するものか?複数回日を変えて数時間かけて作成されること
271	. もあると思う。ケースにより違うと思うので適正な料金はどのように算出されるのかわからな
	い。すでに広報されているのでしょうが、私事と実感がなかったので覚えていません。デリク
	一トな事柄にかかる料金なので丁寧な対応・説明を行って欲しいものです。

- 92 -

	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
294	健康な方は結構だが、病気になられている方を思えば本当にお気の毒です。早く良くなられて
294	人生と楽しんでいただきたいと祈るばかりです。
295	年齢区分75才以上が対象者とか限定されない方が!75歳以下はどうなるのか?詳しくわからない?
	自己負担額がどの程度のものになるのか等、気になることもありますが、終末期相談は必要な
296	ものと考えています。支援料が支払われることにより、適正な終末相談を受けることができる
	のであれば必要なのかなとも思います。ただ高額の負担は避けて欲しいです。
297	年齢を限定するのは好ましくない。1人1回というのも手抜きを誘うことになる。主旨そのものは良い。
	現在75歳未満の人が同じケースの場合は、料金など支払うことがあるのかということと、200
	点の報酬料が具体的にいくらなのかがわからないので判断に困る。ただ後期高齢者医療保険の
298	導入で「生活費がまた減って困った」と言う人が多いのにまた高齢者の負担が増すのはどうか
	と思う。
299	年を取ってからの方が何かと医療費もかかるが、75 才以上で区切ってしまうのはいかがなもの
	かと思います。日本を支えてきて下さった方々が多いと思いますので、何かと余計な費用を払
	わせないように国で何とかして欲しいと思います。
	治る見込みのない状況というのは年齢に関係なく、誰にでも起こりうることだと思うので年齢
	設定をもうけるのはおかしいと思う。また診療報酬だけを考え医師が内容重視ではなく、形式
300	的に (形だけの) 話し合いを行う可能性も否定できなくもないので、まず患者とその家族の希
	望を重視して実施すべきであると思う。
301	労働の対価、文書に対する責任を明確にするために支払うべきである。
302	年齢区分は必要ないと思う。
	医師が病状に関し、相談や説明をするということは当たり前のことで、患者に対し信頼を持た
303	せることも仕事だと思う。まして 75 才以上となれば収入的にも少ない方も少なからず、そうい
	う方々からの支援料負担は福祉的な意味で反してると思う。
201	患者の家族及び本人に対して適切な相談をするのは当たり前のことであり、それ以上に経済的
304	負荷を本人と家族に強いるのは好ましくない。
305	75 才以上を対象とするのはどうでしょう。
306	重い病気で治らないなら、自分の意志を書面にて提供されるための支援ならいいと思います。
300	延命の意志もはっきり記入したいです。
307	ちょっとわかりづらいと思う。
	この書類を見て初めてこのような制度があったことを知りました。高齢者に限らず自分が重い
200	術気にかかった時には、医師や医療従事者にたくさんの相談をしたい、受けてもらいたいとい
308	うことは当然のことだと思いますし、そこに費用がかかってしまうということに疑問を感じま
	す 。
309	合理的である。ただし「200点」の重み(妥当性)については不明。政活課題ではなく官僚によ
	る合理的な制度づくり(運用)を希望する。

いう人の養成支援料も必要だと思います。

問1 後期高齢者終末期相談支援料についての意見 310 相談等は匿者として当然のことなので、高額な支援料でなければいいと思います。 311 良い制度であるが、そんなに高く設定する必要はない。 4 相談料の支払は良いと思うが、後期高齢者のみが対象というのはおかしい。年齢制 べき一ダメなら難にも払わない方が良い。 313 あまり死に際にバタバタしたくないのでたぶん相談しない。	
 311 良い制度であるが、そんなに高く設定する必要はない。 相談料の支払は良いと思うが、後期高齢者のみが対象というのはおかしい。年齢部できーダメなら誰にも払わない方が良い。 313 あまり死に際にバタバタしたくないのでたぶん相談しない。 	
312 相談料の支払は良いと思うが、後期高齢者のみが対象というのはおかしい。年齢部できーダメなら難にも払わない方が良い。 313 あまり死に際にバタバタしたくないのでたぶん相談しない。	
312 べきーダメなら難にも払わない方が良い。 313 あまり死に際にバタバタしたくないのでたぶん和談しない。	
313 あまり死に際にバタバタしたくないのでたぶん相談しない。	神経はなくす。
314 導入されることにより格差が生まれぬよう、注意していかねばならないと思います	F
自分自身がその立場になった場合、医療機関は相談料収入をビジネスと考えて、生 315	(者の意志と
は別の方向に動かされることもあるからしれない。	
治る見込みのない病気が患者の意志を奪ってしまうもの(例えば痴呆症)の場合に	こ、ほんとに
316 患者と医療従事者が話し合いを行ったかどうかを区別することが難しいと思うが、	相談支援料
を支払っのは基本的には賛成。	
317 ケースによって違うと思うので、すべてにというのはどうかと思います。	
318 医師・病院がお金が欲しいから料金を取る。医療費が増えて国民保険料も上がり、	国民は困る。
319 まだよくわからないので今は何とも言えません。	
320 いまいち後期高齢者終末期相談支援料の意味がわからない。年寄りだけがこの制度	【を使うのは
おかしいなぁ~と思う。	
321 内容がまだ理解できてないので、何を書いて良いのか迷っています。	
高齢者の終末期を利用した、医師・医療機関への優遇処置としか思えません。凍結	特徴が講じ
322 られて当然です。 -般的なサラリーマンの退職後の生活と医療関係者の生活を見れ	ばいかに医
522 療関係者の所得が高額かわかります・・・なのにまだ・・・。 医師を志した人が人を助け	ることは当
たり前のことです。	
治療の経過やその後のことの話し合いは医療の一部であるが、そのことと書面にし	たからとし
ても相談支援料を支払うのはいかがなものか。	
324 診療の一部で特に相談料として新設される意味が理解できない。	
双方が今後の方針について話し合いを持つという基本は良いと思うが、反面支援料	目的で画
325 的に行うようにならないか心配な面を感じる。	
現在では医は仁術という考えは通用しなくなり、後期高齢者も増えて対応しにくく	なると思う
326 し、患者側の権利意識も高まってきていると思うので、専門の医療従事者を必要と	するのでは
ないかと思われるから。	
治る見込みのない病気になるのは高齢者に限ったことではないのに、年齢 (制度)	で区切るの
はおかしい。終末期医療がまだそれほど設備も整っていないのに病院をたらい回し	にされたり、
327 家族が重い負担を負わなければならない現状を変えずに、商齢の方に医療を遺瘍さ	せるような
風潮を作ってしまう厚劣省のあり方には疑問を感じます	
病院は儲かることには積極的になるものです。今の厳しい状況で高齢者に支払った	りさせない
328 で下さい、いずれ自分たちの器が来ます。必要なものには気持良く払うつもりです	
ちばかりではない今の世の中の現状を考えて欲しいと思います。	
329 患者中心の医療と、患者さんからの意見を上分に把握して実施することが望ましい	,

353 医師は金をもらわたいと相談に応じないのか。 終末期医療については、75 才以前から考えることも必要になってくると思います。方とである場合もあるし、基準がはっきりしません。医療費は者ではわからない相談料・指導料などいろいろかかる助もあります。はっきりしない支援料販った方が良いかでは、利力をはしていただりからない相談料・指導料などいろいろかかる助もあります。はっきりしない支援料販った方が良いか判断しかおます。もう少し意数が低くでも良いかと思います。 355 自分の最後は話し合って納得したいと思うので良いと思う。 356 なぜ対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 357 公本で対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 358 公本で対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 359 公本で対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 40 公本の主管を負担しなければいけないのか。 わからないので何とも言えないですが、 分の病気や最後についてきちんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 40 40 40 40 40 40 40 4		
辞末期医療については、75 才以前から考えることも必要になってくると思います。75 とでいるのはどうかと思います。また支援料も重複して取ったりすることのないようにしていたださいし、内容もあまり深くなくても取る場合もあるし、基準がはっきりしません。医療費は者ではわからない相談料・指導料などいろいろかかる時もあります。はっきりしない支援料取った方が良いが判断しかおます。もう少し意数が低くでも良いかと思います。 355 自分の最後は話し合って納得したいと思うので良いと思う。 356 なぜ対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 とれくらいのお金を負担しなければいけないのか、わからないので何とも言えないですが、分の病気や最後についてきちんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 終末期の相談については、病状に対する権めて高い見識と人生観を要求される仕事だと思う。 359 見合った報酬を与えるのは当然であり、そのような医療後患者のレヘルを高めることこそが。 高齢化の進む投が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 初めて知りました。200 点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に検算するのイヤです。話し合いはごく普通のことですから。 相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を割いて話し合いをされるのだから動得がいくのですが、後期高齢者だけに限るという。 360 に賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしうか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできない。でか。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が差しい力などは人変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 366 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願います。 医療機関では医師の診察をたとえ上分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまる。 と麻機関では医師の診察をたとえ上分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を修じません。		問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
354 たいし、内容もあまり深くなくても取る場合もあるし、基準がはつきりしません。保険費は 者ではおからない相談料・指導料などいろいろかかる時もあります。はつきりしない支援料 取った方が良いか判断しかねます。もう少し意数が低くても良いかと思います。 自分の最後は話し合って納得したいと思うので良いと思う。 355 自分の最後は話し合って納得したいと思うので良いと思う。 356 なぜ対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 357 分の病気や最後についてきたと説明をしてもらうのはとても人事なことだと思います。 終末期の相談については、病状に対する権めて痛い見識と人生観を要求される仕事だと思う。 358 見合った報酬を与えるのは当然であり、そのような医療従事者のレヘルを高めることこそが。 高齢化の進む技が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 初めて知りました。200 点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に検算するのイヤです。話し合いはごく普通のことですから。 相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を割いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこうか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできない中でか。 選でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできない中でか。 360 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が美しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう自放の方にお願います。 と藤機関では医師の診察をたとえ自分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまな紹介できてない。 366 てはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。従う支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を修じません。	353	医師は金をもらわないと相談に応じないのか。
 354 たいし、内容もあまり深くなくても取る場合もあるし、基準がはつきりしません。炭療費は者ではわからない相談料・指導料などいろいろかかる時もあります。はつきりしない支援料取った方が良いが判断しかおます。もう少し点数が低くでも良いかと思います。 355 自分の最後は話し合って納得したいと思うので良いと思う。 356 在ゼ対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 357 分の病気や最後についてきちんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 358 教末期の相談については、病状に対する権めて高い見識と人生観を要求される仕事だと思う。 359 別めて知りました。200点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に検算するのイヤです。話し合いはごく普通のことですから。 4 相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を割いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るという。 360 に賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしうか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないっでか。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 万歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは人変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 364 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願いままる。 365 た機関では医師の診察をたとえ「分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまな払うべきでない。 366 これはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を修じません。 		終末期医療については、75 才以前から考えることも必要になってくると思います。75 扌で区切
者ではわからない相談料・指導料などいろいろかかる時もあります。はつきりしない支援料 取った方が良いか判断しかねます。もう少し意数が低くても良いかと思います。 355 自分の最後は話し合って納得したいと思うので良いと思う。 356 なぜ対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 どれくらいのお金を負担しなければいけないのか、わからないので何とも言えないですが、 分の病気や最後についてきらんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 終末期の相談については、病状に対する極めて高い見識と人生観を要求される仕事だと思う。 358 見合った機働を与えるのは当然であり、そのような医療従事者のレヘルを高めることこそが。 高齢化の進む投が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 7 切めて知りました。200 点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に換算するの イヤです、話し合いはごく普通のことですから。 相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための 間を割いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこ に賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでし うかっ誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死めこともできないって かか。 360 ど要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 な要な仕事については対価が支払われるべきである。 363 現在のところはあまり考えていません。 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、ま た節や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 、医療機関では医師の診察をたとえ「分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払ってい 支払うべきでない。 366 てればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。従っ 支払うべきでない。		るのはどうかと思います。また支援料も重複して取ったりすることのないようにしていただき
取った方が良いが判断しかねます。もう少し点数が低くても良いかと思います。 355 自分の最後は話し合って納得したいと思うので良いと思う。 356 なぜ対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 どれくらいのお金を負担しなければいけないのか、わからないので何とも言えないですが、分の病気や最後についてきらんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 終末期の相談については、病状に対する極めて高い見識と人生観を要求される仕事だと思う。 358 見合った機働を与えるのは当然であり、そのような医療従事者のレヘルを高めることこそが。高齢化の進む投が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 切めて知りました。200 点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に換算するのイヤです。話し合いはごく普通のことですから。 相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を割いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこで賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしうかっ誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないってかった。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 75 歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、また節や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払わるのはいいと、安・後職機関では医師の診察をたとえ「分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っている。そのの質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。そのなはいべきでない。 366 これはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。そのの質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。そのの質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。そのの質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。そのの質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。そのの質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。そのの質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。そのの質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。そのでは、またいと思うないと思いました。	354	たいし、内容もあまり深くなくても取る場合もあるし、基準がはっきりしません。医療費は患
 355 自分の最後は話し合って納得したいと思うので良いと思う。 356 なぜ対象が 75 才以上に限られているのかわかりません。 357 分の病気や最後についてきちんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 558 森東別の和厳についてきちんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 558 森東別の和厳については、病状に対する極めて高い見識と人生観を要求される仕事だと思う。 359 カウスのは当然であり、そのような医療従事者のレヘルを高めることこそが、高齢化の進む投が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 359 オヤです、話し合いはごく普通のことですから。 おめて知りました。200点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に換算するのイヤです。話し合いはごく普通のことですから。 おし合いはごく普通のことですから。 おし合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこうかっ誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないつでか。 360 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 でまの十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは人変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 実施を登画まりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、またのから表演師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいっと、うた。 実施機関では医師の診察をたとえ上分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。従っ支払うべきでない。 366 文表などにまとめる必要性を感じません。 		者ではわからない相談料・指導料などいろいろかかる時もあります。はっきりしない支援料を
 356 なぜ対象が75 才以上に限られているのかわかりません。 357 どれくらいのお金を負担しなければいけないのか、わからないので何とも言えないですが、分の病気や最後についてきちんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 終末期の相談については、病状に対する極めて高い見識と人生製を要求される仕事だと思う。 358 見合った機働を与えるのは当然であり、そのような医療従事者のレヘルを高めることこそが、高齢化の進む投が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 359 イヤです、話し合いはごく普通のことですから。 相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を削いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこうか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないつでか。 360 ご養な仕事については対価が支払われるべきである。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 現在のところはあまり考えていません。 363 現在のところはあまり考えていません。 ※節や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいっとうる。 ※廃機関では医師の診察をたとえし分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまた。 366 ごれはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 		取った方が良いか判断しかねます。もう少し点数が低くても良いかと思います。
357	355	自分の最後は話し合って納得したいと思うので良いと思う。
 357 分の病気や最後についてきちんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 終末期の相談については、病状に対する権めて高い見識と人生観を要求される仕事だと思う。 現合った機働を与えるのは当然であり、そのような医療従事者のレヘルを高めることこそが高齢化の進む技が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 359 イヤです、話し合いはごく普通のことですから。 相談することに対している料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を割いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこうに対して話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこうか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないいでか。 360 ど要な仕事については対価が支払われるべきである。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 万歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が差しい力などは人変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、まかの命を養齢が用談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料を払わるのはいいと、方。 医療機関では医師の診察をたとえ上分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまれはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。従っ支払うべきでない。 366 てればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 	356	なぜ対象が 75 才以上に限られているのかわかりません。
分の病気や最後についてきちんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。 終末期の相談については、病状に対する他めて高い見識と人生観を要求される仕事だと思う。 別合った機働を与えるのは当然であり、そのような医療後事者のレヘルを高めることこそが、高齢化の進む技が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 初めて知りました。200点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に換算するのイヤです。話し合いはごく普通のことですから。 相数することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を削いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るということに賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしうか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできない中でか、2 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 75 歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、またいかで表しな事情がでは医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていた。 医療機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまれらいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。後つ支払うべきでない。 366 文表などにまとめる必要性を感じません。	25.	どれくらいのお金を負担しなければいけないのか、わからないので何とも言えないですが、自
 358 見合った機働を与えるのは当然であり、そのような医療後事者のレヘルを高めることこそが高齢化の進む技が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 359 初めて知りました。200点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に機算するのイヤです。話し合いはごく普通のことですから。 相数することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を割いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るということ賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしうか?誰で年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死めこともできない。でか。 360 ごり渡の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 362 写成の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまりもことがません。 364 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、またの論や看護師が用数を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとうる。 365 と稼機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまればわかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。従っ支払うべきでない。 366 さればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払ようとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 	331	分の病気や最後についてきちんと説明をしてもらうのはとても大事なことだと思います。
高齢化の進む投が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。 初めて知りました。200点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に検算するのイヤです、話し合いはごく普通のことですから。 相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を割いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るということ賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしうか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死めこともできないっでか。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは人変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 364 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、また節や看護師が用数を受ける時間を任って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 、 医権機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまれられてはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。従っ支払うべきでない。 366 文書などにまとめる必要性を感じません。		終末期の相談については、病状に対する極めて高い見識と人生観を要求される仕事だと思う。
初めて知りました。200点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に換算するのイヤです、話し合いはごく普通のことですから。 相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を削いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこに賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしらか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないっでか。 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 予議のトラなど活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは入変だと思う。 現在のところはあまり考えていません。 現在のところはあまり考えていません。 (技術・新春をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願いままた。 医療機関では医師の診察をたとえ「分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っていました。 これはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。	358	見合った報酬を与えるのは当然であり、そのような医療従事者のレヘルを高めることこそが、
 4 イヤです、話し合いはごく普通のことですから。 相数することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を削いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこに賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしらか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないっでか。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは人変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 364 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、また節や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとうう。 365 と稼機関では医師の診察をたとえ「分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っていました機関では医師の診察をたとえ「分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っている。そのようべきでない。 366 まなどにまとめる必要性を感じません。 		高齢化の進む我が国の互助ネットを深化させる一つの手段だと思う。
イヤです、話し合いはごく普通のことですから。 相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための間を割いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るということ賛成できません。いったい何時からこの間は老人を差別するようになってしまったのでしうか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないっでか。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 366 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、また節や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 5。 医療機関では医師の診察をたとえ「分受けたとしても健康保険より多類のお金が支払っていまればわかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。従っ支払うべきでない。 366 まればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。従っ支払うべきでない。	250	初めて知りました。200点というのがいくらなのかは知りませんが、何でもお金に換算するのが
間を削いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るというこ (質成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでし うか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないっで か。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 76 歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお難い。ま 医齢や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいっと。 う。 医療機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払ってい。 支払うべきでない。 366 てればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。後っ 支払うべきでない。	309	イヤです。話し合いはごく普通のことですから。
 360 に賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしらか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないいでか。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 言義の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 364 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお難い。また節や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 365 医稼機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 		相談することに対しての料金がかかるということに対しては、お医者様にしてもそのための時
うか?継でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできないってか。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い。また節や看護師が相談を受ける時間を任って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 (医稼機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っていまればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。	- 1	間を割いて話し合いをされるのだから納得がいくのですが、後期高齢者だけに限るということ
か。 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い。また節や看護師が用数を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 (医稼機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多節のお金が支払っていまればおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。	360	に賛成できません。いったい何時からこの国は老人を差別するようになってしまったのでしょ
 361 必要な仕事については対価が支払われるべきである。 362 75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 364 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、また。 365 次齢や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 366 と稼機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っまい。 366 ごれはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 		うか?誰でも年を取ります。これではお金のない老人はやすらかに死ぬこともできない心です
 362 75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が差しい力などは大変だと思う。 363 現在のところはあまり考えていません。 364 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、また。 365 次齢や看護師が相談を受ける時間を住って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 366 と稼機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っている。その支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 		<i>λ</i> • _ο
 363 現在のところはあまり考えていません。 364 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、また。 365 医糖學問が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 366 と稼機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っている。その支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 	361	必要な仕事については対価が支払われるべきである。
 364 後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い、また 医師や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 佐藤機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っいいません。 365 これはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 	362	75歳の十分な生活力のある方はいいですが、生活が苦しい方などは大変だと思う。
 365 医師や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいとう。 医療機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っいいません。 366 これはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 	363	現在のところはあまり考えていません。
 365 う。 佐藤機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っている。 366 これはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。 	364	後期高齢者をあまりいじめないで欲しい。安心した生活を送れるよう行政の方にお願い!ます。
う。	365	医師や看護師が相談を受ける時間を作って話し合うのだから支援料が支払われるのはいいと思
366 ごれはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払けうとしている。従っ支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。	303	i,
支払うべきでない。 367 文書などにまとめる必要性を感じません。		医療機関では医師の診察をたとえ1分受けたとしても健康保険より多額のお金が支払っている。
367 文書などにまとめる必要性を感じません。	366	これはおかしいことである。今回の質問も同様な考えから支援料を払おうとしている。従って
The second secon		支払うべきでない。
最後だれた。そに耐の発見を開きたし、それたのにも縁起ししてわなくみのいて、ポモュエ	367	文書などにまとめる必要性を感じません。
368 水区にかつここに内壁の原名を開きたり。ておいなのに又接行としてお途を負担する。先を肛師	368	最後だからこそ医師の意見を聞きたい。それなのに支援料としてお金を負担する。死を直面し
た人にやっぱり金次第なのかと…。		た人にやっぱり金次第なのかと…。
後期高齢者になって後は余分な診療などせず、できるだけやすらかにしていたいと家族とも。	369	後期高齢者になって後は余分な診療などせず、できるだけやすらかにしていたいと家族とも話
している	209	している
患者の意志やその家族の考えや意志によってはいろいろな考えはあると思う 例えば病児が	Ţ	患者の意志やその家族の考えや意志によってはいろいろな考えけあると思う 例えば病儿が悪
370 化し、意志疎涌がなくなった場合はその後療養しないで楽に死を迎えたいと思う患者の考える	370	化し、意志疎通がなくなった場合はその後療養しないで楽に死を迎えたいと思う患者の考えを
尊重 することもあると思う。		奪取することもあると思う。

	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
200	それだけの時間を使っていただいたのなら、支援料が導入されてもいいと思います(患者のた
330	めに十分話し合うことができるようにして欲しい)。
	最後まで納得のいく治療を受けることができるので、高齢者にとってもその家族にとっても長
331	い制度であると思う。
332	年を決めたり、治る見込みがないと決め付けるのは家族側としてはどうかと思う。
333	医師が認めるなら 75歳以下であっても相談が必要な時は支援料を出して、患者・家族が納得
333	きるようにしたら良い。
334	年齢区分なく相談支援料は支払われるべきです。
335	後期高齢者の場合、認知症などの他の疾患の罹患も考えられ、他に関与する医療の増大も考え
3.35	られるため、終末期と限定しづらいと考えられるから。
336	何でもお金を取ればいいという問題じゃないと思う。
337	後期高齢者保険料制度そのものが理解できません。個人の年金からとはまったくおかしなこと
331	だと思う。
338	まだ先の話なのでわからない。
339	高齢者の終末期相談には当然支援すべきである。
340	人間の尊厳に関わる問題を制度化することの難しさがわかっていない。反対である。
	重い病気の患者の今後の治療方針等を、関係者で話し合うことは重要なことと思う。これに
341	切な額の相談科を支払うことは当たり前のことと思う。この相談料支援に年齢制限を設けない
	方が良いと考える。
342	良い制度だと思う。
	75 才以上、終末期の人間から金を取る。金のない人は相談すらできないのか。仮に金を払え
343	医師は親身になってくれるのか?私はそうは思わない。中には事務的に終わらせようとするB
	節も出てくるはず。そんな時に金を払うのは納得いかない。
344	患者の負担が増え、保険料の値上げになると思う。
345	病気が長くなった場合はお世話になり、迷惑もかける支援料はお礼の代わりにもと思います。
346	初めて聞いたことなのでよくわかりません。
347	特別な項目を設けるような事柄ではないと考えるから。そのような状況に対して「説明する」
3.11	「説明を受ける」というのは当然の医療行為である。
	何才で亡くなるか(治る見込みがない)どうかは判断することができず、年齢による対象内。
348	対象外が合理的であるかどうか疑問が残るところです。しかし制度上の先発的な法律として対
	解しています。今後に期待します。
349	改めて年齢区分はいらないし、今までの治療の流れで対応できないのか。
350	今までは十分な話し合いができていなかったために、できたものなのか?患者や家族と、も#
5.70	ないために病院を助けるためのものなのか?よくわからないが必要ないものに思える。
351	よくわからない。今まで考えたこともなかった。
352	なぜ 75 才なのでしょうか?若くても逆に子どもが小さく、生活費も大変・・・という人はいっぽ
3.02	いいると思いますが・・・?

- 96 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
371	患者及び家族は終末期のことは不安であり心配です。医療機関より説明を受け、文書を受けれ
311	ば本人、家族とも安心です。終末期和談支援料金がどのくらいなのかわからないので不安です。
372	支援料の発生によって医師達 人一人が真剣に取り組んでくれると良いです。
	自分のことを納得いくまで話し合え、説明を受けられるのはとても良いことだと思いますが、
373	文書にするのに自己負担がいるとかお金が終んでくるのはちょっとおかしいような気がしま
	す。
374	文書でもらえるのは良いと思うが、相談支援料があまり高いようだと困る。
	不正請求の可能性を含んでいるように感じる(たった一度でも複数の相談も同じならば)。医
375	療関係者と患者だけでなく第三者的なチェック機関があってもいいのではないか?(支援料を
	支払うのならば)。例えば弁護士や司法書士など。
	このアンケートをするまで支援料のことは知りませんでした。説明を読み、病気になっている
376	本人は不安、聞き間違いなどが起こるため文書にしてもらい心を落ち着かせて読むことができ
	ると思いました。文書にするためには料金が発生するのは仕方がないと思います。ただ遠慮す
	ることなく医療従事者に何度も相談できる体制を整えて下さい。
	我々年寄りにはお医者様!と言えば何度も相談できて自分のことを教えてもらうのに治療以外
377	はお金につながるように一度も思ったことがないので診療証明とか、他医療所への紹介状など
	は有料と思いますが元々見て頂いているお医者さんに相談料などの支払いをするのには?
	相談支援料の詳しい説明を読んで支払うことにより親身に相談して頂けるのであれば仕方がな
378	いのかなと思いました。しかし支払いができない人のために何か良いブランができることを望
	b.
379	自分がもし治る見込みがない状況になったら話し合いを行いたいと思うから。家族に余計な負
	担はかけたくないし、無駄な延命治療は望まない。
380	必要なものだとは思うが対象が 75 歳以上でなくてももっと幅広くしてもらえるといい。
381	年齢を限定することはおかしい。個人差の病気なので年齢に関係なく支援料を使えるようにし
	た方が良い。
382	医師、看護師側にも精神的にも時間的にも負担があるので報酬は必要だと思う。
383	なぜ 75 歳以上なんでしょうか?病気は年齢に関係ないものですし、公的医療保険はすべての年
	齢に対応していると思います。
384	回答になっていないかも知れませんが私の考えを申し上げます。1、支援料についてはよくわか
	りません。2、75 歳以上とした年齢設定そのものが不明確です。終末医療については韓厳死を希
	望していますが、具体的に注射、点滴などの使用も文書にして欲しいと思っています。
	治る見込みがないと言えば若い人でもそうなる可能性は多い。高齢者のみに限らず全員を対象
	にして欲しい。医療機関に1回だけ支払われるとその後再度と持ちかけても医療機関によって
385	は「一度話し合ったから!」と応じない所が出てくるのではないか?医療従事者の増員、質の
	向上に税金は使われて欲しい。まず安心して相談できる所、誰でも平等に算定してくれる所に
	任せられる所を作って欲しい。

	間 17 後期高齢者終末期相該支援料についての意見
-	図11 使制画節音数不効性以及使料についての意見 医師と患者という関柄ならいろいろ相談に乗るのも当たり前でも、今お医者様も忙しいので手
386	
	を煩わすということで支援料もありかな?と考えます。
	後期高齢者に限ることなく終末期相談支援料についてはあってしかるべき内容だと思います。
387	介護保険が導入されてから医療がすさんでいっているように思えてなりません。人生の最後は ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
L	医療機関に関わるのでもっと充実した医療を実施して欲しいと思います。
388	後期高齢者終末期相談支援料を支払い行うことをします。
389	後期高齢者の名称は外した方が良い。
390	後期高齢者終末期相談支援料は必要がないと思う。
391	後期高齢者終末期相談支援料には賛成。但し年齢制限はしない方がいい。若い人だって重い病
	気にはかかる人だっている。
392	終末期は年齢に関係なく訪れるものであり、年齢で区別されるのはおかしいと思う。
	自分がどう死を迎えたいのか。周りの人(家族)に気兼ねすることなく自分の思いを示す絶好
	のチャンスだと考えています。人生最後の自己主張です。死後その思い(贖い)を遺族がどう
393	理解して実行してくれるかはわかりませんが(様々な思い入れがあって)遺族の迷いを取り除
	くためにも必要と思っています。意見など違いはあるでしょうが親族間とのトラブルをなくす
	ためにも(気まずさ)。
	今のところ何ともわからないです。支援料が必要とも思いますし、また勤務中の仕事と思いま
394	す。大事な相談のため個人の問題と思いますが、心配することもありえるので二重の支払いの
	ような気持ちになるのと、勤務中の仕事の範囲内なら必要なし。
207	後期高齢者終末期相談支援料があるから医療従事者は相談に取り組めるのではと思うし、患者
395	や家族にとっても有意義なものであると思う。
396	反対です。75歳という基準もわからないです。
397	後期高齢者そのものが反対ですし、その終末期の相談に文書を書いたところでどうなるでしょ
391	う。自然に終末を静かに送れればいいんではないでしょうか。
	私が重い病気で治る見込みもないなら親しい人、友人、家族に囲まれて最後を送りたいと考え
398	ています。相談支援料はどちらでもいいと思いますが。
	患者としてならばお医者様と十分な話し合いをすることは「当然そうあるべきこと」と思えま
	すし、逆にもし医療を行う側だとしたら時間的負担などを考えると料金が発生するものでなけ
399	れば業務として成立しないと思うことも致し方ないと思います。ただ「診療費を支払う」ので
1	あればその話し合い、提供される文書は料金に見合う(実際どれくらいの金額なのかはわかり
	ませんが…) クオリティのものであって欲しいと考えます。
400	内容によりますが納得です。
Г	社会保障削減の折、病院で最後を迎えづらくなっていると聞いております。このような相談支
401	援は必要だと思います。またある程度死を納得できる後期高齢者より若い方(20~60代)にも
	というより若いからこそこういった支援が必要だと思います。
402	何度も話し合いや文書の変更ができるのはいいと思う。
403	相談してもらうのは有料でいくらかかるかを明確に患者へ伝えてから相談にのれば良い。
	L

- 99 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	確定率 100%の来るべき自体に突入している私どもではありますが、料金については考え方が多
423	種あるものと思い決定づけることでないように思われますが。 一つの目標でもあるような気も
i	します。心の支えとも思われますが。
424	現在 53 歳のため特に考えたことはありません。今後ネットなどでもっと調べて見解を自分なり
424	に出したいと思います。
	医師からの説明を受ける時素人には理解できない言葉が多く、その場だけでは説明されたこと
425	がよく理解できません。文書としてあれば後でいろいろ調べることもできるし、家族に説明し
	やすいはずです。
400	自分自身まだ30代なのでピンとこないが自分が75歳になった時の経済状態にもよる。相談支
426	援料…何でもお金がかかる現在どちらとも含えない。
	料金を支払うことには少し抵抗感があります。保険料も支払っているのだから無料にするのが
427	良いのでは?保険料を払わないのであれば実費でも仕方ないとも思います。死に対する不安は
	誰にもあります。
428	75歳以上の方のみ限定するのではなく、終末期相談をした方すべてを対象にしても良いと思う。
429	妥当と思います。
430	医療行為の範囲と考えます。
431	75 歳未満は所得に応じて負担額を変えた方が良いと思います。
432	支援料そのものに賛成です。ただし年齢制限とか後期などの名称には大反対。
433	算定して文書などにまとめる意義がよくわからない。
434	一番は患者がどうして終末期を過ごすかであって医師や看護師が決めることではない。
435	決まったことなので支払うことはやぶさかでないが、終末期相談支援料としてはあまりにも名
435	が願い。何か別の名にするか(話しあい手数料とか)。
436	後期高齢者こそ話が大事で家族など医療従事者と密に話し合うべきでそれにお金がかかるのは
436	どうかと思う。それが保険からだとしても!
437	それよりも前に高齢者の医療費の負担を少なくするとかに公的なお金を使って欲しい。
438	今まで長い期間保険料を支払って来ましたが、現在の緊迫した状況を考えるとやむを得ないと
436	思う。
439	75 歳以上と区切らないで全年齢を対象にした方が良い。終末期の治療を望んでいるものは全年
435	齢にいると思う。
440	制限そのものがよくわからないので何とも言えない。
441	年齢区分は必要ないと思う。メディアでこのことを取り上げてみては。
442	このような支援料という支払い方ではなく、もっと医療機関に援助(国から)があるべきだと
442	思う。
	若くしてガン、不治の病気など30代、40代でも終末期を余儀なくされる人はこれから多くなる
443	ことと思います。高齢者だけではないと思います。1人ぼっちでも家族がいても辨気によって終
	末期が来るのです。もっと広く考えた方が良いと思います。

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
404	説明を参考にしたがあまりよく理解できない。自分がその立場になってみなければ。
405	十分な話し合いや説明、相談をして頂けるなら支払ってもいいと思う。
406	医療機関として文書作成及び相談は当然のことだと思うので。
407	相談料などいらない。
	治る見込みがない状況となった患者のことについて医師とゆっくり話し合えることは心強いで
408	すが、75 歳以上とか年齢を決めるべきでないと思います。
	話し合っていれば文書は不要。転院の場合は先生が説明を添えて下さいました。申し送りなど
409	もありました。
410	すべての終末期の方を対象にすべき。
	本人の望む形で最後を迎えさせてあげたいと家族なら誰でも思うこと。ただこの件に関しては
411	今まで知りませんでした。
412	よくわからない。
	後期高齢者支援料またその年齢になっていないのであまり考えたこともないし、75 歳前後にな
413	りましたら深く考えようと思います。
	高齢者になりお金がある人はいいがない人は益々生活が苦しくなり生きていくのが大変だと思
414	った。
	200 点と言われても実際払う金額がどれくらいなのかわからない。本人の負担がない方がありか
415	たい。
	75歳以上の全員が金に困っているとは思いません。負担のできる方は払う、できない方は無料
416	と思います。
	治る見込みがない状況において、年齢で区別するのはおかしいと思う。75歳という区別を設け
417	ず再度検討が必要ではないか?
	終末期を迎えることが明らかな状態でその後のことについて相互に納得できればいいと思う。
418	ただ形式的だけの可能性とか年齢的に制限ということが今いち中途半端な制度だと思う。
	治る見込みがない状況になっている時点でたくさんの負担がかかっているのに少しでも金額を
419	抑えたい。しかし相談などで時間を割いている医師などが相談料がないのも変。どちらとも言
	えず難しい問題だと思う。
	重い病気になってしまう年齢は75歳以上とは限らないので高齢者が対象というのはどうかとも
420	います。相談料をもらう以上医療従事者は責任を持って対応して頂きたいです。人生最後まて
	全うするという意味で相談などができる手段があるのは悪いことではないと思います。
	自分の終末をどうするのか方針や希望を聞くのは良いとは思いますが、相談料が絡んでくると
421	強制でもなくすることは難しいのではないでしょうか。私自身ははっきりさせたいとは思いっ
	つ、それを受け入れるのはまだ難しいと思います。
	医師を守るためのものなのか疑問に思う。残された家族の心の負担を減らすものか?必要だろ
422	うと思うが終末期を迎えた患者に冷静にできるだろうか。

- 100 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
444	医師は支援料を受け取るべきではない。看護師、その他は業務の城を超えているため受け取っても良い。
445	支援料が導入されるということ、されていたという事実も知らなかった。なぜ年齢区分をする のか?年齢区分は必要ないと思う。
446	話し合い、文書作成を行うたびに相談料を支払って良いと思う。何度行っても 200 点では医師 らの時間と業務の負担が多すぎて割りに合わないのでは。医療機関側は元を取れないような診 療は行いたくないので結局この制度は使用されなくなりそう。
447	何かにつけてこれからはこういう制度はやむを得ないと思う。まして命に関わることであれば 変えられないので当然かなとも思います。初めて耳にしたのでよくわかりませんが。
448	自分の病状を詳しく知っておきたいと思うので、何度も話し合いができるのは良いと思います。
449	家族と医師との相談は必要であり本人と家族と医師の話し合いも治療の一つと思う。
450	妥当だと思います。
451	特別に 75 歳以上ということで取り上げて言うのは差別のような気がします。
452	年齢区分がおかしい。全ての国民に対して差別していると思う。
453	終末期の医療は年齢に関係なく必要。ただ相談支援としてわけるのか、今現在の医療機関の中でやるべきかわかりません。 治る見込みがない状況となった時に相談できる場所があるというのは心強いと思います。
454	75歳以上とせずすべての人に実施して欲しいです。参考資料はこれでいいと思います。 支援料が 200 点は高いのか安いのかあまり病院を利用していないのでわからないです。1 点がいくらなのか…?
455	患者は終末期を迎えると精神的に不安定になるので、終末期の相談はとても良いことだと思います。
456	支払う必要はないと思う。
457	相談科が支払われることでお金目当てで相談を受ける印象が少しあるが、それでもきっかけとなり観身に相談を受ける人が増えるなら良いと思う。ただ重い病気の人は75歳より若い人もいるのでその人達の立場がどうなるのか不安(若いという理由で相談が適当になるなど…)。
458	これは後期高齢者だけに支援される制度のように感じられます。こんな制度が決まったなんてことは周知されていません。いつ決まったのですか? 死ぬ人は 75 歳以上であると思っているのでしょうか?終末期は病気の人なら誰でも迎える可能性があります。病院にすら告知説明書がない制度は絶対に反対です。
459	良いと思う。決して無駄なお金ではないと思うから。
460	主人が●●●に通院していました時親明は30分以上かかり予約時間は1時間以上遅れるのは当たり前でしたので、後の方が気になりなかなか質問はできませんでした。主人は●●●の緩和ケアの先生が自宅に来て下さり、こちらの方が気が楽になりました。相談支援料があればこちらも気が楽です。
L	

- 102 -

	間11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	ニュースなどを見ていると介護保険が本当に困っている人々にはあまり役立っていないように
461	思われます。終末期相談費支援料この相談も余裕のある人は療養の内容もいろいろ選択できる。
461	が余裕のない人々はない。ただ本人の意思と家族の塩かい見守りだけだと思いますので特別に
	設ける制度とも思えませんし、
462	自分の希望を家族にもわかってもらうためにも終末期について話し合い、医師にも伝えること
40.2	は良いことだと思う。料金を支払うことも仕方がないかと思う。
	病院で診断書などの種類を請求する場合も料金を取られているのですから相談支援料について
463	も仕方がないと思います。算定が1回のみで話し合いは何度でも行えるという点は良いと思い
	末本,
464	すごい良いことだと思います。
465	年齢区分を設けること自体がおかしい。
	患者の家族の相談が時間と金額などで差が出てしまう。後期高齢者の患者が自発的な意見を述
466	べる状況はまれなことで、医師や看護師に温かく見守ってもらい判断にお任せした方が家族に
Į	とって悔いが残らないと思う。
	後期高齢者から相談料を取るのはかわいそう!家族が支払いのできる人は良いと思うが、一人
467	暮らしの人などは生活がきついと思う。
	1回に限り200点なら文書として残すことは確実にされるなら(その後は取られないことも必ず)
468	しっかり話し合ってしっかり道を選ぶことのできる機会が与えられるのが希望です。
100	このような話し合い、文書作成に相談料という名目で支払わなければならないのは心情的にむ
469	なしい。理想と現実は違うということか…。
470	率直に言ってよくわかりません。
	自分の病気について医師などと相談またそれを形に残すことは患者として当然の権利だと思う
471	のでそこに相談料が発生することは好ましくないと思う。75歳以上という年齢で線引きをする
	意味はないと思う。
	細かい点はよくわからないが大筋で養成できる。形式的にならず人間全体を見る医療であって
472	欲しい。
	本人と家族の気持ちは違うと思う。自分自身は覚悟を決めて身の回りの整理をしたい。家族は
473	患者に関わる経費や最後の布室をできるだけがよえて成取りませている。
1	近頃では医師不足で問題の多い時代に本アンケートのように書面で各人に適した対処方法を書
	く医療機関があるとは思えない。病名でありきたりの印刷物を配るのが関の山であると思う。
474	その程度で治療費以外に料金を取るな。人の顔が皆異なるように各人の終末も異なると思うが、
	それぞれに対処できるとは思わない。
47	お金を支払わなくては十分な相談や治療を受けられないからやはり家族としてはやむ得ない。
	無料でやるなら内容の不十分さや医師達の負担にもなる。やっぱり仕方のないことだと思う。
474	
47	75 歳以上の区分が限定されていることの正当な理由がわからない。すべての人に死は訪れるも
47	のなので平等かつ公平な法であって欲しい。
_	

- 103 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
\exists	話し合いが行われその内容を文書にしてくれるのはいいと思うが、相談料が発生するのは少し
97	納得できない部分もある。
98	あまりいいとは思わない。
\dashv	終末期の患者の家族にとっては助かる(治療費)でしょうが、もしそのため保険料の支払いが
99	多くなっても困るのですが「後期高齢者支援料」が 75 歳以上の方の全体でどれだけ利用されて
	いるのかその点も気になります。
	患者と医療関係者が良い方向に向かって話し合うにあたって金額が発生するのが何とも不思議
	な気がします。本当に親身になって考えて下さる方もあれば、報酬のための病院も起こるはず。
00	患者のためのミーティングに時間をかけている所には当然必要だと思うし、何で?という構院
	に支援料が払われるのは我慢ができない。
01	私が患者だとしたら相談に乗って欲しいと思うから。
502	介護などの必要性を家族全員(親族)が理解できる。
	弱者に対してまたお年寄り、年金生活のやりくりの中のお金を請求することは好ましてないと
503	思うので年齢制限は良くない!
	治る見込みのない病気にどんどんお金を使うのは自分としてはちょっと考えてしまいます。そ
504	れによってお金が足りないというのであれば、自分としては延命は望みませんが、それを確認
	すると医師にお金が支払われるというのはちょっと連和感があります。
	終末期を迎える際に医師と十分な話し合いの場を持ち、文書として互いの確認を取れることは
505	好ましいと思う。現場にあたる医師などには当然ながら文書作成の事務的作業に専念してしま
	わないように気を付けてもらいたい。
506	
	型にはめて機械的に進めていかれそうな気がする。相談するにしても信頼できる医師や看護師
	でないと自分の意思を伝えることは難しいと思う(確認のために文書を作ることはいいと思う
507	が)。形だけの料金表として文書を作り、文像料を払うした心間にとって対よしては、このに
	相談の内容は1つだけではないと思うので一律に200点とするのも大雑把すぎると思う。
	支援料の制度は当然と思われるが文書などで提供した場合のみ支払われ、文書の提供がない場
508	合は支払われないのが不可解。75 歳未満でもこの制度は必要かと思います。
509	
_	今の75歳というのは昔と違いとても苦しいです。80 才以上で良いのでは、相談支援料という
510	のがいくらなのか知りたい。もし高額ならおかしい。金額が不透明。これからの日本は高齢者
	の国になっていく。支援料なるものどこから持って来るのか。
	話し合って文書にするというのは医師などの仕事の一つではないかなあと思う。75歳以上の)
511	はお金が少ないと世間で言われているのにこれ以上取るのが、これ志にあり。
	高齢者の場合家族を支えて再度話し合いとなった時、相談支援料がある程度かかるのは仕方だ
513	いと思う。でも基本的には治療上においての説明、語じむいにお思からからいれている。
-	相談はある程度必要だとは思うけれどその時の病状や気持ちの持ちりで変わることもあると思
51	3 うし、「文書提供を行った場合」とWるのは何となくネッキリしないものを感じる。

	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
178	制度として妥当なものと思われる。
	後期高齢者の方は収入の面でも厳しいと思います。少しでも安く治療相談が受けられるのが好
79	ましいと思います。
	取病で治る見込みのない状況となった場合、年齢に関係なくして欲しい。例えば植物人間にな
80	ってしまったりした場合、本人の意思では生きているとは思えないので殺人罪になることがな
	いよう延命装置を外すことができるよう願いたい。
181	男女一律の年齢区分である点を考慮すると適当な時期での(相談料の)決め方と思う。
	相談支援料を医療保険から支払われるのは75歳以上でなく、80才以上とかにすれば良い。但し
182	現在保険料から支払うのは反対だ。
183	それで良いと思う。
484	年齢に関係なく相談に乗るべきだと思う。
485	終末を迎えた患者、世話をした家族に苦痛の感謝をして頂くといいです。
	診察料と同じように料金が発生するのは特に問題はないと思うが、それが高齢者のみという理
486	由がよくわからない。
	告知は必要ですが負担にならないような金額であれば支払いは可能だとは思います。高すぎた
487	り経済的、生活的に困難な場合もあるので必ず支払いができるかは難しいと思う。
400	ケースパイケースでもっとしなやかであって欲しいです。自然の流れでありたい!自分の力で
488	食事が取れなかったりしたら私はそのままを選びます。
489	病気で死亡される方は年齢に関係ないと思われます。よって重い病気と認められた患者さんに
489	も全員相談料を取って治療方法などを伏めた方が良いと思われる。
	75歳前であっても治る見込みのない病気の人も大勢おられますし、病人に関係ある人達が十分
490	
	のにその都度話し合って相談料はいらないと思います。
	年齢は必要ではなく若い人でも終末期を相談してもらうことが大事であり、特にまだ十分働け
491	
	分な話し合いへの補助として欲しい。だから年齢が75歳以上に対してはおかしい。
	年齢で区切らず必要とする患者をすべて対象とする。文書化することによって人生の区切りが
49:	「 はっきりする。思者の考えを優先することを明文化する。
49	相談は患者本人だけでなく医療関係者のためにも必要なことだと思います。なのでそこで相談
	「料というものを取るのは違うんしやないがなどおいよす。
49	
49	
49	自分の寿命は80 ぞくらいだと思うので望む人は支援料を払い、望まない人は払う必要がないと
	思うので自分の意思でどちらか選ぶようにすればいいと思う。治る見込みがないし、若い時み
	6 たいに治らないので無駄な治療はやめるべきだと思っている。10 年もしたら高齢者が増えるの
	で年齢区分は必要だと思う。

- 104 -

	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
514	必要ない。
-	家族も本人も安心して相談できるようになると思う。料金が払われているなら詳しく相談でき
515	る。医師も力を入れて取り組むようになっていいと思う。
	現在の医療、介護現場はとても忙しくて人手不足だと聞いております。その割りには報酬が少
516	ないので辞めていく人も多いとも聞いております。安心、安定した老後を過ごすためには多く
	のスタッフがいる方が安心です。報酬が増えればスタッフも辞めていかないと思うからです。
	意識のあるうちに延命治療の要、不要など話し合いの上…良い制度だと思います。それに伴う
517	費用を支援するのは当然良いことと思います。
	後期高齢者より 50 代 60 代の人に必要なのではないでしょうか。75 歳以上の方の症状進行は遅
518	いでしょうし。
519	お年寄りからお金を取るのは良くない。
520	相談支援料はサービスにすべき。
521	終末期延命治療を必要としないのではっきりと責任を持つため。
	話し合いは良いと思いますが、算定も1回のみでなくもう少し回数を増やしてもいいのではと
522	思います。
523	後期高齢者は最後までの生活支援、病状など納得のいくよう話し合いをして欲しい。
524	治る見込みのない人達については無料でも良いのでは?
525	病院で終末期を迎えることより自分の好きな所で自由に最後を迎えたい人が多いのでいいと思います。 そのために必要な知識も家族の心得もできるし。支援科はあればいいと思います。
_	高齢になるにつれて、頼る身内がいないなどの問題や金銭的な問題が多くなるのはわかるけど、
526	
	下の世代も支援してあげるようにして欲しい。
527	金を取ることでちゃんと話してくれるならそれもありかと思います。
-	医師の説明に対してお金が出るというのがまずおかしい。この制度はない方が良い。制度が始
528	・
	なりかねない。
Г	強制ではないことと一回のみの算定ということで患者の負担は大きくないと思う。病院を移っ
529	た場合の内容の変更は容易なことを確保して依しい。およれたのかというかはなど
530	
531	厳密な統計はよく知りませんが友人、知人が平均的にこの年齢(75歳)に「相談支援料」が必
	それがための保険料と思います。家族にとってもいいことでしょう。
-	75歳以上の人だけが対象になるのはおかしいと思う。 重い病気、治る見込みがない病気になる
532	人は子供でも若い人でもたくさんいると思うので、皆同じにすることが当たり前だと思う。
533	
53-	4 逆に75歳以上については優遇策として無料にしてもいいのでは?
53	家族や親類の相談に乗ってくれそう。

_	
-	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
53€	Jan Bon Charles Charles
	治る見込みがない状況となった患者さんに対し終末期の相談を行うことはとても大切なことだ
537	一つ・0/2 10/2
	院からの不正請求などには十分気を付けて欲しいと思います。
538	スカルルーとにいう テルスカットに放入後が一名的に行われたらいいと思う。
539	75歳でもまだまだ若い人も多い時代に線引きをするのは自分がその年になった時に生きる意欲
L	をなくしてしまいそうでやめて頂きたいです。取るのであれば全員から取って頂きたいです。
540	話し合い、文書の取りまとめに料金がかかってくることがいまいち理解できません。
541	年金も不安定なこれからの時代に収入もなく75歳という高齢で終末期を財政状況で左右されて
	しまうのはいかがと思う。
542	本当に患者の家族のためになる制度なのか…理解しにくいところがある。ただ医療従事者への
_	支援だけにもなってしまわないようにすべき。
543	年齢限定、以外、参考説明の内容を支持する。終末期は年齢に関係なく訪れる。支援料の「200
	点」は高いのか、安いのか、その根拠は?判断不能。凍結措置の理由は?不明。
544	支援料導入により、保険料が高くなったり、75 才以下の人達に負担がかかれば不満である。
545	できれば家族だけで話し合いたいので、「支援料」は元々必要ないと思う。
546	対象年齢からして、本人に判断できないケースもありえる。延命としての治療にかかるものは
	どうかと思う。
547	お金をとるのであれば患者、家族が納得するまで十分に話し合えるようにして欲しい。
	後期と分ける理由は?他の年齢ではそういったものがあるのかないのかわからない。もしあれ
548	ば、「後期…」と区別して他の年齢のそういったものに比べ、安いのなら(リスクが高いいい
	かとは思います。ただ、話し合いや文章等事務的に受け入れられるのかは不明。心の準備だけ
	で一杯では…。
549	凍結措置はとてもいいことです。
550	年齢差別は好ましくない。
551	あることさえ知らなかった。
552	このアンケートで初めて知りました。知らない人の方が、多いと思います。何で 75 歳以上の人
	限定なのか、わかりません。若くても終末期を迎える人はいるのに。
553	どのような内容かわからないけど、しっかりした書類ならばそれなりの料金を払う必要がある
003	かもしれないが、治療費の一部として含まれても良いと思う。
554	必要ないと思う。
	年齢区分を設定することに問題があると思う。特に高齢者は個人の生活や仕事、家族関係など
ŀ	で同じ年齢であっても虚弱であったり 10 年以上若いような生活、身体、精神を維持できたりす
555	る人がいて、個人差が若年層より広がるように思えます。よって、一律に 75 歳以上で線引きす
	ることは難しく、意味をあまり持たないように思います。50代からも将来に不安を持つ弱い者
	が助けを求めるケースもあると思います。
	The second secon

- 107 -

L	問!1 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	実際の医療の現場ではこのような話し合いは行われていないのでしょうか?このような支援料
573	
	援料があるなしに関わらずそのような話し合いは必要ではないでしょうか。
574	どうして相談支援料を75 才以上にしぼるのか理解できない。全ての患者に適応すべき。医療者
377	は忙しい中説明に時間をかける訳で、仕事の一部だから。
	・後期高齢者のみと対照するのはどうかと思う。終末期は年齢に関係なくあるもので、むしろ
1	者年者や壮年~初老期の方々の方がインフォームドコンセント等の話し合いは必要であると思
575	う。相談支援料を導入するのなら、対象者は全ての人にするべきだと思う。 ・治療方針や、
	術状説明は必ず行うものである為、わざわざ点数を付けなくてもいいのではないかと思うが、
1	医師不足、赤字経営で病院存続が難しくなる今後には必要とされるかもしれないが、導入する
\perp	なら全ての人が対象の方がいいと思う。
576	年齢ではなく、全ての末期患者にあるべきだと思う。
577	家族の為に良いと思う。
578	遺族年金生活者ですので、必要だと思います。
	「後期…」のことを聞くのは初めてであったということが、まず反省です。新聞を読んだりし
579	なければいけないなと思いました。何故 75 才以上なのか、疑問です。さっぱりわからない。年
1	齢は関係ないのではないか?この制度がないと、終末期の相談をしてもらえないのか。そこも
	疑問。
580	終末期相談支援料があるということをこの調査表を読み、初めて知りました。相談料として支
	払うのは当然と思います。高齢者とは限らず。
1	年が経つにつれて高齢者の数が増えていくと思う。75 才にもなると、年金暮らしで経済的にも
581	肉体的にも精神的にも苦しくなっていくだろう。昔ほど子供の数も多くなくせめて子供は1~3
	人であろう。あてになるのは年をとったらお金になると思う。75 才にもなると、アルバイトも
<u> </u>	ない。
582	支援料についてそれに見合った話し合いが十分に行われることを望みます。今後、こういった
	制度を悪用したり、不正に利用したりすることがあった場合、対応策は十分なのでしょうか。
	自分自身が少しでも病状がわかると思いますので「貴方はもう生きる望みがない」と決定され
583	たら、病気と"たたかう"ことができない気がします。料金を支払うと強制的に期限を決めら
	れ、決定しなければならず、耐えられるか心配です。
	何の為に支払うのかわからない。何故年齢制限を設けてまでお金を取る必要があるのか。当然
584	の医療行為ではないのか?尋ねたい事はたくさんあるが、相談料がいるのならやめておこうと
	いうことになるのか。文書料(現診断書等も含め)にしても何故お金がいるのかわからない。
585	治る見込みがない患者と医師との終末期医療についての話し合いは十分な話し合いは必要と思
	いますが、相談料は要らないと思います。
586	残された家族に負担にならないように希望する。
587	相談料として支払わなければ医師や看護師は動かないのか。と思う。患者という時点で、話し
301	合いや入院中のケアをするのは当たり前のことではないのかと思う。

	問!! 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
556	相談を治療として考えることはおかしいこととは思いませんが、それに対する支援料の発生に
996	納得いくものではないように思います。
557	国が全額支払うべきだ。
	患者に対して話し合いを行い、アドバイスをすることは賛成です。問題は支援料の内容だとも
	えます。国民に対して細かな支援料内容を発表し、毎年月ごとにどれ程の支援料、経費が使♪
558	れたか、明確にし、対象者以外にも全国民に発表する必要があるかと思ってます。医師不足の
	現状は、自分でも深刻だと思いますが、不正に悪用されないよう管理体制を徹底して欲しいと
	考えます。
	本来あるべき医師の仕事が失われ、患者へのいたわりや人格の尊厳がなくなってしまうように
559	思われる。最後の時を迎えるに当たり、国の為に頑張った人達のことを役人の考えで行うべき
	ではないと考える。
	終末期相談支援料については全く知りませんでした。必要だと思うが、それが何故後期高齢者
560	と言われる人限定なのか、理解できません。また、報酬は払うべきと思うが、高額であってお
	ならないと思います。
561	良いと思います(相談の仕方がちょっとわかりづらいです)。
562	主人も私も自然体を望んでいますので、病状の変化も説明も必要ない(75歳に近い年齢に近い
	為)。
	相談や話し合いだけならその場で終わるので、支払うことはないと思うが、文書等にまとめる
- 1	のには医師も時間を割かないといけないので、支払った方がいいと思います。年齢により、対
563	象者を決めるのではなく、支払い能力があるなしとか家族とか人それぞれなどで年は関係ない
	と思う。また、医療費はもう少し安くして。初診料が高い。医師のレベルによって医療費も変
4	えるべきだと思う。
	75 歳以上で線引く理由がよくわからない。相談支援自体は必要かと思う。
	相談にのって下さる医師や看護師の方の時間を頂くことに対して医師不足が言われる中、相応
565	の料金を払うことによって医師不足が解消されるのなら、素晴らしいことですが、基準の甘さ
_	から、不正処理が横行する気がしてなりません。
566	医療介護関係者としての意識、責任感の造成になると思う。
67	年齢制限ではなく、所得に応じて相談料を決めるべきだと思う。但し、無料ではなく、有料で
	互いに理解できるようになるといいと思います。
	何故 75 歳という年齢制限ができたのか疑問である。人によっては 75 歳に達してなくても希望
68	する人もいるであろう。私はまだその対象年齢に達していないが、もし治る見込みがない病気
	になれば、相談したいと思うし、このアンケートを記入して初めてこのようなものがあること
_	を知った。 もっと広く情報開示して欲しい。
	怡療を受ける患者は平等であって、年齢によって区別するべきではないと考えます。
	後期終末期相談支援料という言葉を初めて知りましたので、よくわかりません。
	丁寧に真剣に取組んでくれるのならば支援料も仕方がないかとも思う。
72	5 才と年齢を区切ってしまうのは、おかしいと思う。

- 108 -

Г	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
588	T"
589	
590	具体的な内容は上く知りませんが、医師、香糖師、その他の医療がまましました。
390	どんな形でも、同じ報酬がもらえるとしたら、手抜きみたいなことが起きないか少し心配です。
591	後期高齢者医療費も収入が少ない者によってなどいと用います。 ので、他と思わせばこう。
991	も同じく反対です。収入の少ない者にとってもう少し温かい医療であって欲しいと思います。
	医師と患者が話し合いをして、その後の療養について患者の理解を得る為に是非行ってもらい
592	
	と思うので、支援料達は支払われるべきである。
593	当然だと思う。
	必ず最期は来ることで、その時の相談話し合いに対して別料金がかかるということは反対です
594	ね。おかしいと思います。文書にまとめて医療訴訟の対策の為に残す為ではと考えられるので
	問題をなくす意味では必要かなとも思います。
595	200 点が幾らかもわからず、上手に回答できず申訳ありません。今回初めてこのような中身を知
-	りました。行政に頼らず、自分自身でも多くのことを理解して、深めていかねばと感じました。
596	ケースパイケースで必ずしも最善の結果が得られるか疑問が残るが、気持ちの面で多少でも楽
	になればと思う。
597	相談は一般的治療の内のはず。特別に枠を設けるのはおかしい。
598	先にも書いたが、仕事として当然の報酬である。
599	終末期相談支援料は妥当ですが、後期高齢者という年齢区分には反対です。
	治る見込みがない状況の時、本人はもちろん、家族も不安を抱えると思いますので、医師や看
600	護師の親切な対応、説明はとても必要なことだと思います。末期のガン患者を受け入れるホス
	ビスを増やして頂けるように要望します。支援料はできるだけ安価に抑えて頂けるといいと思
	います。
601	病気に年齢は関係ないと思う。
602	75 才になって頭脳明晰ならばそれも必要かな?医者が忙しすぎて患者とゆっくり話す時間がな
	いので、相談支援料なるもので患者との接点が多くなって良いかな?
	・治る見込みがないのであれば、病院ではなく田舎の自宅で療養したい等の意見(希望)もあ
	ると考えます。 ・患者の意志を尊重することは良いことだと考えます。但し、文章に残す、
603	記録に伸すことは必要なのか疑問です。医師の信頼関係の中で話し合いの範囲で良いので
	は? ・また、年齢の設定は 75 歳は高すぎだとも考えます。70 歳とか、65 歳以上でよいので
	は?
604	1. 話し合いの内容を取りまとめ文書化する必要があるのか。お互いの信頼関係の問題なのか。
	2. 文書化すると相談支援料がいるのは致し方ないと思う。
ı	私自身がその立場になってみないとわかりませんが、誰もなりたくてそうなったわけではない
605	のですから、家族も共に相談することも治療等十分な理解が得られるかもしれないし、年齢の
_	制限は別としてあった方が言いように思います。

	图 11	後期高齢者終末期相談支援料についての意見
606	国民年	金等での支払が可能な範囲なら良いと思う。
	4月~	支援料が導入されたことは知りませんでした。治療を受けているのに支援料を支払わなけ
607	れば、	何も教えられないということですか?相談しないと治療もおろそかにされそう。勝手に
	絶れて	を待てということ?
608	相談の)為に医師や看護師に時間を空けて頂くのですから、相談料は支払われるべきですが、200
000	点は褒	(かな?
609	医師と	患者の間に十分な信頼としっかりした親密な関係があれば大変良いと思いますが、事務
005	的だ。	たらどんなものかと思います。
610	年齢を	- 75 才以上と区分することは変な気がします。
611	75 歳	以上ではなく、全ての人を対象にした方が良いと思う。若い人ほど家庭のことや金銭面等。
011	今後の	Dことで不安が多いと思う。
612	もらそっま	に延命するよりは良いと思う。
	73 歳り	以下でも思い病気の人はいるので、75歳以上に限定するのはちょっとおかしいと思います。
613	患者0	病状についての話し合いは医師がする当り前の仕事だと思うので、改めて支援料を支払。
	う必要	はないと思います。
614	何故了	5 歳以上対象なのかがわからない。重い病気、治る見込みがない状況の話し合いを対象と
		: 6、尊厳死も認めた上での後期高齢者末期相談支援料なら納得できます。
615	最近に	大暮らしの老人が増加し、子供も近くに住んでいないケースが多く、末期の患者にと
010		t心のケアーを含めて、相談支援は不可欠であると思う。
616	終末期	支援は年齢に関わらす、同じだと思う。年齢によって支援料の差が生じるのは納得でき
	ない。	
		#にその後の方針等を、本人、家族、医療関係者等が話し合うことを希望する人がいた。
		☆えばいいのではないでしょうか。ただ、話し合いの場がもたれることで、自分が終末期。
617	1	flってしまうのは怖いような。でも、知りたいような気がする。本当に大事なことを手腕
		、合ったのなら相談料が発生するのは仕方のないことかもしれない。ただ、医療機関は終しています。
<u> </u>		O人全てに機械的に行いそうな気がする。
618		りな情報を有料で提供することはまだ日本文化には馴染まないかもしれないが、時間と労
<u> </u>	<u> </u>	いかることなので、仕方がない。
619	1	ことは知らなかったです。まだその年(年齢)になっていないので、深く考えたことがなっ
		5生とそのようなことはよく話し合うのはお互いの為にも良いことだと思います
	1	i 全くわからない私達にとって後期高齢者終末期相談といっても患者も家族も医師、医療
620	1	者に従うしかないと思うし、本当にその家族と患者の気持ちになってできるかと思います。
	-	制度がただの制度で終わって欲しくないです(文章に雙すだけでは意味がないのでは…)
	1	以上に限り、自己負担がないということなのでしょうか?だとしたら、対象者の数が年齢
621	1	もて、かなり少ないと思われるので年齢に関係なく自己負担をたくして欲しいです。75 巻
L	127.50	こ限定する意味がわかりません。

- 111 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
643	年齢なことについては再考を思いますが、支援料は当然だと思っています。
644	支援料を支払うことで患者が相談しやすくなるのではと思います。
645	金額によりますが、多少なら支援料を支払ってもいいかも?
646	話し合いはカルテに基づいて意志と想者の話し合いであるから、医療行為の一部である。従って診療機構に含めるべき。
647	支援料という表現は好ましくない。「後期高齢者終末期医療相談料」では!
648	自分が高齢者になったときの医療費が今よりもあがるんじゃないかと不安になる
	相談に対する知識の提供力、時間を割いているので、そこに費用が発生するのは仕方ないと思
649	う 必要がない人は相談しないと思うので、必要と思う人がお金を払ってでも文書を残したい。
	等を希望すると思うので、当たり前と思う。
650	75歳で区切ることがおかしい。相談支援料そのものも上記の通り(業務の一環)おかしい。
651	認識がなかった為收めて勉強をしてみたいです。
	重い病気などで治る見込みがない状況となった時、充分に家族、医者や看護師が「生懸命話し
652	合いされた人にはやはり時間を割いて相談された方々なので、支援料は支払って欲しい。
200	上にも書きましたように、何故この規になってお金を取ることばかり考えるのですか。私はこ
653	んな制度にガッカリです。医療保険からやめさせてもらいたいです。
654	もうすぐ (あと2年で) 75 才になります "後期高齢者終末期相談支援料"は取られたくない。
	相談料を払うのは何だか経済的に負担があって嫌だが(治療費にお金がかかる為)、1 回限りで
655	何度も相談できるのなら良いのでは…とも思う。しかし、負担金額による。
	後期高齢者医療制度そのものに反対である。何故 75 歳以上とするのか?制度そのものを見直し
656	ていただき安心して人生の花道が飾れるようにして欲しい。死んでいく人間に対して一終末期
	相談支援料を取るなんでことはもってのほかだと思う。
657	相談料はあってもいいと思うが、金額にもよる。
658	終末期はその人の最期の生きざまで、もっとも大切な時であり、それを処方される医療関係も
1100	真剣そのものですので、相談料の支払いは当然と思います。
	重い病気や治る見込みがない状況になって、その後の過ごし方を心配するのは高齢者よりも若
659	年者の方だと思うので、年齢区分は必要ないと思います。しかし、全ての相談者対象でも、手
	算的なこともあると思うので、難しいことだと思うが…。
660	今後更に高齢化が進む中、医療機関との相談は必須であり、こうした制度は必要と思う。
661	仕方がないですね、残念だけど。
662	支援するのはいいが、保険料が上がるのではないかと心配です。
663	カウンセラーの類と同じようなものだと思うが、薬や施術ではないことへの報酬は必要だと考
003	える(特に回復の見込みがない場合はこちらの方がより大事!)。
664	どの年代でも起こりうることだと思くので、年齢を区切らなくてもいいのでは、と思いますが
665	終末期を迎えるのに相談は必要だけれど、相談料を取るのは代はりどうかと思います
666	・年齢区分が問題ではないか、・後期高齢者を75歳と決めるのが良くないのでは

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	これから、ますます老人社会となり、入院、入所できるところが少なく自分たちだけでは(家
622	族)決められない。専門の人に相談できるとすごく良い。
623	その時になってみないと今の時点では自分がなってないのでわからない。
_	悪くないものと考えます。70 才、65 才の時にこの制度を利用できないので、不平慮が生まれて
624	くると思います。よて、75 才以上の枠がない方が良いと思います。
	支援料はとても良いことですが、75歳以上に限定してしまうのは良くない。生活が苦しいのは
625	みんな一緒です。
626	病状を家族が理解することにより、対策を考えやすい。
co2	治る見込みのない重い病状は生まれて死ぬまで若かろうと訪れるので、このことに関しては後
627	期高齢者に限ってとするのはおかしいと考えます。
628	終末期相談となるともう先もないのだから相談支援料を払う必要はないように思う。
	話し合いを持つことは良いと思う。それに対して相談料が診察費の一部として支払うことが悪
629	いとは思わないが、その支払いの年齢を75歳以上と年齢区分を決めるのは妥当だとは思わない。
	それなら何歳が妥当なのかと問われたところで、妥当の年齢がすぐには思い浮かびませんが。
630	入院その他でお金がかかるのに相談しただけでまたお金が必要なのは困ります。
	本来であるならば治る見込みがなくてもその後の病状や変化等は知る権利があり、当然のこと
631	と思いますが、その内容を文書にまとめた場合、料金が発生しても致し方ないことなのかなと
	思います。
632	術状説明や支援は治療の一貫と考える。
633	終末期相談は誰にでも起こることなので、後期高齢者を区別するのはおかしい。
634	若くして末期を迎える方のケアも考えるべき。
635	年齢を区切った上での相談支援料がどうして設定されるのか、わからない。後期高齢者といわ
050	れる人のみというのはどうしてか。
	75 才以上に限定すべきではないと思います。とは言うものの、年齢区分を設けないといけない
636	と思います。私としては60字以上であれば終末期を迎えている患者を対象としても良いのでは
i	と考えます。
637	75 歳以上なら尚更本人と家族、介護者にそれらを行うことは当たり前と考えます。そこに支援
637	75歳以上なら前更本人と家族、介護者にそれらを行うことは当たり前と考えます。そこに支援料と名の付いた料金が発生するのは、とても不思議なことと考えます。
637 638	
	料と名の付いた料金が発生するのは、とても不思議なことと考えます。
638	料と名の付いた料金が発生するのは、とても不思識なことと考えます。 医師と患者が話し合いを行うことは、当たり前のこと。相談料が支払われるのは、おかしい。
638 639	料と名の付いた料金が発生するのは、とても不思議なことと考えます。 接部と患者が話し合いを行うことは、当たり前のこと。相談料が支払われるのは、おかしい。 その時点にならないとわからない。
638 639	料と名の付いた料金が発生するのは、とても不思議なことと考えます。 医師と患者が話し合いを行うことは、当たり前のこと。相談料が支払われるのは、おかしい。 その時点にならないとわからない。 後期高齢者終末期相談支援料について知らなかった。
638 639 640	料と名の付いた料金が発生するのは、とても不思議なことと考えます。 医師と患者が話し合いを行うことは、当たり前のこと。相談料が支払われるのは、おかしい。 その時点にならないとわからない。 後期高齢者終末期相談支援料について知らなかった。 定の時間、点数等を医療従事者に割いてもらう為、その費用を払うのは問題ないと思う。但
638 639 640	料と名の付いた料金が発生するのは、とても不思議なことと考えます。 医師と患者が話し合いを行うことは、当たり前のこと。相談料が支払われるのは、おかしい。 その時点にならないとわからない。 後期高齢者終末期相談支援料について知らなかった。 定の時間、点数等を医療従事者に割いてもらう為、その費用を払うのは問題ないと思う。但 し、年齢に関わらず、終末期となる患者はいる訳で、そのような人の立場に立つと同様の支援
638 639 640	料と名の付いた料金が発生するのは、とても不思議なことと考えます。 医師と患者が話し合いを行うことは、当たり前のこと。相談料が支払われるのは、おかしい。 その時点にならないとわからない。 後期高齢者終末期相談支援料について知らなかった。 ・定の時間、点数等を医験従事者に割いてもらう為、その費用を払うのは問題ないと思う。供 し、年齢に関わらず、終末期となる患者はいる訳で、そのような人の立場に立つと同様の支援 を望むだろうと思う 実験保険から支払われるということはどうかと思います。まして、患者さんが一部負担等もつ

- 112 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	各病院の付加サービスとしてしっかり、料金設定して行う方向で進めていけば良いのでは??
667	と思います。しっかりと知識、寛悟をお持ちの後期高齢者には、不要なのでは?ないでしょう
	n?
	75 歳以上で末期だといわれた人に負担をしろというのは、どうなのでしょうか。 死を直前に
668	して「お金」と言うのは、家族の気持ちを考えると心が痛む思いです。
	労働に対して料金が発生するのは、仕方がないことだと思うが、相談料という別料金のような
669	感じがして、医療の一環として含まれるものであって欲しい。
	後期高齢者という言葉も問題だし、まして終末期という言葉もショックです。 年齢に関係なく
670	相談支援を行い支援料を支払えばいいと思います。
	今まで「生懸命の勤めてきた人にとっては、支援料とかの料金まで考えさせられるのは酷だと
671	思います。
	終末期の患者が診療に対して医師と話し合いを持ち、それを文書としてまとめていることには
672	おおむね同意できます。しかし、万人がその機会を得ているわけではない以上、公的機関より
	の出費が妥当であるのかは、大きな疑問であると考えます。
673	高齢者に限るべきではないと思います。
	200 点とは、具体的に料金としての実感がない。一部負担(対象者)はどのくらいになるのか、
674	…不明であり、アンケートに答えにくい面があると思います。
675	私自身がまだ 30 代なので、今一ピンときません。75 才以上の方なら、尚更わかりづらいような
679	気がします。また導入されることすら知らない方もいるのでは?
676	支払うのは当然だと思う。文書等の提供をお願いしたのだから、相談料として一部支払うのは
6.00	当然だと思う。
ĺ	治る見込みがない場合、心のケアーが一番大切になってくると思います。医師や看護師との話
677	し合いの中で、気持ちが教われる部分が大きいと思います。それに対して、診療報酬が発生す
	るのは、当然のことと思います。
678	納得のいく話し合いができるなら、払っても良いと思う。
679	情報に感謝します。認識不足故に差し当たり意見は思いつきません。しかし、いつか親族に起
1119	こり得ることと思いますので、自分の考えを考慮したいと思います。
680	治療しても無意味だから、死を選べという方向へ考えを家族や患者本人に植え付けるのは良く
	ない。
681	退職をした後の生活が一変した後、少しでも負担を減らすことができ、安心して最後まで相談
001	をすることができるのは望ましい。75 才という点では、70 才が望ましい。
682	算定は1回のみ、話し合いは何度でも変更可能ということだし、急変の対応にも応じてくれる
	ということなので、賛成です。
683	高齢者が増加している現在、後期高齢者末期相談支援料は当然行われるべき1つと思います。
684	支援料を支払わなくては相談できないのは、どうかとも思うが、自分が利用するかはその時点
	にならないとわからない。

	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	現在、医師不足がテレビの画面をにぎわしている。嫌な言葉だが、患者のたらい廻し等、平和
685	に一生を終わりたいと願っている者にとって次々と不安な情報が耳に飛び込み、精神的な圧力
000	を感じている。生まれてくる新しい生命にとっても消えていく後期高齢者にとっても平等に不
	安のない社会になって欲しいと切に念じている。
686	病院側の一方的な押し付けでなく、患者、家族側としては相談、話し合いができることは良い
	ことです。
687	終末期相談支援料というのが何故75才以上の後期高齢者のみに必要かわからない。
688	いらん!!おかしい
689	国に負担して頂きたいです。家族や子供に負担をかけたくないです。
	どうして後期高齢者のみを対象とするのでしょうか?治る見込みがないと宣告される人は後期
690	の方ばかりではありません。むしろ若い人達の方が深刻な悩みや不安を抱えているのではない
	でしょうか。また、相談支援料の算定は必要なしと思います。算定の項目を増やす必要がある
	のでしょうか。診療内に日々少しずつ説明指導を行うようにすればいいと思います。
691	終末期に関する話し合いも医療であると考えられるのなら、支援料が支払われても良いと思う。
692	医師は患者の病状を見て家族に話しをするのは当たり前のことと思います。その為の料金を支
0.5.2	払うのは妥当ではないと思います。
693	相談(銛し合い)は充分にしていいと思うが、お金の負担はなくてもいいと思う。
694	生活や病状に応じて多少はやむを得ない。
695	高齢者より若いうちにガンなどで終末期を迎える人の方がもっと相談の必要があるような気が
	します。 お金がない人は、この後期高齢者末期相談支援料が受けられないということになるが、その辺
696	の差別が出ると思う。病院のベッド数や医師の人数や病院維持の問題があるが、もっと増やし
	て欲しい。この先病人も家族も不安がある。
	医師等も業として行うので、支援料が支払われるのは、当然と思う。患者等の立場とすれば無
697	償の相談程しづらいものはないと思う。医師は報酬を受け取るのだから、気の済むまで相談が
	できるようになると思う。
698	治る見込みがない状況であっても本人が希望する限り命ある限り延命措置をした方がいいと思
698	う。
699	話し合いは絶対に必要なのになんでお金が絡むのか?その相談を受けるのも形にするのも医者
699	の義務。何でもお金とくっつけるから不正等が増える。病院に勤めていたから知っている。
700	終末期の迎え方を家族と本人、医療提供者が共有することは有意義で、ムダな延命治療が減る
100	と思われる。しかし、年齢区分の必要はないと思う。
701	現代のニーズに合わせた考え方なのでしょうか。自分の行動を他人のせいにする等、人間性が
701	問われる近頃、必要なのかな~?

- 115 -

	問11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
719	内容としては良いことであると思うが、医療費の一部負担については低所得者への配慮が必要
113	ではないかと思う。
720	失礼ではないだろうか。
721	年齢区分が設けられていることの意味が見出せない。なぜこのようになったのか経緯を知りた
121	ν _°
722	終末期相談支援料としての考え方や内容については賛成できるが、凍結されている現在政治家
122	レベルでの議論ではなく、国民レベルでの議論が必要だと思う(議論すべきである)。
	実際に診療したのではなく相談というのはあいまいであるが、医師によって質がかわってしま
723	うと支援料の基準公平性がなくなると思われる。相談内容をきちんと国に報告するシステムを
	作るといいのでは。
724	医療関係者の方々の時間を割いていただくので、当たり前のことです。
725	75 才の年にこだわらず自分の病気のことは知っておきたい。自分のことは自分の体の動けるう
120	ちに知っていたいし身近の整理もしたいしそれとなく皆にお別れもしたい。
726	当然のことと思います。
727	・後期高齢者と謳ってありますが、現在75 才以下の方も治る見込みのない重い病気にかかって
121	いる方が多いのではないでしょうか。
728	年齢制限があるのも今一つ考えもの。話し合いの度合いもあると思いますが、医師や看護婦
120	がそれだけ対応してくれるかも問題があるのでは…。
729	金額にしていくらぐらいなんでしょうか?
730	後期高齢終末期相談支援料は、希望者のみにして欲しい。
731	患者家族に負担がかかるのがやむをえない。
732	特に後期高齢者に限定するのはなく、癌で終末期を迎えた人に必要であると考える。
733	年齢を設定するのに異論を考える。
734	終末期は年齢を問わず、同じように安心して相談していただけるように希望します。
735	医師・看護師にも十分な勉強とその家族に対する親切・優しさの対応を求めます。
736	良いことだと思います。末期相談は遠慮がちな人と積極的な人と差ができるので、皆に相談し
130	てくれるのは良いことだと思います。
737	後期高齢者の為になるのであれば、いいと思う。
738	前期・後期という区分こそが不信のもとである。この言葉が格差に結びつくように思う。年齢
138	区分はする必要はないと思う。
739	75 歳以上の方を対象とする根拠がわかりません。
740	患者や患者の家族の立場になったことを考えると文書で残してもらえることは良いことだと思
740	うし、その際お金がかかったり動いたりすることは仕方ないことだと思う。
741	なんとも言えないが、支援料があるからやるみたいな感じで、冷たい気がしてあまり賛成がで
(41	etan.
	TO A O TO TO A O A O TO A A A A A A A A
742	年金のみや年金のない高齢者より、お金を払うことはかなりムリがあると思いますが、75 歳と

	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	生物は必ず死を迎えますが、何故日本の後期高齢者の終末期にだけ相談支援料を支払うのか、
702	この画期的な考えに変な意図を感じます。そもそも重い病気にかかった場合、治療について相
102	談したり説明したりするのは患者の年齢のよって区別すべきものではない筈です。支払うなら
	…律に何度でも。
703	患者、家族に良い結果になれば賛成。
704	今は充分とは含えない年金だけで、過ごしているので、そんなにお金も払えない。子供達も著
104	しい生活の中お金を出すのは大変だと思う。国が相談支援料を出してもらったらと思う。
	治療行為は患者と医師等との共同作業であり、それについて話し合いを行うのは当然のことで
705	ある。これは、子本的に病気の重さ及び患者の年齢に関わることではないと考えるので、支援
	料は必要なものである。但し、その点数に検討の余地あり。
706	診療費用一部負担→負担率次第と考える。
	一番問題なのは、医師、看護師、医療従事者がどれ程の人間であるのか。人生経験、他人を思
	いやれる心、様々なものを十分理解できる人が理想であって、学歴、社会的立場が上の人間と
707	いうことは全く関係ないのであって、本当に患者の身になって相談できる人であることが望ま
707	れると思います。医療従事者に関係なく選ばれた人との相談であるなら相談支援料を支払うこ
	とについては賛成します。ただし、患者本人が相談を希望すればですが。内容が求めている力
	向からずれてしまったかもしれません、すいません。
708	相談支援料は報酬としてはまずい、200点は廃止すべき。
709	話し合いや文書等の提供等は、治療、医療の一環だと考えます。なので、相談料を支払うとし
109	う考え方がわからない。
710	医師や看護師、その他の医療従事者が患者及びその家族と共に理解を得る為に話し合いを行う
110	ことは、文書等にまとめて提供するとしても何もかも金というのは淋しい心だと思います。
711	年齢区分しない末期相談支援料が良い。人は75才以上生きられるとは限らない。
712	実際にその時になってみないとよくわからないが、充分な相談をした上で、適切な答が出せる
112	ならば、もちろん費用を支払っても良いと思う。現実には難しいとは思いますが。
713	お金のある人はいいけれど、重い病気で治る見込みがない状況なら私なら後者終末期相談支担
113	相談なんていらない。
714	初めて聞く言葉でした。年齢に関係なく重たい病気になる人達、子供等も居るので、限定した
114	くても良いのかと思います。
715	支援料が支払うことのできる後期高齢者はいいけれども、支払う能力のない高齢者と家族は希
113	望していてもどうなるのかと考えます。
	かけがえのない一人一人を大切にする意味で、相談する方にも相談される方にも、後期終末男
716	相談支援料は必要だと思う。そして、間9にあるように年齢により対象者を決めるべきでなり
	と思う。
	後期高齢者終末期相談支援料があるなんで初めて知りました。75歳以上になると、お金がない
717	と生きていくのが難しくなるのですね。
-	

- 116 -

	BB 11 体细节AL基体中型中国中国中国中国中国中国中国中国中国中国中国中国中国中国中国中国中国中国中
	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
743	後期高齢者終末期相談支援料が導入されたことは知りませんでした。導入される前でも話し合
743	いとか相談とかはあったと思いますが、逆に支援料が導入されると今まで話し合いや相談がさ
7	れたことでもお金を払わないということでなくなるのでは…と思います。
744	じっくり話し合い納得できれば相談料としていいのではないか。
745	なぜ高齢者に限定なのか、全く理解できない。重い病気にかかった時に困るのはむしろ今現在
	子育で中の親世代。
746	終末期医療の問題は、75 才以上という区切りではなく年齢に関係なく誰でも相談対応するもの
	である。意識のしっかりした末期患者は希望すれば全員対象とすべきである。
747	無駄な治療は本人も苦しむだろうから、納得できる説明で良いと思う。
748	あまりよくわからない。
	なぜ後期高齢者に限るのですか?若くして終末期になられた方々にはどのような対応をするの
749	か、そしてそれは相談支援料をとるようになっているのですか?とるなら(医師の時間をとる
	のだから) 料金を払っても良いと思うが、これは年齢には全く関係ないと思う。
750	終末期といって 75 歳以上の年齢区分をするのでなく、重い病気や治る見込みがない患者は年齢
100	関係ない、終末期(余命6ヶ月)などと判断するのも難しいのでは。
751	このようなことは無料で処理されるべき。
752	金額はどのくらいかかるのかわかりませんが、皆平等に誰でも相談した方が良いと思います。
132	それには支払われることは好ましくない。
753	家族が十分と思える説明をしていただけるのか不安です。医師・看護師すべて医療に関わる方
100	は忙しいです。そんな中時間を作っていただけるのか不安です。
754	なぜ 75 歳なのかがわからない。
755	相談料というのが不明。なぜ金がかかるのか。それも仕事の一つなのに。
756	その場にならないとわからない。
757	それを専門とする人が存在するのであれば、支援料についてはある程度はやむをえないと思う。
758	年齢区分が妥当かは疑問である。
759	医療に保わる人を増やす為には良いと思う。
700	この仕事をやれば、医療従事者には実際に負担が増えるのだから、その分の補償は必要である。
760	医者の仕事の一環と決め付けるのは酷である。
	名前しか聞いたことがなかった。初めて内容を知った。自分は終末期ではないが普段治療を受
761	けていると、今の状態、これからなる状況・治療法など自分が理解して説明をしっかり受けて、
	というのはありがたいし必要だと思う。
	病弱で妻子がなく、一人暮らしをしている 60 代後半の弟がいる。終末期は私が健在であれば面
	倒をみるつもりだし、私が先に逝った時は子供たちに託すつもりでいる。「延命治療は望まな
762	い」ということ以外は聞いていない。他聞いておきたいことはあるが姉弟でも遠慮がある。第
	三者(医療関係者)を介して聞いてもらえれば明解が得られると思う。従って相談料は当然だ
	と思う。

	間 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	話し合いは大事だと思いますが、そこに料金が発生することには納得できません。治療の一環
763	であり、その人を知る(尊重)上で大切なことだと考えます。
764	相談支援料は必要ではないと思います。
765	なぜ 75 才以上を対象にするのか。
	金額にもよると思いますが、自分が病気や終末期をきちんと受け入れられ、その終末期の過ご
766	し方を自分で決めたいと思った時に、利用できるなら良いと思います。
767	長年、社会に貢献してこられた高齢者に対しては、手厚い支援。当然料金は無料が良いと思い
767	ます。
	老齢になり十分な判断ができない終末期になり、生きる見込みのない人を色々な管をつないで
768	生かされるのはいやです。見込みのない人は早く終末を迎えた方が皆(家族)の為にも良いと
	思う。話し合う必要はない。
	相談支援料などの報酬制度がなければ、親身な終末期医療を受けられないのかと日本人の心に
769	対し淋しさを感じます。しかしそうせざるを得ないなら、とりあえずその制度の話し合いを進
L	め、すみやかに実行して欲しいと思います。
770	医師の判断に任せる。
	文章を読んでも内容がよくわからない。「今までは自費だったが、この制度で援助されるよう
771	になった」という意味なのか「こういう話し合い+文書にまとめる」こと自体が初めて行われ
	るということなのか全然わからない。
772	患者本人に終末期についての十分な話し合いの機会が得られることとなり好ましい。
	医療従事者が話し合いをした際に、相談料を払うことはいいと思うけれど、これを利用してお
773	金を稼ごうとする医者がたくさん出てくるだろうから、チェックする機関が必要だと思う。同
'	時に患者の家族などのクレームや要求が増すことがあると思う。この2つを解決できるなら支
	接料を払うことはいいと思う。
774	診療費の負担が増えるから(年金額は少なくよけいな出費は無理)。
775	相談した事柄の文書を希望しても有料なら諦めざるを得ない人は多いはずだ。弱者切捨てのよ
	うな制度には断固反対するものである。
776	初めて聞いたことであれなんですが、あまりいるようなことではないかなと思いました。
	終末期というのは若い方でもあることなのにどうして後期高齢者と決めているのか、理解でき
777	ない。その上、相談したらお金がかかるなんて信じられない。それでなくてもお金がかかるの。
	に…かえって相談することをためらってしまいそうです。
778	実際にはビンとこない。
	何を相談しても費用がかかる時代なので仕方がないとも言えないが、患者はそれまでに診験料
779	等を支払っているのにそれ以上は医療機関に支払う必要はないと思う。ましてや高齢者からな
	んておかしいと思う。公的といってもめぐって負担しなければならなくなるはず。
780	医師の仕事に対する報酬なので支払われるべきだと思いますが、それに対する個人的負担はで
	きるだけ安くして欲しいと思います。
781	後期高齢者にあまり負担をかけない方が良いと思います。

- 119 -

	間!1 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	現在、自分が仕事もほとんどなく国民保険料を支払うのも大変です。支援料に対する年齢も先
803	のことで、今の考えは色々なことがあれば、また私達がお金が苦しくなるから支援料は必要な
	いと思います。
804	当然のことと思います。
805	75 歳以下であっても重い病気で亡くなる可能性は十分にあるので、年齢で区分するのはどうだ
805	と思う。
806	支援料を支払って十分な話し合い・相談ができれば良いと思う。
807	年齢で区別するのは問題。
	重い病気などで医師から過ごし方や病状の変化を伝えられるのは当たり前なのかと思いました
808	が、実際は違うんですね。私自身その立場(患者)になっていないのでわかりませんが、後其
	高齢者終末期相談支援料はおかしいのかなと思います。
809	なくてもよい。
	話し合いの内容が患者にとって、ある程度理解ができ、また患者本人の心の支えになるもので
810	あれば…等、かなり難しい要素があるようにも思うし、相談支援料についてはもう少しあらば
	る角度から検討されるべきものではないかと考えている。
811	高齢での支払いは、経済的にもきついので支援していただけることはありがたいと思います。
0.0	余命が決められているなら、金はとらない方が良い。ただでさえ医療金など高額なのに。…り
812	し相談等の内容を変え、患者の負担金を少なくできるようにして欲しい。
	家族に世話になっている高齢者がいたとして家族に負担をかけられないしとか、家族側がそん
813	なことにお金を払うなんて…と思った結果、十分な相談ができなくて間違った方向にその後進
	んでいったら…と思うと、金額が発生するのはあまり好ましくないと思います。
814	相談するのは良いことだが、情報提供については医療者としての義務である為、そこで料金を
014	とるのはおかしい。
	文書にまとめたものを希望しないので、現時点では必要性を感じない。文書にまとめないとす
815	援料が支払われないのであれば文書を希望しない者に対しても文書の提供をすすめられるので
	はないかと不安である。
816	人間最期は、いろいろの人にお世話になると思います。後期高齢者終末期相談支援料は必要だ
816	と思います。
	医療機関の担当者に多性の中、時間を割いて専門的知識から患者の立場にたって相談してもら
817	ったことに対して、当然ではないかと思います。 文書化により内容が確認でき、医療機関と €
817	合意の内容が共有できることは制度的にも大きな前進と思います。従って相談支援料は当然の
	報酬と考えるべきではないだろうか!
010	料金をとるということはそれなりに詳しい説明が受けられると思う。無料の場合、その期待が
818	できない。
015	医療保険全体を見直す時期だと思う。医師不足・患者のタライ回し等についても国の制度があ
819	漢である。
820	終末期相談支援料は年齢は区分けせず国が負担すればよい。

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見								
782	金額によります。200点は金額にしていくらですか?								
783	後期高齢者という名前は付けない方が良い。								
784	患者の十分な理解を得る為に話し合いを行い、医師や看護師に个後予想される病状の変化に加								
104	え、病状に基づいた介護を含めた生活支援して下さい。								
785	後期高齢者終末期相談支援料、患者1人つき1回の算定だから良いと思うが、これが話し合い								
160	を行うたびに算定されるのではだめです。								
786	病気になる人は関係ない。子供でも大人でも色々な病気になる。そんなこともわからんか!								
787	支援料を支払うことによって、公平な立場で相談できるように思います。今までの考え方(私								
181	なりの)ですと、お時間をとらせて申し訳ない気持ちでいっぱいになると思います。								
788	「後期高齢者終末期相談支援料」(200 点)~はどれくらいの金額ですか?								
789	診療費が支払われることは、好ましいことなのか好ましくないことなのか判断は難しいと思い								
189	ます。								
790	不必要								
791	終末期相談支援料の支払いは、後期高齢者のみに限定すべきではなく、全て高齢者を対象とし、								
791	年齢によって線引きすべきではない。								
	親も 75 才になるまではまだ 15 年も先だし、自分の場合はもっと先の話ですので、その頃には								
792	この制度も変わってると思うので今は何とも含えません。あまり興味がないといった方が近い								
	感情かもしれません。								
793	今はまだよくわかりません。								
794	後期高齢者は終期相談支援料は支払う必要はない。								
795	75 才以上と区分して支払う必要はない。								
796	対象を「75歳以上」とする合理的理由が知りたい。75歳以上に制限する必要はないと思う。								
	なぜ75歳以上が対象なのかわからない。重い病気、病気の度合いに年齢は関係ないのではない								
797	かと思う。またその心配度、悲しみ度、不安度など心は年齢ではないと思う。まず年齢につい								
	て支援料は…病気度やもろもろによって差をつけるべき。								
	例えば、ガンなど治る見込みがない病気の場合には「できるだけ長く生きていたい」とか「短								
	くても充実した自分なりの時間を過ごしていたい」など患者によって考え方はさまざまであり、								
798	またその本人の意思は尊重されなければならないはずです。という意味で希望する人には終末								
198	期相談は欠かすことができない医療行為の一部と考えます。医師等医療従事者が行う医療行為								
	であれば、そこに費用負担が発生するのは当然です。となればその費用負担について公的保険								
	が適用されることは自然であり、また当然と考えます。								
799	お世話されれば年金に関係なく、介護料というか手数料というものは当然だと私は思います。								
800	大変良いことと思います。高齢になると働くこともできない、収入も少ない、体力がない。								
	医療機関が相談にとられる時間や手間(下調べや準備)を考えると、無料というのは医療機関								
801	だけに負担を強いるのでは。(適正な価格であれば)あっても良いのではないか。								
802	75歳以上でなく全ての重い患者に支払われるべき。								

- 120 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	病気への治療とアフター(相談)を別のものと考えることは是か否か。考えは様々だと思いま
821	す。病気になった時は保険会社へ提出する診断書は有料ですが、考え方はこれと同じなのでし
	ようか。
822	本当に医師が親身になって相談にのってくれるならいいと思うが…。
823	後期高齢者終末期相談ということ自体、おかしいと思う。
	心配や不安がたくさんある思いで、患者本人が納得できるまで相談して欲しいです。ただ75 4
824	前だったらどうなるのでしょうか。
825	患者と医師との信頼感がなくなるのではないか?義務で話しているように聞こえる。
	75 才以上という年齢を限定することは違うと思います。年齢で病気なるわけではありませんか
826	6.
	後期高齢者と限定するのではなく、すべての終末期患者に対して終末期医療が必要ではないか
827	と思います。
828	相談料が支払われることで相談しやすくなるように思います(特に家族は)。
829	終末期相談だけでなく、生きる為の相談にも支援料は支払われるべきだと思います。
	今厳しい家計の中で医療費もかかるので、それ以上の負担は本人にとっても苦しいし、その為
830	に保険料を支払っているのにおかしい。
	治る見込みがない病気について、家族と医師が治療や生活のことで話し合うことは、有料であ
831	っても必要なことだと思う。
832	75 才以下でも治る見込みのない重い病気の人もその対象に入れるべきだと思う。
	相談支援料を支払われることは当然だと思います。色々と関係者の方に親切に指導していただ
833	くことで自分も安心して医療に専念できると思うから。
	終末期であると医師が判断した場合、患者の十分な理解を得る為に話し合いを行い、その内容
834	を文書等にまとめて提供する場に相談料が発生するのは当たり前で、また病院にいくと何%が
	の負担で治療が受けられると同じで、末期相談支援料も必要と考えます。
	話し合いをすることは重要だとは考えますが、患者本人に対してそれを行うことは疑問を感じ
835	ます。患者全員が自分の病気を受け入れられるとは考えられないことです。ですから、相談支
	授料にしては全ての患者に対してあてはまるか疑問なので、賛成とも反対とも言えません。
836	終末期相談支援料は、75 才以上の年齢の線引きは?
837	終末期相談支援料は、所得の高い・低いの関係はどうなのか?
838	一回は限り支払いならいいし、何回も話し合いを行っていただけるならいいと思います。
839	高額でなければ支払っても良いと思います。
040	わざわざ支援料として表明しなくても、希望するしないにかかわらず診療費に含んだらいいか
840	と思う。
841	必要な制度であり、一早く凍結解除されるべきだと考える。
842	最終ベージの参照説明文を読んだ結果、相談支援料を払っても良いとの判断に達しました。
843	自分がその立場になってみないとわからない。
844	支援するとなると無駄に使う人がいそうなので、自己負担が好ましい。

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
845	文書にしてくれるのはありがたい。無知識で医師の説明がおそらく理解できないので。
846	後期高齢者終末期相談支援料は導入すべきでない。
047	本来医師は患者の終末期まで患者や家族と話し合いをするのが当然であって、相談料を得よう
041	とするのは間違っていると思う。
848	その時になれば支援料は仕方ないと思います。家族(息子)に教えておきます。
940	相談支援料があるのはおかしいと思います。医師がすべき仕事なのではないのでしょうか!!今
649	までどおりお金がもらえない方が良いと思います。
	自分の最期の過ごし方を相談できるのは医師や看護師だけで、でも相談することによってお金
S46 S47 S48 S47 S48 S49 S49	の支払いが発するとは何とも冷たい感じを受けるものです。制度となった今は仕方がないと締
	めるしかないとは思いますが、終末ケアのできる施設等を増やして欲しいです。
	医療機関がビジネスとして相談料稼ぎに走らないか、患者・家族と十分医師の確認ができるか、
851	必ず法の抜け穴をつかれると思います。しっかりとした法整備と公平な監視・監督機関を設け
	るべきと思います。
852	私の家族で主人の兄が後期高齢者保険を払っていますし、兄自身は年金も少ないのに保険料が
832	高くてかわいそうです。
853	今後終末医療の増加によって、医師等の負担が増えるというのであれば、医師の増加をはかる
	とか別の方法を考えるべきではないか。
854	終末を含めた話し合い、医療の根本ではないか。
855	75 才まで日本を支えてきた高齢者に負担をかけるのはどうかと思う。
855 75 才まで日本を支えてきた高齢者に負担をかけるのはどうかと思う。 856 なぜ後期高齢者のみそのような制度を作ったのか疑問である。特定の年齢層を対象にした制	
	は反対である。
857	支援料が支払われるから適当に説明するような制度になりそうで心配である。
858	診療方針の話し合いが患者が納得のいくまで話し合ってもらえるのなら一回限りの算定は良い
	と思います。これからも患者の気持ちを一番に尊重してもらえることを願っています。
859	よく理解できてないので具体的なことはわかりません。年齢にかかわらず医師などには相談料
	を支払うことがあってもいいような気もします。個人が負担するのでなければ。
860	高齢者への負担はできるものならば、ない方が良いという考えです。健康面・経済面で不安な
	高齢者には負担がない方が良いです。
861	患者の担当医になった時、その患者の肉体面・精神面を最期まで診察するのが、医師の仕事だ
Ĺ	と思います。それに対して相談料を支払うのはおかしいと思います。
862	良いことだと思います。自分の末期について本人で決めたい、また家族や他の人に負担をかけ
Ĺ	たくないこともある。
863	必要であると思うが、今の自分では何と表現していいのか思い浮かばない。50~60 歳くらいに
ļ	なれば、今とは違う意見が思い浮かぶと思う。
864	何とも言えない。私の場合は必要ありません。

- 123 -

間11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見

886	あなたは終末期ですよと言われると、個々の考え方が違うと思います。私は家族と話し合い自
0.00	然にまかせたいと思います。
887	患者本人が病状を十分理解し得る状態か?
	まず「後期高齢者終末期相談支援料」という言葉を初めて知りました。内容についても今まで
888	深く考えたこともありませんでした。ただ、高齢者に限らず終末期の治療等は全国民が平等に
	おこなわなければならないと思います。
889	人間は誰でも重い病気の場合、終末期を迎えねばならないので、医療従事者によって患者が安
009	心して穏やかに一日一日を終えることができるならば、相談支援料は必要だと思います。
	自分が病気になった場合、病気の重い軽いにかかわらず、医師や看護師から詳しく内容につい
	て説明をお聞きしたいと考えております。ですから、相談料をとることや終末期と年齢 75 才以
890	上と限定する理由がよくわかりません。医師や看護師との話し合いの時間に対する報酬という
	ことなのでしょうか。人間が人間らしく最期を迎える為に、医療機関に支援料を支払うという
	ことに違和感を持ちます。
891	話し合いをした方としない方との差別など生ずることはないでしょうか。確かに病気の方全員
931	に話し合いをすると医療機関の負担が大きくなることは理解できます。
892	治療の一環とすれば、お金を支払うのは仕方がないかもしれないが、75歳以上という年齢が支
892	払いの基準になっているのはおかしいと思う。
893	医師等は仕事の一部として働いている(話し合い)のだから仕方ない。
	私の場合は、現在夫と共に健康に恵まれ、あまり終末期に対する不安も今は特にありません(明
894	日はわからないことは考えることもありますが)。60 才65 才くらいの年利でもかなり病弱な
094	人を見かけることもあり、相談・支援も必要性があるように受け取れる方もいろのではないで
	しょうか。
	その人ごとに体力気力などが異なり、75 才と区切って決められるものではないと思います。75
895	才にならず若くても必要となることがあるのではないかと思います。そのようになると 75 才の
	後期高齢者終末期相談支援料と決めてしまうのは私としてはちょっと考えさせられます。
896	単純に患者への支援をもっと増やして欲しいと思う。
897	ただでさえ年金で苦しくなっている高齢者から…という気持ちもあるが、最期の時を色々話し
091	合えることで精神的に落ち着くことが効果としてあるとするならいいかもと思います。
	「後期高齢者終末期相談支援料」…聞いたことはありましたが知りませんでした。私自身も両
898	観の年齢が共に70歳を超えているので、とても身近な問題になってきていると思います。相談
030	支援料は1回限りの算定とのことですが、制度そのものは家族にとってはありがたいものだと
	思います。
899	医療者と患者家族の考えが必ず一致するとは限らないので、十分な話し合いとそれを文章化す
099	ることは、後々の問題が起きた時、必要だと考えます。
900	利用する人はすれば良いと思う。必要なければ文書を受け取ることもないが、年齢制限(75 才
900	以上)を守るべき。

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	知り合いにホスピスに行って患者さんと一緒に話をしたり相談を受けたりとボランティア活動
865	をされている方の話を聞いているので、もし自分がその立場になったら、相談にのってもらっ
	て専門家の意見を聞きたい。
866	色々考えたがわからない。
007	75歳以下に終末期の人もいるのではないだろうか?その人達の相談支援料みたいなものは年齢
867	制限はなくても良いのでは。
868	年老いた方に最期まで料金を払わせるのは良くない。
000	相談料がかかるのはやむをえないことだと思う。若くても重い病気にかかることもあります。
869	年齢区分は必要ないと思います。
870	話し合いは必要だと思うし、時間を割いてもらう以上、費用がかかるのは当然だからあるべき
870	とは思う。
871	高齢者のみがそうなる可能性があるわけではないのに、年齢制限があるのは間違っていると思
0/1	う。
	自分自身または家族が「その時」を迎えた時に、冷静でいられるはずがない。第三者である医
872	療のプロを交えあらゆる角度から現実を踏まえ、ベストな方法をさぐりそれぞれが幸せに生き
012	る為の手段を整理する。生かされているのではなく、各々が生きる為にも必要な制度だと考え
	ます。
873	後期高齢者に限定しなくても良いのでは?
874	何でもお金がかかるのはあまり納得いかないが、終末期の相談等、確実に話す時間・機会を与
014	えてもらえるのは安心感がある。
875	医師としては当然のことのように思われますが、相談料として払うのは商品を買うに当たって
013	色々と相談して購入するのですが、それにお金を別に取られるのと同じように思います。
876	難しくてよくわからない。何とも言えない。
877	必要性についてよくわからない。ないとどう困るのかがはっきりしていない気がする。
878	治る見込みがない状況になることは 75 歳以下でも同じ状況で、なぜ 75 歳以上に限定するのか
010	よくわからない。75歳以下でも同様な制度があるのですか?
879	医療従事者からアドバイスをもらった方がより専門的な意見を得られそうだし、相談をしても
019	らったら対価を払うものだと思います。
880	75 才以上を目安にしている理由はわかりません。
881	診察内の中で説明していただきたい。
882	賛成はできない。
002	金銭が発生することで相談をためらう人が出てくるかもしれないことを考えると、相談支援料
883	という考え方がおかしいと思う。
	75 才以上にかかわらず、60 代でも重い病気などで治る見込みのない状態の人もいるのと思い。
884	すので、なんとも複雑な気持ちです。
885	できれば65才以上(思い病気の人に限り特例があればよいかと思います)。

- 124 -

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見											
901	支援料が公的医療保険から全額支払われるのか、患者側にもある程度の負担がかかるのか、も う一つ内容がつかめないが、もしかかるとしたら、経済的な配慮を考えて欲しい。											
902	医療経験のない素人には、医療機関等へお願いするしかないので、仕方のないことかなと思う。											
903	うかなと思います。											
904	良いと思う。											
905	後期高齢者の年齢(75 才)に線を引くこと事態がわからない。											
906	料金が不明だが、あっても良いと思う。											
907	まずは、この制度の周知を徹底し、利用するかどうかを含めた国民の理解を深める為の努力を もっとすべきだと思います。											
908	相談料が必要となると、相談したくてもできない方も居られるのではないか?と考えます。・											
909	主人の父(姑)が91才、実母が84才で私の家で最後をみとりました。患者本人は、75才以上には十分な理解を得る話し合いは必要ないと思います。家族には文書等の提供して欲しいと思いますので、支援料は必要であると思います。											
910	自分自身 (75 才以上の患者) が自分の最期について意思決定をできるので、悪くはないと思いますが、中には、本当は延命療養をしたいと思っても、この年齢の患者の場合、介護をする自分の子供やその配偶者に気を違い(もしくは強要され)自分の意思を出せない場合があると思います。ですので、年齢区分を外し、皆一律の制度にすれば患者さんもその家族も「そういう制度だからしょうがない」ともっと気を楽にして相談に望めるのではないのか?と思います。											
911	制度的にはいい制度とは思いますが、本当に必要とされる方が受けられるのか?医師によって 基準が曖昧になっていないか不安もあります。											
	話し合い、文書にまとめて内容の提供を行うことは良いことだと思う。しかし、すべての医療											
912	機関で同じレベルの提供ができるのか不安。また、全ての後期高齢者を対象とするとなると、 医療機関へ大きな負担がかかるのではないか。年齢制限は設けず実費とすれば負担も減り支援 料も不要になると思う。											
913	事前に死を自覚したら気持ちの持ち方が重要だと思う。その時専門的な方との話し合いは大切 なことです。											
914	患者やその家族が納得した上で治療を行うことも医療の…つだと思う。支援料が何の目的でど のように使われるのかよくわからない。また、75 才以上と年齢制限は必要なのか。											
915	75 歳以上ではなく、65 歳からでもいいぐらいだと思う。											
916	支援料については、終末期治療の話し合いは当り前のことだと考えていたので、それに対して 相籔料が医療機関に支払われるというのは、違うような気がしました。また、人の終末期に年 齢は関係ないと思います(勉強不足で導入されたこの制度そのものを知りませんでした)。											
917	診療費の金額がわからないが、その金額に担った内容なら、支払うことはできると思う。病院 側の点数稼ぎの可能性も考えてしまう。											

. 74

	問 11 後期高齢者終末期相談支援料についての意見
	実際どのくらいの費用がかかるのかわかりませんが、それが払えないが為に本人の希望が通ら
918	なかったり思うような生活が送れなかったりするのでしたら、支払い困難な人に限り支援料が
	あれば良いと思います。
919	75歳以上の高齢者に限定しない方がいいと思います。
920	よく理解できていないので、意見が言えません。
	終末期を迎えた方について、その病状や治療方法、過ごし方について十分話し合うことは良い
	ことだと思う。しかし、その相談や文書の取りまとめが有料になると言うのはどうかと思う。
921	文書にまとめないことにより問題が起こったり、それを有料にしないと医療機関に負担が生じ
	たり、十分な相談が行えないということであれば仕方がないと思うが、それならば年齢は制限
	するべきではないと思う。
922	自分の考えや家族の考えを相談できることはいいことだと思います。みんながストレスをため
922	ない為にも医師や看護師さんとのつながりの為にもいいと思います。
	現在の老人の方は今までたくさん保険などで国から補助がきていたので、これからの人達の為
923	に負担してもらいたい。私達は(40代)守ってくれる予世代が少ないので、相当な負担になっ
	てくるから。今から国で考えていて欲しいです。
924	75 才以上と年齢を限定すること事態納得できません。何故 75 歳以上なのか?
925	このように制度化しなければ今まで医師達は十分な話し合いや文章の提供を行っていなかった
923	のか…?と疑問を抱いた。支援料がなくとも、医療機関側は当然成すべきことだと思う。
926	終末期相談支援料は初めて目にすることです。私は延命は希望していません。できれば家で終
320	りを迎えたいと考えております。
927	このような取組を行うに当たり、拘束する時間と手間を考えると設定する金額が少なすぎると
521	思うし、制限が多すぎて何の為に導入した制度なのか、理解に苦しみます。
	義父と実母を続けて亡くしていろいろと考えることが多くありました。娘と娘と二つの立場に
	立った時、話し合いの難しさ、自分の立場の難しさ、話し合いなど役に立たなかったと思った
928	辛い日々。今回のアンケートに冷静に判断し答えられない今の私を情けなく申し訳なく思って
	おります。死の旅に出る患者、送る家族、現実にブチ当った時、理屈ではない何かがあり、送
	る方、介護する方の私が精神的に参り病院通いの日々でした。返信が遅れ申し訳ございません
	でした。
929	自分は今健康なので、現実味はないのですが、いつ病気になるかわからないので、75 才という
020	ラインは引かずに何歳でも対応できるようにした方がいいと思います。
930	日本における老人の割合が増えたので、仕方がないと思う。
931	良いと思う。
932	相談支援料は必要だと思います。家族もなく「人暮らしの多い高齢者は多く、年金だけでの生
	活は大変です。
933	先々を見すえて出したお国の行動は私は理解できますが、今の時期悪い。

- 127 -

施設票

平成20年度診療報酬改定結果検証に係る関金(厚生労働省委託事業) 後期高齢者終末期相談支援料の算定状況に係る調査 調 査 票

●特に指示がある場合を除いて、<u>平成20年10月1日</u>現在の状況についてお答えください。 ●數値を記入する設問で、<u>該当する方等が無い</u>場合は「0」(ゼロ)をご記入ください。

■本調査業のご記入日・ご記入者について下表にご記入下さい。

調査集ご記入日	平成20年 () 月() H	
ご記入担当者名				
連絡先電話番号				
連絡先 FAX 番号				

細貴院の概況についてお伺いします

閏1.	貴院の 施設種別 について記 なお、「01 病院」又は「0									種類別にご	æ	入ください。	
01	摘院 ———	一般病病	ĸ	療	美病	床	精节	申祸	末	感染症病	床	結核病	床
02	有床診療所		1#			床			床		床		ı
02	無床於韓山	L	_			_			ــــ	l	_		

間2. 貴院の開設者について該当するものをお遊びください。(○は1つ)

- 01 [5] (厚生労働省、独立行政法人議立病院機構、国立大学法人、独立行政法人労働者嫌嘖陽祉機構、そこ他)
- 02 公的医療機関(都道将集,布町柱、日本、衛生会、中海道社会事業務会、漳生連、尋民健康保険団体進合会)
- 03 社会保険関係団体(全国社会保険協会連合会。進生年金事業販獎用新貨保険元獎原保険組令、共済組合、国立健康保険組合
- 04 医療法人
- 05 個人
- 06 その他(公益法人、学校)、人社会場址法人、国際生験、会社、その他の出人

問 1! 後期高齢者終末期相談支援料についての意見	
・高齢者に対してお金(税金)を使いすぎていると思います。 ・もっと今から生まれてくる	赤
ちゃんの為に、産婦人科の支援をして欲しいと思います。もし不運にも死産した場合に、医	師
が高額の賠償金支払うケースがあると思いますが、そこに税金を使って医師のリスクを減ら	せ
ばもっと産婦人科の医師が増えると思います。	
終末期をどう過ごすか、本人はもちろん家族もとても不安なので、相談でき、更に支援料が	導
人されるのはありがたいことだと思う。	
年齢区分は関係なく、死を迎える前までの話し合いは専門的知識を交えて必要と思う。	
75 才の基準について、例えば病状によって 75 才以下でも文書で取りまとめる必要があるよ	で
あれば、実施するべきだと考える。また、75 才以下に支援料がかかるのかどうか、知りたい	. ,
もしもかからないならば、75 才以上に算定されるのはおかしいと思う。	
75歳以上ではなく、身寄りのない方や相談料支払いの困難な方を対象にしたらいいと思う。	
	・高齢者に対してお金(税金)を使いすぎていると思います。・もっと今から生まれてくる ちゃんの為に、産婦人科の支援をして欲しいと思います。もし不運にも死産した場合に、医 が高額の賠償金支払うケースがあると思いますが、そこに税金を使って医師のリスクを減ら ばもっと産婦人科の医師が増えると思います。 終末期をどう適ごすか、本人はもちろん家族もとても不安なので、相談でき、更に支援料が 人されるのはありがたいことだと思う。 年齢区分は関係なく、死を迎える前までの話し合いは専門的知識を交えて必要と思う。 75 才の基準について、例えば例状によって75 才以下でも文書で取りまとめる必要があるよう あれば、実施するべきだと考える。また、75 才以下でも文書で取りまとめる必要があるよう

貴院の診療科目について該当するものを全てお選びください。(Oはいくつでも) なお、黄院が一般診療所で複数の科目を選ばれた場合、主たる診療科目の番号をご記入ください。 01 内科 10 アレルギー科 19 小児外科 28 性病科 02 呼吸器科 11 リウマチ科 20 産婦人科 29 こう門科 03 消化器科(胃腸科) 12 外科 21 産料 30 リハビ リテーション科 04 循環器科 13 整形外科 22 婦人科 31 放射線科 05 小児科 14 形成外科 23 眼科 32 麻酔科 06 精神科 15 美容外科 24 耳鼻いんこう科 33 歯科 16 脳神経外科 25 気管食道科 34 矯正歯科 07 神経科 17 呼吸器外科 26 皮膚科 35 小児歯科 08 神経内科 18 心臓血管外科 27 泌尿器科 36 谢科口腔外科 09 心療内科 (複数の診療科目を選ばれた一般診療所のみ) 主たる診療科目の番号をご記入ください。→

- 128 -

 間4.
 貴院において施設基準の届出をしているものとして験当するものをお選びください。(〇は1つ)

 01
 在宅城美支援診療所
 02
 在宅城美支援病院
 03
 01・02
 の届出無し

	る職員研修を実施していますか。(○は1つ) の場合は、研修の具体的内容をご配入ください。
施している	02 実施していない
	お、「01 実施している」 施している 具体的内容

爾終末期の診療方針等の話し合いの実施状況についてお伺いします。

| 関係: 食院では、一般的に認められている医学的知見に基づき回復を見込むことが嫌しいと判断した患者やその家族との関で、終末期の診療方針等に関する話し合いを実施していますか。(○は1つ)

| 101 | 実施していない (→ 関7 にご回答ください)
| 102 | 実施している (→ 関8 にお進みください)

【問6で、話し合いを「01 実施していない」と回答された施設のみご記入ください。】

問7.	終末期の診療方針等に関する語 でも)	し合いを実施	していな	い産曲をお選びください。(口はいくつ
01	対象患者がいない	03	話し合い	·を行うことが適切とは考えていない
02	患者や家族の求めがない	04	その他	→下欄に具体的に記入してください
: 04	その他」の具体的内容			

⇒ 間 20(最終頁)へお進みください

【問6で、話し合いを「02 実施している」と回答された施設のみご記入ください。】

間8.	平成20年4月1	1日~9月30日までに、	○本期の診療方針等に関す	る話し合いを実施した意
	者數(実人数) 8	た、患者の年齢区分(75	歳未満、75歳以上)別に	ご記入ください。
① 7	5 歳未満	λ.	② 75歳以上	人

H9.	終末期の診療方針等に関する新し合いを実施するうえで、困難と感じていることがありました ら具体的にご配入ください。

.

間10. 終末期の影像方針等の話し合いの結果を文書等にとりまとめ、患者や家族に機構していますか。 (0体1つ)

- 01 提供していない (⇒間11 にご回答ください)
- 02 一部の話し合い結果について提供している (⇒ **間 12 へお進みください**)
- 03 全ての話し合い結果について提供している (⇒ 間12へお進みください)

[間 10 で「01 提供していない」と回答された施設のみご記入ください。]計1. 終末期の診療方針等に誘果についての支養等の連供を行っていない適由として該当するものをお選びください。「04 その他」を選択した場合、具体的な内容を記入してください。(04) 01 これまで患者や家族から文書提供の要望が出されなかったから 02 文書化を意識することで、効果的な話し合いが行えなくなるから 03 話し合いでは、患者や家族の反応をみながら言葉を選び慎重に伝えるが、同じようなニュアンスを文書で伝えることは難しいから その他一下欄に具体的に記入してください [「04 その他」の具体的内容]

⇒ 間 20(最終頁)へお進みくださ

【間 10 で、「02 一部の話し合い結果について提供している」または「03 全ての話し合い結果について提供している」と回答された施設のみご記入ください。】

間12. 終末期の診察力針等に関する話し合いに関する文書等提供を行う上で、困難と感じていることがありましたら、具体的にご配入ください。

- 131 -

問18. 後期高齢省終末期相談支援料を形亡時に算定した患者(問1気い②文は(2)で記入した患者)について、終末期の設建力針等に関する新し合い(初回)を実施した時点から死亡した時点までの期間別の実人数をご記入ください。				
	①1日未満	Į.		
	②1日以上3日未満	人		
死亡した時点までの期間	③3日以上1週間未満			
	④1週間以上1カ月未満			
	⑤1カ月以上3カ月未満			
	⑥3カ月以上			

問19、後期高齢者終末期相談支援料の算定患者について、終末 とりまとめた文書等を変更した回教別の実人数をご記入	期の診療方針等に置う ください。	「る話し合いの結果を
終末期の診療方針等に関する話し合いの結果をとりまとめた	①0回	
文書等を変更した回数	②1回	,
	320	
	④3回以上	

■ 後期高齢者終末期相談支援料についてお問いします。

【すべての施設でご回答ください。】

間20. 後期高齢者美未規格酸支援料に関するお考えで、該当するものを全てお遊びください。(Oはいぐ 2561

- 診療報酬で評価することは妥当である
- 02 終末期の話し合いを診療報酬で評価することは妥当だが、話し合いの結果の文書提供を算定要件と
- 03 75歳以上に限定せず実施すべきである
- 04 終末期に限らず病状の急変や診療方針の変更等の話し合いを評価すべき 05 後期高齢者終末期相談支援料の点数 (200点) が高すぎる
- 06 後期高齢者終末期相談支援料の点数 (200点) が低すぎる
- 07 診療報酬で評価するのは時期尚早である
- 08 もともと診療報酬によって評価する性質のものではない
- 09 後期高齢者終末期相談支援料を知らない
- 10 その他

具体的に

	. 44 494 49 44	ALAN SING	Am didnistrated and		 	「幹末期医療の決策	
MIAL.	* 包入风色 杯	名食水剂	格里夫 医神经	ひままが他に	ととしてかる	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	アロセス
						について知ってい	

- 01 内容を知っている
- 02 存在は知っているが、内容は知らない
- 03 存在を知らない

間13. 平成20年4月1日~9月30日までに、終末期の診療方針等に関する話し合いを実施し、その結果をとりまとめた 文書等を提供した患者数 (実人数) を、患者の年齢区分 (75歳未満、75歳以上) 別にご記入ください。			
① 75歳未満	人	②75歳以上	人

間13②75歳以上で文書提供した患者が0人と回答された施設は 間20(最終頁)へお進みください。

■ 後期高齢者終末期相談支援料の算定状況等についてお伺いします。

(間) 13 ②で、 文書報告を行った 75 歳以上の患者の敷が 1人以上と回答された施設のみご記入ください。] 間は、 卒成20年4月から9月までの間に、後期高齢者無来類相談支援料の算定を行いましたが。また、7 10月以降で1第定の可能性はありますが。(○は一つ) 01 9月までに算定しておらず、10月以降も算定の可能性はない (⇒間20へお進みください) 02 9月までに算定していないが、6月までに文書提供した患者について、10月以降算定する可能性がある。(⇒間20へお進みください)

| 03 算定した (中間 15~19 をご回答ください) | 3 算定した (中間 15~19 をご回答ください) | ※ 後期高齢者終末期和設支援計は、平成 20 年 7 月 1 日より凍結指置が課じられていますが、平成 20 年 6 月 3 日 1 までに、後期高齢者終末期和設支援制に係る文書等の機供を行った場合については、当該文書等の機供を行った患者に限って、平成 20 年 7 月 1 日以降も、影教保陽を賞定することができます。

【間14 で、「03 篆定した」と同答された施設のみで記入ください】

問15. 平成20年4月から6月までおよび7月から9月までの後期高齢者終末期相級支債料の賃定患者 敷を、終末期の静康方針等に関する話し合いを実施した時点での区別(入院中の患者・入院中以外の患者)、及び入院患者については算定時の区別(退院時・死亡時)ごとにご記入ください。				
		4~6月	7~9月	
(1) 入院中の患者	① 退院時	٨.		
	② 死亡時	٨		
(2) 入院中以外の患者	皆 (死亡時)			

周16.	学成20年9月までに後期高齢者終末期相談支援料を算定した患者のうち、禁末期の診察方針等の話し合い時に、泉状が急変した場合の治療方針や急変時の搬送の希望等が「不明」または「未寛」であった者の人族をご記入ください。	
	The state of the s	

腱光について、区分別の実人	数をご記入	算定じた適者(間 15(1)①で記入した過ぎ ください。	
(1) 一般病床	,	(5) その他介護施設又はケア付住宅	人
(2) 療養病床 [医療] [介護]	人	(6) 自宅	人
(3) 老人保健施設	, ,	(7) その他	人
(4) 特別養護老人ホーム	人		

- 132 -

間22.	後期高齢者終末期相談支援料の点数・算定要件等について改善すべき点がありましたら、具体的にご配入ください。

段間は以上です。ご協力まことにありがとうございました。

記入漏れがないかをご確認の上、12月19日(金)までに同封の返信用封筒に入れてご投函ください。

平成20年度診療報酬改定結果検証に係る調査(厚生労働省委託事業) 終末期の診療方針等の話し合いに関する調査 事 例 調 査 票

■平成20年4月1日~9月30日までに、貴族において、義末期の診療方針等に関する話し合いを実施 した患者様、1人につき1戻ずつ、担当の骨膜師(担当骨膜師が話し合いに同席していない場合は医師) の方がご記入ください。

■患者様の年齢や、後期高齢者終末期相談支援料の算定の有無にかかわらず、調査対象期間に終末期の診

優方針等に関する話し合いを行った患者様全でが対象となります。 ■本質は、患者様やご変質には、泳してお婆しにからかいようお願いいたします。

(i) 貴院の施設コード ※施設事の遊級のコードを転配してください。						
(2) 本票の記入者	01	看護師	02	医師	03	その他

両1 当該患者様の異性・状態等についてお伺いします。

(1) 患者様の年齢と性別	() 歳	男 · 女
(2) 話し合い時の療養状況	01 - 般病棟	02 療養病床	03 外來通院 04 訪問診療
(3) 主傷病 (番号) ※別様の表参コード表を参照してください。			
(4) 後期高齢者終末期相談支援料の算定	01 算定し7	=	02 算定していない

聞2 話し合いの状況につ	いてお伺いします。診療記録等に基づいて記入してください。
(i) 話し合いの日付・時間(すべての日付)	
(2) 話し合いに参加した	01 患者様本人 05 自院の看護職員 08 薬剤師 12 その他職員
ことがある職種	02 親族 06 他院の看護職員 09 社会福祉士 13 その他
(すべてに0)	03 自院の医師 07 訪問看護ステーンュン 10 介護職員
	04 他院の医師 の看護職員 11 事務職員
(3) 話し合いの内容	01 予測される病状の変化
※ (ひはいくつでも)	02 病状の変化に対応した医療上の対処方法の説明
	03 ご家族にかかる具体的負担の説明
	04 療養場所についての相談・希望
	05 介護や生活支援についての相談・希望
	06 延命に関する相談・希望
	07 費用についての相談・希望
	08 最期の時の迎え方の相談・希望
1	09 その他
	具体 (5)::

(裏面へ続きます)

- 135 -

平成20年度診療報酬改定結果検証に係る調査(厚生労働省委託事業) 終末期の治療方針等についての話し合いや 文書等の提供についての意識調査

問1 あなたは、ご自身が重い病気などで、治る見込みがない状況になったとき、その後の病状の 変化や過ごし方について、医師や看護師、その他の医療従事者と話し合いを行いたいですか。 話し合い時点で、あなたの意識は、はっきりしていると想定してください。(〇は1つ)

		The state of the s
01	話し合いを行いたい	⇒間2~進んでください。
02	話し合いを行いたくない	⇒問6へ進んでください。
03	わからない	→問てへ進んでください。

問2 【樹1で「01 話し合いを行いたい」と回答された方にお伺いします】医師や看護師、その 他の医療従事者との**話し合いの内容として、**具体的にどのようなことを希望しますか、「09 その 伽」の場合には、具体的な理由についてご記入ください (()はいくつでも)

01	予測される病状の変化 (病気の経過とともに起こりうる諸症状や身体機能の変化、日常生活へのなど) の説明	支輝
02	病状の変化に対応した医療上の対処方法(症状の緩和、苦痛の除去などの医療的処置) の説明	
03	家族にかかる具体的負担の説明	
04	療養場所についての相談・希望	
05	介護や生活支援についての相談・希望	
06	延命に関する相談・希望	
07	費用についての相談・希望	
08	最期の時の迎え方の祖談・希望	
09	その他	
	具体的に	
)
		J

間3 あなたは、医師や看護師、その他の医療従事者と話し合いを行った場合、話し合いの内容を とりまとめた文書等の提供を希望しますか。(○は1つ)

- /		
01	文書等の提供を希望する	⇒間4〜進んてください。
02	文書等の提供を希望しない	⇒棚5へ進んでください
03	どちらともいえない	→聞きへ進んでください。

間3 試し合いの後の患者やご変体の様子についてお伺いします。

(1) 話し合いについて、患者様およびご家族は、それぞれどのように受け止めていたようでしたか。話し合い 直後のことを思い出して回答してください。話し合いを何度か行った場合には、最後の話し合い後の様子 についてお答えください。話し合いを担当された方が院内にいないなどの理由で、話し合い直後の様子が わからない場合「わからない」を選んでください。(〇は一つ)

①患者様本人の様子

- 01 話し合ってよかったと感じていているようだった
- 02 どちらかといえば、話し合ってよかったと感じていているようだった
- 03 どちらかといえば、話し合わなければよかったと感じているようだった
- 04 話し合わなければよかったと感じているようだった
- 05 わからない
- 06 本人は話し合いに同席しなかった

②ご家族の様子

- 01 話し合ってよかったと感じていているようだった
- 02 どちらかといえば、話し合ってよかったと感じていているようだった
- 03 どちらかといえば、話し合わなければよかったと感じているようだった
- 04 話し合わなければよかったと感じているようだった
- 05 わからない
- 06 家族は話し合いに同席しなかった

(2) 話し合いが、患者様・家族へもたらした影響について、当てはまるものを全てお遊びください。及ぼした 影響が思い出されない場合は、「10. 特になし」を選択してください。

01	不安が軽減されたようだった	
02	患者様にとってよりよい(自分らしい)決定に生かされたようだった	
03	患者様と家族の間で思いが共有されたようだった	
04	医療提供者への信頼が深まったようだった	
05	医療提供者への不信感をもったようだった	
06	患者様の元気がなくなったようだった	
07	家族の悲しみが深まったようだった	
08	迷いや混乱が生じたようだった	
09	その他	
	具体的に	
)
		- 1
)
10	特になし	

- 136 -

間4 【問3で「0」文書等の提供を希望する;と回答された方にうかがいます】文書等の提供を 希望する理由をお選びください。「05 その他」の場合には、具体的な理由についてご記入くださ い。(○はいくつでも)

01	説明を受けたことについて、後で確認したいから	
02	話し合った方針を、後で確認したいから	
03	参加できない家族も含め、家族で全員で、話し合いの内容を共有したいから	
04	医療側にも、合意した内容を共有してほしいから	
0.5	その他	
	具体的に	
ŀ)
		}
	-	

⇒問7へお進みください。

問5【問3で「02 文書等の提供を希望しない」と回答された方にうかがいます】。文書等の提供を 希望しない理由をお選びください。「07 その他」の場合には、具体的な理由についてご記入くだ さい。(〇はいくつでも)

01	文書等の作成を前提とすると、十分な話し合いが行われなくなる恐れがあるから
02	文書等に残すと、病状や今後のことなどが不安になりそうだから
03	文書等の作成は、延命措置の中止などの意思決定を迫られるような気がするから
04	文書等に残すと、気持ちや状況がかわった場合に、変更できないような気がするから
05	文書等には、通り一遍のことが書かれるばかりではないかと考えるから
06	医師、看護師、その他の医療従事者との関係がギクシャクするかもしれないから
07	その他
ţ	4体的に

⇒問7へお進みください。

「02 由を	間 1 で、 話し合 お選びく つでも)	いを	行いた。	くない」	と回答	答され	た方に	こお信	いし	ます]	話し	合いも	efju	たく	ない	I
01	治療方針 医師や者								きない	、と思	うから					

- 03 自分の意見がうまく伝えられないと思うから
- 04 意思や希望を聞かれても、自分では決められないと思うから
- 05 話し合いの結果、自分が望まない方針に決まってしまうかもしれないから
- 06 話し合う必要性を感じないから
- 07 病状や今後のことを知るのがこわいから
- 08 家族に心配をかけるから
- 09 その他

/ 具体的に

問7 【全ての方にお伺いします】医師や看護師、その他の医療従事者が、重い病気などで治る見 込みのない患者との間で終末期の治療方針についての十分な話し合いと文書等の提供を行った 場合に、公的医療保験から医療機関に対して相談料が支払われることを、あなたは、どのよう にお考えですか。話し合い後に文書等の提供を受けた患者は、相談料として診療費の一部負担 を支払うことになります。(()は1つ)

 01 診療費が支払われることは好ましい
 ⇒間8へお進みください

 02 診療費が支払われることは好ましくない
 ⇒間10へお進みください。

 03 どちらともいえない
 ⇒間11へお進みください。

問8 【問7で「01 診療費が支払われることは好ましい」と回答された方に伺います】なぜそのようにお考えですか。理由をご記入ください。

- 139 -

問14 あなたは、医療・介護関係で、患者さんやそのご家族と直接対応する仕事に続いたことが ありますか。現在、過去含めてお答えください。

①医療関係の仕事 (○は1つ)

01 ある	02	ない
②介護関係の仕事(○は1つ)		
01 ある	02	ない

問15 あなたやご家族の方で、過去5年くらいの間に、病気やけがで入院したことがある方はいらっしゃいますか。(○は1つ)

01	自分が入院した	04	その他 ()	
02	家族が入院した	05	わからない	
03	自分、家族ともに入院した	06	入院したものはいない	I

問16 あなたは、過去5年くらいの間に、身近で、大切な方を亡くした経験がありますか。(〇はいくつでも)

	··	> (6)		
i	01	家族を亡くした	03	友人を亡くした
	02	親戚を亡くした	04	経験をしていない

間17 間16で「01 家族を亡くした」 \sim 「03 友人を亡くした」と回答された方に伺います。そのとき、終末期の話し合いに参加されましたか

_				
01	参加した	02	参加しなかった	

「後期高齢者終末期相談支援料について」(参考)

- 平成20年4月の診療報酬改定により、「後期高齢者終末期相談支援料」(200点)として、患者本人と医師等の医療従事者が終末期の診療方針等について話し合いを行い文書をとりまとめた場合の評価が新設されました。
- これは、一般的に認められている医学的知見に基づいて終末期であると医師が判断した患者について、医師や看護師、その他の医療従事者が共同し、患者とその家族等とともに、診療内容を含む検末期における療養について、患者の十分な理解を得るために話し合いを行い、その内容を文書等にまとめて提供した場合に患者1人につき1回に限り算定するものです。
- 算定するのは1回のみですが、話し合いは何度行ってもよく、話し合いの内容をとりまとめた文書等についても何度でも変更することができます。
- 話し合いの内容は、現在の病状、今後予想される病状の変化に加え、病状に基づく介護を含めた生活支援、 病状が急変した場合の治療等の希望、そして急変時の搬送の希望などです。また、患者の自秘的な意思を尊 重し、終末期と判断した患者であっても、医師は患者に意思の決定を迫ってはならないとされています。
- なお、この後期高齢者終末期相談支援料は、平成20年7月1日より凍結指置が構じられています。

ご協力ありがとうございました。



問9 平成20年4月に、**後期高齢者終末期相談支援料****が導入されました。これは、重い病気で、 治る見込みがない患者に対して、その後の病状の変化や過ごし方について、医師や看護師、そ の他の医療従事者が患者及びその家族とともに患者の十分な理解を得るために話し合いを行い、 その内容を文書等にまとめて提供を行った場合に、公的医療保険から医療機関に支払われる相 談料で、75歳以上の方を対象とするものです。相談料の設定を、**75歳以上という年齢に限 定すること**について、あなたはどのようにお考えになりますか。(○は1つ)

※後期高齢者終末期相談支援料についての詳しい説明は、最終ページをご参照ください。

ÐΙ	75	締じ	1- 1	- L V	ぅ	年齡区分	45 52	M5 7-5	上田	1 5

- 02 年齢区分は必要であるが、別の年齢区分を設けるべき **⇒具体的に(**
- 03 年齢区分は必要ないと思う(年齢により対象者を決めるべきでない)
- 04 わからない

⇒問11へお進みください。

問10 【問7で「02 診療費が支払われることは好ましくない」と回答された方に伺います】なぜそのようにお考えですか。理由をご配入ください。

間11 【すべての方に伺います。】平成20年4月に、後期高齢者終末期相談支援料等が導入されました。これは、重い病気などで、治る見込みがない状況となった患者に対して、その後の病状の変化や過ごし方について、医師や看護師、その他の医療従事者が患者及びその家族とともに患者の十分な理解を得るために話し合いを行い、その内容を文書等にまとめて提供を行った場合に、公的医療保険から医療機関に支払われる相談料で、75歳以上の方を対象とするものす。あなたは後期高齢者義末期相談支援料について、どのようにお考えですか。ご意見を自由にお書きください。

※後期高齢者終末期相談支援料についての詳しい説明は、最終ページをご齢照ください。

■あなたご自身のことについてお何いします。

間12 あなたの性別はどちらですか。

~			
Į	01	男性	02 女性

間13 あなたの年齢をご記入ください。

歳 (平成 20 年 10 月 1 日現在) - 140 - 中医協 総 - 2 2 1 . 5 . 2 0

後発医薬品の使用促進について

1 平成20年度診療報酬改定において、保険医療機関及び保険医療養担当規則、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等(以下「療養担当規則等」という。)により、

- ① 保険医については、投薬等を行うに当たって後発医薬品の使用を考慮する努力義務
- ② 保険薬剤師については、後発医薬品への変更可能な処方せんを持参した患者に対す る後発医薬品に関する説明義務及び調剤の努力義務

を規定したところである。

しかしながら、検証部会が平成20年度に実施した「後発医薬品の使用状況調査」によると、一部に、後発医薬品を使用しないとの強い意思表示をしている医療機関・保険医や後発医薬品に関する患者への説明及び調剤に積極的でない薬局が見受けられる。

2 ついては、平成21年度の後発医薬品の使用促進策の一環として、別紙の取組に加えて、各地方厚生局が行う医療機関及び薬局に対する調査(適時調査)・指導(集団指導、集団的個別指導等)の機会を捉えて、以下のとおり、療養担当規則等における後発医薬品の使用促進に係る規定(以下「後発医薬品使用促進規定」という。)の遵守状況の確認や必要な指導を行うこととしたい。

(1) 医科及び歯科

・ 調査・指導の際に、必ず外来患者及び入院患者に対する後発医薬品の使用状況(「後 発医薬品への変更不可」欄に保険医の署名等がある処方せんの発行割合を含む。)を 確認するとともに、後発医薬品使用促進規定の周知徹底と必要な指導を行うこと。

(2)薬局

- ・ 調査・指導の際に、必ず薬剤師による患者への後発医薬品に関する説明状況及び 後発医薬品の調剤の状況を具体的に確認するとともに、後発医薬品使用促進規定の 周知徹底と必要な指導を行うこと。
- ・ 特に、後発医薬品に関する説明については、患者が後発医薬品を選択しやすくなるよう丁寧な説明を行うよう指導すること。

(別紙)

平成21年度に実施する後発医薬品の使用促進策について

後発医薬品の使用促進のため、これまで、以下の施策を行ってきたところ。

- ① 「後発医薬品安心使用促進アクションプログラム」(平成19年10月:別添)に基づく後発医薬品の安定供給、品質確保等、主に企業に向けた施策
- ② 平成20年度診療報酬改定による処方せん様式の見直し等、主に医療関係者に向けた 施策

平成21年度においては、これまで実施してきた施策に加えて、以下の取組を行う。

(1) 保険者・患者(被保険者) に対する施策

- ① 保険者による被保険者(患者)に対する普及啓発等
 - ・ 「ジェネリック医薬品希望カード」を原則すべての被保険者に対して配布する 等、保険者の取組が進むよう、各般の施策を実施。
 - · また、長期服用者に対する「後発医薬品に切り替えた場合の自己負担の差額の お知らせ」といった積極的な取組も促進。
- ② 後発医薬品の普及啓発のためリーフレットの作成・配布

(2) 医療関係者等に対する施策

- ① <u>地域で薬局の後発医薬品取扱いリスト等を作成し、地域内の医療機関で共有化することを推進</u>
- ② 学会発表、研究論文等により、後発医薬品の品質に関する懸念を示す情報が得られた場合等において、厚生労働省において試験検査を実施し、その結果を公表
- ③ 都道府県における後発医薬品使用促進協議会の拡充
- ④ パンフレット・ハンドブックの作成・配布及び品質等に関するシンポジウムの開催

後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム(概要)

『平成24年度までに、後発医薬品の数量シェアを30%(現状から倍増)以上』という政府の目標達成に向け、患者及び医療関係者が安心して後発医薬品を使用することができるよう、①安定供給、②品質確保、③後発品メーカーによる情報提供、④使用促進に係る環境整備、⑤医療保険制度上の事項に関し、国及び関係者が行うべき取組を明らかにする。

①安定供給

医療現場の声

発注から納品までに時 間がかかることがある

等

国

後発品

メーカ-

〇安定供給の指導の徹底

・医療関係者からの苦情の受付、メーカーの指導・指導内容の公表 等

●納品までの時間短縮

・卸への翌日までの配送100%(19年度中)・卸に在庫がない場合、卸への即日配送 75%(20年度中)

●在庫の確保

・社内在庫・流通在庫1か月以上(19年度中)・品切れ品目ゼロ(21年度中)

②品質確保

医療現場の声

一部の後発品では、溶 出性・血中濃度が先発 品と異なるのではないか

筀

国

〇後発品の品質に関する試験検査の実施・結果の公表

- ・注射剤等を対象に、不純物に関する試験を実施
- ・後発品の品質に関する研究論文等を収集整理し、また、「後発医薬品相談窓口」に寄せられた品質に関する意見等を検討の上、必要に応じ、試験検査を実施。

〇一斉監視指導の拡充・結果の公表

・都道府県及び国の立入検査によるGMPに基づく指導 ・検査指定品目の拡充

後発品 メ**ー**カー

●品質試験の実施・結果の公表

- ・ロット毎に製品試験を実施(19年度中)
- ・長期保存試験など、承認要件でない試験についても、未着手のものは、年度内に着手(19年度中)

●関連文献の調査等

・関連団体の医薬工業協議会において、後発品の関連文献を調査・評価し、必要な対応を実施 (19年度中)

③後発品メーカーによる情報提供

医療現場の声

- ・MRの訪問がない
- ・「先発メーカーに聞いて 欲しい」など情報が先 発メーカー頼み

等

国

〇添付文書の充実を指導

・添付文書には、添加物、生物学的同等性試験データ、安定性試験データ、文献請求先等を記載すること・20年3月末までに改訂 → 後発品メーカーは、自主的に、19年12月までに前倒し対応

○後発品メーカーの情報提供体制の強化を指導

・研究開発データ、収集した副作用情報、関係文献を整理・評価し、医療関係者へ情報する体制の強化

後発品メーカー

●医療関係者への情報提供

・試験データ、副作用データについて、ホームページへの掲載等、資料請求への迅速な対応(19年度中)

④使用促進に係る環境整備

3

○都道府県レベルの協議会の設置

・都道府県レベルにおける使用促進策の策定・普及啓発を図るため、医療関係者、都道府県担当者等から成る協議会を設置

〇ポスター・パンフレットによる普及啓発

・医療関係者・国民向けポスター・パンフレットの作成・配布 (19年度~)

後発品メーカー

●「ジェネリック医薬品Q&A」を医療機関へ配布・新聞広告

⑤医療保険制度上の事項

これまでの取組

○後発医薬品を含む処方を診療報酬上評価(14年度~)

〇処方せん様式 に「後発医薬品への変更可」のチェック欄を追加 (18年度~)

〇後発品の品質に係る情報等に加え、先発品と後発品の薬剤料の差に係る情報を患者に文書により提供し、患者の同意を得て後発医薬品を調剤した場合に調剤報酬上評価(18年度~)

〇処方せん様式の変更の検討、薬局に対する在庫管理コストの評価の検討等、**効果的な使用促進策を本年度中に中医協等で議論・決定。**

(G)

後発医薬品の使用促進に係る規定について

〇 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)

第二十条(診療の具体的方針)及び第二十一条(歯科診療の具体的指針)において、以下のとおり規定

- 投薬を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。
- ・ 注射を行うに当たっては、後発医薬品の使用を考慮するよう努めなければならない。
- 〇保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和32年厚生省令第16号)

第七条の二(後発医薬品の調剤)において、以下のとおり規定

・ 保険薬局は、後発医薬品の備蓄に関する体制その他の後発医薬品の調剤に必要な体制 の確保に努めなければならない。

第八条(調剤の一般的方針)において、以下のとおり規定

- ・ 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生 労働大臣の定める医薬品(注)である場合であって、当該処方せんを発行した保険医等 が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を 適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤す るよう努めなければならない。
- 注)薬価基準収載医薬品を指す。

1. 医科

	区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されてし 版条名 日本の表現 日本の表現		
21500BZZ00101000	3D立体内視鏡装置	有限会社新興光器製作所	内視鏡
	多目的X線装置システムINNOVA	ジーイー横河メディカルシステム株式会社	診断用X線装置
21500BZY00327000		I MANAGEMENT IN THE STATE OF TH	テンタル映像化処理装置
219AGBZX00090000	⊐~7 WX-1	異和株式会社	眼底三次元画像解析装置
22000BZX01355000	JMS輪液ホンプ OT-888	株式会社ジェイ・エム・エス	注入まンプ(皿)
22000BZX01356000	JMS輸液ホンプ OT-808	株式会社ジェイ・エム・エス	注入オンプ(皿)
220AABZX00193000	電子内視鏡 EC-3000MP	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 EG-3000WR	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 EC-250MP5	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 EC-250WM5	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 EC-590WM	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00220000	電子内視鏡 ER-270FP	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00241000	電子内視鏡 EN-450P5/20	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子內視鏡 EB-470S	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 ED-450XT8/B	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 ED-530XT8	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 EG-530NH	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 EL-450FP	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 EG-450G	富士フイルム株式会社	内視鏡
	電子内視鏡 EG-450WR5/H	富士フイルム株式会社	内視鏡
		富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00275000	電子内視鏡 EL2-R410	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00277000	電子内視鏡 EC-250LP5	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00279000	電子内視鏡 EC-450LP5	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00291000	電子内視鏡 EC-450RD5/M	富士フイルム株式会社	内視鏡
220AABZX00296000		富士フイルム株式会社	内視鏡
	広画角テンタル眼撮影装置 RetCam シャトル	株式会社日本ルミナス	眼底カメラ(I)
220AFBZX00260000	広画角デンタル眼撮影装置 RetCam II	株式会社日本ルミナス	眼底カメラ(Ⅱ)
220AGBZX00306000	□-7 nonmyd α-DⅢ	興和株式会社	眼底カメラ(エ)
	フィンンガーティップ・ハ・ルスオキシメータ MD300C1 フィンンガーティップ・ハ・ルスオキシメータ MD300C2	泉工医科貿易株式会社	ハルスオキシメータ
	フィフフカーティケー・ハルスオーソトータ MD300G2 Aura オフサルミックヤグレーサ	泉工医科貿易株式会社	ハルスオキシメータ
		株式会社日本ルミナス セディ株式会社	眼科用レーザ手術装置
22100BZX00090000		セアイ株式芸在 株式会社フィリップスエレクトロニクスシャハン	X線骨密度測定装置(Ⅱ)
22100BZX00200000	1,-LV3-L WKX	株式芸在ノイリップ スエレクトロニクスシャハン	除細動器
22100BZX00200000			心電計(II) モニタ
	総合呼吸抵抗測定装置 MostGraph-01	 チェスト株式会社	呼吸抵抗計
	へっと サイト・モニタ BSM-6301 ライフスコーフ・TR	日本光電工業株式会社	1年29
22100BZX00262000	- 27 7 11 6-2 50W 0001 31374 7 1K	口个儿鬼上来怀凡女任	T=7 体液量等測定装置(I)
	自動体外式除細動器 AED-2100 カルシオライフ	日本光電工業株式会社	除細動器
		ハナソニック四国エレクトロニクス株式会社	胚種別語
		株式会社ニテック	起音/放伏星-表達(工) 眼圧計
		オリンハスノティカルシステムス・株式会社	内視鏡
		オリンハスノディカルシステムス株式会社	内視鏡

新たな保険適用 区分A2(特定包括)(特定の診療報酬項目において包括的に評価されている区分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

THE SPRINGS TO THE COUNTY TO THE WAY TO THE TOTAL COUNTY TO THE TO		
□薬事法承認番号 * プランス・スペーン コンス・ストランス からまた は、12 販売名 ススプランス Application	本党 ふんさい マーマー・マー・ストル (大き) 政保険適用希望者をよって、	(1) 15 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
221ABBZX00062000 日立MRイメージング装置 AIRIS Vento	株式会社日立メディフ	MRI装置
21ABBZX00063000 日立MRイメーシンク装置 OASIS	株式会社日立メディコ	MRI装置
21ABBZX00065000 デッタル式乳房X線撮影装置 Selenia	株式会社日立メディフ	診断用X線装置
21ABBZX00068000 「エブウェイマネシ・メントモハ・イルスコーフ OLYMPUS MAF TYPE GM	オリンパスメディカルシステムス株式会社	内視鏡
21ABBZX00069000 エアウェイマネシ・メントモハ・イルスコーフ OLYMPUS MAF TYPE TM	オリンハスノティカルシステムス株式会社	内視鏡
21ABBZX00072000 日立MRイメーシング装置 AIRIS Elite I-OP	株式会社日立メディコ	MRI装置
21ACBZX00012000 スキャンステュオ	朝日レントケン工業株式会社	歯科エックス線撮影デンタル映像化処理装置
21ACBZX00014000 超音波画像診断装置 HD15	株式会社フィリップスエレクトロニクスシャハン	超音波検査装置(Ⅱ)
21ACBZX00018000 OEC 9900シリース	シーイー横河メディカルシステム株式会社	診断用X線装置
21ACBZX00018000		デジタル映像化処理装置
21ACBZX00025000 据置型デッタル式汎用X線診断装置 Definium 6000	ジーイー横河メディカルシステム株式会社	診断用X線装置
21ACBZX00025000		テンタル映像化処理装置
1ACBZX00025A01 据置型デジタル式汎用X線診断装置 Definium 6000	ジーイー横河メディカルシステム株式会社	診断用X線装置
21ACBZX00025A01		デジタル映像化処理装置
21ACBZX00029000 X線CT組合せ型ホントロン CT装置 Discovery PET/CT 600	シーイー横河メディカルシステム株式会社	ホシトロンCT装置
21ACBZX00029000		CT撮影装置
21ACBZX00033000 超音波画像診断装置 CXシリース・	株式会社フィリップスエレクトロニクスシャハン	超音波検査装置(Ⅱ)
1ACBZX00034000 フィリッフ ス CT装置 MXシリース	株式会社フィリップスエレクトロニクスシャハン	CT摄影装置
21ADBZX00028000 AEP==9	フクタ 電子株式会社	誘発反応測定装置
1ADBZX00030000 マルチカスモジュール PoetIQ	709 電子株式会社	モニタ
1ADBZX00034000 カーディライト ESP-300DX	7/9 電子株式会社	心電計(Ⅱ)
21AGBZX00064000 スーパーライザー PX	東京医研株式会社	光線治療器(I)
21AGBZX00064000	, and the second	光線治療器(Ⅱ)
1AHBZX00001000 [エキシライトーマイクロ	株式会社ウィス・アス	光線治療器(Ⅱ)
1AIBZX00022000 レンス・スター LS900	シャハンフォーカス株式会社	角膜曲率半径計測装置
1AIBZX00022000	•	電子瞳孔計
1AKBZX00043000 〒ルマレイ-400	東芝医療用品株式会社	光線治療器(Ⅱ)
21AKBZX00060000 サーフィン PO	株式会社小池タデイカル	ハールスオキシメータ
21ABBZX00048000 大腸ビデオスコープ OLYMPUS PCF TYPE Y0013	オリンハスメディカルシステムス株式会社	内視鏡

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格として個別に評価されている部分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

21600BZY0081000 以不知さかった	初には休民題用	区为10、四别計画八物計画	はこって語学に出席られている	部分) 保陝週用開始年月日:平成21年5月1日	
2160082700887000			保険適用希望者	[4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4] [4]	(黄遠価格(円)
21500BZY00580000 -2,59.7g*5*x**(イナルステム ヒー・フラウンエースクラフ*株式会社 557 人工設置商用料料(3) 推体プラク 142				[060 固定用内副子(スクリュー) (1) 一般スクリュー(生体用合金 I)	¥7.280
21700BZY00530000 MEDACTA 215かか CoC					¥577
21900BZY0034000 MEDACTA 7±5hAr)					¥78,600
21700BZY00830000 MEDACTA フェラル・ナ SS					¥122,000
21800BZY10034000 タケカ・イキーラカップ タケケヤ・水は会社 057 人工段関節用材料 (2) 大設膚側材料 (2) 人工脅頭 用イバイボーラカップ ¥150 21800BZ210045000 香植填材 オスシリナ60 オリッパステルモバイオでリアル株式会社 058 人工房間節用材料 (1) 音優割料料 (3) 子一 1 mu 当らり 2 mu 型 2 mu 2 mu				057 人工股関節用材料(2) 大腿骨側材料(3) 大腿骨ステムヘッド	¥122,000
21800BZY10045000 1ンプトネラリーフランアトカフプ				057 人工股関節用材料(2) 大腿骨側材料(4) 人工骨頭用 イバイポーラカップ	¥150,000
21800BZZ10087000				057 人工股関節用材料(1) 骨盤側材料(3) ライナー	¥67.400
218008Z710087000 218008Z710087000 218008Z710087000 218008Z710087000 218008Z710087000 218008Z710087000 218008Z710087000 218008Z710087000 218008Z70007000 218008Z7000700 218008Z70007000 218008Z7000700 218008Z70007000 218008Z7000700 218008Z70007000 218008Z7000700 218008Z70007000 218008Z70007000 218008Z7000700			オリンハステルモハイオマテリアル株式会社	078 人工骨 (f) 汎用型 (2) 吸収型 イ 多孔体	1mL当たり¥16,400
2180082Z10087000 218008Z210087000 218008Z210087000 218008Z210087000 218008Z210087000 219008Z600010000 75 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7 / 7		人工膝関節(PSM)	ナカシマメデイカル株式会社	058 人工膝関節用材料 (1) 大腿骨侧材料 ② 全置換用材料(II)	¥334.000
2180082/10087000 058 人工機関節用材料(3) 膝蓋骨材料(1) 248, 2190082(10087000 059 人工機関が用材料(4) インサート 373, 2190082(200010000 7)かソープ 株式会社が、イルユーアが、14 059 2190082(200010000 7)かソープ 株式会社が、イルユーアが、14 059 2190082(200010000 7)かソープ 株式会社が、イルユーアが、14 059 2190082(200010000 7)かソープ 株式会社が、イルユーアが、14 059 2190082(200110000 7)かソープ 70かりかかが、150 2190082(200110000 7)かりかが、150 2190082(200110000 7)かりが、150 2190082(200110000 7)かりが、150 2190082(200110000 7)かりが、150 2190082(200100000 7)かりが、150 2190082(200082(20010000 7)かりが、150 2190082(200082(20010000 7)かりが、150 2190082(200082(20010000 7)かりが、150 2190082(200082(20010000 7)かりが、150 2190082(200082(20010000 7)かりが、150 2190082(20082(20082(200				058 人工膝関節用材料 (2) 脛骨側材料 (2) 全置換用材料(11)	¥199,000
219008Z(210087000 219008Z(200010000 ラウソープ 株式会社が「カルユーアン「イ 080 合成吸収性骨片接合材料(10)シート・メッシュ型(II) ×76。 219008Z(200010000 ラウソープ 株式会社が「カルユーアン「イ 080 合成吸収性骨片接合材料(10)シート・メッシュ型(II) ×76。		'	i	058 人工膝関節用材料 (3) 膝蓋骨材料 ② 膝蓋骨置換用材料(11)	¥48,600
219008ZG00010000 75/ソープ 株式会社パイかルューアル・1イ 080 合成吸収性骨片接合材料(10)シート・メッシュ型(1) **76. **77. **77. **77. **77. **79. **				058 人工膝関節用材料 (4) インサート	¥73,300
21900BZ(000110000 219ABZX00085000 VHK 静脈ハトシェルリナーハ 77ケ・シャルン株式会社 127 人工心肺回路 (6) 個別機能品 ③ ハードシェル静脈リザーハ 441, 22000BZX01131000 セルフルナング人工指関節(Co-Cr-		ラクトソープ	株式会社メディカルユーアンドエイ	080 合成吸収性骨片接合材料(10)シート・メッシュ型(1)	¥76,160
219ABZX0008Z001 VHX 静脈ハートシェルリーハ マケ・シャハン株式会社 127 人工心肺回路(6) 個別機能品(3) ハードシェル静脈リザーバー マケ・シャハン株式会社 127 人工心肺回路(6) 個別機能品(3) ハードシェル静脈リザーバー 341、 220のBZX01131000 地/ファ・キャゲ、人工指関節用材料(2) 200のBZX01131000 Mo合金製) 220ABZX00335000 220ABZX00335000 セオンドハカ・マル セオンゲ、人工作用節用材料(2) 200 2				O80 合成吸収性骨片接合材料 (11) シート・メッシュ型(II)	¥118,650
22000BZX01131000 位か70+2が人工指関節(Co-Cr 2200ABZX003342000 置換り二かキシ 220人ABZX00342000 置換り二かキシ 220人ABZX00342000 関係リニートディック株式会社 220人ABZX00342000 関係リニートディック株式会社 220人ABZX00342000 関係リニートディック株式会社 220人ABZX00335000 セオンドディル株式会社 220人ABZX00335000 セオンドディル株式会社 220人ABZX00335000 セオンドディル株式会社 220人ABZX00335000 220人ABZX0035000 220人ABZX0035000 220人ABZX0035000 ペンローストレーンAR 富士システムズ株式会社 202 年衰たきり患者処置用栄養用でイスポーザブルカテーテル (f) 経鼻用 ③ 経線栄養用 ¥1, 220人ABZX00057000 ペンローストレーンAR 220人ABZX00057000 220人ABZX00057000 220人BZX00057000 220人BZX00057000 220人BZX00057000 220人BZX00057000 220人BZX00057000 220人BZX00055000 220人BZX00055000 必用価 H C マケッドペン株式会社 127人エマル・ザブルカテーテル (f) 正正正正 ¥4, 22100BZX00095000 必用価 H C マケッドペン株式会社 127人エマル・ザブルカテーテル (f) 正正正正 ¥4, 22100BZX00095000 公用価 H C マケッドペン株式会社 127人エマル・ザブルカテーテル (f) 正正正正 ¥4, 2210BZX00055000 公用価 H C マケッドペン株式会社 127人エマル・ザブルカテーテル (f) 正正正正 ¥4, 2210BZX00055000 公用価 H C マケッドペン株式会社 127人エマル・ザブルカテーテル (f) 正正正正 ¥4, 2210BZX00055000 公用価 H C マケッドペン株式会社 127人エマル・ザブルカテーテル (f) 正正正正 ¥4, 2210BZX00055000 公用価 H C マケッドペン株式会社 127人エマル・サブルカテーテル (f) 正正正正 ¥4, 2210BZX00055000 公用価 H C マケッドペンド・スート ×4, 2210BZX00055000 公用価 H C マケッド・スート ×4, 2210BZX00055000 公用価 H C マケッド・スート ×4, 2210BZX00055000 ※1, 2210BZX00055000 公用価 H C マケッド・スート ×4, 2210BZX00055000 ×4, 2210BZX00055000 公用価 H C マケッド・スート ×4, 2210BZX00055000 ×4, 2210BZX000			マッケ・シャハン株式会社	127 人工心肺回路(6) 個別機能品(3) ハードシェル静脈リザーバー	¥41,300
220ABZX00342000 賃養別ニルキか ツェートディック株式会社 037 交換用胃瘻カーテル (1) 軽鼻用 ① 一般用 220ABZX00335000 セインディル・エタン セインディル・株式会社 026 栄養カテーテル (1) 軽鼻用 ① 一般用 220ABZX00335000 セインディル・エタン 220ABZX00335000 セインディル・エク 220ABZX00335000 220ABZX00035000 220ABZX00035000 220ABZX00035000 220ABZX00035000 220ABZX00035000 220ABZX00057000 220ABZX00057000 220ABZX00057000 220ABZX00057000 220ABZX0073000 心内血貯血槽 HC マケ・ジャン・レンディル 200ZZ (100ZZ (10			ナカシマメディカル株式会社	068 人工指関節用材料(1)人工手指関節用材料(2)その他の人工手指関節用材料で 近位側材料	¥122,000
220ABZX00335000 セオンドカテーテル セオンディック株式会社 037 交換用貨機力テーテル (1) 背留質型 ② バルーン型 48. 220ABBZX00335000 セオンドカル セオンディル株式会社 026 栄養カテーテル (1) 経鼻用 ① ・般用 48. 220ABBZX00335000 220ABBZX0007000 220ABBZX0007000 220ABBZX0007000 220ABBZX0007000 220ABBZX0007000 220ABBZX0007000 220ABBZX0007000 220ABBZX00073000 220ABZX00073000 220A				1068 人工指関節用材料 (1) 人工手指関節用材料 (2) その他の人工手指関節用材料 イ 漬付側材料	¥100,000
220ABBZX00335000 オンドハカテーテル セインケディル株式会社 0.22 栄養カテーテル (1) 経鼻用 (1) 一般用 V 0.25 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル (1) 経鼻用 (1) 一般用 V 0.26 栄養カテーテル (1) 経鼻用 (1) 計算 V 0.26 火養カテーテル (1) 経鼻用 (1) 計算 V 0.26 火養カテーテル (1) 経鼻用 (1) 計算 V V 0.26 火養カテーテル (1) 経鼻用 (1) 計算 V 0.26 火養カテーテル (2) 受動吸引型 (1) フォルム・チューブドレーン イチューブレーン イチューブ V 0.26 火養カテーテル (2) 受動吸引型 (1) フォルム・チューブドレーン イチューブレーン イチューブ型 V 0.26 火養カテーテル (2) 受動吸引型 (1) フォルム・チューブドレーン イチューブ型 V 0.26 火養カテーテル (2) 受動吸引型 (1) フォルム・チューブドレーン イチューブ型 V 0.26 火養カターテル (1) 経鼻用 (1) 計算 V 0.26 火養力を (2) にははは (2) にはは (2) にはば (2) にはば (2) にはば (2) には	220AABZX00342000	胃瘻クリニカルキット	クリエートメディック株式会社	037 交換用胃瘻カテーテル (1) 胃留置型 (2) バルーン型	¥8.740
220ABBZX00335000 220ABBZX00335000 220ABBZX00335000 220ABBZX00335000 220ABBZX00335000 025 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル(1) 経鼻用③ 経綿栄養用 ¥1,1		セ オンENカテーテル	セオンバディカル株式会社	026 栄養カテーテル (1) 経鼻用 (1) 一般用	¥204
220ABBZX00335000 220ABBZX00335000 220ABBZX0013000 20ABBZX0013000 20ABBZX0013000 20ABBZX0013000 20ABBZX0013000 20ABBZX0013000 20ABBZX0013000 20ABBZX0057000 20ABZX0057000 20ABZX00570				005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル(1) 経鼻用(1) 一般用	¥204
220ABBZX00335000 220ABBZX0013000 ^\rightarrow\r				026 栄養力テーテル (1) 経鼻用 ③ 経腸栄養用	¥1,670
220ABZX00057000 220ABZX00057000 2-シンタリューショナー・バルーンカテーラル 220ABZX00057000 2-シンタリューショナー・バルーンカテーラル 220ABZX00057000 スーシンタリューショナー・バルーンカテーラル 株式会社ユーシンディカル 2039 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル (6) 圧迫止血 ¥4.20ABZX00057000 22100BZX000973000 22100BZX000973000 22100BZX00095000 水式会社任多商会 2210BZX00095000 水式会社任多商会 2210BZX00095000 水式会社がゴイ・エム・エス 2056 在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む。)(1) ダイアライザー ⑤ ホローファイバー型 2210BZX00095000 22100BZX00095000 22100BZX00095000 2210BZX00095000 2210BZX0095000 2210BZX00095000			1	005 在宅寝たきり患者処置用栄養用ディスポーザブルカテーテル(1) 経鼻用(3) 経腺栄養用	¥1,670
2220ABZX00057000					¥976
220AIBZX00057000		ユーシンシリコーンフォーリーハ ルーンカテーテル	株式会社ユーシンメディカル	039 膀胱留置用ディスポーザブルカテーテル (6) 圧迫止血	¥4,530
22100BZX00093000 心内血貯血槽 HC マッケ・シャン・体式会社 127 人工・心肺回路(6) 個別機能品(②)カーディオトミーリザーバー ¥37. 22100BZX00095000 プリス・モノブロウラステム 株式会社佐多商会 065 人工層関節用材料(②)上腕骨側材料 ¥1.1 22100BZX00095000 株式会社グェイ・エム・エス 006 在宅血液透析用持定保険医療材料(回路を含む。)(1)ダイアライザー(⑤)ホローファイバー型 ¥2.1 22100BZX00095000 22100BZX00095000 単位 22100BZX0095000 単位 22100BZX00095000 221				018 膀胱留置用ディスポーザブルカテー・テル (6) 圧迫止血	¥4.530
22100BZX00095000 1クリス・モノブ ロックステム 株式会社佐多商会 0.65 人工開閉節用材料(2)上腕骨側材料 ¥624				127 人工心肺回路(6) 個別機能品(2) カーディオトミーリザーバー	¥37.100
22100BZX00095000			株式会社佐多商会	065 人工層関節用材料(2)上腕骨側材料	¥624,000
及び積層型(キール型)(膜面積1.5㎡未満)(V) 22100BZX00095000 006 在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む。)(1) ダイアライザー ⑩ ホローファイバー型 ¥2.6 22100BZX00095000 040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む。)(1) ダイアライザー ⑤ ホローファイバー型及び ¥1.8	22100BZX00095000	JMS BIOPESシリース Neo	株式会社ジェイ・エム・エス	006 在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む。)(1)ダイアライザー(5)ホローファイバー型	¥1,890
A 22100BZX00095000 22100BZX00095000 22100BZX00095000 2210BZX00095000 2210BZX000950000 2210BZX000950000 2210BZX000950000000000 2210BZX00000000000000000000000000000000000					
及び積層型(キール型)(膜面積1.5m以上)(V) 22100BZX00095000 040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む。)(1) ダイアライザー ⑤ ホローファイバー型及び ¥1.8	22100BZX00095000]	006 在宅血液透析用特定保険医療材料(回路を含む。)(1)ダイアライザー(1)ホローファイバー型	¥2,020
					12,020
	22100BZX00095000			040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む。)(1) ダイアライザー(5) ホローファイバー型及び	¥1.890
積層型(キール型)(膜面積15㎡未溢)(V)					11,000
	22100BZX00095000			040 人工腎臓用特定保険医療材料(回路を含む。)(1)ダイアライザー(⑩ホローファイバー型及び)	¥2.020
積層型(キール型)(膜面積1.5m以上)(V)			<u> </u>	積層型(キール型)(膜面積1.5m以上)(V)	12,020
22100BZX00190000 ALN 下大静脈フィルター回収器具キット ソリュウション株式会社 133 血管内手術用カテーテル (8) 血管内異物除去用カテーテル ② 大血管用 ¥50.	22100BZX00190000			133 血管内手術用カテーテル (8) 血管内異物除去用カテーテル ② 大血管用	¥50,700
22100BZX00200000 ハートスタート MRx 株式会社フィリップ・スェレクトロニクスシャパン 115 体表面ペーシング 用電極 ¥44				115 体表面ペーシング用電極	¥4,450
22100BZX00207000 大転子グリップ ナカシマメディカル株式会社 075 固定用金属線 (2) 大転子専用締結器 ¥1411				075 固定用金属線 (2) 大転子専用締結器	¥141,000
22100BZX00214000 ET PTCA バルーンカデーテル 有限会社エンドテック 130 心臓手術用カテーテル (1) 経皮的冠動脈形成術用カテーテル (1) 一般型 ¥127(有限会社エンドテック		¥127,000
22100BZX00233000 ゼファーSR セント・ジュート・メディカル株式会社 112 ベースメーカ (2) シングルチャンパ(工型) ¥1 030 (1 回型)					¥1,030,000
	22100BZX00234000	セプァーDR	セント・シュート・メディカル株式会社	112 ペースメーカ(6) デュアルチャンパ(Ⅳ型)	¥1,330,000

被實法認可要包	販売名	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	る部分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日	
	RX元石 I AO TeleFix システム(滅南)		2. 「日本 (1) (1) (1) (1) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2	償還価格(円)
22100BZX00235000		ジセス株式会社	064 脊椎固定用材料 (3) 脊椎プレート(L)	¥165,000
	AO Pangea Cannulated Screw 22	23 L3 M - 4 A TI	064 脊椎固定用材料 (5) 脊椎スクリュー(固定型)	¥87,000
L	テム(滅菌)		064 脊椎固定用材料 (1) 脊椎ロッド	¥52,800
22100BZX00236000	AO Pangea Cannulated Screw システム(滅南)		064 脊椎固定用材料 (6) 脊椎スクリュー(可動型)	¥114,000
22100BZX00237000	サミット ホーロコート ヤメントレス ステム	ジョンソン・エント・ジョンソン株式会社	057 人工股関節用材料(2)大腿骨側材料(1)大腿骨ステム(1)	V530.00
22100BZX00238000	ディスポーサブル胆管トレナージステント E640000	オリンハメティカルシステムス株式会社	034 胆道ステントセット(1) 一般型(2) 一時留置型アステント	¥576,000 ¥5,840
22100BZX00246000	ネオホーンX	株式会社エム・エム・ティー	078 人工骨(1)汎用型① 非吸収型イ多孔体	*5,840 1mL当たり¥16,900
22100BZX00246000	1		078 人工骨(2) 専用型(4) 椎弓・棘間用	¥44.800
22100BZX00246000	1		078 人工骨(2) 専用型(5) 椎体固定用ア1椎体用	¥207,000
22100BZX00246000	ī		078 人工骨(2) 専用型(7) 肋骨·胸骨·四肢骨用	¥32,300
	エンデ・バーコロナリーステントシステム	日本外トロニック株式会社	130 心臓手術用力テーテル (3) 冠動脈用ステントセット ③ 再狭窄抑制型	¥378.000
22100BZX00249000	AO Synapse システム(滅菌)	シンセス株式会社	064 脊椎固定用材料 (4) 椎体フック	¥78.600
22100BZX00249000			064 脊椎固定用材料(6) 脊椎スクリュー(可動型)	¥114,000
22100BZX00249000	7		064 脊椎固定用材料 (7) 脊椎コネクター	¥49.000
22100BZX00249000		i .	064 脊椎固定用材料 (8) トランスパース固定器	¥75,500
22100BZX00249000			064 脊椎固定用材料 (1) 脊椎ロッド	¥52.800
22100BZX00250000	エンプライス DR+	フクダ電子株式会社	112 ペースメーカ(6) デュアルチャンパ(IV型)	¥1,330,000
22100BZX00251000		フクタ 電子株式会社	112 ペースメーカ(2)シングルチャンパ(Ⅱ型)	¥1,030,000
	AO Pangea Mono Axial Screw システム(滅菌)		064 脊椎固定用材料 (5) 脊椎スクリュー(固定型)	¥87,000
22100BZX00253000	AO Pangea Mono Axial Screw シス	シンセス株式会社	064 脊椎固定用材料 (4) 椎体フック	¥78.600
22100BZX00253000			064 脊椎固定用材料 (1) 脊椎ロッド	¥52.800
22100BZX00253000			064 脊椎固定用材料 (7) 脊椎コネクター	¥49.000
22100BZX00253000			064 脊椎固定用材料(8)トランスパース固定器の一部(※)	¥75,500 💥
	マルチホールネイルシステム(γ線滅菌)	ナカシマメディカル株式会社	073 髄内釘 (1) 髄内釘 ② 横止め型	¥197,000
22100BZX00254000	To the second se		073 髄内釘 (2) 横止めスクリュー ① 標準型	¥26,900
22100BZX00254000			073 髄内釘 (3) ワッシャー・ナット	¥24,400
22100BZX00255000	AO USS II Dual-Opening Screw >	シンセス株式会社	064 脊椎固定用材料 (5) 脊椎スクリュー(固定型)	¥87,000
22100BZX00255000	ステム(滅菌)		064 脊椎固定用材料 (4) 椎体フック	¥78.600
22100BZX00255000			064 脊椎固定用材料(8)トランスパース固定器の一部(※)	¥75,500 ※
22100BZX00255000			064 脊椎固定用材料 (9) 椎体ステーブル	¥47.700
22100BZX00255000			064 脊椎固定用材料 (7) 脊椎コネクター	¥49,000
22100BZX00255000			064 脊椎固定用材料 (10) 椎体ワッシャー	¥14,600
22100BZX00259000		セント・シュート・メディカル株式会社	112 ペースメーカ (7) トリプルチャンパ	¥1,540,000
22100BZX00263000		フクタ 電子株式会社	112 ペースメーカ (7) トリブルチャンパ	¥1,540,000
	MANTISスパインシステム	日本ストライカー株式会社	064 脊椎固定用材料(6) 脊椎スクリュー(可動型)	¥1,343,000
22100BZX00264000			064 脊椎固定用材料 (1) 脊椎ロッド	¥52,800
	メイラ橈骨遠位端フレートシステム(滅菌)	メイラ株式会社	060 固定用内副子(スクリュー) (1) 一般スクリュー(生体用合金 I)	¥7,280
22100BZX00265000		<u></u>	061 固定用内副子(プレート) (7) 骨端用プレート(生体用合金 I)	¥96,100
22100BZX00355000		日本外、トロニック株式会社	146 大動脈用ステントグラフト (1) 胸部大動脈用ステントグラフト	¥1,620,000
22100BZX00363000		キフン・イメーシンク株式会社	148 カブセル型内視鏡	¥77,200
22100BZY00002000		ヒー・ブラウンエースクラッフ株式会社	130 心臓手術用カテーテル (3) 冠動脈用ステントセット ① 一般型	¥258,000
		オリンハスメディカルシステムス 株式会社	033 経皮的又は経内視鏡的胆管等ドレナージ用カテーテルセット (4) 経鼻法セット	¥26,300
	3ルーメンバルーン B~Y0004	オリンパスメディカルシステムス株式会社	136 胆道結石除去用カテーテルセット(2) 経内視鏡バルーンカテーテル(2) トリブルルーメン	¥48,500
221ADBZX00023000	PVソフト気管内チューフ	富士システムス、株式会社	027 気管内チューブ (1) カフあり ② カフ上部吸引機能なし	¥1,090
221ADBZX00023000	i i		027 気管内チューブ (2) カフなし	¥717

新たな保険適用 区分B(個別評価)(材料価格として個別に評価されている部分) 保険適用開始年月日:平成21年5月1日

薬事法承認番号 販売名	1 10 mar 保険適用希望者 1400	· ***	(信遠価格(円)
221AIBZX00001000 ユーシン膀胱瘻造設キット	株式会社ユーシンメディカル	031 腎瘻又は膀胱瘻用カテーテル及びカテーテルセット(3) 造設用セット	¥19,700
221AiBZX00019000 ホーテックス・気管チューフ	スミスメディカル・ジャパン株式会社	027 気管内チューブ(1)カフあり(1)カフ上部吸引機能あり	¥2,760

| IZZ/IAIDZADUU19000 | オーアウバ・気管サニフ | IZZ/IZ/IAIDV: Y T/ V 株式芸在 | IDZ/ 気管内ナューブ(1) カブカリ (1) カブ上部吸引機能あり | X 当該機品 (1) 大学機能区分で満たす医療材料の一部であるため当該製品単体では算定できないが、保険収載されている他の製品と組合せたものが、当該決定機能区分に該当する場合において、当該償還価格を算定できるものである。

5

2. 歯科

材にな体例処別 6カロ(個が計画人作	1行叫俗としてほかに計叫されてい	'る即刀) 休候週出開始 午月口:十成21千3月1日	
薬事法承認番号 販売名	保険適用希望者	《公····································	(債遺価格(円)
21400BZY00170000 タイタンモリー	山八面材工業株式会社	019 矯正用線(特殊角型)	1本¥432
21400BZY00170000		018 矯正用線 (特殊丸型)	1本¥370 1本¥261
21400BZY00171000 コルポロイプルー	山八歯材工業株式会社	017 矯正用線 (角型)	1本 ¥261
21400BZY00171000		016 矯正用線 (丸型)	1本 ¥393
220AGBZX00357000 ヘリオシール	Ivoclar Vivadent株式会社	049 歯科充填用材料 I	1g ¥704
221AABZX00034000 シーシー MIフィル	株式会社ジーシーテンタルプロダクツ	049 歯科充填用材料 I	1g ¥704
221AFBZX00021000 へイシス HI	山八歯材工業株式会社	041 義歯床用アクリリック樹脂 (粉末 JIS適合品)	1g¥5
221AFBZX00021000		042 義歯床用アクリリック樹脂(液 JIS適合品)	1mL¥4
221AFBZX00026000 イソレシン II	株式会社クエスト	042 義歯床用アクリリック樹脂 (液 JIS適合品)	1mL ¥4
221AFBZX00026000		041 義歯床用アクリリック樹脂 (粉末 JIS適合品)	1g¥5
221AKBZX00066000 エネ・セフ・ンシルバー	堤田貴金属工業株式会社	012 歯科鋳造用銀合金 第2種(銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品)	1g¥106
221AKBZX00067000 シーシー Gールーティング	株式会社ジーシー	046 歯科用合着・接着材料 I (粉末・液)	1 g ¥441

4 0 1 0 쐃 2 協 医 --# ⊘

臨床検査の保険適用について

(測定方法が新しい項目) (新方法) 2 区分丘

点数	120点
主な測定目的	血清中のシアル化糖鎖抗原KLー6の測定
測定方法	ラテックス凝集比濁法
測定項目	シアル化糖鎖抗原KL-6

保険適用希望業者 参考点数

000

判断料

2 0

Ω

カル株式会社 j, 積水メ D 0 0

20点 1回に限る) 9 5 シアル化糖鎖抗原KL 4点 4 判断料 2 生化学的検査 2 血液化学検査 m 7 9

保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

○ シアル化糖鎖抗原KL-6

区分: E2 (新方法) (測定方法が新しい項目)

測定内容:血清中のシアル化糖鎖抗原KL-6の測定

主な対象:間質性肺炎が疑われる患者及び治療中の患者

有用性:

シアル化糖鎖抗原KL-6の測定は、EIA (Enzyme immuno assay) 法又は ECLIA (Electrochemiluminescence immuno assay) 法によるものが保険適 用になっている。今回はそれに加え、ラテックス凝集比濁法において薬事法上 の承認がされたところである。ラテックス凝集比濁法によるKL-6の測定は、 従来の二法と高い相関を示す一方、既知濃度の測定するときは既知濃度の8 5%~115%と高い正確性を示し(従来法80%~120%)、検体前処理 が不要で、測定時間が10分と大幅に短縮され(従来法は2時間半以上)、院 内検査等により結果が即日診療に反映可能となるなど、臨床上のメリットがあ

参考:

KL-6は1985年に河野らが発見したシアロ糖蛋白抗原であり、Ⅱ型肺胞上 皮細胞等に発現する分子量 100 万以上の巨大分子で、クラスター9に分類され ている MUC-1 に属するムチンである。間質性肺炎で血清中のKL-6値は、健 常者及び他の呼吸器疾患に比較して有意に高く、感度及び特異度の分析におい て、血清中のKL-6値は診断的有用性の高い指標であることが確認されてい る。さらに、血清中のKL-6値は間質性肺炎の活動性症例では非活動性症例 に比較して有意に高いことから疾患活動性の把握に利用されている。

臨床検査の保険適用について

区分E3 (新項目) (測定項目が新しい項目)

点数	160点
主な測定目的	尿中のサイトケラチン8・サイトケラチン18総量の測定
測定方法	E I A法
測定項目	尿中サイトケラチン8・ サイトケラチン18総量

○ 保険適用希望業者○ 参考点数○ 判断料

f ヤマサ醤油株式会社 D009 腫瘍マーカー D026 4 生化学的

009 腫瘍マーカー 7 尿中NMP22精密測定 026 4 生化学的検査(II)判断料 144点(月

160点 |1回に限る)

保険適用希望のあった新規の検査項目の概要

○ 尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18総量 区分: E3 (新項目) (測定項目が新しい項目)

測定内容:尿中のサイトケラチン8・サイトケラチン18総量の測定

主な対象:移行上皮膀胱癌患者

有用性:

尿中サイトケラチン8・サイトケラチン18は、新たな尿路上皮膀胱癌のマーカーとして既存マーカー(尿中BTAやNMP22)にない高い感度と特異度を有し、初期診断マーカーとして優れている。

参考:

膀胱癌の診断において膀胱鏡検査は最も確実な診断法であるが、検査費用が高くかつ侵襲的検査であることから、他の確実性の高い検査により不必要な膀胱鏡検査を除外することが望まれている。尿細胞診は膀胱癌に対する感受性が低いため、膀胱鏡検査を十分補う検査とはなっていない。

現在薬事法上の承認を受けている腫瘍マーカーとしては尿中 BTA と NMP22 がある。尿中 BTA 検査は膀胱癌により破断された基底膜の尿中断片複合体を検出する検査である。また、NMP22 (Nuclear Matrix Protein 22) とは細胞死に伴い可溶化型となり尿中へ移行する細胞核内蛋白で、尿中 NMP22 検査は同蛋白を検出する。今回のサイトケラチン8・サイトケラチン18は細胞骨格を形成するフィラメントの構成蛋白の一つで、上皮性組織に由来する癌細胞内に高濃度で検出される蛋白である。

 中医協
 総-5

 21.5.20

DPCにおける高額な新規の医薬品等への対応について

1 新規に薬価収載された医薬品等については、DPCにおける診療報酬点数表に 反映されないことから、以下の基準に該当する医薬品等を使用した患者について は、包括評価の対象外とし、出来高算定することとしている。

前年度に使用実績のない医薬品等については、当該医薬品等の標準的な使用 における薬剤費(併用する医薬品も含む)の見込み額が、使用していない症例 の薬剤費の平均+1SD を超えること。

2 効能追加の薬事承認がされた医薬品のうち、アリムタ注射用500mg(ペメトレキセドナトリウム水和物)及びネクサバール錠200mg(ソラフェニブトシル酸塩)については、新規に追加された効能に対して使用した場合は、この基準に該当するため、当該効能に対して本剤を使用した患者については、出来高算定することとする。

<参考>

- (1)アリムタ注射用500mg(ペメトレキセドナトリウム水和物)
 - ・追加となった効能・効果:

切除不能な進行・再発の非小細胞肺癌

- ・用法・用量:
 - 1日1回500 mg/m^2 (体表面積)を10分間かけて点滴静注し、少なくとも20日間休薬する。これを1コースとして投与を繰り返す。
- 薬価:

500mg 1 瓶 240,300円

・標準的な費用:

500 mg/m² x 1.5 m² = <u>750 mg</u> → 2バイアル 240,300円/1バイアル × 2バイアル = 約48万円

※ 成人の標準的体表面積を1.5m²として算出

・当該医薬品を使用するDPCでの診断群分類:

MDC04 呼吸器系疾患

(040040xx9904xx, 040040xx9914xx, 040040xx97x4xx)

・当該医薬品を使用していない症例の薬剤費(平均+1SD):46.067点

- (2)ネクサバール錠200mg(ソラフェニブトシル酸塩)
 - ・追加となった効能・効果:

切除不能な肝細胞癌

用法・用量:

1回400mgを1日2回経口投与する。

薬価:

200mg 1 錠 5, 426. 20円

・標準的な費用:

5,426.20円/200mg錠 × 4/日 × 14.2日 = 約30.8万円

※ 該当診断群分類の平均在院日数は、14.2日

・当該医薬品を使用するDPCでの診断群分類:

MDC06 消化器系疾患, 肝臓・胆道・膵臓疾患

(060050xx99x30x, 060050xx99x31x, 060050xx9703xx, 060050xx9713xx,)

・当該医薬品を使用していない症例の薬剤費(平均+1SD): 22,669点

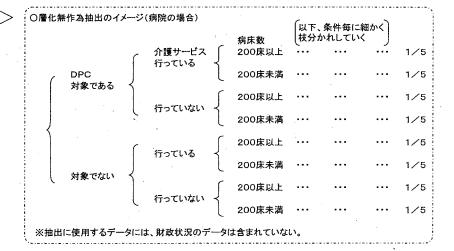
調査客体抽出の流れ

(1)調查客体抽出依頼(参考資料1)

大臣官房統計情報部企画課審査解析室(以下、 統計情報部)へ調査客体の抽出依頼

(2)調査客体抽出プログラム作成 □

統計情報部にて抽出依頼に基づき調査客体 抽出プログラムを作成



(3)調査客体抽出

統計情報部にて抽出作業を実施

〇調査実施小委員長立ち会い

(4)調査客体抽出終了(参考資料2)

統計情報部より調査客体抽出終了の連絡

調査客体抽出後の名簿データのイメージ(病院)

施設番号	病院種別 地域	級地	開設者	1	施設名	郵便番号	所在地	電話番号	備考
〈施設番号〉	一般 北海道	6級	その他の法人]	(施設名)〇〇病院	〈郵便番号〉〒XXX-XXXX	〈所在地〉札幌市〇〇区×××1-2-3	〈電話番号〉XXX-XXX-XXXX	1
〈施設番号〉	一般 北海道		医療法人] /	〈施設名〉	〈郵便番号〉	〈所在地〉	〈電話番号〉	
〈施設番号〉	精神 北海道	6級	医療法人] \/ /施	〈施設名〉	〈郵便番号〉	〈所在地〉	〈電話番号〉	1
〈施設番号〉	一般 北海道	[6級	医療法人		〈施設名〉	〈郵便番号〉	〈所在地〉	〈電話番号〉	T
〈施設番号〉		6級	医療法人] /, 農	〈施設名〉	〈郵便番号〉	〈所在地〉	(電話番号)	
〈施設番号〉		[6級	公的] / 号	〈施設名〉	〈郵便番号〉	〈所在地〉	〈電話番号〉	
(施設番号)		[6級]	医療法人	1 1 1 1	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	
(施設番号)		6級	医療法人		〈施設名〉	〈郵便番号〉	〈所在地〉	(電話番号)	1
施設番号〉		6級	医療法人	報	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	I
施設番号〉		6級	医療法人	1 1 2	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	
施設番号〉		[6級	医療法人	施	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	1
施設番号〉		6級	医療法人	設	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	
施設番号》		6极	医療法人	名	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	
施設番号〉		6級	医療法人] 4	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	
施設番号〉		6級	医療法人]]	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	
施設番号〉		6級	医療法人	E	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	
施設番号〉		6級	医療法人	追	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	
施設番号〉		6級	医療法人	1 170	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	1
施設番号〉		6級	医療法人	1 \"	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	1.
施設番号〉	一般 北海河	6級	医療法人]	〈施設名〉		(所在地)	〈電話番号〉	
施設番号〉上				·	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉	
				•		〈郵便番号〉	〈所在地〉	〈電話番号〉	
							12.414/	〈電話番号〉	

以同 与/1		九州 なし	公立	Lize			
投番号〉	精神	九州 なし	その他の法人	〈施設名〉	Variation 1		_
投番号〉		九州 なし	個人	〈施設名〉		(所住地)	(電明斯考)
2番号)	一般	九州 なし	医療法人	〈施設名〉△△病院	〈郵便番号〉〒XXX-XXXX	〈所在地〉那覇市△△△4-5-6	〈電話番号〉XXXX-XX-XXXX
(骨番)		九州なし	医療法人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
(骨骨)	一般		医療法人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
2番号》	一般	九州なし	医療法人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
2番号〉	一般	九州 なし	價人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
(智貴)			その他の法人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
番号》			医療法人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
(骨番)	一般	九州 なし	医療法人	〈施設名〉	〈郵便番号〉	〈所在地〉	〈電話番号〉
な番号〉		九州なし	公立	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
2番号〉	般	九州 なし	医療法人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
(番号)	積神	九州なし	医療法人	〈施設名〉		〈所在地〉	(電話番号)
(骨骨)		九州 なし	その他の法人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
(骨質	一般		医療法人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
(骨骨)	精神	九州なし	医療法人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
(骨質	<u>−,40</u>	九州 なし	個人	〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
2番号>		九州なし		〈施設名〉		〈所在地〉	〈電話番号〉
な番号〉	一般	九州 なし	医療法人	〈施設名〉	(郵便番号)	〈所在地〉	〈電話番号〉

事務連絡
平成21年3月27日

大臣官房統計情報部企画課審查解折室長 殿

保険局医療課保険医療企画調査室長

第17回医療経済実態調査 (医療機関等調査) に係る調査客体 の抽出について

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)を別添調査要綱(病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局分)により実施する予定であるので、調査 客体の抽出についてご協力方宜しくお願いいたしたい。

なお、病院、一般診療所、歯科診療所については、医療施設調査の医療機 関情報に基づき調査対象施設の名簿の作成を依頼する (指定統計調査等調査 票使用申請書の提出については、別途行うこととする。)

また、保険薬局については、「医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)」の基本データに基づき調査対象施設の名簿の作成を依頼する(届出統計調査等調査票使用申請書の提出については、別途行うこととする。)

カ 第5の層化は、全国の都道府県を次の9の地域に分類し、この区分によって 行う。

地 :	峐			潘	道	府	県
北海	道	北海道	Ĭ				
東	北	青森、	岩手、	宫城、	秋田、	山形、	福島
関	東	茨城、	栃木、	群馬、	埼玉、	千葉、	東京、神奈川、
		新潟、	山梨、	長野			
東	海	岐阜、	静岡、	愛知、	三重		
北	鯥	富山、	石川、	福井			
近	畿	滋賀、	京都、	奈良、	大阪、	兵庫、	和歌山
ф	重	鳥取、	島根、	岡山、	広島、	山山	
29	玉	徳島、	香川、	愛媛、	高知		
九	111	福岡、	佐賀、	長崎、	大分、	熊本、	宮崎、鹿児島、
		沖縄					

- キ 第6の層化は、全国を国家公務員の地域手当における級地区分の6区分とそ の他の地域に分類し、この区分によって行う。(級地区分については別紙参照)
- 夕第7の層化は、一般病院(特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院を除く)、精神科病院(許可病床のすべてが精神病床であるもの)別に開設者(国立、公立、公的、医療法人、社会保険関係法人、その他法人、個人)ごとに分類し、この区分によって行う。
- ケ 抽出率は、特定機能病院、歯科大学病院及び子ども病院については1/1、 その他については1/5とする。

(2) 一般診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、入院患者の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2の層化は、主たる診療科別に分類し、この区分によって行う。
- エ 第3の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所と行っていない一般診療所に分類し、この区分によって行う。
- オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- カ 第5、第6の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。

2

キ 抽出率は1/25とする。

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査)要綱

1. 調査の目的

「病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とする。

2. 調査の内容

病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局について、施設の概要、損益の 状況、従事者の人員及び給与の状況等の調査を行う。

3. 調査の対象

社会保険による診察・調剤を行っている全国の病院、一般診療所、歯科診療所及び1か月間の調剤報酬明細書の取扱件数が300件以上の保険薬局を対象とする。 ただし、開設者が医育機関(特定機能病院及び歯科大学病院は除く)であるもの、 特定人のために開設されている閉鎖的なもの、感染症病床のみを有する病院、結核 療養所、原爆病院、自衛解病院等の特殊な病院並びに刑務所、船内等に設置される 一般診察所及び歯科診療所は除外する。

また、歯科併設の一般診療所、臨床検査センター、夜間診療所、巡回診療所及び 1か月間の診療時間が100時間未満であると推定された医療機関は調査対象か 5除外する。

4. 調査の客体及び抽出方法

調査対象となる医療機関等から、それぞれ次の方法によって抽出した施設を調査 答体とする。

(1) 病 院

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、DPC対象病院の指定を受けている病院と指定を受けていない病院に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2の層化は、介護療養施設サービス事業を行っている病院と行っていない 病院に分類し、この区分によって行う。
- エ 第3の層化は、病床数が200床以上、200床未満に分類し、この区分によって行う。
- オ 第4の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。

(3) 歯科診療所

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1の層化は、院外処方の有無別に分類し、この区分によって行う。
- ウ 第2、第3の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。
- エ 第4の層化は、常勤の歯科医師数を、1人、2人以上の区分に分類し、この 区分によって行う。
- オ 抽出率は1/50とする。

(4) 保険薬局

- ア 層化無作為抽出法による。
- イ 第1、第2の層化は、病院と同じ地域分類(第5、第6層化)によって行う。
- ウ 第3の層化は、開設者(個人、法人)の別に分類し、この区分によって行う。
- エ 抽出率は1/25とする。

5. 調査主体

中央社会保険医療協議会

6. 調査の時期

平成21年6月の1月間と平成21年3月末までに終了する直近の事業年(度)の1年間について実施する。

7. 調査の事項

調査票に掲げる事項とする。

8. 顕春の方法

- (1) 調査は、郵送方式及びホームページを利用した電子調査方式により行う。
- (2) 調査薬の記入は、医療機関等管理者の自計申告の方法による。

9. 結果の公表

調査の結果については、中央社会保険医療協議会の議を経て、速やかに公表する。

調査客体の抽出条件について

1 題杏対象

社会保険の診療を行っている医療機関及び保険薬局

医療施設調査(静態・動態:病院・一般診療所・歯科診療所)のデータにおいて「社会保険診療等の状況」欄の「1 保険医療機関」に〇が付されている施設を抽

医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)の基本データにおいて1ヶ月の調剤報酬明細書の取扱件数(支払基金分+国保中央会分)が300件以上の保

2 除外される施設

(1) 開設者が医育機関

・ の成れた 関連 (静態・動態:病院) のデータにおいて、「開設者」が「医育機 関」に該当している病院

(2) 特定人のために開設されている閉鎖的な医療機関

医療施設調査(静態・動態:一般診療所)のデータにおいて、「開設者」が 「会社」に該当している一般診療所

② 老人ホーム内にある診療所 ※ 名称に「老人ホーム」がつく一般診療所を除外

③ 障害者施設等内にある一般診療所 ※ 名称に「障害者」「障害児」がつく一般診療所を除外

④ その他特定人のために開設されている閉鎖的な医療機関 ※ 名称に「・・・医務室」がつく一般診療所を除外

(3) 磐染症病床のみを有する病院 医療施設調査(静態・動態:病院)のデータにおいて許可病床数のうち全てが 感染症病床である病院

医療施設調査 (静態・動態: 病院) のデータにおいて許可病床数のうち全てが 結核病床である病院

(5) 原爆病院、診療所※ 名称に「原爆」がつく病院、一般診療所

(6) 自衛隊病院、診療所

- ① 全国の都道府県を9地区に区分
- 病院・一般診療所・歯科診療所については医療施設調査(静態・動態)にお
- 物版・一級総派の、両村総派のについては医療施設両軍(肝臓・刺激)にお ける都道所異等号を増化 保険薬局については医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)の 基本データにおける都道府県番号で層化
- ② 全国を国家公務員の地域手当の級地区分とその他の地域に分類
 ・ 病院・一般診療所・歯科診療所については医療施設調査(静態・動態)における計
 可付番号で層化(別紙2)
- 保険薬局については医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)の 基本データにおける住所内容で層化

(2) 病院

- ① 特定機能病院、歯科大学病院、子ども病院、DPC対象病院の抽出 医療課においてリストを作成
- 介護療養施設サービス事業を行っている病院、行っていない病院の区分 介護サービス施設・事業所調査の介護療養型医療施設情報より区分
- 病床数が200床以上、200床未満の区分 医療施設調査 (静態・動態:病院) のデータにおいて許可病床数情報より区
- ④ 院外処方の有無別の区分 医療施設調査(静態:病院)のデータにおいて院外処方せんの発行状況より
- 般病院と精神科病院の区分 医療施設調査(静態・動態: 病院)のデータにおいて許可病床数のうち全て が精神病床である病院は精神科病院、それ以外は一般病院
- (6) 開設者の分類(別紙3)医療施設調査(静能・動態:病院)の開設者情報から分類

① 入院患者の有無別の区分 入院患者の有無別の区分については、医療施設調査(静態:一般診療所)の診療状況(9月30日の在院患者数・9月中に新たに入院した患者数・9月中の退院患者数)から、いずれか1つの項目において1人以上入院患者があれば、入院患者が有、3つの項目全てにおいて入院患者がいない場合は入院患者が無

② 主たる診療科の区分 (別紙4) - 3 -

※ 名称に「自衛隊」がつく病院、一般診療所

(7) その他特殊な病院等 (1) ハンセン病療養所

名称に「国立療養所」がつく病院

② 療護園※ 名称に「療護園」がつく病院

③ 重症心身障害児施設

※ 名称に「重症心身障害児施設」がつく病院 (8) 刑務所に設置されている一般診療所、歯科診療所

名称に「刑務所」がつく一般診療所、歯科診療所

(9) 船内に設置されている一般診療所、歯科診療所 医療課で除外

(10) 歯科併設の一般診療所 医療施設調査(静態・動態:一般診療所)のデータにおいて診療科目のうち「歯科」、「矯正歯科」、「小児歯科」、「歯科口腔外科」に該当している施設

医療施股調査 (静態:一般診療所) のデータにおいて診療所の積類が「・検査 業務を主とする診療所」に該当している施設

(12) 夜間診療所 医療施設調査(静態:一般診療所・歯科診療所)において「表示診療時間の状 況」が18時以降のみに該当している施設

(13) 巡回診療所

(14) 1月の診療時間が100時間未満

医療施設調査(静態:一般診療所・歯科診療所)において「表示時間の状況」 の「表示診療時間の状況」において1月の診療時間が100時間未満と推定される 施設 (別紙1)

(15) 特定の期間 (季節) にのみ診療を行う一般診療所 医療施設調査(静態・動態:一般診療所)のデータにおいて「特定の期間(季節)にのみ診療を行う診療所」に該当している施設

3 層化

(1) 共通

主たる診療科目の区分については、医療施設調査(静態・動態:一般診療所) の診療科目の情報から区分

③ 介護療養施設サービス事業を行っている一般診療所、行っていない一般診療 所の区分 介護サービス施設・事業所より介護療養型医療施設情報より区分

② 院外処方の有無別の区分 医療施設調査(静態:一般診療所)のデータにおいて院外処方せんの発行状 況より区分

(4) 歯科診療所

① 院外処方の有無別の区分 医療施設調査(静態:歯科診療所)のデータにおいて院外処方せんの発行状

② 歯科医師 1人、2人以上の区分 医療施設調査(静態・動態: 歯科診療所)の従事者数から区分

(5)保険薬局

① 開設者の分類 医療機関医療費の最近の動向(医療機関メディアス)の基本データより、開 設者 (個人、法人) の別に分類

級地· 都道府県 支給地域 東京都

支衛干支持大兵交衛干支神量大兵交衛干支神量大兵交衛干支神景県東県都川府県県県県都川県府県県県県都川県府県

· 東京宗山川井野阜岡知 - 東京宗山川井野阜岡知 - 東部川県県県県県県県県県県県県

2級地 (20市)

3最地 (27市)

診療時間100時間未満の考え方について

表示診療時間の状況

	月	火	水	木	金	±	В	休日
午 前	1	1	1	1	1	1	1	1
午 後	2	2	2	2	2	2	2	2
18時以降	3	3	3	3	3	3	3	3

平成17年医療施設調査(静態)の「表示診療時間の状況」午前・午後(月~日)で<u>Qをした敷が6個以下のものが100時間未満のものと判断し、7以上のものを抽出する</u>こととする。

(考え方)

- 通常考えられる診療時間を基準に考える。
 - ・ 1日8時間診療とし、土曜日は半日(4時間)、日曜は休診と考えると、 「1週間の診療時間=8時間×5日+8時間×1/2=44時間」となります。
 - ・ 44時間分の○の数 (施設調査の(15)表示診療時間の状況のこと) は11個であるので、○1個分の時間は4時間となります。
- ・ 1月当たり100時間未満となる○の数は、 「100時間/4時間=25(1月当たりの○の数)」
- ・ 1週間当たりの○数は、 「25×7/30=5.83≒ 6(1週間当たりの○の数)」

○の数が1週間6個までは1月100時間未満と判断し、○が7個以上のものを抽出する。

9

(別紙1)

(別紙3)

開設者区分について

	医療施設調査	医療経済実態調査
厚生	労働省	国立
独立	行政法人国立病院機構	
国立	大学法人	
4 独立	行政法人労働者健康福祉機構	
5 その	他	
6 都道	府県	公立
7 市町	材	
8 地方	独立行政法人	
9 日赤	,	公的
0 済生	<u></u>	
1 北海	道社会事業協会	
2 厚生	連	
3 国民	健康保険団体連合会	
4 全国	社会保険協会連合会	社会保険関係法人
5 厚生	年金事業振興団	
6 船員	保険会	
7. 健康	保険組合及びその連合会	
8 共済	組合及びその連合会	
9 国民	健康保険組合	
0 公益	法人	その他の法人
1 医療	法人	医療法人
2 学校	法人	その他の法人
23 社会	福祉法人	
24 医療	生協	
25 会社		
.6 その	他の法人	
27 個人		個人

	福岡市	
	仙台市	
	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか市 宇観支市	
	十种8中 川越市、川口市、行田市、新沢市、飯能市、加須市、東松山市、魏谷市、戸田市、入間市、朝置市、三	des rater
	河越市、川口市、行田市、赤沢市、龍脈市、川沢市、東佐山市、越合市、戸田市、入岡市、明県市、二 茂原市、佐倉市、柏市、市原市、白井市	. pp (t)
	在原作、姓居中、他们、印象中、过分中 平度市、春野市、三演建築山町	
-	甲府市	
	静岡市、沼津市、御殿場市	
	瀬戸市、碧南市、西尾市、大府市、知多市	
	津市、四日市市	
	守山市、栗東市 李治市、鬼曜市、京田辺市	
	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、藤井寺市	
	伊丹市、三田市 大和裏田市、特領市	
_	大朝帝国川、理謀印。 礼韓市	
	名取市、多質城市	
	難ケ崎市、集西市	
	鷹沼市, 小山市, 大田原市	
	前標市、高嶋市、太田市	
	熊谷市、巻日都市、鴻巣市、上属市、草加市、久喜市、坂戸市、比企築鳩山町、北埼玉郡北川辺町、	
	北葛飾都要掲町、北脇飾器杉戸町	
	野田市、東金市、流山市、八街市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町	
_	数数村山市	
Ą	小田原市、三浦市 富山市	
	↑ 単山市 ∮ 金沢市	
	で 変化 中 福井市	
	長野市、松本市、城防市	
	使いで、位かで、神がで 岐阜市、大塔市、多治見市、美濃加茂市	
	浜松市、三島市、富士吉市、富士市、磐田市、焼津市、樹川市、袋井市	
	曹楼市、南崎市、一貫市、半田市、春日井市、津島市、安城市、火山市、江南市、小牧市、和沢市、	
	東海市、知立市、学西市、体富市、西美日井縣等山町、西加茂湖三谷町	
	桑名市, 名谋市, 伊賀市	
	享援市、長浜市	
	向日市、福来郡木津町	
	柏原市、泉南市、四条城市、交野市、阪州市、泉南郡院取町、泉南郡田民町、南河内部太子町	
	姫路市、明石市、加古川市、三木市	
	桜井市、香芝市、宇陀市、生駒祭斑鳩町、北葛城郡王寺町	
Ŗ	和歌山市、橋本市	
	岡山市	
	】廿日市市、安芸郡進田町、安芸郡坂町 - 胞裏市	
	高松市	
	北九州市、筑紫野市、春日市、太宰府市、前鎮市、福津市、豫康郡字美町、豫康郡粕庵町	10
	長崎市	10

一般診療所に係る主たる診療科別の区分

医療施設調查

内科 呼吸器内料 循環器内科

リハビリテーション科
放射線科
麻酔科
アレルギー科
リウマチ科
病理診断科
臨床検査科

万里市。
「大学市、北大市 () 大学市、 () 大

消化器内科 (實際内科) 野翼内科 神経内科 建尿病内科 (代謝内科) 感染症内科 心療内科 小児科 精神科 精神科 外科 呼吸着外科 循環器外科(心臓・血管外科) 消化矮外科 (實際外科) 気管食道外科 形成外科 美容外科 脳神経外科 小児外科 整形外科 整形外科 産婦人科 資料 婦人科 耳鼻咽喉科 耳鼻咽喉科 皮膚科 皮膚料 泌尿器科 肛門外科

※ 医療施設が標ぼうしている診療科名のうち主たる診療科名によって区分を行う。

医療経済実態調査

(別紙4)

抽出率表(第17回医療経済実態調査(医療機関等調査))

病院	病院 特定機能病院・歯科大学病院・こども病院	
	上記以外	1/5
一般診療	所 .	1/25
歯科診療	Pfr ·	1/50
保険薬局		1/25

(参考資料2)

事 務 連 絡 平成21年4月16日

保険局医療課保険医療企画調査室長 殿

大臣官房統計情報部企画課審査解析室長

第17回医療経済実態調査 (医療機関等調査) に係る調査客 体の抽出について (回答)

平成 21 年 3 月 27 日付け事務連絡「第 1 7 回医療経済実態調査(医療機関等調査)に係る調査客体の抽出について」により依頼のあった標記について、別紙のとおり抽出したので送付します。

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査) 一般診療所の属性別内訳

			母数	標本数
合計			60,610	2,424
入院患者の有無			/	
	. 1	有	6,965	279
	2	無	53,645	2,145
主たる診療科				
	1	内科	29,551	1,182
	2	小児科	4,208	168
	3	精神科	1,379	55
	4	外科	3,752	150
	_ 5	整形外科	5,319	213
	6	產婦人科	3,048	122
	7	眼科	4,797	192
	8	耳鼻咽喉科	3,855	154
	9	皮膚科	3,046	122
	10	その他	1,655	- 66
介護療養施設サービス事業の				
•	1_	有	709	29
	2	無	59,901	2,395
院外処方の有無				
•	1	有	38,936	1,560
	2	無	21,674	864
都道府県の地域分類				
	1	北海道	2,145	88
	2	東北	4,493	178
	3	関東	21,248	853
	4	東海	6,371	2,54
	5	北陸	1,487	57
	6	近畿	9,203	367
	7	中国	4,654	189
	8	四国	2,364	97
Mary A. W. D. A. H. G. C.	9	九州	8,645	341
国家公務員の地域手当にお				
	1	1級地	5,307	214
	2	2級地	2,653	107
	3	3級地	5,747	233
	4	4級地	7,356	298
	5	5級地	4,117	161
	6	6級地	9,324	388
	7	その他	_ 26,106	1,023

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査) 病院の属性別内訳

			母数	標本数
合計			8,244	1,64
DPC対象病院の指定の有無				
	1	有	904	18
	2	無	7,340	1,46
介護療養施設サービス事業の	の有無			
		有	1,775	35
	2	無	6,469	1,29
病床数				
	1.	200床以上	2,485	49
	2	200床未満	5,759	1,15
院外処方の有無				
	1	有	5,628	1,12
	2	無	2,616	52
都道府県の地域分類				
	1	北海道	. 575	11
	2	東北	609	12
	3	関東	2.218	44
	4	東海	685	13
	5	北陸	281	5
	6	近畿	1,183	23
	7	中国	648	12
	8	四国	480	10
	9	九州	1.565	31
国家公務員の地域手当にお	ける級	地区分		
	1	1級地	367	7
	2	2級地	297	E
	3	3級地	553	10
	4	4級地	829	17
	5	5級地	527	
	6	6級地	1,226	24
	7	その他	4.445	88
精神病院か否か				
	1	精神病院でない	7.190	1,43
	2	精神病院である	1,054	20
開設者区分				
	1	国立	185	3
	2	公立	958	19
	3	公的	275	- 6
	4	医療法人	5,494	1,09
	5	社会保険関係法人	121	2
	6	その他の法人	737	14

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査) 歯科診療所の属性別内訳

			母数	標本数
合計			55,760	1,115
院外処方の有無				
	1	有	14,273	285
	2	_無	41,487	830
都道府県の地域分類				
	1	北海道	2,642	52
	. 2	東北	3,541	71
	3	関東	22,024	441
	4	東海	6,095	122
i l	5	北陸	1,065	21
	-6	近畿	8,885	178
	7	中国	3,294	66
	8	四国	1,751	35
	9	九州	6,463	129
国家公務員の地域手当におり	ける級	地区分		
	1	1級地	6,132	123
	3	2級地	2,771	56
		3級地	5,775	115
i i	4	4級地	6,826	137
	5	5級地	4,119	82
	6	6級地	8,120	160
	. 7	その他	22,017	442
常動の歯科医師数				
	1	1人	44,001	872
	2	2人以上	11,759	243

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査) 保険薬局の属性別内訳

			母数	擦本数
合計			38,667	1,546
国家公務員の地域	手当における級	地区分		
	1	1級地	3,315	133
	2	2級地	1,607	64
	3	3級地	3,789	15
	4	4級地	4,554	18
	_ 5	5級地	2,782	11
	6	6級地	5,391	214
	. 7	その他	17,229	69
経営主体				
	1	個人	3,160	12
	2	法人	35,507	1,42
都道府県の地域を	類			
	1	北海道	1,748	7
	2	東北	3,290	13
	3	関東	13,983	55
	4	東海	4,031	16
	5	北陸	634	2
	6	近畿	5,511	22
	. 7	中国	2,713	10
	8	四国	1,177	4
	9	九州	5,580	22

第17回医療経済実態調査(医療機関等調査) 病院の属性別内訳 一全数調査対象ー (特定機能病院、ことも病院、歯科大学病院)

			施設数
合計		·	128
DPC対象病院の指定の有続	Ħ		
	1	有	92 36
	2	##	36
介護療養施設サービス事業の			
// BEAR BUILDED / CAPAC	1	· 有	1
		無	127
病床数	L <i>-2</i> ,	-Mi	121
MAN POLICE	-	200床以上	103
	1 2		
Act by his at an at any	12	200床未満	25
院外処方の有無			
(6施設は静態に情報なし)	1	有	117
	2	無	5
都道府県の地域分類		-	
	1	北海道	5 8
	2	東北	. 8
	3	関東	48
	-	東海	14
·	4 5	- 北陸	4
	중-	- 近畿	20
	누	中国	
	⊬		8
	8	四萬	5
	9	九州	16
国家公務員の地域手当にお	<u>ける#</u>		<u> </u>
	1_	1級地	18
	2	2級地	5
	3	3級地	16
	4	4級地	21
1	5	5級地	10
	6	6級地	18
	1 7	その他	40
精神病院か否か	<u>'-</u>	CONG	
	П	精神病院でない	128
	2		
BBED TYCE ()		精神病院である	0
開設者区分			l
t	1	国立	51
	2	公立	30
i ·		公的	1
	4	医療法人	1
l	5	社会保険関係法人	0
l	6	その他の法人	45
l .	7	個人	1
		1917 \	<u> </u>